

ベルス、ローゼンベルグ氏等が道化役者しみた滑稽な服装を身につけて、會心の立廻りを演じたといふ以外に、全世界の新聞紙は何等報道すべき問題を有たなかつた。

かれ等は確かにローマのシーザーが、人民が征服者に不満を抱いたなら、人民にパンと見世物を與へねばならぬといふことを知つてゐたことを感知してゐるに相違ない。今日のファシストのネロン達は勞働者の間にあつては飢餓と乞食、農民にあつては極度の衰退、小ブルジョアジーにあつては破産等のために、ドイツ人民の間に不平の昂じつゝある事を熟知して居る。かくてベルリンのシーザー達も亦人民に何かを與へなくてはならぬことを考へつゝいた。扱て彼等に何を與ふべきか。與へたいがパンはない。よろしい、それなら見世物だ！……ニルンベルグの假小屋でゲッベルス、ローゼンベルグ以下の道化師達は入り代り立ち代り捨身の臺辭を叫び續けた」と。所謂「捨身の臺辭」とは、ヒットラーの「共產主義への宣戰」、ゲッベルス氏の「モスクワの真相の暴露」、ローゼンベルグ氏の「世界の敵ソウエート」であることは自明である。續々數萬言に亘る所謂「捨身の臺辭」の要旨を摘出すれば次の如くである。先づヒットラー總統に聞く。

「ドイツ國民の偉大なる政治的閱兵式は、再び古都ニルンベルグに於て七日間に亘つて執行された。……數日間われわれの見たものは新しき國家であり、新しき人間であつた。わが國民が經驗し、われわれが目撃してゐるこの測り難き變化を思ふとき、誰か再び強き感激に胸を躍らさざりし者があらうか。」ナチスの國家は、ドイツ國

と警告し、

「遠く二千五百年の歴史を有するヨーロッパ文化は、前古未曾有の野蠻のために潰滅する」の虞があるから、「予はこの危険を見、これに氣絶して眼を閉ぢ、再びこれを見よう」とせぬ弱者の輩でない、「予はこの危険を前にして、われわれナチス黨員が、權力獲得の以前十四年間立つてゐた戦列に再び就くことをドイツ國民に要求したい。」と述べて居る。

次にローゼンベルグ黨外交部長に聞かう。

「ヴォルシェヴィズムの破壊力はロシアの領土に限られて居らず、地球上の到るところに働いて居る。……魂の祖國を失へる幾萬のインテリデマゴグは破壊的プロバガンダに仕へんと待ち構へてゐる。……加ふるに尤大なる國家ソウエート聯邦は、幾億の資金を用ひて破壊的策動を組織して居るのである。如何なる國民と雖も、この工作に對して拱手傍觀してゐるならば、つひにヴォルシェヴィズムの犠牲となり終るに違ひない。」

と説き、世界各地の動亂は盡くモスクワより發する指令に基くものなることを明かにし、ソウエート聯邦に於けるユダヤ人の勢力分布を詳述し、彼等による

「ヴォルシェヴィズムこそ本質的にはユダヤ世界革命の形態であり、永遠に乖離せるヨーロッパ人に復讐せんとする『アジアの大陰謀』なるが故に、これとの妥協は絶対に存し得ない。」「モスクワはヨーロッパ文化に宣戰した。……各國民が過去と將來に對する自己の義

民の名譽と國權を恢復するに努め、この目的の遂行を、從來のブルジョアの言辭によつて約束せずして、行爲によつて實現した。われわれに課せられた政治的課題の中、第一の最も困難なものは今や解決された。」「新しきドイツの今日あるは、まことにナチスの思想の賜であり、ナチスの指導の成果である。」

と説き起こしてナチスの成果を誇り、轉じて

「われわれの憂慮に堪へざるは、或る國家がその國民に適合した固有の生活を見出し得ず、かの恐るべき思想の餌食となることである。その思想とは、われわれが不俱戴大の敵として、容赦なく闘つて居るヴォルシェヴィズムである。」

となし、

「われわれがこれを敵視するは、それがわれわれの思想と反對なる

によるにあらず、それが全世界をも、われわれをも脅威して居る狂氣の獸的思想なるが故に」とその理由を説明し、

と高唱し、

「ヴォルシェヴィズムは歐洲諸國の力を弱め、危険を判断する能力を失はせ、別して斷乎たる抵抗力を失はしめる。ヴォルシェヴィズムはこの

務を自覺し、これを勇敢なる行爲によつて示さんとするならば、ヴォルシェヴィズムを最後の瞬間に於て撃退し得ると信ずる。……われ等とわれ等の子孫が生存する限り、その破壊力は再びドイツに姿を現はすことはないだらうことを斷言する。」

として居る。

終りにゲッベルス氏に聞かう。

「われわれが一般に思想と呼びなして居るものは、かのヴォルシェヴィズムと名づけられるものとは何の關係もない。ヴォルシェヴィズムとは病理的な犯罪的な精神錯亂なのであつて、ユダヤ人が案出しユダヤ人が指導し、その目的とするところは歐洲文化國民を滅亡せしめ、國際的ユダヤ的世界征服を實現せんとするものである。ヴォルシェヴィズムはユダヤ人の脳髓の中にのみ生れ得た。而して世界大都市の潤ひなきアスファルトの地面のみがこれに傳播の可能性を與へたのであり、戦争と經濟恐慌のために心の底まで打ちのめされた者のみが、これを採りあげたのである。」「ヴォルシェヴィズムは劣等人種の獨裁である。ヴォルシェヴィズムは虚言を以て權力に到達し暴力を以て權力を維持する。」「ヴォルシェヴィズムの理論の毒は、口に甘くして人心を釣る。而もその實踐は、殘虐非道極まりないのである。その道は屍の山を築き、その土は血と涙の海に圍まれてゐる。人命の如きはこゝでは一顧だに價しない。この危険を前にしてブルジョア・ヨーロッパは、依然『他國の内政に干渉すべきでない』との文句を繰返して拱手傍觀して居る。……ヴォルシェヴィズムの問題は全ヨーロッパ存亡の問題である。これに與するか、これと戦ふか、

何人も斷乎たる決斷をなさねばならない。」と説き、ユダヤ人の獨裁がソウェートの真相であり、ロシア労働者こそ現代の奴隷であり、軍縮宣傳の裏に於てソウェート聯邦は帝國主義的軍備を整へつゝあり、スペインの内亂はコンミンテルン第七回大會に際して與へられた指令の實現に外ならぬとしかゝる。

「惡魔的世界ベストは絶滅されねばならぬ。而してこの絶滅に力を加すことは、責任感を有する各人の義務である。」「われ等の指導者アドルフ・ヒットラーが、ヴォルシエヴィズムの襲撃に對し、東ドイツの國境に城壁を築き、かくて破壊と無政府の脅威に備ふべく、全歐洲の精神的先達となれるのは、實に彼の歴史的功績である。」

と高調して居る。

ドイツ國內の整序は、國粹社會主義の理念に則し、ナチス獨裁の下に今や一應の完成を見たのである。それはたとへば鑄型に注ぎこまれた湯が、漸く冷却してその姿を現したのであり、その巧妙周到なる設計に基きて鑄造された機構が、所期の効率を擧げ得るや否やは、これが設計鑄造に執掌したるナチス首腦部の熟知するところであらねばならぬ。三六年度黨大會に於てヒットラー總統は「新しき今日のドイツの存するは、まことにナチスの思想の賜であり、ナチスの指導の成果である」と説いた。更に

「他國民の間に於て何が説かれ、何が信ぜられ、如何に生活されて

ゐるかは、われ／＼の關知するところではない。」「ドイツに於てナチスの支配してゐることが、デモクラシーに何の關係があるか。われわれがドイツに於てデモクラシーを許容せざる如く、デモクラシーの諸國も亦、國粹社會主義を許容せねばいゝのである。」「各國民が思想的にも、政治的にも、經濟的にも獨自の見解及び要求に應じて幸福となることをわれ／＼は是認するものである。」

とも説いた。われ／＼はヒットラー總統の言説の妥當なるを思ふものであり、この故に三六年度黨大會に於て如何に國粹社會主義が讚美され、その成果が誇稱されても、敢てこれが是非をあげつらふを欲しないものである。まことに顧みて他を言ふの要の存せざるに拘らず、何が故にナチスがソウェート聯邦攻撃にその鋭鋒を指向するの要が存したのであるか。これが理由に關しては、ヒットラー總統等の論旨を紹介し、且つわれ／＼の考察もドイツ經濟情勢の概觀との關聯に於て既に之を試みたのである。

われ／＼の知らんと欲し、重要視せんと欲するところは、ソウェート聯邦に對するナチスの非議にあらず、國粹社會主義の是非にもあらず、むしろ既に概觀せる如き經濟情勢下にある國粹社會主義國家ドイツに於て、新四箇年計畫の名の下に、果して如何なる計畫が樹立せられ、且つ遂行せられんとして、果してまたその一般國民生活への影響如何である。

三六年度大會に於て開陳されたところに従ひ、第一次四箇年計畫と新四箇年計畫との關係をみるに、

と説き、また原料自由の達成、自給自足主義の實現のための新四箇年計畫につき、

「デモクラト達の口から、われ／＼は今や經濟に對し自發的活動の自由を與へずして、經濟を國家的計畫の極密内に閉塞せしむるものであるとの非難をきくであらう。然し、國民同志諸君！ 彼らは茲に問題はデモクラシーや自由やについてではなく、生死存亡が問題たることを諒解するに至るであらう。」と述べた如く、まことに新四箇年計畫は、ドイツ經濟の非常時對策であり、向後四箇年の間に於て、右計畫に基き「ドイツ工業技師及び化學者の全能力、經濟的全可能性、ドイツ労働者の全給付能力を整序配置することにより、生産を原料輸入に依存するの要なき程度に發展せしむるを期する」にあるのである。

また

「ドイツ經濟が自己の健全なる經濟を以て世界經濟に參與するがためには、他の凡ゆる健全なる國民經濟とひとしく、ドイツ國民を經濟的に維持するための自己の諸可能性を能ふ限り利用することが喫緊事となる。今や國粹社會主義國家は如何なる事情の下に於ても、人口制限策の採用に同意せず、むしろ反對に、最も自然的なる人口増加をはからんと決意せるが故に、この將來の發展の成果に對し、熟慮するところがなければならぬ。土地收獲の激増は不可能であり、近き將來に於ける輸出の激増も期待困難な状態にある。この故にドイツ國內に於て、如何なる種類の必要原料品、燃料等が調達され得るかにつき、極めて正確に調査することが、國粹社會主義國家並

「原料自由が達成さるゝを要することは、既に一九三三年に於て明であつたのである。然しながら、先づ財政的問題が國粹社會主義的方法に従つて解決されねばならなかつた。労働が取り敢へず動員されねばならず、この労働を以て新工場が建設されねばならなかつた。労働は動員された。同時に原料自由への巨大なる第一歩が踏み出されたのである。……最初の四箇年に於ける労働供與の時期は、次の四箇年に於ける工場建設にとつて、恰も資本主義の下に於ける工場建設のための株式發行、會社の設立、株式の賣出し、資金の調達と同様の關係に在る。」

扱て然らば新四箇年計畫の目的は奈邊に存するであらうか。ヒットラー總統が、

「如何にかしてドイツの智能、化學及び機械工業、鑛業により、四箇年の間に於て、ドイツが凡ゆる原料品に關しては外國に依存するを要せざる如くにせねばならぬ。」「國民の經濟的維持といふ重大なる使命が達成さるべきものとすれば、この新たな大計畫は國內に於ける社會的平和なくしては、その解決を見出し難いのである。」「余はこの新計畫の大なる課題たる所以を承知して居る。然しこの課題は科學的に各方面に於て既に解決されて居る。……故にこの計畫の完成實現は、ただわれ／＼のエネルギーと決斷の問題である。國粹社會主義者として、われ／＼は『不可能』の文字を知らず、將來に於てもかゝる文字をわれ／＼の語彙の増加として採用するを欲しない。」

に經濟指導の任務となるのである。かくて本大會直後の九月十五日、新四箇年計畫のために一局が開設され、更に十月十九日に至り本計畫遂行に關する全權をゲーリング航空相に賦與すべき旨の總統令の發布をみた。然しながら、これ等を以てしては、新四箇年計畫の目的はこれを知るを得るとしても、後述の如き棉花、ゴム、石油等を除く原料に對し、この目的達成のための具體策が如何に樹立されたのであるかは把握し難いのである。

ドイツの原料自給策は、外貨の缺乏と原料輸入の困難に對する對策として既に一九三三年以來行はれ來たつたのであり、三年度大會に於ても、生活及び國防上必要な原料の國産、例へば石炭液化、人造ゴム、織物の原料の増産計畫の進捗が指摘され、同時にドイツ工業が地域的に、大規模に、新たに整頓されたる事實を以て、ドイツ經濟の自給力の漸次的充實が例證されたのであつた。

ナチス政權把握以來の努力により、石油、亞鉛の如きは幾分その生産増加を來たし、またアルミニウム、石炭の如きは自給し得るが、これ等の外各種原料を盡く自給するが如きことは、如何にドイツの全智能を動員するも不可能事に屬する。ヒットラー總統はニルンベルグの突撃隊大會席上、棉花、ゴム、石油等の資源乏しきを論ずる者に對しては、合成代用品の生産によつて、技術的にこれが自給を解決し得と答へんと論じた。今日

のドイツに於て、合成代用品生産が技術的に可能と目されつゝ、あるものゝ主要なるものが、實にヒットラー總統の擧ぐる三者なのであつて、その他の原料については、合成代用品の生産が可能なりや否やについてすら疑問が存するのである。加之上記三種の原料と雖も、これが合成に要する原料がドイツに於て自給され得るやについても問題が存し、また合成原料品の生産費は今日に於ては未だ高く、戦時は論外として、平時に於ては合理化による生産費切下の要が存するのであつて、この種産業部門への労働者の吸収は多くを期待し得ない。ナチス經濟國策は「如何なる事情に於ても、貨銀及び俸給の引上げを許さざる原則より出發す」とさるゝに拘らず、他方高價なる合成原料品の強制使用を敢行するときは、必然的にドイツ工業生産品は低廉なるを得ず、かくて國內に於ては益々國民生活の逼迫を來たし、對外的には輸出貿易を困難ならしむるであらう。原料自給策の如何に困難なりしやについては、過去三箇年の実績がこれを證明するのであり、またドイツ・ウルトシャフトツァイトゥング、ドイツ・フォルクスウルト、ドイツ・プリーフェ等の諸新聞は新四箇年計畫の困難を危惧して居るのである。

たすであらう、これが對策として新四箇年計畫を見ると、果たしてヒットラー總統の言ふ如く、「ドイツの大原料生産業の建設は、軍備完了後に生ずべき失業者を、國粹社會主義的に」吸収し得るや否やは疑問としても、多少の効果は期待し得ると言はねばならぬ。また將來戦に於ける原料の自給自足の見地よりして、本計畫の有意義たることは疑なきところである。加之、新四箇年計畫の成功、従つて原料自由の實現は、從來の如き世界經濟市場との關聯による羈束を脱するを得せしめ、ナチスの理想たるアウトタルキーが實現するわけである。然しながら、その曉に於ても「われ／＼はわれ／＼のために働くのであり、内外人たるを問はず、資本家のために働くことなき」國家が出現するとは斷言し難いであらう。

われ／＼は以上に於て、新四箇年計畫に於て主要原料品と目さるべき物資の自給が、既に大なる困難を隨伴することをみた。またアウトタルキーに對するドイツの有力者の見解にも觸るゝところがあつた。現在の領域を以てするドイツ・アウトタルキーの可能性の有無については、肯定否定の兩論が存する。然しながらナチス綱領第三は「わが人口過剰なる國民の生計と、植民のため要する土地及び領域(植民地)を必要とす」とし、また「國粹社會主義は領土政策の道をとる。……國粹社會主義にとつては、ドイツ國民の生存と將來こそ最高の目的である。その政策は『現在』のみに限定されず、同時にまた方法と可能性を求

めつゝ將來をも見るのである」と主張される限り、アウトタルキーの可能性の有無の如き論議はナチスの無視するところであければならぬ。蓋し、ナチスは「不可能の文字を知らず」、「目的遂行を從來のブルジョア的言辭によつて約束せずして、行爲によつて實現する」筈であるからである。理想として、原則として自由通商主義が採らるべきものとしても、今日の段階に於ては列國共に自給的鎖國主義を採らざるを得ず、就中軍事的には永久的にも考慮さるべきこの問題がナチス・ドイツに於て、對内的にも對外的にも磨擦なく矛盾なく解決されるならば、そのよるこびはひとりドイツのみのものに止らず、またおしなべて世界人類の慶福でもあるのである。かくてナチス今後の施設は、われ／＼の關心を要求してやまないものがあるわけである。

(1) 織物原料、ゴム、石油の輸入の最近の推移は次の如くである。(單位百萬マルク)

年度	品目	羊毛	羊毛その他	棉花	大麻、亞麻類	ゴム	原油	鐵油
一九三一		三三二	三三七	七〇	三四	二九四		
一九三二		二二六	二九一	五七	二〇	一六七		
一九三三		二六六	三〇七	六六	二五	一五五		
一九三四		三二八	二六〇	七〇	四二	一六六		
一九三五		二四八	三三〇	八六	四六	一八一		
一九三六		一五四	一七一	五一	三九	一四		一一二

- 一九三三 五一六二 二〇九 五八 二九 一〇 九七
(八月) (世界經濟週報、第十七卷、第四十四號による)
- (2) Wilhelm Boeckmann, Von Marx zu Hitler, 1933, S. 98.
- (3) 神戸博士、日本の經濟國策について、經濟學の諸問題所載、四頁以下参照。

現政權の勤勞階級對策と勤勞階級の狀態

上述のところはナチス施政下に於ける社會經濟情勢の一斑である。次にかゝる情勢下に於ける勤勞階級の狀態並にこの方面に於けるナチスの施政を概観する。

「在野十四年の苦節を守つたわが黨は、一九三三年に初めて國政變理の重任を帯びることとなつた。爾來今日に至るまで僅かに四年、而もこの間に於て成就せるわれらの業績は如何に大なるものがあつたか、それはまさに一個の奇蹟である。これこそ比類稀なる眞の革命であり、わが黨以外の何人か斯る奇蹟を成就し得たであらうか。從來の年次大會も、わが黨の收めたる成果の報告に非るものはない。併し今次の執政第四周年の大會は特に然りである。蓋し、過去四年の間、國民生活の各方面に亘り、測り難き程の復興の氣運が瀕り來つたからである。そしてそのテンポの速さは古來稀に見るところであり、ドイツ國民内部の團結の固まつたことも史上比類なきところである。われらは四年以來、年として成績を挙げなかつた年はないが、三五年に於ける治績は就中駭目に價するのである。」
 一九三六年九月九日、第八回ナチス黨大會第二日に於て、ワ

クネルバイエルン總理兼黨首席をして代讀せしめたヒットラー
 總統の演説は、上に引用せる如く、ナチス執政の成果を誇り
 「余の發表せる四年前の政綱は、右の如く——一九三三年一月三十日の夕、余は簡單なる宣言を發し、わが黨の目標とするところを示し、國民に對してわれらに假すに四箇年の歳月を以てせんことを求めた。……四年の後余の約束の實現せられたるや否やを國民に問はんとしたのである。當時反對黨は擧つて余の要請を嘲笑した……」
 云々とあるをさす——當時全く空想にして實現の可能性なきものとせられたが、今日われらの到達した實際の成績に比較すれば、かの政綱は殆んど言ふに足らぬ程小規模のものであつた」

とし、今日の成果を二十三箇條列挙して、爾來四年間に成し遂げた成果を、當時假りに政綱として示したならば、世人は果して何と言ふであらうか」として居る。今、われはナチスの成果として列挙されて居る盡くを問題としない。たゞ茲に關聯するものとして、次の如きものが指摘されよう。(一)四年間に六百萬人の失業者を百萬人に減ずる。(四)國民所得を四百十億から五百六十億に引上げる。(五)中産階級や職人階級を救済し、更生せしめる。(八)工場の勞働者は二倍どころでなく、三倍、四倍に増加し、更に新しい工場を續々建設する。(九)社會民主黨、共產黨、中央黨は姿を消して獨逸國民は一體となる。同時にブルジョア政黨の存在も勿論許さない。(二〇)勞働者を煽動する勞働組合も、勞働者に締出しを喰はせる實業家聯盟をも解散

せしめる。

而して

「四年前に右の様なことを言つたら、世人はこれを一笑に附して余を狂人ときめて終つたであらう。而も右の各條項は何れも現實の生ける事實として、今日われらの面前に儼存して居るのである。かゝるとき、われらは過去を回想して、秘かに得意の念を禁ずる能はざるものがあつても、それは許されないことであらうか」として居るのである。

一九三七年の景氣研究四半年誌は、

「ドイツ經濟は總體的に一九二八年の水準、即ち前週期の昂揚の最高點に到達した。ある部分に於ては、一部この水準を突破さへした多くの産業部門は、自己の生産裝備の狀態、勞働力の供給、或は原料享受の可能性によつて決定されるところの、その技術的可能性が許す限り、最大限度の運轉をなした。消費資料の生産部門に於ては生産及び流通は急速に増大し、且つ収入も急激に増大して居る。加ふるに、昂揚を遅延させようとする殆んど凡ての諸契機が、過去數年間に於ては、未だ往々經濟的發展に對して、少からぬ影響を與へたのであるが、最近では、これらの契機はその意義を喪失して了つた情況にある」

として居るが、軍備が——従つて軍需景氣が獨逸の景氣の槓杆を形成して居ることは周知の如くであり、同誌も亦、

「現在、軍事上の投資は總投資額に於けるその割合には關係なく最高度に經濟政策の積極的要因をなして居る」

ことを認めて居る。

又、食料の自給自足計畫は事實上拋棄せざるを得ぬ事態に陥つたのであるが、ゴスラルに於ける國民大會に於てゲーリング氏は、

「そこでわれは——は今や食料の自由を確保せねばならぬ。併し、全部の食料をドイツの土地から得ることは不可能である。故にこの不足は他の方面、すなはち工業部門に於て補填されねばならぬ」と述べたのである。かくて第八次ナチス黨大會に於て新四箇年計畫の發表となつたことは、後に述べる如くであるが、とにかく、軍需工業と四箇年計畫の下に於けるドイツ勤勞階級の生活水準の一層の劣悪化は、ドイツ・ウォルクスウィルト誌すら、

「ドイツ政府は、食料品に對する必要はそれに相當する農業政策によつて、又、安全保障に對する必要はわが國の軍備狀態に相應する軍隊の創設によつて充足せんとして居る。これ第二次四箇年計畫の目的とするところである。わが國の原料ストックの大部分が消費されて居る以上、この計畫は、少くとも暫くの間、生活水準の低下と言ふ意味に於て、若干の犠牲を必要とする」

として認めざるを得なかつた。かゝる國民大衆生活の窮迫下のドイツ勤勞階級の社會運動乃至勞働運動は、爾餘の資本主義諸國に於ける如きものではなく、本來の意味に於けるそれ等の運動は、ナチス獨裁の下に於ては存在を許されないことは言ふまでもない。マンチェスター、ガーディアン紙は、獨逸に於ける是

等の事情について次の如く報じて居る。

「ドイツに於けるナチス獨裁に對する反對闘争については、餘りに機械的見解が行はれて居る。獨裁の壓力は反抗勢力を醸成し、ナチスの恐怖政治は労働者を團結せしめ、必然的に大衆的抵抗を招くに至ると言ふのである。かゝる見解は最初ドイツの社會主義者と共產主義者の大部分が抱いたもので、彼らは合法的なる社會民主黨、共產黨、労働組合等が消滅した後、再建を計り、獨裁に對抗するため、非合法或は地下運動を行つてゐた。併し彼等の運動再建の希望は實現し得ず、非合法運動は獨裁を脅すどころか、效果的に獨裁を攻撃することすら出来ない。従つて今日までのところ、彼等の共通の希望は、或る全般的危機に於て、獨裁が脅かされ、ナチス黨幹部の間に分裂が起り、或は戦争が起つた機會に、危殆に瀕した獨裁に對して、抵抗或は攻撃の根據となるべき組織の維持にある如くである。現實的には獨裁に對する政治闘争は今日に於てその存在を許されず、將來への計畫が潜在的に存するのである。かゝる潜在的計畫乃至は戰術は知るすべもない。

ドイツの労働者は獨裁に對抗して再建を計るところか、却つて分裂してゐる。非合法運動は現實的なものではなく、秘密結社とその關係者は過大に宣傳されるが、労働運動は今日のドイツには存しない。ドイツの軍需工業労働者はその労働條件の比較的良なるにより、ドイツ労働階級の特權の中心となりつゝあり、その中の少數者が獨裁に反對してゐる。併し熟練工と不熟練工の間には嘗つて存したよりも、大なる分裂が生じて居る。多くの不平があり、非合法運動

に對する同情はあるが、ドイツの労働者は今日政治に無關心であり青年労働者は政治に無關心となるか、ナチスとなつて行く。マルクス主義者は老年労働者と共に消滅して行くように思はれるが、ナチズムは青年をひきつけて居、非合法運動には人的の大衆的基礎がなく、ナチスの大衆以外には、現在のドイツに於ては、同質的な大衆團體は存しない。否、その存在を許されて居ないのである。」

従つて、われわれもドイツに於ける本來的意義の社會運動乃至は労働運動については、報導すべきものを有しないわけである。たゞ見らるゝところは、ナチスの指導、統制下に齎らされた諸團體の發展と、繰返されるナチズムの高唱に止まる。例へば第三回ドイツ労働戦線大會がナチス黨大會と關聯して、一九三五年九月十四日に開催されたのであつたが、この大會に提出された労働戦線及び歡喜の力團の性質、進歩並に事業について労働戦線の指導者ロベルト・ライ氏の報告によれば、労働戦線の性質は、ドイツの新社會秩序が凡ゆるドイツの労働者によつて、公理として容認される一基本原則——すなはち企業は一の統合體であること——に基くものである。雇傭主と労働者とは相互に争闘する二つの判然たる階級ではなく、單一な労働軍であり、たゞ運命のまゝに諸種の地位に振りあてられたに止まるものである。労働戦線の社會的活動は、労働者生活と言ふ部面だけに限られてはゐない。蓋し、新社會秩序は生活闘争場裡に於ける一切の人間の要求を抱擁して居るからである。労働戦線

の目的とするところは、賃銀水準の引上げに存せずして、生活程度の向上に存する。

凡そ人はその労働の主人であらねばならぬ。誇り高きドイツの労働者を卑屈なプロレタリアと化したところの劣等感なるものは、部分的には労働者が自己を不適任だと感じた點にもよる従つて、一般に満足すべき社會秩序を建設するためには、職業訓練が主要なる必須條件となるのである。

過勞の、神經質な人は、雇傭主にとつて無用なものである。故に、休日についての要求はやがて、労働者からよりもむしろ一層強く雇傭主側から提出されるであらう。

現段階に於て、ナチス黨は主として價格の上昇に留意してゐる。その指導原則は、労働組合の採つたもの——即ち階級戰の必要を證するため、金銭賃金を常に變動させ続けること——の正反對である。ナチス黨は、安定せる金銭賃銀制度を欲するが故に、價格もまた安定して著しき變動のないことを主張する。

賃銀のためにする婦人の就業は、それ自體として婦人と種族とにとつて、危険でもなく、害悪でもない。蓋し、婦人労働者の健康が産業に於て損傷されると言ふことは、全く誤りであるからである。しかし、婦人がその體力を越ゆる仕事をなすべく要求される場合には、忽ちその心身を傷める。されば婦人に對して、過激な労働を強ひることは、一の罪惡である。労働戦線はこの點を改め、今日に於ては、極めて僅少の婦人しか、過激

な労働に傭使されて居ないことを誇り得るものである。同様なことは少年の傭使についても適用されて居る。

ドイツ労働戦線が、その原則を實現するために行つた主要な努力について、ライ氏の述べて居るところは次の如くである。

多くの場合、新しい賃銀規則は賃銀の増額を行つた。ヒットラー氏が權力を掌握して以來、賃銀引下げを避けるために、嚴密な注意が拂はれたのであつて、二、三の場合に賃銀の引下げがあつたにしても、それは單なる調節的手段たるに過ぎないのである。一般にドイツでは賃銀引下げは許されなかつたし、また行はれもしなかつた。反對に、例へば家内労働者や煙草労働者の場合の如く、賃銀増額は盛に行はれたのである。海員については、新しい規則表によつて、可成多くの利益が保證された。賃銀は据置かれたのだが、食事と居室との改善には特に力が注がれた。建築労働者はその家庭から遠距離の所で働く限り、一マルク乃至一・五マルクの補足金を獲得した。また、現行賃銀表の嚴重な検査からも、賃銀の實質的な増加が得られた。賃銀表所定の率より少い賃銀の支給は禁ぜられた。二、三の企業では利益分配制度が採用された。

ドイツの一切の労働者について、休暇の方面では著しい改善があつた。ナチス以前に於ては、僅かな個々のグループだけが正規の休暇を有したのみで、それも部分的にしか與へられなかつたものである。然るに今日では、労働管理官の定めた賃銀

規則を通じ、または企業主と従業員との協定を通じて、大部分の労働者は休暇をとる権利を持つて居、未だ規則の發せられてゐない場合でも、歡喜の力團が労働者のために休暇を獲得してやつて居るのである。

尙ほ労働戦線は、労働者住宅、職業訓練、餘暇時間の組織等の問題を扱つたが、就中労働戦線の一部たる歡喜の力團を通じて、五百萬人の人々が山岳、海濱またはノールウエイのフォルドの遊覽にその休暇を利用したが、この外、二億マルクの資金が工場の改善や美化、公園及び庭園の建設等々に投ぜられた。労働戦線所屬員の利用に供するため、總計二萬人を收容し得る大海濱ホテルの建設及び各千五百人を搭載し得る遊覽船數隻の建造を計畫して居る旨を發表した。

かくて労働戦線は過去一年間に四、七三七、九二五人の増加を見、同じ期間に於ける總収入は三一〇、八七七、一五四マルクに上り、その三四％は失業、廢疾、危難、婚姻、災害及び死亡に對する手當金並に特別手當金に充當された。労働戦線の貸借對照表は二五〇、〇〇〇、〇〇〇マルクの剩餘を示し、その中六二、〇〇〇、〇〇〇マルクは三箇月期限の現金であり、一九三五年十月一日以降は毎月四、五百萬マルクの剩餘を計上しつゝあり豫算は均衡を得るに至つた。

シ、ハト經濟相は、經濟相、労働相及び労働戦線指導者の間に成立せる協定の結果、一九三五年三月にドイツ産業經濟協會の

の存することを承知してゐる。われ／＼は、公正にして満足な協調を見出すことに専念して居、一致協力して最善を盡しつゝ、あると述べた。

緒てナチス政府の努力の跡を概観しよう。先づ失業克服の状況について見るに、失業は一九三五年末に於ては増加を示しすなはち、十二月三十一日現在に於ける失業者數は二、五〇六、八〇六人であり、それを十一月のそれに比すれば五二二、三五四人の増加である。尤も一九三四年末に比すれば約十萬人の減少である。而して若干の産業に於ては熟練労働者の不足を來たした部門も存するが、三五年度に比し失業者の減少した部門は金屬工業の二四・七％、七萬三千人、俸給被傭者は一六％、四萬五千人等が著しく、増加した部門は建築業の一九三五年十一月一日以降に於ける二十三萬五千人、屋外労働者の三萬三千人等が著しい。

従つて、失業給付を受ける失業者數も一九三五年十一月の三十八萬七千人から十二月には六十六萬人に増加し、緊急扶助の受給者は六十六萬人から七十四萬九千人に、公共扶助の受給者は三十四萬人から三十七萬六千人に増加した。緊急事業に傭使される失業者數は減少し、職業紹介及失業保險局によつて補助される事業に關する限りに於ては、一九三五年十二月三十一日現在に於て、十一萬九千人に止まつた。

次に一九三五年十月三日附の職業紹介及失業保險局長から總

労働戦線加盟決定につき、注意を喚起した。右協定の指導原則が、労働者と管理者との協力に存したとしても、それは労働戦線とドイツ産業經濟協會とが、夫々の任務につき有する責任や獨立性を破壊せんとするものではない。併し、政府はこの獨立した責任が新たな對立を生ずるが如きことなからしむるために、決意を有して居、ドイツ産業經濟協會は從來の雇傭主團體の後繼者ではない以上、かゝる對立の危険は實際上とるに足らぬであらう。目下設立過程にある經濟及び労働審議會の主要な機能は、企業全體に關係ある問題、指導者と従業員との關係及び一般の經濟狀況について、企業主とその従業員との間に、率直にして腹藏なき討論を行はせるにあるのであると述べた。

ゼルテ労働相は、その演説に於て、國民労働統制法の基本的道義觀念は、雇傭契約法をはじめ、労働法のその他の領域に於ける發展についても基調となるであらうと述べ、これについて必要なことは、雇傭條件の純法理的乃至は契約的觀念の代りに人間關係に基く規律制度を設けることである。この人間關係と言ふのは、職場協同體の觀念に基いて居るものであるとした。更に、政府の當面して居る任務は極めて困難であるが、しかし閣員は皆、特に余は労働相として、労働者の生活程度の改善に對しては特に注意を拂ひつゝある。われ／＼は、賃銀と物價との間の必然的關係を認め、また労働者が從來廣汎な犠牲を拂つたことや、かゝる犠牲は人爲を以てしては如何ともし難き限界

ての職業紹介所にあてた一通牒は、緊急事業の施行につき、一の新制度を採用して居る。

職業紹介及失業保險局から補助は、今後は新規事業につき、就業時間が普通であつて、それに傭使されるすべての者——職工長等を別として——が昨年中に六箇月以上失業してゐたが、又は少くとも三人に對する家族手當を受ける場合においてのみ支給されるのみならず、前記の條件を充たせる労働者のみが、一九三五年十月六日前に補助を支給された事業に傭使されることが出る。但し當該事業を豫定期日までに、且つ特別に多くの經費を要することなく完了するために必要な場合には、例外を認めることが出来る。またこの種の事業に傭使される失業労働者に對しては、その者が家族扶養義務を有し、且つその契約により家族と離れて住むことを必要とし、又は一日に一回以上家庭に歸ることの出来ない場合には、家族手當の支給を規定して居る。

尙ほ一九三五年十二月二十七日の命令によつて、現行失業保險規定が一九三六年より、ザール地域にもその適用を擴張されることとなつたが、最初の四半期は、職業紹介及失業保險局への掛金は、その計算の基礎となつてゐる賃銀の四％であるが、四月一日からは掛金率はドイツの他の地方と同様とされて居る。

次に一九三五年九月十五日のニルンベルグ法制（ドイツ市民法及び種族法）を施行する命令が、同年十一月十四日及十二月二

十一日に發せられた。

市民法に基き發せられた十一月十四日命令は、ユダヤ人又はユダヤ人に同化せる者はドイツ市民たり得ず、且つ公共雇傭から締出さるべき旨を規定した。ユダヤ人なる官吏は、一九三五年十二月三十一日限り退職すること、但しその中在郷軍人たる者は、彼等が年金を受ける場合には、退職年齢に達するまで、現在の基本俸給を増額されることなく受けることが出来る。

十二月二十一日附の第二次命令は、如何なる人々が民法の下に於て官吏と看做さるべきかを定めて居る。すなはち、直接たる間接たるを問はず、聯邦政府、邦、地方官廳又はそのグループ及び公法人の官吏、官吏の權利及び義務を有する社會保險施設の被傭者、學校教師、教授、名譽職に在る者、大學講師及びチューター、軍人及び公共義務を有する一切の者、更に一九三六年四月一日からはユダヤ人は最早公病院又は私立の公益病院(ユダヤ人の病院を除く)の長又は保險施設によつて傭使される監督的地位にある醫師となることを許されない。國立銀行及びドイツ鐵道會社は同様の措置をとる權限を認められてゐる。尙ほユダヤ人は今後は公證人、財産差押人、官選破産管財人、職業紹介所及び邦の雇ふ辯護士として活動し得ない。

尙ほ一九三五年十一月五日附法は舊俸給被傭者組合の創設した一切の職業紹介所の統制權を、ドイツ勞働戰線から職業紹介及失業保險局に移してゐる。この措置は、勞働戰線と失業保險

局との協定によるものであり、保險局が今や職業指導及び勞働者と徒弟との職業紹介に關して、專屬的權限を持つに至つたことを意味する。

失業保險局長は、勞働相及びその他の關係相の同意を得て、營利のためにせざる限り、他の機關に職業紹介を委任することが出来るし、勞働相は若干の企業が一定の職業につき、營利のための職業紹介を行ふことを認許することが出来る。これ等すべての機關及び企業は、職業紹介及失業保險局長の監督に服しその指揮に従はなければならぬ。保險局長は勞働相と協定のの上、それが國家にとつて有利なる場合には、若干グループの人の職業紹介に關して、優先的取扱を要求することが出来る。

一九三五年十一月二十六日附の同法施行令によれば、今や營利を目的とし得ざるに至つた職業紹介機關は、保險局長の認可を得ざる限り、一九三六年三月三十一日までに紹介事務を停止せねばならぬ。但し、營利を目的とする演藝家の職業紹介に従事する企業(音楽及び演劇紹介所)は追つて指令のあるまで營業を續け得る。

農業勞働者の募集及職業紹介については一九三五年十二月三十日附命令によつて、職業紹介及失業保險局長は出稼農業勞働者の募集、職業紹介及び雇入は保險局の專屬的權限に屬する旨を規定した。この命令により左の者は出稼移住勞働者と看做される。農業的又は同様の企業に於ける季節的勞務に従事するた

めに、春にその家庭を離れ、冬に家庭に歸還する一切の農業勞働者。

雇傭主又はその代理機關は、出稼農業勞働者の一切の募集、職業紹介及び雇入を行ふことを禁ぜられて居る。この種の勞働者は保險局から豫め認可を受けなければ、雇傭され得ないこととなつてゐる。

勞働手帳制度に關しては一九三五年五月十八日の命令の適用を受ける十六の産業において、勞働手帳の發行が完了したので一九三六年一月十七日附の勞働相の條令は一九三六年三月一日以降勞働者は彼等に正當に交付された勞働手帳を所持せざるときは、當該の業に傭使され得ざる旨を定めた。本規定に違反せる雇傭主及び勞働者は刑罰に處せられる。

一九三五年九月十四日附の全國職業紹介及失業保險局長の命令は、右の制度を他の雇傭部門に擴張することとした。すなはち、農業、園藝、牧畜業、林業、漁業、鑛業、岩鹽業、泥炭業、纖維工業、印刷業、樂器及び玩具製造業、被服業、水道瓦斯及び電氣供給業、クリーニング業、ホテル業及び家庭奉公等にも勞働手帳制度が採用されることとなつた。更に一九三六年一月二十日附全國職業紹介及失業保險局長命令は、一九三六年三月一日以降左の部門に於ても勞働手帳制度の採用を命じた。すなはち、木細工及び木彫業、食物及び飲料業、運輸業、家庭奉公以外の公私勤勞。これ等諸部門に於て必要な勞働手帳の發行が

完了した場合には、ドイツの全勞働者に勞働手帳の所持が強制されることとなる。而して一九三三年六月十六日の企業調査の結果、勞働手帳の作成見込数は二千萬通以上に上る筈であつたが、一九三六年三月末の勞働手帳發行部数は一千五百三十萬通であつたと報告されて居る。

一九三六年一月末現在に於ける職業紹介所登録失業者数は、二、五二〇、四九九人であつた。この失業者数は九月末までは漸次減少したが、九月末現在数は一、〇三五、二三七人、十二月末までに再び増加して一、四七八、八六二人に達し、年平均数は一、五九二、六五五人であり、その内譯は一、三九九、九七一人の勞働者、一九二、六八四人の俸給被傭者であり、全體の中二六八、九六五人は女子となつて居る。九二五、〇三七人が全國職業紹介及失業保險局から救済を受け、一三八、六四一人が公共扶助官廳から扶助を受けた。次に一九二九年を一〇〇とする年度別失業指數を掲げる。一部は國際勞働局に於て推算せるものである。

年度	指數
一九三〇	一〇〇
一九三一年	一一一
一九三二年	一二二
一九三三年	一三三
一九三四年	一四四
一九三五年	一五五
一九三六年	一六六
一九三七年	一七七

失業の程度は地方によつて異り、全體としてみれば、農林地帯よりも都市の方が深刻である。人口十萬以上の都市に於ける失業者は、人口千人につき四八、五萬、十萬人の都市に於ける

る失業者は人口千人につき三三・九人、全国平均は人口千人につき二四・一人となつて居る。職業紹介及失業保険局の統計によれば、一九三六年十二月末現在の失業者中、その所屬の産業に於て充分の就業能力を有する熟練及び半熟練労働者七五六、〇九三人、その他の職業に於て充分の就業能力を有するか、又は就業能力を有する不熟練労働者は四七二、四四八人、部分的就業能力を有する労働者は二五〇、三二一人となつて居る。而して職業紹介及失業保険局長ジル・プ氏は、失業者の百萬人は正常な状態であるとして居る。

斯くて一九三七年三月十七日の特別總會に於て、獨逸公共事業會社の解散が決定された。政府はこの措置を以て、既にドイツに於ては失業の危機の存せざる事實に基くものと辯明した。この會社は一九三〇年に公共事業に金融を助成すべく組織されたのであつたが、一聯の公共及びその他の事業に直接に金融した以外に、諸種の雇傭計畫に對し總額十二億五千七百萬マルクを醸出して居る。併しフランクフルト新聞によれば、最近の二年間以上に於て、新しい雇傭を開拓する特別の措置は何等講ぜられてゐない。ケルン新聞は、軍備が公共事業と同様の効果をもつたこと並にこの新しい任務のために、凡ゆる努力が拂はれなければならぬことから推しても、舊い計畫を引續き施行してゐたら、馬鹿を見たことであらう。今日要求されて居るのは仕事ではなく、労働者及び原料である。必要なのは前記會社の

雇傭創設政策の持続ではなく、利用し得べき労働者の供給増加を齎らすべき政策であるとして居る。
次に一九三六年十二月三十一日現在に於ける被傭者の就業数は約一六、九五五、〇〇〇人で、これを前年同期に比すると約一、三七三、〇〇〇人の増加である。これ等被傭者数を産業別にすれば左の如くである。

就業労働者及使用人数(ザール地方を含む)

産業部門	就業労働者及使用人数		計
	男	女	
農業及林業	一九、九一四	六、三五七	二六、二七一
鐵及金屬工業	五九九、四六五	七、〇六〇	六〇六、五二五
電機工業	一一〇、三二七	四四、七五九	一五五、〇八六
化學工業	一五四、四九三	三五、九五九	一九〇、四五二
紡績業	一七四、六九五	一七四、二七七	三四八、九七二
被服製造業	一三、一一〇	一六、五九九	二九、七〇九
木材加工業	二二、一五三	五、五七六	二七、七二九
食料品及嗜好品製造業	五四、八九〇	四八、三七三	一〇三、二六三
建築業	五七、〇二七	一、〇六八	五八、〇九五

尙ほナチス政權確立以後に於ける最近數箇年の各十二月の就業被傭者数の變化を見るに次の如くである。但し一九三五年以降はザール地方を含む。

就業被傭者数 前年同期との比較

年	被傭者總數	前年同期との比較
一九三三年一月	一一、四八七、二一一	—
一九三三年十二月	一三、二八七、二三八	(+) 一、八〇〇、〇二七
一九三四年十二月	一四、二八七、二三八	(+) 一、五八六、〇三九
一九三五年十二月	一五、五八一、七九〇	(+) 七〇八、五一四
一九三六年十二月	一六、九五四、八四四	(+) 一、三七三、〇五四

更にナチス政權確立以前の一九二九年及一九三三年以降の各年平均被傭者数の推移を見るに次の如くである。

被傭者總數

年	被傭者總數	男	女
一九二九年	二〇、三三〇、三三三	一三、五九一、七七七	六、七三九、五五六
一九三〇年	一八、三三六、八七一	一二、五四五、五〇〇	五、七八一、三七一
一九三一年	一八、一八八、七五四	一二、六四一、〇三三	五、五四七、七二一
一九三二年	一八、五七四、八六〇	一二、九八四、四三七	五、五九〇、四二三
一九三三年	一九、一八四、三三七	一二、四〇八、九六三	五、七七五、三四四

緒てヒトラー總統によつて誇られたナチス治世の下に於て、労働者階級の状態は然らば如何なのであらうか。「労働者を煽動することを唯一の職能とする労働組合」などと言ふものは實存するか否かは知らない。とにかく、労働条件の維持改善を目的とした労働組合は解散されたことは事實であり、従つて自主的労働組合によつて労働条件の維持改善をはかることは、ナチスの國では今日不可能である。のみならず、労働市場に於ける諸

條件が、往々にして労働者にとつて僅かでも自己の労働を高める可能性を示す場合があると、國家は極度に嚴重にこれを追及して、かゝる労働賃銀の引上げを許容させまいとする。然るに若干の工業部門、特に軍事工場に於ては、或る種類の熟練労働者の不足が感ぜられる。そこで諸企業がかゝる労働者を高賃銀で引抜かうとする場合が生ずる。尤もかゝる場合の發生そのものは労働配分を誇るナチスの國では理論上あり得ない筈ではあるが、併し「破廉耻な賃銀吊上げによつて、熟練労働者の競争をなす企業家達の誘惑に對し、ドクトル・ジル・プ氏のつた行動は無條件的賞讃を博した。諸企業のかゝる行爲は、總じて賃銀を現水準に維持することの絶對的必要性及び個々労働者の賃銀を他の同僚よりも高めることにより、不可避的に社會的不満を生み出す如き危険な摩擦を生ぜしめないようにすることの絶對的必要性に背反するものである。」又他方に於て、労働者が「労働契約を無視して」、期限内に仕事を止める場合は、他への就業に絶對に必要とされて居る労働手帳を企業家が差押へ、退職の時期を適宜豫告すべき契約條項を適用することによつて、労働者はその期限まで従前の職場に縛りつけられる。更に金屬諸企業は豫め所轄労働公署の許可なくして、熟練労働者の数を増加し得ないこと、され、それによつて、最近わが國に於て見られた熟練労働者の募集と言ふ不體裁は根絶された」と報ぜられて居る。併しながら、熟練労働者の不足のために、一聯の大

規模の工業的企業は、その作業方法を利用し得べき労働者の習性及び知識に順應し得るやうに變更するに至つた。同様の理由から、或る産業では男子の労働者を女子を以て代へるに至つたが、この傾向は特に煉瓦製造業及び陶器製造業に普通に見られるところである。又熟練者たる海員の著しい不足のために、全國職業紹介及失業保険局長はハンブルグに聯邦海員職業紹介所を開設し、一九三七年三月一日より活動を開始した。一切の職業紹介所はその登録せる失業海員の氏名を前記聯邦紹介所に通告するを要し、この義務は港にある職業紹介所に對し、その所管地域内の船舶及び漁業的企業に於ける求職者の紹介義務を免除するものではない。

當局は一九三六年度の收穫期に非常な困難を感じた農業労働者の不足から生じた事態に對應するために、一聯の措置を講ずるところがあつた。即ち職業紹介所は農業人口を土地に留まらしむるための教育的活動に於て、農業團體と協力すべきことを命ぜられた。又、當局は離村の原因を排除し、土地労働者の改善の餘地多き生活状態の改善につき、適當なる措置を講じた。一九三七年三月十日附命令は、プロシヤ抵當銀行に對し、農業労働者の住宅建築のために、總額四千四百萬マルクを限度として、農夫に貸付をなすことを認めた。更に三月二十三日附の第二次命令は、一九三七年七月一日前に農業労働者のために住宅を建築しはじめた農夫に對し、千八百萬マルクの補助金を支給

することを認めて居る。この補助金は全國職業紹介所及失業保険局の基金から、六ヶ年に亘つて交付され、これによつて、現在約三十五萬軒に上る農業労働者の住宅不足を緩和せんとして居るのである。

農民離村の他の原因は、農業労働が季節的であることであり多くの農場では一度收穫が終ると労働者を解雇するを例として居る。このことが既婚労働者を離村せしむる點に鑑み、全國職業紹介及失業保険局長は、職業紹介所に對し、既婚農業労働者のために多數の常備的雇傭を獲得する措置を講ずべきことを要求した。各紹介所は一定割合の農業労働者の家族を割當てられることになつて居、これ等の家族のために夫々の所管地域に於て、職業を見つけてやらねばならない。

農業労働者の不足は、當局をして青年を農業に就業させることに盡力せしめた。職業指導機關は多數の徒弟を農業的企業に就職せしむるやうに要請されて居る。一聯のグループの人々のために農業援助を設定する事業は、一九三七年中も繼續される筈で、これが受益者数は一萬人に増加されることが希求されて居る。

農業以外の職業に従事して居る女子労働者の農業訓練に特別の注意が拂はれて居る。一九三六年に於ては、農業訓練キャンプのために利用される少女の数が絶えず減少したために、手當を受けてゐない少女及びその生計費を稼得する必要な少女を

この種のキャンプのために募集する措置が講ぜられることになつて居る。農業以外の大抵の職業に於て、女子労働者の需要が増加したので、學校を卒業した十四歳乃至十六歳の年少女子は特にキャンプ及び私的雇傭のために指定される筈である。可能な場合には、職業紹介所は常に工業に於ける不熟練労働のために、女子を雇傭することに反對せねばならない。このために、紹介所は必要があれば労働者の配分に關する命令によつて、紹介所に與へられた権限を援用することが出来る。勞務制も亦大規模に農業のために活用されることになつて居る。繁忙期の農業の必要に應ずるために、工業的企業との協定を締結する措置が講ぜられることになつて居る。

當局はまた機械の使用増加によつて、農業労働者の不足を克服することを奨励しつゝある。これには政府から貸付金が交付される。全國職業紹介及失業保険局長は職業紹介所に對し、農用機械の製造に従事する企業には、優先権を與へるべく要請した通牒を發した。この種の企業のために労働者を探すことは、金屬労働者の雇傭に關する一九三七年二月十一日の命令に含まれる四ヶ年計畫の規定の意味に於ける、政治的並に經濟的重要性があるものと看做される。尙ほ一九三七年三月二十三日、ドイツ飲食組合の代表者に對してなしたゲーリング氏の放送演説は農民の離村は阻止すべきであり、爾今離村は經濟的責任を回避する意圖あるものと看做されるとし、收穫期中に於ては、必要な

る労働者を確保するに要する凡ゆる措置を採つたと附言した。

とにかく、かくて労働者の手からは、自己の労働賃銀の引上げを試むる可能性が奪はれると共に、例へば建築労働者の如きは、雇主の要求の存する場合は、時間外労働が義務化されたのである。更に新四ヶ年計畫實施に伴ふ熟練労働者の不足に對して、如何なる處置が講ぜられたかを、法令を通じて瞥見しよう。

一、青少年専門職業労働者確保に關する四箇年計畫實施を目的とする

第一次命令。(Erste Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Facharbeiternachwuchses 1936. Nov. 7.)

四ヶ年計畫實施を目的とする最重要の任務の一に算ふべきは青少年専門職業労働者を如何にして確保するか、特に鐵、金屬並建築業に於てこの問題が重要となる。かゝる任務の意義より觀て、これ等青少年専門職業労働者の訓練に參與することは本命令の對象とする凡ての公私經營の義務である。

鐵、金屬並建築業に於ける青少年専門職業労働者の急速にして且つ廣汎なる確保を遂行するため左の如く規定する。

(一)十人以上の被傭者を有する私的及び公的經營は、その雇傭に係る専門職業労働者數と適當なる割合を保つ徒弟數を雇傭する義務を有する。

(二)この經營をしてその義務を履行することを可能ならしむるためかゝる經營は當該職業紹介所に對し、一九三七年一月十五日まで

に從屬者（被傭者）の構成並に一九三七年復活祭の時の準備のため雇傭すべきものと定められたる徒弟数を届出でねばならぬ。職業紹介所は即時、經營のため適當なる職業希望者の選抜及び紹介をなさねばならぬ。但し職業紹介所が豫めかゝる處置をなす場合はこの限りではない。

(三)職業紹介及失業保險局長又はその受任官廳は、右届出に基き如何なる程度に於て經營が徒弟を訓練すべきかを決定せねばならぬ。この場合には、經營の特殊事情を斟酌せねばならぬ。徒弟の指導權及び手工業經營に於ける徒弟最高数の確定に關する法規は妨げられることはない。

(四)企業者は其の個人的又は經營的事情に依り、徒弟の適當の雇傭を許されざる場合は、徒弟の訓練促進のため、職業紹介及失業保險局に對し、適當なる補償金を納付する義務を有する。この補償金額はその經營の狀態に相應する徒弟数の訓練のために支出せらるべき經費に依り定められる。この補償金は職業紹介及失業保險局長又はその受任官廳により確定せられ、且つ必要ある場合には行政上の強制執行手續により徴收せられる。

二、鐵及び金屬工業の國家政策上及び經營政策上重要性ある註文遵行のためとする金屬労働者の需要確保に關する四箇年計畫實施を目的とする第二次命令 (Zweite Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung des Bedarfs an Metallarbeitern für staats- und wirtschaftspolitisch bedeutende Aufträge der Eisen- und Metallwirtschafts 1336 Nov. 7.)

個々具體的の場合に於て、企業が全部的に又は部分的に鐵及び金屬工業に屬するや否やに關し、疑問の存する場合は職業紹介所これを決定する。

(三)本命令の意味に於ける金屬労働者とは、労働者及び經營職員 (Betriebsbeamte) 職工長及び技師にして、鐵及び金屬工業の専門職業労働者としての正規の訓練を終りたる者、その他労働手帳に記載の後、熟練職業従事者として取扱はるる者を稱する。

(四)職業紹介所の同意は、從屬者の増員を招致すべき註文の國家政策的及び經濟政策的意義及び補充し得べき金屬労働者数の如何により、これをなすべきである。この同意は、これを延期し、時間的條件を附し又は負擔付となすことを得る。

(五)特にドイツ國民の武装化、營養の確保、國內原料工業の再建、労働人口のためにする輸出の促進並に衛生的居室の設置は、國家政策的及び經濟政策的に重要な任務と看做される。

(六)同意を求むる申立は、經營又は經營の部分を地方的に管轄する職業紹介所にこれをなすべきである。申立に對する決定は、文書によりこれをなすべきである。

三、金屬労働者及建築土木専門職業労働者復職に關する四箇年計畫實施を目的とする第三次命令 (Dritte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Rückführung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern in ihren Beruf 1936, Nov. 7.)

金屬労働者及び建築専門職業労働者は、その職業的準備教育に適應しない職場に就業して居ることが往々ある。この事實は

四ヶ年計畫の範圍内に於て絶對的に遂行すべき鐵及金屬工業の國家政策上及び經濟政策上重要性ある註文を確保するため、これに必要な金屬労働者の準備は切實に必要とされる。故に左の規定を定める。

(一)鐵及び金屬工業の公私の經營に於ける金屬労働者の雇傭数を増加せんとするときは、これによつて金屬労働者を雇傭する企業の從屬者を雇傭する企業の從屬者が、一曆四半期の間に於て、その一曆四半期の最初の日の狀態に比し、金屬労働者十人以上増加せられる場合には、經營又は經營の部分に對し、地方的に管轄權を有する職業紹介所の同意を必要とする。一曆四半期については一九三六年十一月十五日を同年十月一日に代へることとする。

- (イ)製鐵業
- (ロ)非鐵金屬業
- (ハ)鑄造工業
- (ニ)鐵鋼建築業
- (ホ)機械製造業
- (ヘ)交通要具製造業
- (ト)航空機製作業
- (チ)電機工業
- (リ)精密機械及光學工業
- (ヌ)鐵業及金屬製品工業

四ヶ年計畫實施のため適當の職場に配置することを緊要とする有用なる労働力を非經濟的に利用することを意味する。故に左の如き規定を設ける。

(一)企業者が自己の經營に於て、二週間以上に亘り金屬労働者及び建築土木専門職業労働者を、特に労働手帳の記載により明かなる如きその職業準備教育に相應しない事業に就業せしむる場合には一九三六年十二月一日より、經營又は經營の部分の地方的に管轄する職業紹介所に對しその旨遅滞なく届出づることを要する。

(二)職業紹介所は企業者の届出受理の後、企業者及び労働者と協議の上、同一又は他の經營に於て、労働者がその職業準備に相應する労働を擔當するに至るやう勸奨するを要する。職業紹介所が労働者に對し、その技能に相應する職場を紹介する場合には、この労働者は職業紹介所の同意を得て、解約預告をなすことなく労働關係を解除することを得る。

(三)本命令の意味に於ける金屬労働者とは、労働者及び經營職員、職工長及び技師にして、鐵及び金屬工業の専門職業労働者としての正規の訓練を終りたる者、その他労働手帳に記載の後、熟練職業従事者として取扱はるる者を稱する。

四、國家政策上及び經濟政策上重要性ある建築土木計畫遂行のための勢力の確保及び建築土木材料需要確保に關する計畫實施を目的とする第四次命令 (Vierte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Sicherstellung der Arbeitskräfte und des Bedarfs an Baustoffen für staats- und wirtschaftspolitisch

bedeutsame Bauvorhaben, 1736. Nov. 7.)

四ヶ年計畫の範圍内に於ける國家政策的及び經濟政策的に重要な建築土木計畫實施の目的を以て、必要な建築土木専門職業労働者及び建築土木材料需要を確保するため次の如き規定を定める。

(一) 凡ての公私の高層建築及び土木工事計畫は、一九三六年十二月一日以降工事着手前これを届出づることを要する。但し左記のものとは例外としてこれを除外する。

(イ) 五千ライヒスマルクを超えざる私的建築土木計畫

(ロ) 建築土木場に於て二萬五千ライヒスマルクを超えざる賃銀を要求する公的建築土木計畫

(二) 届出は工事着手前三箇月以内に於て、遅くとも四週以前に書類二通を作成し、建築土木主より又は公的建築土木計畫に在りては建築土木官廳より、建築土木場を地方的に管轄する職業紹介所に對しこれを行ふことを要する。

五、四十歳以上の使用人就業に關する四箇年計畫實施を目的とする第五次命令 (Fünfte Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Beschäftigung älterer Angestellten 1936. Nov. 7)

新四ヶ年計畫の實施は、ドイツ國民中一人の労働者と雖も利用されるときに始めて成功せるものと言ひ得る。同時に就業能力ある四十歳以上の使用人特に世帯主をも再就職せしむることが可能である。かゝる四十歳以上の使用人の就職は、同時に國

家政策的必要に合致する。故に左の如き規定を設ける。

(一) 十人以上の使用人を雇傭する經營及び官廳に於ては、相當数の四十歳以上の使用人にして正規の職業準備教育を受け、且つ就業能力を有するものを使用することを要する。本命令の意味に於ける使用人とは、使用人保險法に基き被保險義務ある者を言ふ。就業能力に就ては當該職業紹介所がこれを決定する。

(二) この經營をして其の義務を履行し得しむるため、この經營は當該職業紹介所に對し、一九三七年一月十五日までに一九三七年一月四日當時、常傭的に業務に従事する使用人を届出づる義務を負擔する。

(三) 届出の結果に基き、職業紹介及失業保險局長、又はその受任官廳は、一經營又は一官廳に於て、如何なる程度の四十歳以上の使用人を使用すべきかを定めることが出来る。この場合には、各經營又は官廳の特別の事情を斟酌するを要する。四十歳以上の相當数の使用義務は、正規の職業準備教育を有するにも拘らず、使用人として最早就業能力を有せざる四十歳以上の使用人が、使用人の職業と異なる他の職業に於て業務に従事する場合に於ても亦、遂行されたものと認むる。

(四) 各個の場合に於て、第三號に基き四十歳以上の使用人の雇傭により、四十歳未満の労働力の解雇預告を必要とする場合には、この解雇預告は職業紹介及失業保險局長、又はその受任官廳がこれに同意するときは、經營狀態を斟酌してなされたものと看做される。

六、金屬労働者及建築土木専門職業労働者の募集又は紹介のための略語廣告禁止に關する四箇年計畫實施を目的とする第六次命令

(Sechste Anordnung des Vierjahresplans über das Verbot von Kennwerlanzeigen für die Anwerbung oder Vermittlung von Metallarbeitern und Baufacharbeitern, 7. Nov. 1936)

略語廣告の形式による求人側の専門職業労働者の不規則的且つ匿名的募集は、四ヶ年計畫の範圍内に於ける勞務需給調整の諸措置を妨ぐるものなるが故に、これが對策として左の如き規定を設ける。

(一) 金屬労働者及建築土木専門労働者の募集又は紹介の目的を以て新聞、雜誌、職業表及びこれに準ずべきものに、略語廣告を掲載することを禁止する。但し職業紹介及失業保險局長又は其の受任官廳の明示の同意を得たるときはこの限りではない。

(二) 本命令の意味に於ける金屬労働者とは、労働者及び經營職員、職工長及び技師にして、鐵及び金屬工業の専門職業労働者としての正規の訓練を終りたる者、その他労働手帳に記載の後、熟練職業従事者として取扱はるゝ者を稱する。本命令の意味に於ける建築土木専門職業労働者とは、労働手帳に記載の後、熟練職業従事者として取扱はるゝ者を稱する。

七、四箇年計畫實施を目的とする労働關係の違法解除防止に關する第七次命令 (Siebente Anordnung zur Durchführung des Vierjahresplans über die Verhinderung rechtswidriger Lösung von Arbeitsverhältnissen, 22. Dez. 1936)

四ヶ年計畫實施上重要な鐵、金屬、建築土木業、煉瓦製造業及び農業の任務に鑑み、又これら産業に於ける勞務需給調整の必要より觀て、労働者又は傭給被傭者は労働關係を適法に解除するに非ざれば、自己の職場を抛棄し得ざる旨、特に確定するの要あるが故に、左の如き規定を定む。

鐵及び金屬工業 (一九三六年十一月七日公布、四箇年計畫實施を目的とする第二次命令第二號)、建築業、煉瓦製造業及び農業に於ては企業者は労働者又は傭給被傭者が雇傭契約終了前不當に労働關係を解除する場合には、業務が労働關係の適法なる解除の場合に終了すべき時期まで、労働手帳を保留することを得る。

労働者又は傭給被傭者が労働關係を雇傭契約終了前に解除をなす權利を有するや否やに付、爭ある場合には労働裁判所の假處分に依り労働手帳の即時返還を命ずることを得る。

本規定を他の産業部門に延長適用することはこれを保留す。

八、金屬労働者の就業に關する規則 (Anord nng über den Arbeitsersatz von Metallarbeitern 11. Feb. 1937)

一九三四年八月十日公布労働力の分配に關する命令に基き、國労働相及經濟相の同意を得て左の規則を定む。

第一條 (一) 各種公共事業及官廳に於ては職業紹介所の書面による同意を受くる場合に限り金屬労働者を雇入るゝことを得。

(二) 本規則の意味に於ける金屬労働者は労働者使用人職工長及び技術者にして鐵及金屬工業の専門職業被傭者として正規の訓練を受けたる者その他労働手帳登録及熟練又は補習被傭者と看做さる

べき者を謂ふ。

第二條 (一)同意は金屬労働者の最後の工場を管轄する職業紹介所に於て之をなす。

(二)同意は左の場合に限り原則としてこれをなす。金屬労働者が(イ)単に一時的に失業する場合、(ロ)単に一時的に他の職業に於て業務に従事する場合。

(三)同意は左の場合には職業紹介所これを拒絶す。金屬労働者の引拔雇入が(イ)國家政策上又は經濟政策上重要性ある任務を害する場合、(ロ)事業の經濟性及び被傭者の構成を妨ぐる場合。

(ハ)當該市町村に不必要の負擔を生ぜしむる場合。

第三條 同意を求むる申請書は被傭者の雇入を企圖する事業主當該職業紹介所(第二條)に之を提出することを要す。

第四條 官廳、保險擔當者及救護組合の諸機關は其の權限内に於て本命令による職業紹介及失業保險局の要求に應ずる義務を有す。

第五條 (一)事業主にして故意に本規則の規定に違反する者は罰金又は三箇月以下の禁錮に處す。故意に同意なくして労働者又は使用人として雇入れらるゝか又は就業する者に付亦同。

(二)事業主にして過失に因り本規則の規定に反する者は百五十ラヒヒスマルクの罰金に處す。

第六條 本規則は一九三七年二月十五日より之を施行す。一九三四年十二月二十九日公布金屬労働者就業に關する規則は同日を以て之を廢止す。

次にドイツ労働階級の賃銀収入状態について見るに、一九三

五年の労働階級の収入状態に關する全國信用組合並に經濟調査機關の調査によれば、一九三五年には一九三二年當時に比し、賃銀収入總額は約五十億マルク増加して居るが、物價騰貴、各種負擔の増加、労働人員及び労働時間の増加とを差引けば、實際上の賃銀増加は殆んど認められない。

ドイツ經濟當局は賃銀水準の絶對安定化に努めた結果、正式の賃銀統計によると、一時間當り賃銀は一九三三年以來變化なく、熟練工七八・三ツエニヒ、不熟練工六二・二ツエニヒであり一九二九年當時より約二二%の低下である。しかし、これは賃銀収入が變化しなかつたことを示すものではなく、労働者の収入は各種の理由で増加したのであつて、報告には次の如き収入増加が擧示されて居る。

多くの産業に於ては、一九三二年に比し一九三五年には一日の労働時間が甚だしく増加してゐる。例へば生産財工業に於ては一九三五年の第三四半期の平均労働時間が七・六時間であり、一九三二年の第三四半期の六・九四時間に比すれば、約一〇%の増加である。消費財工業に於ては労働時間の増加は遙かに少く纖維工業の如きに於ては減少を示した。しかし、全體的に見れば、労働時間が長くなつたために、労働者の収入が増加したのであつた。その他の三個の理由は、労働者の多數が昇給したこと、従来より以上に給料付休暇が與へられるに至つたこと、熟練工不足のために若干の場合に異常に高率の支拂を餘儀なくさ

れたこと等である。

癩疾保險儲蓄金統計によれば、各種賃銀等級に於ける労働者數の變化が分り、一週三〇マルク以下の収入を得る下級労働者は、一九三三年と一九三五年第一四半期の間に全労働者の七三・二%より六八・八%に低下し、一方上級労働者は二六・八%より三一・二%に増加した。

賃銀収入全體の増加について見るに、現在一九三五年の状態を知り得る資料によると、賃銀収入全體は三百十億マルクであらう。これは一九三二年に比し五十億マルク以上の増加である。併しこの増加には他の理由を考慮する必要がある。先づ第一に物價の騰貴特に農産物の騰貴で、このために一九三二年以來の労働者の購買力低下は十億乃至十三億マルクと推定される。第二に約五億マルクが所得税と社會保險儲蓄金の増加として差引かれねばならない。最後に一九三二年以來の失業期間中に、扶助或は失業手當を貰つて居て、最近就職した者の賃銀収入が總額九億乃至十億マルクであるから、これまた増加額より控除せねばならない。従つて信用組合の最後の推計は、一九三二年と一九三五年の間に於ける労働階級の購買力の純然たる増加は、約二十五億マルクである。

經濟調査機關の報告によれば、労働者の賃銀収入の増加は、全體としての生産の増加に比して甚だしく、かゝる現象は、少くとも或る程度までは、以前の景氣循環中に於ても亦見られた

ところである。例へば一九二六年の初期と一九二七年の中期との間に於て、労働者、俸給被傭者、官吏の収入は二六%だけ増加したのに工業生産増加は四六%であつた。然るに、現在では賃銀増加と生産増加との開きは従来よりも大きい。一九三三年初期と一九三五年中期との間に、工業生産は八二%増加したのに對し、賃銀、俸給による収入増加は二八%に過ぎない。この開きは、失業の迅速且つ完全なる絶滅と言ふ緊急の仕事達成せんがために、賃銀を一九三二年の水準に維持せんとしたこと、に因るとされて居る。従つて労働者の賃銀収入の増加は、就業人員並に労働時間の増加のみに歸し得られるわけである。

(鈴木規一)

フ ラ ン ス

左翼「人民戦線」の大勝とブリューム内閣の成立

一九三六年四月二十六日及び同五月三日に行はれたフランス下院の改選は、豫想の如くフロン・ポピュレールの大勝に歸した。第一回の總選挙に於て六百十八議席中百八十五席の當選決定を見、残る四百三十三の議席に就いて第二回の選挙が行はれたのである。而して人民戦線派に於ては共産黨、社會黨、社會黨U S R乃至急進社會黨の間に、有力候補者のための立候補放棄が行はれ、これが人民戦線派進出の一大要因となつたのである。特に注目すべきは、共産黨が解散前の十名より一躍七十二名に進出せること、並びに社會黨が解散前の九十七名より百四十六名に増大して第一黨の地位を占むるに至つたことである。又人民戦線派中右翼に屬する急進社會黨は従前の百五十六名より百十五名に減少し、社會黨U S Rは四十五名より二十六名に減少した。他方共和黨U R D保守黨の如き最右翼政黨派に於ても今次總選挙に際し相當の進出を見たことは注目すべきである。要之、左翼中の左翼、右翼中の右翼に於て投票數の増大を見たの

に反し、中間的存在者に於ては其の減少を來たしたのである。

黨派別議席數(フランス内務省調)

共産黨(モスコの指令を受けざるもの)	七一	一〇	(+)	六二
社會黨	一四六	九七	(+)	四九
社會黨U S R	二六	四五	(-)	一九
獨立社會黨	九	二一	(-)	一二
急進社會黨	一一五	一五八	(-)	四三
獨立急進黨	三一	六五	(-)	三四
左翼共和黨	八三	九九	(-)	一六
人民民主黨	二三	二三	(-)	〇
共和黨U R D	八八	七六	(+)	一二
保守黨	一一	六	(+)	五
計	六一四	六一一		

かくして共産黨支持の下に社會黨急進社會黨の聯合たるブリューム内閣はフロン・ポピュレール内閣として六月五日を以てサローム内閣の政權を受け繼いだのである。ブリューム内閣の成立を見るに至つたフランス國民の要望には凡そ三つの要因が數へられ

る。それは一、極端なるフランス運動の阻止、二、フランス安全保障の危機打開、三、フラン安定である。

一九三四年二月六日スタヴ・スキエ證券偽造に因を發したコンコルド廣場の流血はフランスに於ける左右兩黨の對立を激化せしめ、クロア・ド・フー、乃至王黨の直接行動はフランス國民の最も憎むヒトラー政權の行動と其の軌を一にするものとして、遂に左翼諸派の結合人民戦線を生み、多年の懸案たりしCGTとCGTUの合同を促進せしめ、左右兩派の武装禁止令言論取締令等の發布を見、アクシオン・フランセーズは遂に解散を命ぜられた。(註、昭和十一年度労働年鑑「フランス社會情勢と人民戦線綱領」参照)

一方歐洲大陸の國際情勢は日々に險惡を加へ、イタリアのエチオピア攻略に際し、フランスは聯盟を廻つて英伊の板挟みとなり、和協調停に石油斷交制裁案に苦慮狂奔したフランスは將に一個の道化役者的役割を演ずる結果となつた。ラヴル、ホア調停案の失敗等聯盟がその體制の弱點を暴露しつゝある間に、フランスの安全保障の根本的基礎たるロカルノ條約はヒトラーのラインランド再武装實施によつて蹂躪せられ、同條約調印國たるイギリス、イタリアの友邦は極めて冷淡なる態度をフランスに示し、ヒトラーの怒號する國際間絶對平等主義はイギリスの容認せんとするところであり、イーデン外相主唱の新集團的平和機構は舊聯盟國の元祖であるフランスにその舊大陸政策

を抛棄せざるを得ざらしめてゐる。フランスの傳統的大陸政策は右派のバルツィ外相のマルセイユ横死を以て終末を告げてゐる。ブリューム内閣は先に左翼各黨が批准を與へたソ佛同盟を唯一の安全保障條令として親ソ政策によつてドイツの脅威を阻止せんとしてゐるのは當然である。フランス新外交礎石を築く適任者として人民戦線内閣は登場したものと云ひ得る。ブリューム内閣に負はされた第三の任務はフランの安定である。一九二八年ポアンカレのフラン安定政策は能くフランス經濟危機を救ひ、他の列強が不況に呻吟せるに際し獨りフランスのみ其の繁榮を誇りしも東の間に於て、一九三〇年項より徐々に不況の様相を露呈するに至つた。英國を始め磅群の國々が金本位を離脱し次いで弗の低下ベルガの離脱等があつてフランスの輸出狀況は益々不利に陥り、逐年に亘る輸出額の減少、載荷貨車數の累減、農産物價格の下落、失業者數の増大、従つて亦國民所得の減少は國庫收入の激減を來し國家財政の逼迫はフラン動搖の素地を成し、一九三五年に於て既に二回もフランの危機が傳へられたのである。ツィメルグ舉國一致内閣以降歴代内閣は緊縮政策を以てこの財政經濟的危機を切り抜けんとしたのであるが、他方軍事費の増大、農村救済費、失業救済土木事業費の増加等のために緊縮政策は事實上拋棄するの止むなきに至つた。即ち財政非常權能を與へられ徹底的緊縮政策に着手したラヴル内閣の如きも、工場労働者官吏農民の猛烈なる反抗に逢ひ、

失業救済公共事業の施行農産品の價格引上げ策を講ずる等凡そ緊縮政策と矛盾した政策を併用した。かくして一九三五年後半よりは明かにインフレーションの徴候を認むるに至り、卸賣物價指數、工業生産指數は漸騰し、又失業者數増大傾向も亦一應停止したのであつて、當時エコノミスト誌がフランス・デフレーションの終熄を報じたのも無理からぬ話である。

併し乍ら他方に於ては輸入の増大輸出の減少國際收支勘定の悪化等は益々フラン動搖の傾向を強めたのである。そもそも今日迄フランスがフランを維持し得たのはフランス銀行の金保有高が技術的にこれを維持するに足る餘裕のあつたこと、イギリスの爲替平衡資金の活動に俟つたことは申す迄も無いが、フランスの對外爲替相場は右によつて過當に高められ輸出條件を著しく不利ならしめてゐた。併し乍らフランスは英國等に對比する時明かなるが如く、大體原料及び農産の國であり、輸出の減少は輸出工業に直接的に影響を與へはしたが、所謂ブランチエの國フランスの小市民階級乃至勤勞階級に於ては平價切下げによる急激なる回收と恐慌とを嫌つたことは見逃し得ない。事實總同盟CGTに於ては屢々平價切下げに對する反對聲明をなしてゐる。併し乍ら、彼等が好むと好まざるとに拘らず、尨大なる失業救済事業の施行、軍事費の増大、財政の急迫、國際收支の悪化等はフランスの切下げを必至ならしめてゐる。以上がブリューム内閣成立に至る迄のフランス一般國內情勢の素描であるが、

歴史的な大罷業とマチニオン協定

ブリューム内閣成立に際し一九三六年五月二十六日未明パリ郊外の二つの機械製作所に争議勃發し、次で三萬人の従業員を擁するルノー自動車工場へ波及し更にイッシイのニューボート、サン・クエンのラヴァレツ工場へ擴大し、其の他ファーマン、シトロエン、ローゼンガール、サルムソン等々の飛行機自動車工場を捲き込み六月二日より十二日迄は殆んど總罷業となり、鑛業、纖維工業、食料品工業、電気、銀行、保險、化學工業、ホテル、レストラン、映画館、運送業倉庫等一切に及び、六月五日には既に罷業人員五十萬と稱せらるゝに至つた。罷業の状態を見るに、工場内籠城若しくは占據であつたが、一般に靜肅な態度をとり、其の規律の嚴正な事は一般に寧ろ意外の感を與へた程である。この工場占據は、使用者が新規勤勞者を使用するにあたり必然的に發生する暴力行爲を阻止し得た。而してフランス未曾有の此の大罷業は勞働組合側の組織的な計畫に因るものではなくして、フロン・ポプーレールの優勝によつて元氣付けられた未組織勞働者の多數が、近く社會立法の行はるべきを豫想しその際有利なる勞働條件獲得の底意の下に、自然發生的に個別的行はれたものである。今回の罷業に於て、未組織の勞働者が多數を占めたと云ふ事實は、フランス勞働組合運動に重大な影響をもたらすものと考へられる。CGTUと合同したCGT

ブリューム内閣にとつても最も本質的な政治的責務は野黨時代屢々聲明した全面的な社會政策の實施にある。レオン・ブリュームは一九三六年六月六日大罷業を目前にしつゝ、下院に於て、經濟の復興、公共福利の發展に就いて左の如く述べてゐる。

『次週の始めに我々は法案を提出して兩院の議決を乞はふとしてゐる次第であるが、これ等の法案は、恩赦、四十時間制、團體協約、有給休日制、公共事業計畫、軍需工業の國有化、小麥局の設置、教育年限延長、フランス銀行の改革下級官吏及び退役軍人の利益のための法令の第一回改正を含むものである。』

これ等の手段が可決せられた場合には、我々は第二回法案として、議會に、失業、農業災害保險、農業負債整理、老齡勞働者の貧窮保證年金制度に關する法案等を提出し、更に少し後れて、税制の簡易及び輕減化の大組織を提出しようとしてゐる。これは生産及び商業を救済し、新税源を既得財産、詐欺防止、特に一般景氣の恢復に求めようとするものである。』

而してブリューム氏の此の新方針はすべて價格經濟の基礎に立つて漸進的に實行さるべきであるとしてゐる。尙新首相は平價切下問題に關する政府の態度を説明して次の如く述べた。

『從來のデフレーション政策は、その動機の眞面目さを信ずるも結果に於て失敗であつたことを認めざるを得ない。今や、消費を緊縮する政策に代つて、これを増進する政策が採用さるべきである。併しそれは平價切下と云ふが如き手段を通じて行はるべきではない。』

の加盟組合員數は罷業前約百二十萬、即ちフランス勤勞者數(官吏教育等を含めた)の約二〇%と推定せられてゐたのであるがしかも舊CGTの組合員には教員官吏等の如き所謂サラリエが多く、賃銀勞働者としては炭坑夫鐵道運信従業員等を數ふるに過ぎない。罷業に當面したCGTは極度に自制し、人民戦線内閣を困惑せしむるが如き行動は出來得る限り避けたのである。一般に今回の罷業は共産黨の計畫的な煽動であるかの如く傳へられたが、事實は如上の通り、未組織勞働大衆の間に自然的に發生したもので、發生後前線の指導が主として共産黨員の手にもしくは共産黨に關係あるCGT組合の手に移り、更にCGT中央部の手に指導權が委ねられたのである。

前述の如く、罷業は各別個に獨立して行はれたのであるからその要求事項も亦各異つてゐるが、其の主要要求事項は賃銀の増額、四十時間制、追加勞働時間の廢止、有給休日制の實施、團結權の承認、勞働條件に關する團體協約等である。争議は僅僅十分を以て終結したのもあれば、長きは二十七日に及んだものもあるが、多くはCGTの援助によつて、彼等の要求は總じて貫徹された。例へばシトロエンでは最低一時間賃銀四フランの協定が結ばれ、アッシュトでは女子千フラン男子千二百フラン月額として定められたのである。争議の長引たものに就ては政府は使用者側と勞働者側との調停に乗り出す事となつた。即ち政府はサラングロ内相の活動を通じて罷業の敏速なる解決

に努力しつゝあつたが、六月七日午後ブリューム氏は労働者側を代表するCGTと使用者側を代表するCGPF(フランス生産者同盟)との正式会見をオテル・マチニオンに於て開かしむる事に成功した。而して長時間に亘る交渉の後、八日未明に及んで漸く両者の協定を見るに至つた。その解決条件の主なるものは

- 一、七%乃至一五%の賃銀増額。
- 二、一週四十時間制の實施。
- 三、有給休日制の實施。
- 四、團體協約制(但し必要な立法の議會通過を条件として)。
- 五、労働組合及び工場委員の公認。

『政府の斡旋によつて締結された協定は國家産業の二大組織體の間に直接交渉の時代を開くものである。完全な獨立の立場に於て兩國體はフランス産業の新たな組織の根柢をなす諸問題を討議し、決定した。從來何等かの新しい方式を見出すことの必要性が論ぜられて來たのであるが、それは正に發見せられたのである。即ち各自の要求を各異る立場に於てなさるべき論議に就いて全く自由に協力し合ふ事。政府監督により最も完全なる獨立の下になさるる決定。しかも政府は必要に応じてフランス共同社會の全般的福祉のために調停の役割を果すであらう。我々の此の方式はヒットラー又はムッソリニの方式とは何の關聯もない。それは徹底的にフランス的でありフランス精神に基くものである。』

は労働者に對して最小限度の餘暇時間を確保し以て彼等が眞に人間的な生活を行ふ事を可能にすることを目的とするものであるが、同時にこれを失業克服のための武器として使用し且つ現代産業の一特質たる急速なる技術の發達の利益を労働者に分ち與へんとするものである。

この法案は三八五票對一七五票にて下院を、一七六票對八十五票にて上院を、いづれも通過した。法案の討議中、下院では主要なヨーロッパ諸國による週四十時間國際労働條約の一齊實施を以てこれのフランスに於ける適用の條件とすべきことが主張され、又上院に於ても國際労働機關が四十時間週條約を採擇すること、此の條約がベルギー、ドイツ、イタリア、日本、ポーランド、スペイン、ソ聯邦の八國により適用されること、を以て本法の條件とすべしとの要求があつたのであるが、これらの修正案は何れも否決せられた。

尙、四十時間週法は左の規定を労働法典中に挿入することを定めたものである。

其の性別乃至年齢如何を問はず、労働者又は被傭者の實労働時間は、工業、商業、手工業、若しくは協同的施設又は之に關する一切の種類の事務の所に於て、一週四十時間を超えてはならない。國民經濟審議會の權限ある産業部門と協議の後、開議に依り公布せらるる條令は、一定の業務、産業又は職業の種類に付き、フランス全國に亘り若しくは單一の地域を劃り、前項の

我々はそれが必ずや直ちに海外に大なる反響を及ぼすであらうと思ふ。フランスは再び進歩思想と人間關係改革の先驅となるであらう。如何なる種類の改革に於ても、デモクラシーは完全なる自由並びに獨立を要求し、暴力への服従に非ずして權利及び義務の完全なる平等を要求する。それが今や實現されたのであり、而してそれはあくまで死守されねばならない。そこに主要點があり歴史のモメントがある。……

前途希望に充つるこの最初の勝利を記録しつつ、我々労働者は我々の調印を、即ち労働組合全國中央部の調印を名譽あるものたらしめねばならない。我々はこの全般的協定の運用の中に、明日の勝利に必要な新しい力と新しい意識とを見出しつつ、その規定を忠實に完全に履行せねばならない。』

この協定が署名さるゝ頃には罷業は誠に怖るべき規模に擴大し、罷業参加者總數は一時百萬に達したと言はれてゐる。併し流石に六月未明の全國的勞資協定成立と共に、主なる罷業は漸次鎮靜に歸した。

ブリューム内閣治下の主要労働立法の制定

(1)四十時間週法 一九三六年六月九日フランス政府は下院に對して、商業に於ける週四十時間、地下炭坑に於ける労働時間を規制する法案を提出した。此の法案はその後上下兩院を通過し、一九三六年六月二十一日に成法となつた。

法案の前文によれば、労働時間を一週四十時間に短縮する事

適用せらるる、條件を定めるであらう。

これらの條令は官廳の發意によつて又は關係雇傭主團體若しくは労働者團體の請求によつて起草せられる。いづれの場合に於ても、關係雇傭主團體と労働者團體とは協議する事を要し又これらの團體は一箇月以内に意見を具申しなくてはならない。條令の改正も亦これと同じ手續で行はれる。關係雇傭主團體と労働者團體との間に結ばれた協定がある場合には、條令はこれを考慮に入れなければならない。

地下炭坑に於て、各労働者の在坑時間は一週三十八時間を超える事を得ない。各産業について發せられる諸條令と同じ手續のもとに開議によつて發せられる一條令は、前項の適用せられる條件を決定する筈であるが、わけても在坑時間の割當には特に留意するであらう。本法の規定の施行は如何なる場合にも一層低き限度を定める習慣又は團體労働協約に影響を及ぼさないであらう。又本法の施行からは斷じて労働者の生活標準の低下を來さざるべく、また如何なる場合に於ても本法を以て報酬減額の決定的理由としてはならない。

(2)有給年次休暇法 一九三六年六月九日、フランス政府は工業商業自由職業家事務及農業者に於ける有給年次休暇を設定する法案をも下院に提出したが、それは上下兩院を通過したのち成法となつた。提案理由書に於て、政府は此の法案の急速なる採擇を要望し、これは労働者に對して家庭生活及び社會生活の

愉快を享受することの出来る少くとも年二週間の有給休暇をもたせるものである、と述べてゐる。而して此の法律は左の規定を労働法典中に挿入することを規定したものである。工業商業自由職業又は協同事業に使用せられる一切の労働者、給料生活者又は徒弟及び手工業的工場に附属する一切の職人または徒弟は、同一施設に於ける勤続一年の後、少くとも二週の有給年次休暇をとる権利を有する。若しその施設の通常の休暇期間が勤続六箇月に到来したる時は、労働者又は給料生活者は一週間の有給休暇をとる権利を有すべきである。この規定はこれより長い有給休暇を興へる習慣や團體協約の規定には影響を及ぼさない。労働者給料生活者職人又は徒弟は時間給を受ける時は、その休暇期間につき該期間中に稼取すべき額に相当する毎日手當金を支給される。その他の方法にて給與されてゐる時は、手當金は前年のこれに相當する期間に稼取した平均報酬と等しい額とする。手當金額を決定するに當つては、家族手當、補足的特典及び現物給與にして休暇期間中その支給を中止されるものをも適當に考慮しなくてはならない。労働者、給料被傭者職人または徒弟が前記の規定による休暇権を放棄すると云ふ一切の約定は、補償の手當が支給される場合でも、無効にして取消される。労働者、給料生活者職人又は徒弟の通例は一年を通じて連続的に使傭せられない職業産業及び商業部門については、例へば關係雇傭主による補償基金の設定など、前記の規定を適用す

る條件が閣議により發せられる條例によつて決定される。閣議の發する條例は前記の規定の適用及び實施上必要なその他の條件をも定めるであらう。

農業會議所及び聯合又は労働者の農業組合と協議の上發せられる行政規則は、農業に於ける労働者及び給料生活者に對して有給休暇が與へられる條件を定める。また、家庭奉公に於ける有給休暇の付與についての條件を定めるためにも、行政規則が發せられるであらう。これらの行政規則の違反は警察により告發せられる。休暇を分割してとるために約定を結ぶ事は適法のことである。本法はアルゼリヤに適用される。本法を植民地や保護領に適用する條件は條令によつて定められる。

(3)團體協約法 團體協約法案は一九三六年六月二十四日上下兩院を通過して成法となつた。この成文は労働法典第一編中に特に一節を設けて挿入せられ「團體協約による雇傭主労働者間の關係の組織」と云ふ表題が附せられた。それは協約の締結を容易ならしめ且つ各協約の範圍内にある一切の雇傭主と労働者とに對して效力や罰則を擴充する措置を採用し、かくて現行雇傭協約制度を完全にしたものである。この法律の主要規定を見るに左の如くである。

直接關係ある雇傭主又は労働者の職業組合の申請ある時は、労働大臣又はその代理人はフランス全體に就き又は一定の地域を劃り一定の商工業部門に於ける雇傭主労働者間の關係を規定

する團體労働協約を締結するために聯合委員會の會合を召集する。聯合委員會には、その場合に應じて或はフランス全國の、或は當該地域に於ける、その商工業部門の雇傭主及び労働者の最も代表的な職業組合の代表が含まれる。かくして召集せられた聯合委員會が協定に達し得ざる時は、労働大臣は當事者の一方の申請により且つ國民經濟審議會の當該産業部門と協議の上協定に到達する様努力せねばならない。聯合委員會に於ける交渉の結果として締結せられた團體協約は一定の期限を付したるものか又は期間の定めなきものかを明示すべく、また左についての規定を含まなくてはならない。

- (一) 結社の自由及び労働者の言論自由。
- (二) 十人を超えて使傭する企業に於ては従業員の内から従業員に依つて選ばれる代表を指名する事、この代表の任務は、賃銀率、労働法典、その他労働者の保護やその健康及び安全に關する法令や規定の適用についての個人的要求にして満足されなかつたものを管理部に提示するにある。この代表は労働組合の代表の援助を求めらる事が出る。

- (三) 諸種労働者及び諸種の地域についての最低賃銀。
- (四) 解雇豫告。
- (五) 徒弟の組織。
- (六) 團體協約より生ずる争議の處理手續。
- (七) 團體協約の更改または改正の手續。

尙、労働大臣の命令によつて、團體協約はその適用範圍内に來る職業又は産業及び地域に於ける一切の雇傭主と労働者とを拘束する事が出来る。團體協約の效力と罰則との擴張適用は協定自體の定めた條件に従ひ且つ一定の期間を限つて行はれる。右の決定を與へるに先立つて、労働大臣は國民經濟審議會の當該産業部門と協議すべく、また關係ある職業組合や個人に對しても、異議を提出したり意見を具申したりする事を許容せねばならぬ。團體協約を擴充する命令は關係當事者が之を廢棄、更改または改正する事に同意した場合にはその效力を失ふ。また團體協約がもはや當該商工業部門の經濟的必要に相應しない事が明白になつた時には、それは發令の際と同條件の下に労働大臣によつて取消されるのである。

(4) 更員減價緩和法令 一九三四年二月二十八日法及び一九三五年六月八日法によつて發せられた諸立法條令を改正するために制定された一九三六年六月二十日法について、フランス政府はこれを施行する一條例を六月二十五日に公布した。

上記の諸立法條令といふのは、國府縣及び地方當局または特殊企業に使傭せらるゝ者に對して支給される一切の俸給、給料及び年金から減額を行ふことを認許し、また報酬年金又は官職の重複を廢したものである。六月二十五日公布の新條令の第一條は左の條令の規定を一九三六年六月二十日を以て廢止してゐる。

(一)一九三五年七月十六日條例中、吏員の家族に對する第二地方手當または住宅手當を廢止する規定。
 (二)一九三五年七月十六日條例中、昇進のため必要とせらるる最小限度の勤務期間を延長する規定。
 昇進のため必要とせらるる、最小限度の勤務期間を延長する條令及びその後の條令の施行の結果遅らされた昇進は遡及的に與へられる。併し、この種の昇進は一九三六年六月二十日から初めて昇給を伴ふものである。尤も、かくして到達された等級の正規の俸給は年金の算定の場合には考慮される筈である。
 新條例の第二條は左の諸規定を一九三六年六月二十日から廢止してゐる。

(イ)一九三四年四月四日條令第一條の規定(公吏の俸給、給料及び報酬よりの減額を多くするもの)。
 (ロ)一九三五年七月十六日條令中、公共經費の一律一割減を認許する規定。

尙、一九三六年六月二十日以降、國府縣又は地方當局公共施設または特殊若しくは補助企業により公務の管理または行政に使備せらるる、一切の者の受くる俸給給料及び報酬は左の如く減額せらるるのである。

年額一、〇〇〇法以下の俸給、給料及び報酬は減額されない。それ以上の額の報酬は次の率を以て減せられる。

報酬(フラン)	(減額率)
一、〇〇一—一五、〇〇〇	二%
一五、〇〇一—二〇、〇〇〇	四%
二〇、〇〇一—三〇、〇〇〇	六%
三〇、〇〇一—四〇、〇〇〇	八%
四〇、〇〇一—五〇、〇〇〇	一〇%
五〇、〇〇一—六〇、〇〇〇	一二%
六〇、〇〇一—七〇、〇〇〇	一四%
七〇、〇〇一—八〇、〇〇〇	一六%
八〇、〇〇〇超過	一八%

各等級に於て所要の減額を行つたのちの純報酬高は少くとも直ぐ下の等級に於ける最高額と等しくならなくてはならぬ。

新條例の第三條には、この新條例によつて認許せられる減額は、その職員が一九三五年七月十六日條令の認許する減額だけを受ける事務所の場合に於いて、一〇%を超えてはならないと規定されてゐる。更に職員に住宅手當が含まれてゐない場合には、同一地方に使備される公吏に與へられる住宅手當に相當する額を差引いた残りに對してのみ減額を行ふのである。

次に第四條には一九三五年七月十六日法の規定は報酬一萬二千フラン以下の者には適用されぬ旨規定され、報酬年額一萬二千フランを超える者について新しい補償率が定められてゐる。最後に第五條には、現行諸條例により閣員の俸給や共和國大

統領の手當から行はれる減額は従前通りで變更がない旨、規定せられてゐる。

(5)強制調停仲裁法 マチニオン協定は團體的労働關係の統制の基礎として認められたものであるが、これによると、雇主と労働者とのそれ／＼の最も代表的な團體は、團結權、労働者代表制、賃銀等々に關する條項を含むところの團體協約を結ぶことを約束してゐる。この協定は後に一九三六年六月二十四日の團體協約法によつて法律力を與へられた。かゝる全般的な改革を實際に行ふ場合には、いろ／＼解釋上の困難をおこす事は必定で、その結果は雇主ストライキやロックアウトとなつた。そこで、團體協約制度を補ふものとして團體労働争議の強制取締を行ふことが必要となつたのである。まづ第一に、一九三六年十月一日の通貨法(第十五條第二項)には、生計費の相當の騰貴より起りたる争議にして團體協約中の賃銀條項の締結、實行または更改に關するものを解決するため強制的調停仲裁制度を組織する規定が設けられた。しかるに、間もなくあらゆる労働争議について同様の措置をとる必要のあることが明かとなつた。この必要に應ずるため政府は一案を下院に提出し——この法案はフランス雇主總同盟と労働總同盟との代表者によつて共同して起草されたものであるが、双方の意見の一致を見る事は出来なかつた。同法案はあらゆる手續の段階を最も代表的な雇主團體と労働者團體——即ちフラン雇主總同盟と労働總同盟

——とに基かされたもので、兩者の意見が一致しない場合には、仲裁人を選ぶ權能を政府に與へてゐる。

この法案は上院に於て、調停仲裁手續に参加する權利が最も代表的な前記兩團體だけに限られてゐてその他の一切の職業團體はこれから除外されてゐるとの理由から反對を受け遂に修正せられた。併し、揉みに揉んだ末、結局兩院間に妥協が成立したのである。

一九三六年十二月三十一日同法の主要内容を見るに、商工業に於ける一切の團體的争議はストライキ又はロックアウトの宣言に先つて調停及び仲裁に付されなくてはならない。當分の中農業は本法の適用外におかれてゐる。本法は既に進行中の争議にも適用され、この様な場合には、調停または仲裁手續が開始されれば當事者双方は復業するなり企業を再開するなりしなくてはならない。

調停及び仲裁手續を確立する團體協約がまだ缺けてゐるので本法は政府に對して、一九三七年の議會會期の終了に至る迄、條令を以て右の手續の基準を定める權能を與へてゐる。この種の條令はすべて右會期の終了と共に期限満了となる。尤も、この満了前に開始せられた審理はその終結に至る迄繼續されるのである。若し一名の審判を指名する必要があるが、當事者がその選定について意見の一致を見る能はざる場合には、國家の司法機關の現職または退任の官吏のうちからこれを選任する。

強制的調停及び仲裁手続は現行法令に遵つて組織されなくてはならない。仲裁の目的は、當事者双方の相互の權利、即ち所有權結社權個人の自由労働權及び労働組合權について作業の場所に協調の精神を創り出すやうな公正な労働條件を確立することにある。仲裁裁定は正當の根據を有すべく且つ最後のものである。それは拘束力を持ちまた公表されなくてはならない。

以上がブリューム内閣によつて制定された主要労働法であるが、更に廣く國民生活安定の爲の諸種なる經濟法が制定せられたのである。第一に小商工業者の助成である。貸銀の増加有給休日等に因る新しい負擔に對し小商工業者を助成する爲に、政府は國の保證及びフランス銀行の關與により信用の附與を増大し、一年内に支拂ふ貸銀の一二%に相當する金額の再度更改の可能な三箇月の貸付を行ふものである。第二に輸出工業のための特別信用付與。第三に、國の信用保險組織の適用範圍を擴大し、その機能を規則的ならしめる再編成。第四に、不法高價販賣を防止するために各省聯合價格委員會を設置し、投機者を彈壓處罰した。公正價格は國民經濟省に設けられた價格監督委員會に依つて定められる。これは關係省の代表、消費者、生産者、販賣者、農業者、協同組合主要團體の各代表から構成される。公正價格以上の價格で販賣するものは正當な理由を示さない限り不當高價販賣したものと見做される。第五に、小麥局を設置

し小麥の生産配分を統制する。その他大公共事業、石炭市場の統制、商業及び農業負債整理に關する等多數の立法を見たのである。

尙注目すべきものに、フランス銀行改革がある。即ちブリューム首相は一八〇〇年第一執政ボナパルトに依り私有組織として設立され、一八〇七年皇帝ナポレオンの認めた定款に依り確認されたフランス銀行の民主化を試みたのである。從來フランス銀行は最大株主所謂二百家族に依り支配され、これ等の者が執政委員會委員十八名中十二名を選んできたのである。之に對するブリューム首相の改革は一九三六年七月十六日に、四三〇票對一一一票で下院を通過、七月二十三日に一七五票對一〇三票で上院を通過した。その新しき管理組織によると、政府の任命する總裁、副總裁を以て最高とし、外に四萬七千人の株主の選舉する三名の監察官があり(これは諮問に應ずる)、生産者、商業者、消費者から選ばれる六名の評議員、信用問題の専門家から四名、國民の共同利益を代表する者十名以上二十六名を以て構成せられる。専門家及び評議員は多く、大藏、商業及び農業大臣により指名される。任期はすべて三年で三分の一づつ毎年更新される。而して四萬七千人の株主の内、一萬八千人は一株を有するに過ぎず、約九千人は二株を有するに過ぎない。更に各人は從來二百大株主に保留されたところの株主總會出席を認められることになつた。一人一票である。かくしてフランス銀行の封建主義

は破壊せられたのである。

次に主要軍需工業の國有化問題がある。これについては一九三六年十月に航空大臣は四大航空機及びモーター工場を政府の下におき株式の三分の二は政府の所有とし、残を現在の株主に殘し、而して管理局を國で指名することになつた。而して軍需工業の國有化に要する費用は十億フランと稱せられてゐる。

更に又特記すべきは右翼政治團體の解散である。戰闘又は私兵の集團の性質を有する團體の解散を命じ、武器の携帯を禁ずる法律は一九三五年十二月に議會を通過し、サロー内閣の實施した所であるが、ブリューム内閣に至つてからは六月十九日、命令に依り四個の右翼團體(Croix de Feu, Solidarité Française, Jeunesses Patriotes, Franquistes)が解散を命ぜられた。

法貨切下げ問題

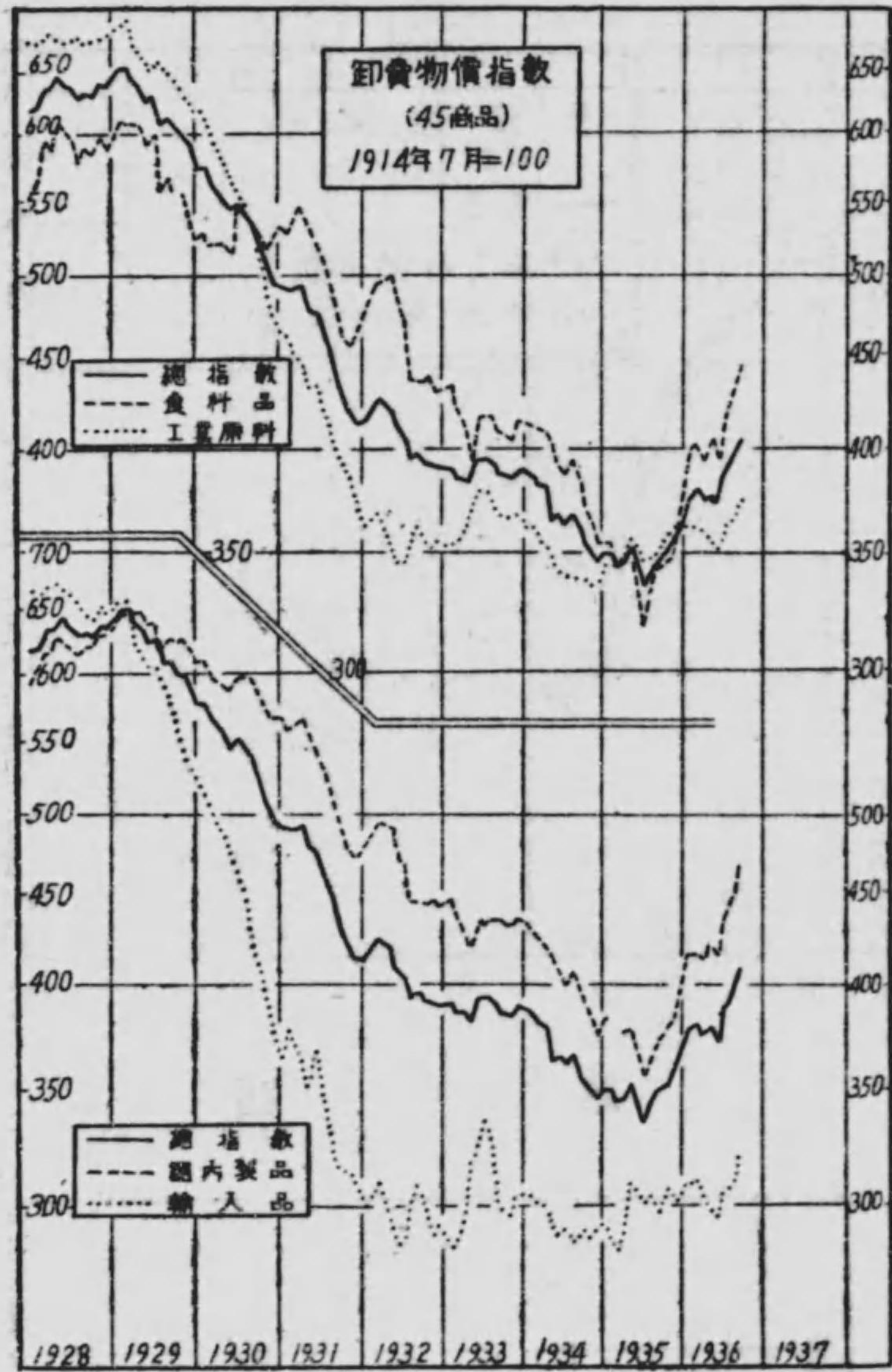
前述の如くCGTは平價切下げ案に強硬な反對態度を表明し來つたのであるが、四圍の情勢は之を許さず、遂に平價切下げは一九三六年九月二十五日に發表せられ、九月二十八日に英米佛間に協定成立し、十月一日に新貨幣法を公布するに至つた。

今回のフランスの採つた通貨改革の方法は根本に於てドルやベルガの場合と同じ行方によつてゐる。即ち平價切下げと稱しても舊貨幣法で規定した一フランの金含有量(品位千分の九百六十五・五ミリグラム)に對して固定的な切下げを行ふ譯ではなくし

て、單にフランの金價值を金純分品位千分の九百において四九ミリグラムと四三ミリグラムとの間に置く様に統制すると規定したに過ぎない。その點丁度ドルが四割強の切下げを行つたが更に一割の切下げ權能を大統領に與へられてをり、ベルガが三割以内の切下げを法定しながら一應二割八分の切下げを行つたのと同様の行き方である。只ドル、ベルガの場合は一應切下げ點を決定してその點で安定せしめたが、フランは一定範圍を定めただけで、その範圍で適宜爲替相場を統制しようといふのであり、前二者に比し著しく自由操作が可能である。

次に、かくフラン切下げを餘儀なくせしめた事情を回顧すること、しよう。フランス經濟は周知の如く一九二八年フラン安定法によつて金本位に復して以來三一年秋のボンドの金離脱當時迄は他の諸國に比較して經濟上非常に恵まれた地位にゐたのである。併しフランス財界の苦難はボンドを中心とする一聯の所謂スタブリング・ブロックの減價と共に訪れ、やがてドルの金基礎拋棄、平價四割切下げによつて愈々拍車を加へられた。各國の通貨が相競つてその對外價值の引下げを圖つた結果は、嘗ての平價五分の四の切下げを行つたに拘らず、フランは他の通貨に比較して著しく過重評價せらるゝこととなつた。物價は急角度の低落を續け、貿易は極度の不振に陥り、國庫は瞬く間に剩餘金を喰ひ潰してその後は巨大な赤字を堆積するに至つた。かくして財界の

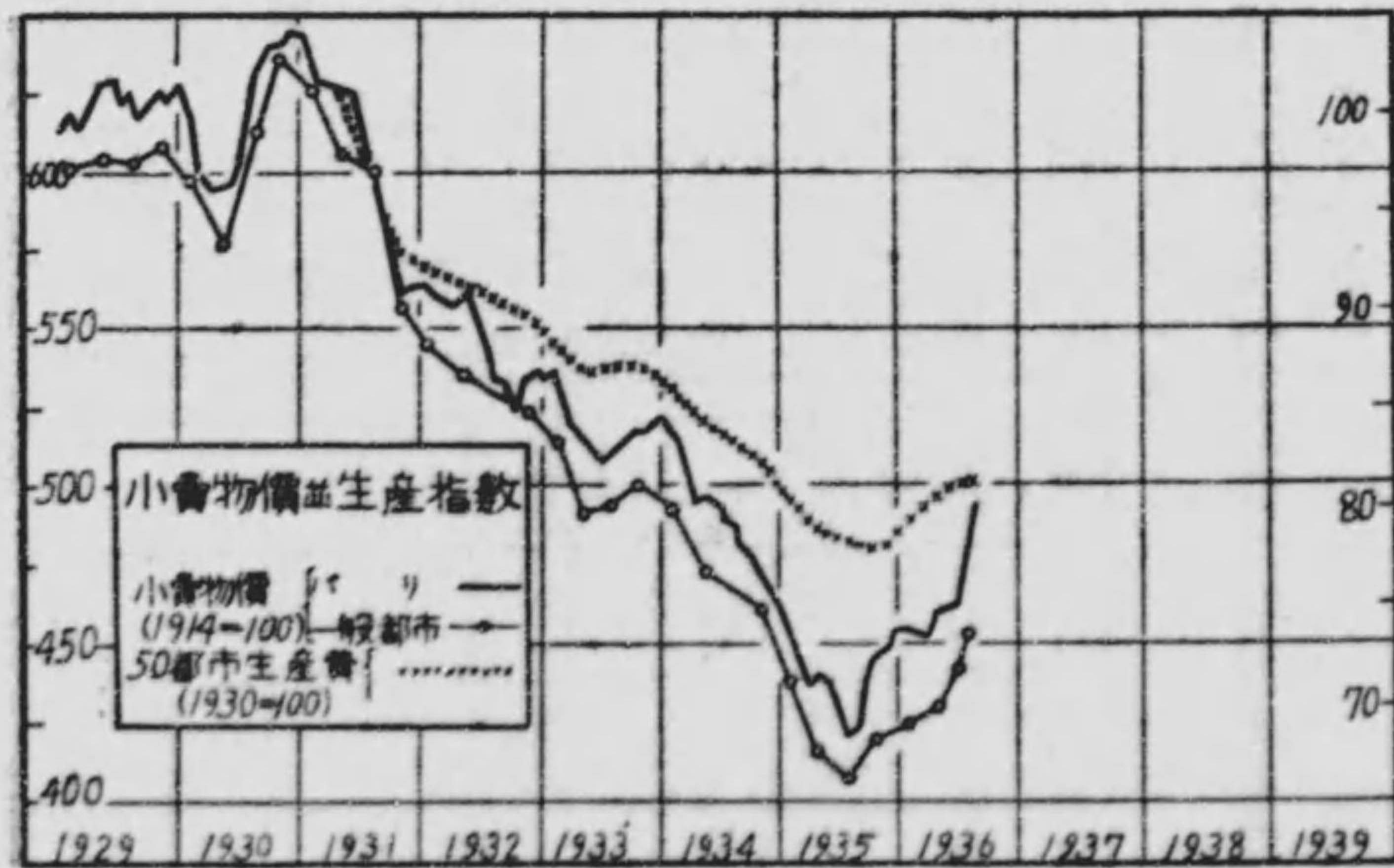
第 1 圖



軍事費の増大、社會立法の施行等によりフランスのデフレーションは一九三五年前半期を以て大體終熄を告げ、以降明瞭にインフレーションの諸徴候を露呈するに至つた。

第一圖乃至第二圖に示せるが如く、卸賣物價指數小賣物價指數生計指數等は何れも一九三五年下半期以降急激なる上昇を示すに至つた。一九三六年十月法貨切下げに至る迄に於ては、國內製品卸賣物價指數の上昇率は輸入品卸賣物價指數のそれに比し遙かに著しかった。フランス爲替相場が如何に不當に高評價さ

第 2 圖



れてゐたかを示すものであつて、日本の場合に比し興味ある現象である。又此の特殊なフランス爲替相場は國內インフレの影響と共に對外貿易に直接に影響を及ぼし、第三圖に於けるが如く工業原料輸入量の増大にも拘らず、加工品輸出數量の激減を齎したのである。

不安人氣が濃化するにつれて、國際爲替投機筋は機會ある毎に金通貨に對する執拗な攻撃を加へ、幾度か大量の金流出が行はれ、三一年十一月最高八百三十三億四千二百萬フランと稱せられたフランス銀行の金保有は遂に當時に至つて五百三十億フラン臺まで減少してしまつたのである。かくしてブリューム内閣が出現して以來は政府のフラン擁護政策聲名に拘らず危機は各方面に於て急速に成熟するに至つた。

第一はスペイン内亂勃發を契機とせる歐洲政局の悪化である。第二は破局的な財政の悪化である。三六年度の豫算は歳出入とも四百四億フランで表面上は一應均衡を得た事になつてゐたが、別に軍事費、緊急公共事業費等が特別會計に分離されて六十二億三千萬圓、更に當然國庫の負擔となるべき鐵道會社の赤字想定三十億フランを加へると豫算成立當時既に百億フランに近い赤字が約束されてゐた。そこへブリューム内閣が財政經濟建直しの爲に採用した諸政策を具體化するために約百十億フラン對獨軍備のために約四十二億フランの支出が決定され、その上イギリスから借入れた三十億フランの返済期限は十一月二十日に迫つてゐる。しかも政府が國民の退職資金を動員する爲に考へ出したベビー・ボンドは最初の豫定百億フランに對して僅か半額にも満たぬ不成績に終り、財政の悪化は既に絶望的な窮地に迄追ひ込まれてゐた。

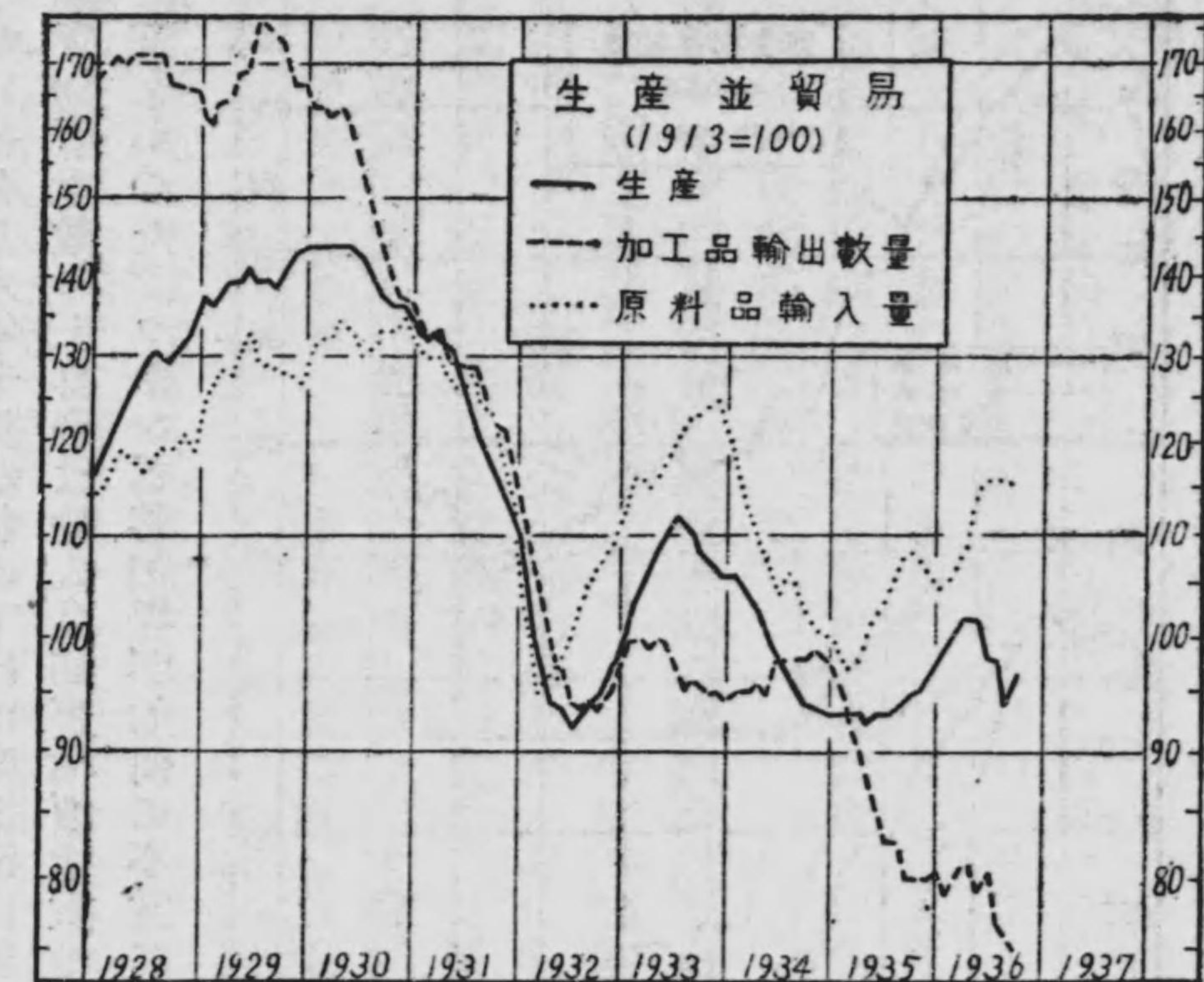
第三は貿易の悪化である。フランスの經濟政策は既に三五年

秋あたりから嫌應なしにインフレ的方向に轉じ、軍事費公共土木費等國庫資金放出の増大は漸次物價高を招來したが、その結果はフランスの過重評價と相俟つて輸出貿易に重大な障害となり一月より八月迄の入超累計は三五年の三十七億五千五百フランから六十一億八百萬フランと増大し、國際收支の悪化は益々フランスの前途を暗澹たらしめたのである。

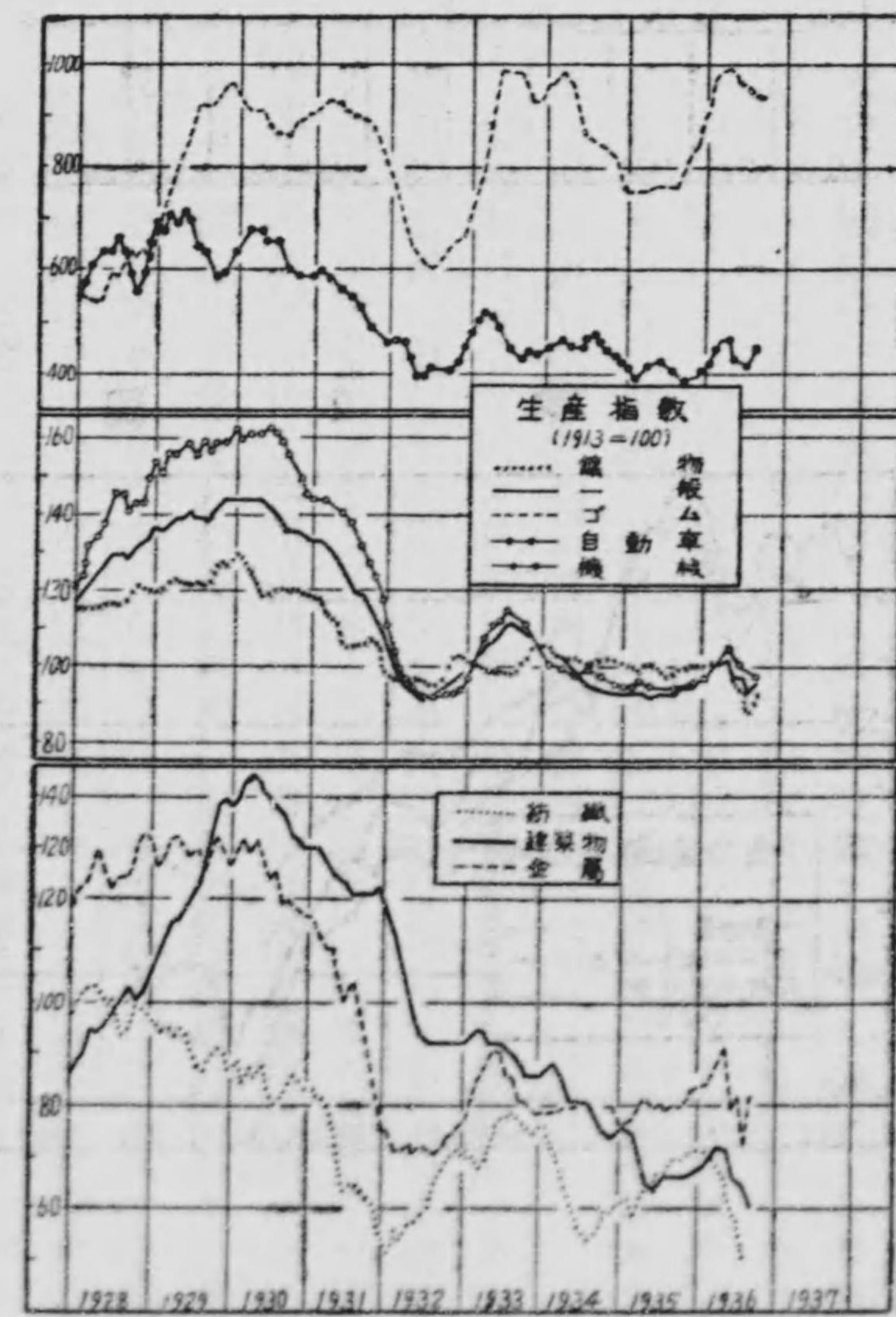
然も今日までフランスがフランスの危機を幾度か經驗し、その間金保有高は既に三百億フランを失つたに拘らずあらゆる犠牲を忍んで金本位に執着して來たのは、既に二八年六月フラン安定的際に平價五分の切下げといふ大きな負擔を國民に強ひたこと、國民の多數を占める貯蓄者、金利息給生活者の利害を無視し得ないためであつた。しかるに、最近に於けるフラン危機の緊迫は既にフランス國民自身の間にはフラン不信の念を大きくし、フラン擁護のためには金本位國として可能な限りの手段がとられ、或は爲替先物取引に對する事實上の停止、或は金兌換の抑制、或は在外資金の申告強制による外貨資金の還流促進等を行つたにも拘らず、金の流出は八月初旬以來二十四億フランの巨額に上り、その上無爲爲替輸出や國內退職が激増したことはブリューム内閣を平價切下げに對する政治的責任から解除するに至つたのである。

一般經濟情勢

第 3 圖



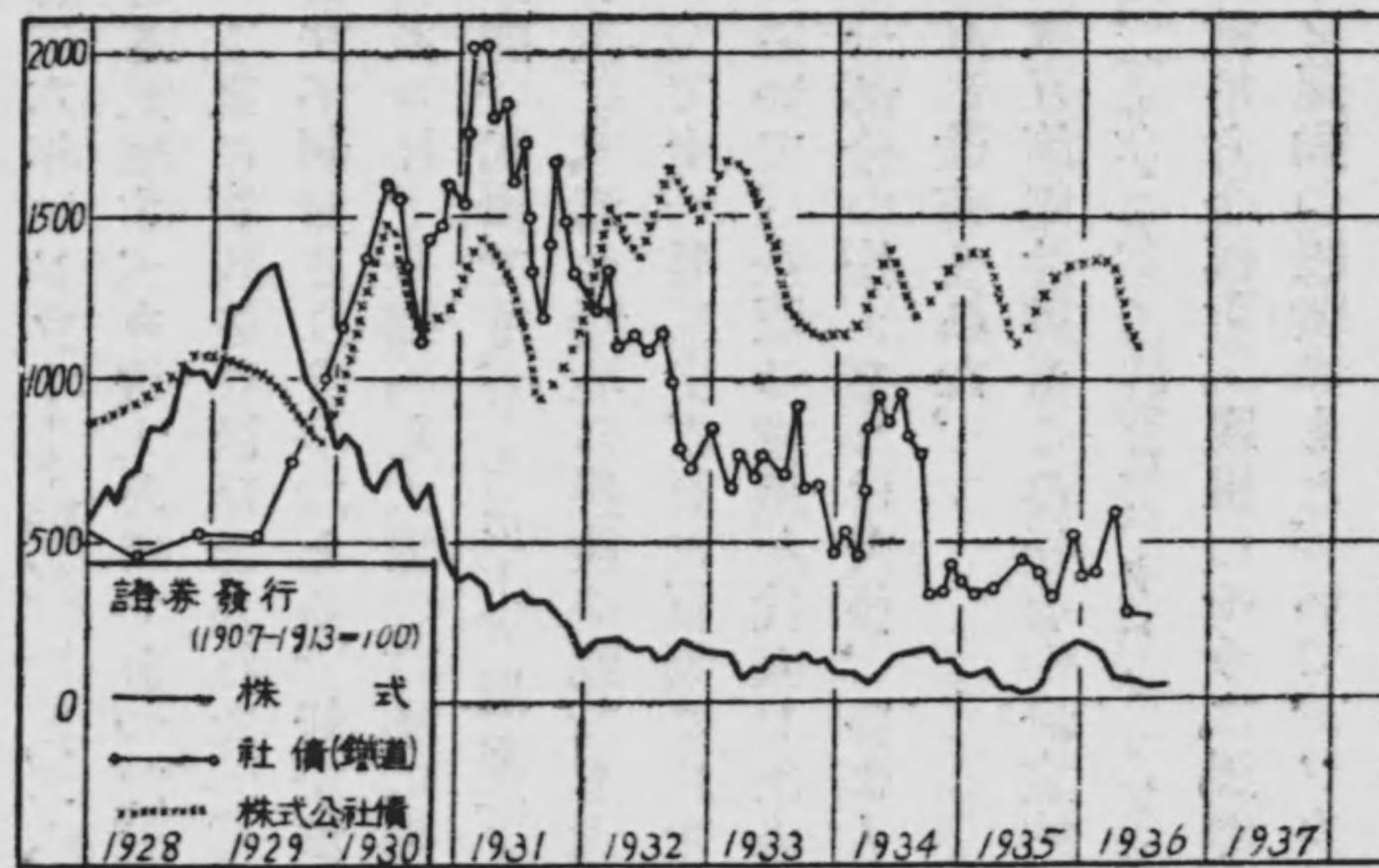
第 4 圖



次に生産状況を見るに、一九三五年中頃より翌年四、五月頃迄一般生産指数は増大したのであるが、七、八月に於て著しく後退し、九月に至つて少々恢復を示すに至つた。株式社債等の發行額を見るも、一九三六年前半期に於て減少を示し生産力の不擴大を物語つてゐる。之は社會的經濟的不安に因由するもの

と言はれてゐる。九月以降生産指数の特に増大せるは、自動車工業金屬工業マイニング等である。失業に關しては、毎年三月から九月迄は減少するのであるが三六年はこの減少が余り顯著ではなかつた。一九三六年十一月末に於ける失業者数は一九三五年十一月末の四〇九、四六六に比し四〇八、一〇一となつてゐるが、十月末に於ては一九三六年の方が多かつた。要之、ブリューム内閣成立以降平價切下に至る期間のフランス

第 5 圖



俟つて財政を益々膨脹せしめずには止まなかつた。他方豫算の毎月収入見積に對し實際の収入が超過したか不足したかを見るに、常に不足を續けてゐる。即ち毎月の豫算上の不足は一月には三・二五%、二月には二・一%だつたのが、三月には超過一・四%、四月には同じく〇・二三%となり好轉しつつあつたか、五月以來不足となり、五月四・七%、六月二・六%、

一般經濟狀況を見るに、軍需費、社會政策費等の増大による赤字公債の増發、社會經濟的不安による生産力の萎靡等は一般物價特に國産品物價の騰貴を齎し、それは更に輸入の増大、輸出の減少となり國際收支勘定を悪化せしめた。或は又物價の騰貴は、軍事費、社會政策費の累増と相

七月六%、八月三・六%、九月〇・八%、十月四・八%となつてゐる。一月から十月迄の十箇月間の不足額八五六、六二九千法なるに對し、六月より十月迄の五箇月に於ける不足額は五九六、三三九千法に及んでゐる。特に營業稅について見るに、一月より十月迄の豫算収入見積額に比し一一、六二五千法の不足を見たのであるが、五月より十月迄の五箇月の不足額は四六、六〇三千法に達してゐる。かゝる經濟的財政的諸情勢は遂に前述の如く再度の平價切下げ斷行を餘儀なからしめたのである。

參考資料
La Voix du Peuple; Bulletin du Ministère du Travail; Bulletin de la Statistique Générale de la France.
世界の勞働, 社會政策時報, 内外社會問題調査資料
(子 安 浩)

ソ ウ エ ー ト 聯 邦

概 説

一九三六年はソウエート聯邦にとつて、一九一七年の革命以來もつとも記念すべき重大な年であつた。「社會主義がソウエートにおいて既に實現され闘ひとられた」(スターリン)ことを物語る新憲法が制定されたのである。新憲法の草案は三六年の六月一日公表され、全国的な大衆の討論に委ねられた。それから五箇月の間、工場でも、コルホーズ農園でも、機械トラクターステーションでも、遙か邊境の民族の間でも大衆的な審議が續けられた。かくて十一月二十五日に召集された第八回ソウエート臨時大會において、全國の意見を代表した人々によつて十分に討論され、一部分の修正をうけた後、いよいよ満場一致で採擇され十二月五日發布された。

第二次五箇年計畫もこの年その決定的年度である第四年目に入つた。一九三六年は特にスタハノフ年度の第一年目と呼ばれ、前年の秋から全國を「颶風のやうに風靡した」(スターリン)スタハノフ運動の經驗にもとづいて、ソウエートの全國民が一步をふみ出した年であつた。年初の中央執行委員會第三會議の決

議會は

「一九三六年の計畫の實現は、國民經濟の幾多の重要な部門に於ける第二次五箇年計畫の四箇年遂行を意味し、五箇年計畫全體の期限前の遂行を條件づけるであらう。」

と豫測したが、三六年の實績は確かにこれを裏付けてゐることである。木材工業を除き工業生産の全領域に於て年度計畫は超過遂行された。金屬加工、機械製作は三五年で既に第二次五箇年計畫の課題を果してゐたが、三六年度は化學工業部門が計畫を超過した。三六年度の穀類收穫は非常な旱魃の爲に打撃を受けたにも拘らず、農村工業化の結果、この天候不良の影響をある程度迄緩和し、三五年度と大差なき收穫を見たと傳へられる。その他國內のソウエート商業關係は、日用必需品生産力の増大と生産原價の引下げとルーブル強化策によつて活況を呈し、住宅の建設、保健設備の擴張その他の社會的文化的施設は實質的な勞賃増加となつて國民の生活状態は一層改善せられてゐる。

四月十一日から二十二日までに開かれた全聯邦共產青年同盟の第十回大會で、新しい綱領と規約が定められ、新綱領を貫く

精神が「新しい資質、新しい文化、新しい道徳を具へたところの新しい人間の養成である」とされ、六月に採擇された結婚法の改正と墮胎の禁止法案も、家族の強化、兒童の保護の爲に行はれた。かゝる平和的建設方針は、年初の中央執行委員會會議から共產青年同盟の第十回大會、六月の黨中央委員會總會や聯邦中央執行委員會においても、また新憲法制定の第八回ソウエート大會においても、終始一貫して強調された。

八月に判決が下つた所謂「トロツキー・ジノヴィエフ合同本部事件」は、ジノヴィエフ、カメネフ以下十六名の銃殺に終つたがその後「ケメロヴォ炭礦反革命陰謀事件」となり十一月二十二日九名の銃殺が宣告された。これは一九三七年度に入つて、ピヤタコフ、ソニコニコフ、ラデック等の「併行本部事件」へと續き遂にはトハチエフスキー、エイデマン等赤軍八幹部の銃殺となつた。これらの一列の事件は、ソウエート政府により經濟建設妨害運動であると共に、國際的反ソ陰謀事件と判定せられ、外交問題をすらも惹起したほどの大規模の清掃運動が行はれた。

翻つてエチオピア戦争は五月下旬首都陥落となつたが、ドイツは年頭ロカルノ條約廢棄と植民地恢復の意嚮を聲明し、三月七日公然ヴェルサイユ條約を無視して兵をライオンランドに進めて之を占據した。ソウエート同盟代表リトヴィノフは右について三月十七日國際聯盟理事會において國際條約の擁護は聯盟の義務であり、銃劍政策に對して集團的安全保障政策が必要だと力

説したが、七月勃發したスペイン動亂、所謂スターリン政權顛覆陰謀事件、九月のナチス黨大會におけるナチス黨首腦部の反ボルシェヴィキ的挑戰、ソ聯側のドイツ人技師逮捕事件、日獨防共協定、第八回ソウエート大會席上ソウエート首腦部の反フランスム宣戰等によりソ獨關係は惡化するのみだつた。年初から頻繁となつた滿蒙國境方面の軍事的衝突解決のため開始された日滿ソ蒙政府間の交渉はかゝしく進捗しない内に、ソ蒙相互援助條約が發表された。日ソ關係はその後十一月の日獨防共協定成立によつて一層惡化し遂にはソ聯側の漁業條約調印見合せとなり、ついで開かれた第八回ソウエート大會では、リトヴィノフ、モロトフ、オルロフ等の日獨協定排撃、反フランスム戰線の強化の演説となり、その後行はれた併行本部事件でもこの陰謀が日獨兩國に關係があるとの被告の陳述のため又々險惡な空氣をよんだ。他の諸國とは、一月二十七日佛ソ互助條約がフランス下院で可決されたのをはじめ、七月にはモントルー會議が開かれトルコのダダネルス海峽再武裝と海峽通過に就ての協定が主としてイギリスの讓歩で成立、尙その月の三十日には英ソ海軍協定も成立した。尙三月にはエストニア、ラトヴィヤ、リトニア三國參謀長及ノールウェイ外相のソ聯訪問もあり、九月のブリッセルの國際平和大會にソ聯は積極的に出席し、スペイン内亂擴大と共に國內勞働者の發意で盛大な救援運動も起つた。七月になつて行はれたチカロフ、バイドウコフ、ペリヤコフ

の北極圏無着陸大飛行の成功と、六月十八日の文豪ゴルキの死とは單にソウエト労働者農民の關心ばかりではなく、世界的な注目を喚起した出来事であつた。

新憲法制定さる

一九三五年二月七日第七回ソウエト大會によつて決定された憲法改正のための憲法委員会は七月七日第一回會議を開いて後約一年、新憲法草案が制定され、三六年六月の聯邦中央執行委員會幹部會に提出された。スターリンの報告を聞いた幹部會はこの草案を確認し、この草案を審議するため全聯邦ソウエト大會を一九三六年十一月二十五日臨時に開くことに決定し、それまでの期間を全國民的審議に委ねることとし六月十二日の憲法草案を發表した。直ちに全國到る處で熱心な草案の検討が開始された。十一月二十五日から開催された第八回ソウエト大會によつて更に討議された末、十二月五日つひに制定發布された。

憲法改正の理由としてスターリンは、(一)一九二四年から一九三六年に至る間にソ聯邦の經濟的狀態が一變し、(二)それに伴ひソウエト社會の階級構成も變化し、(三)諸民族國家相互間の友好的民族協和が實現されたことをあげてゐる。ゴスプラの統計によると社會主義經濟形態の比重は次の如くなつてゐる。

指 標	一九二四年 (%)	一九二八年 (%)	一九三五年 (%)
國の主要生産資本に於ける比重	四八・八	五四・六	九七・五七
國民總所得における比重	三五・〇	四四・〇	九七・八〇
労働者及び勤務員總數に於ける比重	八一・二	八四・五	九九・九六
全工業總生産高における比重	七六・七	八九・五	九九・七一
全農業總生産高における比重	一・五	三・三	九四・二〇
商品小賣高における比重	四七・三	七七・五	一〇〇・〇

備考 (1)一九二五年、(2)一九二四―二五年、(3)一九二五―二六年、(4)一九二三―二四年、(5)一九二九年

經濟の領域における變化に應じてソウエト社會の階級構成も變化した。(昭和十一年版労働年鑑四四―四頁参照)

ソウエト同盟内には現在約六十の民族が共存してゐるが、最近では、その經濟生活社會生活の全分野に亘る民族間の相互援助が實現され、聯邦内諸民族の形式において民族的、内容において社會主義的な民族文化も昂揚し、その結果聯邦内諸民族の性格は根本的に變化し、民族相互の不信は解消し、相互の友好感がいよゝゝ促進され、單一聯邦國家の體制内にその友好的民族協和が實現するやうになつたと言はれてゐる。かやうなソウエト生活上の變化は當然憲法に反映せざるを得なかつた。

この新憲法の主要特徴は、スターリンによると (一)過去の成果の記録つまり綱領ではなくて憲法であること。

- (一)社會主義體制の勝利をその基礎としてゐること。
- (二)労働者と農民とからなる勤勞階級が權力を握つてゐること。
- (三)あらゆる民族種族がその過去現在の地位、勢力の強弱如何に拘らず、經濟、社會、國家、文化の各方面で平等の權利を享受せねばならぬといふこと。
- (四)なんらの留保制限のない徹底した民主主義であること。
- (五)單に人民の平等權を宣言するだけでなく、これらの諸權利の保障並に行使方法を重視し、物質的な諸便宜をあたへ、實質的に言論出版集會結社の自由を可能としてゐること。

新憲法内容を一瞥すると、全篇十三章、百四十六條から成つてゐて、第一章 社會機構、第二章 國家機構、第三章 ソ聯邦國家權力の最高機關、第四章 聯邦共和國の國家權力の最高機關、第五章 ソ聯邦の國家行政の機關、第六章 聯邦共和國の國家行政の機關、第七章 自治ソウエト社會主義共和國國家權力の最高機關、第八章 國家權力の地方機關、第九章 裁判所及び検事局、第十章 國民の基本的權利及び義務、第十一章 選舉制度、第十二章 國章、國旗及び國都、第十三章 憲法變更手續の各章である。

改正された主なる點を列挙すると (一)ソ聯邦の社會主義制度が明確に規定されたこと。これは第一章に取扱はれてをり舊憲法と著しい對照をなしてゐる。

- 第一條 ソウエト社會主義共和國聯邦(以下ソウエト聯邦ト略ス)ハ労働者及ビ農民ノ社會主義的國家ナリ
- 第二條 ソウエト聯邦ノ政治的基礎ヲ成スモノハ、地主及ビ資本家ノ權力ノ失墜及ビプロレタリアートノ獨裁ノ征得ノ結果成長シ且ツ鞏固化セル勤勞者代議員ソウエトナリ
- 第三條 ソウエト聯邦ニ於ケル全權力ハ勤勞者代議員ソウエトヲ通シテ都市及ビ農村ノ勤勞者ニ屬ス
- 第四條 ソウエト聯邦ノ經濟的基礎ヲ成スモノハ、資本主義的經濟制度ノ清算、生産用具及ビ生産手段ニ對スル私有財産ノ廢止及ビ人ニヨル人ノ搾取ノ廢棄ノ結果確立セラレタル社會主義的經濟制度及ビ生産用具及ビ手段ニ對スル社會主義的財産ナリ
- 第五條 ソウエト聯邦ニ於ケル社會主義的財産ハ國家的財産ノ形態(全人民ノ資産)カ協同組合的(コルホーズ)的財産ノ形態(個々ノコルホーズ)ノ財産、協同組合的團體ノ財産)カヲ有ス
- 第六條 土地、ソノ埋藏物、水域、森林、工場、製造所、炭坑、礦山、鐵道、水上及ビ航空運輸、銀行、通信手段、國家ニヨリテ組織セラレタル巨大農業企業(ソフホーズ、機械トラクター配給所及ビソノ他)並ニ都市及ビ工業地點ニ於ケル公共經濟企業及ビ基本的住宅資源ハ國家的財産、即チ全人民ノ資産ナリ
- 第七條 農具及ビ家畜ヲモ包含スルコルホーズ及ビ協同組合的組織ニ於ケル公共企業、コルホーズ及ビ協同組合的組織ニヨリテ生産セラルル生産物、並ニソレヲノ公共建造物ハコルホーズ及ビ協同組合的組織ノ公共的、社會主義的財産ヲ成ス

農業アルテリノ定款ニ從ヒ、コルホーズノ各農戶ハ公共的コルホーズの經營ヨリスル基本的收入ノ外、家數ニ附屬セル小規模ノ地所ヲ個人的使用ニ供シ且ツ家數ニ附屬セル地所ニ於ケル副業、住宅、生産的家畜、家畜及ビ小農具ヲ個人的財產トス

第八條 コルホーズノ占ムル土地ハコルホーズニ對シテ無料ニシテ且ツ無期限ノ使用ヲ確保セラル、即チ永久ニ確保セラル

第九條 ソウエイト聯邦ニ於ケル經濟ノ支配的形態タル社會主義的經濟制度ト並ビテ個人的勞働ニ基キ且ツ他人ノ勞働ノ搾取ヲ排除スル個人農及ビ手工業者ノ小規模ノ私的經濟ハ法律ニヨリテ許容セラル

第十條 國民ノ勞働所得及ビ貯蓄、住宅及ビ家庭副業、家財及ビ世帶道具、個人的消費物及ビ需要品ニ對スル國民ノ個人的所有權、並ニ國民ノ個人的財產ノ相續權ハ法律ニヨリテ保護セラル

第十一條 ソウエイト聯邦ノ經濟生活ハ社會的富ノ増加、勤勞者ノ物質的及ビ文化的水準ノ不撓ナル高揚、ソウエイト聯邦ノ獨立ノ鞏固化及ビソノ國防能力ノ強化ノタメニ國家的國民經濟的計畫ニヨリテ決定セラレ且ツ指導セラル

第十二條 ソウエイト聯邦ニ於ケル勞働ハ「働カザル者ハ食フベカラズ」ナル原則ニ從ヒ勞働能力アル各ノ國民ノ義務ニシテ且ツ名譽ナリ

ソウエイト聯邦ニ於テハ「各人ヨリハソノ能力ニ應ジテ、各人ニハソノ勞働ニ應ジテ」ナル社會主義ノ原則實現セラル

(二)ソウエイト共和國聯邦に新たにアゼルバイジャン、アルメニ

ビ質ニ相應スル彼等ノ勞働ノ支拂ヲ以テ保證セラレタル仕事ヲ得ルノ權利ヲ有ス

勞働ノ權利ハ國民經濟ノ社會主義的組織、ソウエイト社會ノ生産諸力ノ不撓ナル増大、經濟恐慌ノ可能性ノ排除及ビ失業ノ清算ニヨリテ保障セラル

第一百九條 ソウエイト聯邦ノ國民ハ休息ノ權利ヲ有ス

休息ノ權利ハ勞働者ノ壓倒的多数ノタメニ七時間以下ニ勞働日ヲ短縮シ、勞働者及ビ從業員ノタメニ賃銀ヲ保有スル毎年ノ休暇ヲ設定シ、廣汎ナル療養所、休息ノ家、俱樂部網ヲ勤勞者ノ奉仕ノタメニ供スルコトニヨリテ保障セラル

第二百十條 ソウエイト聯邦ノ國民ハ老年ニ於テ、並ニ——疾病及ビ勞働能力喪失ノ場合ニ於テ物質的保障ヲ受クルノ權利ヲ有ス

コノ權利ハ國家ノ費用ヲ以テスル勞働者及ビ從業員ノ社會保險ノ廣汎ナル發展、勤勞者ヘノ無料ノ醫療、廣汎ナル療養地網ヲ勤勞者ノ利用ニ供スルコトニヨリテ保障セラル

第二十一條 ソウエイト聯邦ノ國民ハ教育ヲ受クルノ權利ヲ有ス

コノ權利ハ一般的——義務的初等教育、高等教育ヲモ包含スル教育ノ無料制、高級學校ノ學生ノ壓倒的多数ニ對スル國家的給費ノ制度、學校ニ於ケル母語ニヨル教授、工場、ソフホーズ、機械トラクター配給所及ビコルホーズニ於ケル無料ノ生産的技術的及ビ農學的教育ノ組織ニヨリテ保障セラル

第二百二十二條 ソウエイト聯邦ニ於テ女子ニハ經濟的、國家的、文化的及ビ社會的——政治的生活ノ總テノ範圍ニ於テ男子ト同等ノ

ヤ、カザク、キルギスの五民族共和國が聯邦共和國に昇格して加盟し、十一の聯邦の共和國となつた。

(三)國家最高機關たる「全聯邦ソウエイト大會」が變つて、四年毎に選舉され、年二回召集される「ソ聯邦最高會議」となつた。この會議は聯邦ソウエイト會議及び民族ソウエイト會議の兩院から成り、聯邦ソウエイト會議は住民三十萬人につき一人の割合となつた。民族會議における民族代議員數の割合は憲法草案に比して著しく増加され「民族會議は各聯邦共和國より二十五名、各自治共和國より十一名、各州より五名、各民族管區より一名の割合を以て聯邦共和國、自治共和國、自治州及び民族管區におけるソ聯邦市民により選出される」と改められた。尙聯邦最高會議により採擇された法律は各聯邦共和國十一ヶ國の國語で發布されることとなり、又兩院合同會議で選出される幹部會の副議長は十一名となつた。

(四)新憲法の第十章は社會主義制度によつて達成されたいろいろな結果が明瞭に規定されてゐる。即ち、勞働權、休息權、生活の安全權、教育權、婦人の平等權、民族の平等權、信仰の自由、言論、出版、集會、街頭行進及び示威運動の自由、團結權、身體の不可侵權、信書の不可侵權、住宅の不可侵權等——諸國の憲法とは可なり異つた點がある。次にその主要條項を掲載しておく。

第一百八條 ソウエイト聯邦ノ國民ハ勞働ノ權利、即チ勞働ノ量及

權利ヲ附與セラル

女子ノコレヲノ權利ヲ行使スル可能性ハ勞働、勞働ノ支拂、休息社會保險及ビ教育ニ對スル男子ト同等ノ權利ガ女子ニ附與セラルルコト、母及ビ子ノ利益ガ國家的ニ保護セラルルコト、妊娠ニ際シテ女子ニ扶養料ヲ保有スル休暇ガ許與セラルルコト、廣汎ナル産院、託兒所及ビ幼稚園網ニヨリテ保障セラル

第二百三條 民族及ビ人種ニ依存セズシテ、經濟的、國家的、文化的及ビ社會的——政治的生活ノ總テノ範圍ニ於ケルソウエイト社會主義共和國聯邦ノ國民ノ同權ハ不易ノ法律ナリ

人種的及ビ民族の所屬ニ依存スル國民ノ權利ノ如何ナル直接若クハ間接ノ制限モ、又ハ、反對ニ、直接若クハ間接ノ特權設定モ、並ニ人種的若クハ民族の排他性、若クハ憎惡及ビ輕視ノ宣傳モ——法律ニヨリテ罰セラル

第二百四條 國民ニ良心ノ自由ヲ保障スル目的ヲ以テソウエイト

聯邦ニ於テ教會ハ國家ヨリ分離セラレ且ツ學校ハ教會ヨリ分離セラル、宗教的禮拜舉行ノ自由及ビ反宗教的宣傳ノ自由ハ全國民ニ對シテ認めラル

第二百五條 勤勞者ノ利益ニ相應シ且ツ社會主義的制度ヲ鞏固化

スル目的ヲ以テソウエイト社會主義共和國聯邦ノ國民ニ法律ニヨリテ左ノ自由保證セラル

- (イ) 言論ノ自由
- (ロ) 出版ノ自由
- (ハ) 集會ノ自由

(ニ)街頭行進及ビデモンストレーションノ自由
國民ノコレヲノ權利ハ勤勞者及ビソノ組織ニ印刷所、紙、公共的
建築物、街路、通信手段及ビ、コレヲノ權利ヲ行使スルタメニ必
要ナル其他ノ物質的條件ニヨリテ保障セラル。

第二百二十六條 勤勞者ノ利益ニ相應シ且ツ人民大衆ノ組織的自主活
動及ビ政治的積極性ノ發展ノ目的ヲ以テソウエート聯邦ノ國民ニ
公共的組織、即チ職業組合、協同組合、青年組織、スポーツ及ビ
國防組織、文化的、技術的及ビ學術的團體ニ團結スルノ權利保障
セラル。而シテ勞働階級及ビ勤勞者ノソノ他ノ諸層ノ中最モ積極
的ニシテ且ツ意識的ナル國民ハ社會主義的の制度ノ強化及ビ發展ノ
タメノ彼等ノ鬭争ニ於テ勤勞者ノ前衛タリ且ツ勤勞者ノ公共的、
並ニ國家的ノ、總テノ組織ノ指導的の核心ヲ爲ス全聯邦共產黨(ボ
リシエヰイキ)ニ團結ス。

第二百二十七條 ソウエート聯邦ノ國民ニ身體ノ不可侵保障セラル。
何人ト雖モ裁判所ノ決定若クハ檢事ノ裁可ナクシテ逮捕セラルル
コトナシ

第二百二十八條 國民ノ住居ノ不可侵及ビ信書ノ秘密ハ法律ニヨリテ
保護セラル

第二百二十九條 ソウエート聯邦ハ勤勞者ノ利益ノ擁護、若クハ學術
的活動、若クハ民族解放鬭争ノ故ニ追求セラルル外國ノ國民ニ避
難ノ權利ヲ附與ス

第三百十條 ソウエート聯邦ノ各ノ國民ハソウエート社會主義共和
國聯邦ノ憲法ヲ遵守シ、法律ヲ履行シ、勞働紀律ヲ守リ、社會的

會議長と「全聯邦」人民委員部の國防、外交、外國貿易、交
通、通信、水運、重工業、國防工業(新設)の各部と、「聯邦
及び共和國」人民委員部の食料工業、輕工業、林業、農業、
穀類畜産國營農場、財務、國內商業、内務、司法、保健各部
から成つてゐる。

スタハノフ運動のその後

三五年の終りにスターリンによつて「聯邦の各州各地方へ廣
く深く行きわたらせねばならぬ」と言はれたスタハノフ運動は
三六年になつて全國民運動となつた。それには、黨や勞働組合の
側から、この運動を單なる個人的記録樹立に終らせないで、新技
術の習得を基礎とする社會主義的競争として、永續的運動とな
し、これによつて五箇年計畫の遂行を促し、勞働者の生活向上
に役立たせねばならぬといふ見地からの積極的な配慮が向けら
れたことがあつて力がある。

一九三五年末および一九三六年初にはモスクワで數回にわた
つて會議が開かれ、工業、交通、建築、農業、牧畜などのスタハ
ノフ主義者が各地から集合して、政府當局者と談合した。この
會合で明らかとなつたことは、多くの場合において、筋肉勞働
者は、一般的知識および技術の習得においても、創造的發明的
精神においても、若干の技師や技術専門家にまさる、といふ事
實であつた。かくして、これらの生産改革者たちは、政府から

義務ニ對シテ誠實タリ、社會主義的共同生活ノ規則ヲ尊重スルノ
義務ヲ有ス

第三百十一條 ソウエート聯邦ノ各ノ國民ハ公共的、社會主義的財
産ヲ、ソウエート制度ノ神聖ニシテ且ツ侵スベカラザル基礎トシ
テ、母國ノ富ト力トノ源泉トシテ、全勤勞者ノ富裕ニシテ且ツ文
化的ナル生活ノ源泉トシテ、防護シ且ツ強化スルノ義務ヲ有ス
公共的社會主義的財産ヲ侵害スル者ハ人民ノ敵ナリ

第三百十二條 一般の兵役義務ハ法律ナリ
勞農赤軍ニ於ケル軍事勤務ハソウエート聯邦ノ國民ノ名譽アル義
務ナリ

第三百十三條 祖國ノ擁護ハソウエート聯邦ノ各國民ノ神聖ナル義
務ナリ、母國ニ對スル反逆、即チ宣誓ノ違反、敵ノ側ヘノ内應、
國家ノ軍事力ニ損害ヲ與フルコト、間諜——ハ最モ重大ナル罪惡
トシテ法律ノ峻嚴ヲ盡シテ罰セラル

(五)選舉制度は第十一章に規定せられ、従前のやうな勞働者の
農民に對する特權はなくなり、完全な平等、普通、直接選舉
で、秘密投票によつて行はるゝこととなつた。

(六)ソ聯邦憲法の變更はソ聯邦最高會議の兩院において夫々三
分の二を下らざる多數を以て採擇せられたる決議によりての
み行はるゝこととなつてゐる。

(七)尙人民委員會議は、「人民委員會」議長と議長代理數名、「國
家計畫」「聯邦統制」「農産物買付」「藝術」「高等教育」の各委員

表彰され、全國的な支持のもとに、再び彼らの職場に歸リスタ
ハノフ運動のすぐれた組織者となつた。各地でスタハノフ主義
者は、自分の働いてゐる工場で、實例を通じて、スタハノフ運
動の成果を普及させる任務を與へられた。且又先頭に立つ勞働
者の前進と勞働者一般との調節をはかり、個々の企業内におい
ても、勞働者全體の努力を統整し、「嚴軍」すなはち原料、
燃料、半製品などの供給——を能率的に組織化し、特に豫備的
段階の工場における作業を集約化するため、多くの工場ではス
タハノフ運動學校が設けられ、最前線にある社會主義勞働運動
者から講習が與へられた。同一産業部門に屬する諸工場勞働者
の會合や、一工場の最優秀勞働者を同種類の工場に何日か出張
させる計畫なども、スタハノフ運動の立法や結果を廣く諒解さ
せ教へ込むに役立つた。

スタハノフ主義者は、技術過程や勞働の配分を變更しなけれ
ばならないことを力説して、技術家達に要求して特定の部門や
作業場の勞働をスピード・アップすることによつて、工場設備の
潜在的能力を利用させ、他の部門や作業場の生産を増進すべき
手段を案出させた。これに應じて「スタハノフ運動日」「スタ
ハノフ運動旬間」「スタハノフ月」が殆んど全國中に組織され、
その期間には、個々の作業場または部門から全工場乃至全産業
部門に亘つて、生産のスピード・アップおよび調整に關する最上
の方法を案出するために、努力が集中された。かくてスタハノ

フ運動は個々の労働者から、一工場の作業、やがては同一生産部門の各関係工場の作業の、相互調整準備とまでなつた。最近の二三の例をあげてみよう。スターリンググラード。トラクター工場ではかつて二交替制で豫定のトラクター一四四臺を生産するのに非常な困難を感じてゐたが、やがて連鎖制度で豫定生産以上をあげ、スタハノフ的方法では一交替當り二〇〇臺にまで増加した。トールックの機械工場、ヴォロシロフグラードの機關車工場、その他でも最初の標準生産高の二、三倍になつてゐる。一九三六年四月の「スタハノフ月」で好成績を示したのは鐵鋼業で、鐵鋼生産高を三五年四月より三六・五%、鐵鋼生産高を四〇・八%に増加し、鐵道輸送もこれに劣らぬ好成績で、一日平均貨物輸送量は、三五年第一・四半期の貨車五萬五千輛が三六年五月には九萬二千輛になつた。

尙カリーニンの一織維工場のチェヴァーヴァといふ紡績女工によつて、垂直的に關係ある全産業部門における労働者のグループによつて、スタハノフ運動連絡隊が組織された。彼女は、自分に供給される半製品の生産に關係ある労働者全部を組織し共通の事業に關心を抱かすことに成功した。その結果、生産される絲の品質が改善され、紡績機械の作業がスピード・アップされ工場設備の利用は著しく能率を増した。

この運動は、社會の發達に努力することが自己の利益となることの自覺、生産設備の根本的變革(舊式の機械では忠實な勞

働者が一日中働いてもせい／＼生産力を二倍にするだけだが、現在では、新しい技術のおかげで、スタハノフ主義者は容易に生産高を五倍六倍にできる)、労働者の教育設備の増大、技術獲得への努力等が直接の原因で、間接には物質的文化的状態の向上が預つて力あるといへやう。

二三の數字をあげれば、一九三五年までに機械工業における全設備の五〇%から六〇%が建設された。炭礦業、運送、建築業における機械化の發達や、トラクター、コムバイン等の農業機械の普及によつて、筋肉労働の割合が次第に減少し、不健康な仕事が取除かれた。一九二八年から一九三五年までに、筋肉労働者及び勤務員は一千六十万から二千四百七十萬に増加し、政府は、優秀労働者自身の要求に基づいて、すべての労働者に技術教育をすゝめ、一九三五年以降、二百萬人の労働者が「技術最少限度」と呼ばれる試験に合格した。

尙紡績工場のスタハノフ主義者ヴォグラードワ氏は、三五年末の工業と運輸とのスタハノフ會議の席上、スターリンになした二百八臺の機械を持つとの約束は、疾くに之を凌駕し、現在二百十六臺を持つてをり、一時間に一・六三米の織物を織るとの約束に對しては、現在一・七一米を織つてゐるが、これは他のあらゆる領域でも大衆運動となつてゐる。

スタハノフ運動は、社會生活のあらゆる方面にまでひろがつて行つた。たとへば、赤軍内のスタハノフ運動の如きがそれで

ある。二三月頃、次々とモスクワで開かれた戰車隊、航空隊、海軍のスタハノフ主義者會議の成果によると、赤軍内で軍事と軍事技術の會得にあらゆる熱意をつぎこんでゐるスタハノフ主義者達が少くないことがわかる。或ひは「赤色海軍の新世界が始まつた」(ブラウダ二月十六日社説)と言はれ、スターリンが「誰よりも高く、速く、遠くとぶ」ことを提言した空軍の會合でもスタハノフ運動が單に「規準の突破」ではなく、「各自の課題任務を精密に良心的にすること」だと力説され(ブラウダ二月十六日社説)既に赤軍内でもスタハノフ運動が新階程に入り、個人的スタハノフより團體的スタハノフに移りはじめてゐる事實、即ち優秀な戰士、軍事技術と戰略のスタハノフ主義者からなるスタハノフ中隊、スタハノフ部隊ができてゐると言はれた。又、三六年の三月八日の國際婦人デーも例年と違つて特にこ

ソウエート労働者の労働生産性増大表

業	單位	一九三六年		%	
		計畫	実績	一九三七年(計畫)に對する	一九三六年に對する
重工業及國防工業	一九三三年	一一三〇・五	一一三〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
工業	留	九二四〇・五	一一三〇・五	一二二・九	一一三・八
		一一三〇・五	一一三〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
建設	留	一一三〇・五	一一三〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		一一三〇・五	一一三〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
林業	留	一一三〇・五	一一三〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇

の問題に力が入つてゐた。五月に開かれた重工業技術師婦人大會十二月に開かれた「赤軍指揮官婦人大會」もこの運動の影響であるといへやう。

青年方面でも、それが大衆的となつてゐることは、四月十一日から二十一日まで開かれた共産青年同盟の第十回大會で明らかになつた。この大會では規約と綱領が「スタハノフ運動の展開とソ聯青年の要求の向上に伴ひ特に不十分」となつたので改正され、「都市並びに農村における先進的で政治的意識のある廣汎なる層に亘る勤勞青年を結合する大衆的無黨派組織」としてスタハノフ的に労働する青年が要求された。青年内におけるスタハノフ主義者の百分率は大きい。

一九三六年度における労働の生産性(労働者一人當り生産高)を三五年と比較し三七年度の計畫と對照した統計を左に掲げる。

伐	材	留	一八五五	二〇〇〇	二〇八四	九四・七	二六六八	一一・三	一八・〇												
工	場	〃	七六二六	九〇三三	八八二四	九七・八	一九〇〇	一一・七	一三・五												
建	設	〃	五七〇〇	六八一〇	五九四四	七八・三	七六二六	一〇・三	一三・八												
工	業	〃	八四〇三・三	一〇〇三五・八	一〇一五八・〇	一〇一・三	一一三・五	一一〇・九	一一八・三												
建	設	〃	七二七〇	九五五〇	九二二一	九六・五	一一五〇七	一二六・七	一二四・九												
食	料	工	業	〃	〃	〃	〃	〃	〃												
工	業	設	業	〃	〃	〃	〃	〃	〃												
建	設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃												
人	民	委	員	會	議	調	達	委	員	會	の	工	業								
地	方	工	業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃									
農	業	(一九二六、七年の價格による)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃									
交	通	及	運	輸	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃									
鐵	道	從	業	員	一	人	當	り	取	扱	高	千	噸	籽	二七三・〇	二九八・〇	三三七・七	一一三・三	五九一・六	一三四	二六

右によるとどの部門でも三五年度ははるかに凌駕してゐる。計畫遂行の點では林業と農業とを除き、他の部門は計畫を超過してゐる。尙二三の統計をゴスプランの統計集「社會主義國家ソ聯邦」(モスクワ)より引用してゐる。

スタハノフ年度(一九三六年)に於ける工業運輸及び農業労働の質的指標

部	門	と	指	標	一	九	三	五	一	九	三	六	年	一	九	三	六	年		
年	平	均	平	均	一	九	三	五	一	九	三	六	年	一	九	三	六	年		
五	二	二	六	一	〇	一	月	一	九	月	一	月	一	九	月	一	月	一	九	月

燃料支出標準(一キロワット時生産に對する單位一キログラム) 〇・六四三 〇・六二五 一月一九月

石炭工業(ドネツ炭田) (一箇月噸) 二、七〇五 三、六九八 八ヶ月

重穿孔機の生産性 八・〇 一三・二 同

打込槌の生産性(交替時間トシ) 一・二〇 一・〇九 一月一九月

製鐵業 熔鐵爐の有効容積の利用率(註1) 一・二〇 一・〇九 一月一九月

マ	ル	チ	ン	爐	床	面	積	一	平	方	米	か	ら	の	鋼	鐵	の	精	鍊	
(一	晝	夜	噸)	三	・	八	五	四	・	五	〇	一	月	一	九	月				
製	硫	塔	一	立	方	米	當	り	一	晝	夜	平	均	の	硫	酸	の	製	造	(噸)
一	八	・	二	二	〇	・	六	九	月											

指 標 一九三三年 一九三三年 一九三三年 一九三三年 一九三三年

總生産物の増加 (+) 一三・七 (+) 一八・三 (+) 一三・五 (+) 一三・八 (+) 一三・八

生産資本の増加 (+) 三・四 (+) 三・三 (+) 三・三 (+) 三・三 (+) 三・三

註1、各年度の總生産物の増加は、前年度報告における増加高と比較したものである。

註2、一九三三年の聯邦及び地方工業生産物の増加率は五・九%、一九三三年一月より九月までの増加率は二・九%であった。

註3、九ヶ月間の數字

新生産標準の獲得(一九三六年七月)

出來高拂労働者總數に對する標準超過者の%

運	輸	貨	車	の	一	晝	夜	平	均	走	行	距	離	(單	位	キ	ロ	メ	ー	ト	ル)						
一	二	八	・	四	一	四	四	・	四	一	月	一	八	月													
貨	車	の	回	轉	(單	位	一	晝	夜)	七	・	六	九	六	・	六	七	同									
一	八	九	・	一	二	三	三	・	八	同																	
貨	物	機	關	車	の	一	日	平	均	走	行	距	離	(籽)	二	八	・	四	四	二	二	・	六	〇	同		
一	五	・	七	一	八	・	四	同																			
貨	物	機	關	車	の	回	轉	(時	間)	二	八	・	四	四	二	二	・	六	〇	同							
一	五	・	七	一	八	・	四	同																			
貨	物	列	車	の	平	均	經	濟	速	度	一	五	・	七	一	八	・	四	同								
(單	位	一	時	間	一	籽)																					
註	1、	一	晝	夜	間	に	鐵	鐵	一	噸	を	精	鍊	す	る	熔	鐵	爐	有	效	面	積	の	立	方	米	數
大	工	業	に	於	け	る	新	技	術	の	獲	得	(前	年	度	に	對	す	る	%)	註	1					

工	業	部	門	一	九	三	年	一	九	三	年	一	九	三	年	一	九	三	年	一	九	三	年		
發	電	所	一	七	・	二	四	七	・	三	一	三	・	三	一	三	・	三	一	三	・	三	一	三	
採	油	業	一	一	・	三	三	一	・	八	二	〇	・	七	二	〇	・	七	二	〇	・	七	二	〇	
精	油	業	九	・	五	四	〇	・	五	二	一	・	九	六	・	七	一	七	・	一	七	・	一	七	
製	鐵	業	一	三	・	八	四	〇	・	六	一	三	・	〇	一	三	・	〇	一	三	・	〇	一	三	
金	屬	加	工	業	一	一	・	四	二	六	・	四	一	四	・	〇	四	・	五	三	・	五	三	・	五
基	本	化	學	工	業	一	四	・	四	二	七	・	四	一	二	・	四	一	二	・	四	一	二	・	四
織	維	工	業	九	・	七	五	・	三	一	・	一	・	一	・	一	・	一	・	一	・	一	・	一	・
皮	革	工	業	一	八	・	四	二	九	・	三	八	・	九	一	・	一	・	一	・	一	・	一	・	一

履物業	一九・五	二六・二	一〇・七	二・六
製肉業	九・九	四一・二	二〇・二	一〇・八
製材業	九・九	一六・一	三・八	一・四
製紙業	一五・六	二三・四	四・一	〇・五

工場労働者間のスタハノフ運動

(労働者の間のスタハノフ主義者の%)

工業部門	一九三五年 年十一月 一日にお ける		一九三六年八月一日における内譯	
	全労働者	婦人の内	青年の内	
發電所	一四・八	四二・〇	三二・一	五五・一
探油業	一五・五	三六・四	一四・七	三三・五
精油業	九・一	五七・七	三八・五	五七・五
鐵鑄業	七・八	二一・六	五・三	一九・四
製鋸業	六・六	二六・二	一四・一	二五・一
金屬加工業	七・五	二七・七	一九・四	二六・二
基本化學工業	七・〇	二六・七	一六・五	三四・六
織維工業	七・〇	一九・七	二一・三	一六・一
皮革工業	五・九	三九・八	四〇・四	三六・九
履物業	一五・九	四一・四	—	—
製肉業	六・三	三八・八	三二・〇	三七・六
製菜業	五・六	三五・五	三九・〇	二九・五
製材業	六・二	三〇・五	二六・〇	三二・五
製紙業	三・六	二五・八	一九・二	二五・五

尙一九三六年末、技師技手の一〇%、ソフホーズ労働者の七%はスタハノフ運動者であると言はれてゐる。(トルード四月三日)尙スタハノフ運動の労働者のうち大多数が過度に激しい労働に適しない年配の人々である。製靴業におけるスタハノフ運動の指導者の一人は古参の労働者であり、建築業におけるスタハノフ運動の組織者は二十五年間の勤続者である。收穫労働における最高記録保持者たる婦人労働者は六十四歳であるし、畜産業においても六十五歳の労働者によつて素晴らしい結果があげられた。かうした数千の古参労働者のほかに、十六歳から十八歳までの若い労働者が多く参加してゐる。二月初、約六百人の青年「前衛」労働者が労働生産法に關する功績によつて表彰されたほどである。

右の如く、スタハノフ運動はかなりの成功を収めてゐる。そして三五年の黨十二月總會で決定された生産基準の改正も、この問題を審議するために開催された生産部門の會議で續々と決定せられた。新基準は最低五—六%の引上げに止まる部門もあつたが(例へばイワノゾオの棉工業)大多数は二〇—三〇%の引上を見た。新基準を超過遂行してゐる労働者も可なりあるが未だ勿論全労働者が之を遂行してゐるとはいへない。例へばトンプスでは全労働者の二〇—三〇%はまだこれを遂行してゐない(ブラウダ四月二十九日)とも言はれ且つ「スタハノフ運動は生産力と標準能率を二倍、三倍、四倍にする運動である」以上單

に豫算數字の遂行ではその最低義務を果すだけにすぎないと「ブラウダ」などで力説された。

だがスタハノフ運動に對する歪曲も少なからず生れた。三月一日のブラウダや三日のイズヴェスチヤに出た社説で、くりかへし「スタハノフ運動は社會主義的競争の最高形態であるから個個のレコード競争よりも一般水準の向上に向けられねばならぬ」と力説し、社會主義的競争は「進んだ者が遅れた者を援助し一般的昂揚を獲得する事である」といふスターリンの言葉が引用されたのも、經營者の一部が早くもスタハノフ運動に飽いた(ブラウダ三月三十一日)、「これらの怠業者を抑壓し更にこの運動を展開する」ため、重工業においてオルジニキーゼの指令に基き全部門に互つて、四月一日より一箇月間恒久的系統的スタハノフ活動を遂行するための準備としてスタハノフ検査競争が行はれたことなど、又量的に激増したが質的に低下した(第一四半期の綿絲布工業、製紙工業、硝子工業等)こともあり、換氣装置の不完全是労働能率増進を妨げてゐる」とか「保健研究所の活動はスタハノフ運動に伴ふ任務より遅れてゐる」と言はれ、輕工業人民委員部所屬中央労働研究所がスタハノフ運動を阻むものとして廢止されたことなどいろ／＼の障害も現はれた。

スタハノフ運動が始まつてから一年たつた九月初めに、その運動の搖籃地であるドンバス炭坑の一日平均採炭量が單位を千トンとして、三五年の八月一七七・一、九月一七八・二、十月一

五・七、十一月二〇七・三、十二月二三〇・五、一九三六年一月二二一・六、二月二三〇・二、三月二一〇・〇、四月二〇八・二、五月二〇一・三、六月一九六・六、七月一八九・六、八月一九七・七となりその他の製鐵業でも三六年に這入つてからその業績の思はずしくないものもあつた。又基準の引上げを保證するやうな一聯の組織的技術的方策の採用によつて労働強化とならないやうにといふことが言はれてゐたがその行はれない所もあつた。又新基準の不遂行や労働力の流動も新しい現象として生じた。

十月になつて鐵鋼業に開始せられた社會主義競争が大成功ををさめて、十月中一晝夜鐵鋼生産高は四八・九千トンに達し、前月に比し三千八百トンの増加、壓延鋼生産高は九月の三三・七千トンから三七・三千トンになつた。この成功は、従來重工業中一番遅れてゐた石油、石炭の二大燃料生産部門にも及び著しい成功ををさめ、その結果、全冶金業者の社會主義競争にまで發展し、これはオルジニキーゼ重工業人民委員長の支持を得て、全重工業部門から、やがて全工業へと及び新しい社會主義競争の波は高まつたまゝ、一九三七年に繼續せらるゝことゝなつた。

一九三六年——第二次五箇年計畫
第四年(スタハノフ年度)の實績

スタハノフ年度の基本計畫は、社會主義經濟にふさはしい高度の労働生産力、穀産を七、八十億ブードに近づける高度の收

種、運輸の正確な活動、消費物質の豊富と良質、幹部の養成、技術と文化の獲得等のための闘争だと言はれてゐる。次表は一九三六年度の三五年度に對する國民經濟の増加率である。(計畫經濟誌一九三七年第三號による)

國民所得(一九二六—二七年度價格に依る)	十億留	六六・九	八四・九	一二七
工業總生産高(右に同じ)	同	六六・八	八五・八	一二八・四
農 業	百 萬 ツ	註1	註2	
輸送量	百 萬 噸	九〇・〇	一、〇四五・一	一一六
註1、ゴスプラン發行「社會主義國家ソ聯邦」三十頁農作物收穫高				
註2、「トルード」紙三月十日號				

各生産部門別に一九三六年度の實績を見よう。農業 一九三六年度は、木材工業人民委員部を除いては、各工業人民委員部はそれ／＼皆なその與へられた生産課題を五%乃至六%超過遂行した。工業生産額の増大は主として労働の生産性の向上に基くものであつて、労働者数の増加に基く生産増加は全増加額の三分の一にすぎない。労働生産性の増加率と

生産増加率を對照すると左の如くなる。

重 工 業	三三・三	一九三五年に對する一九三六年の%	二五・九
輕 工 業	三三・二	對する一九三六年の%	二〇・九
食 料 品 工 業	二七・七	對する一九三六年の%	一五・五
木 材 工 業	一二・五	對する一九三六年の%	一二・〇
地 方 工 業	二九・八	對する一九三六年の%	一六・八
註1、イゾヴェスチヤ三月三十日號によると、重工業五・四%、輕工業四・三%、食料品工業七・六%、地方工業五・九%超過遂行となつてゐる。			

工業總生産額は八百四十七億七千三百萬留で、一九三五年に比して二八・四%(計畫は二三%増加)を増加してゐる。特に重工業部門は三百三十億六千四百萬留で豫定計畫を八十三億留増加、年度計畫を五・四%超過遂行し、第二次五箇年計畫の九八・二%が遂行せられた。労働生産性は計畫の二三%に對し二五・九%を向上した。しかし原料の濫費、屑物の増加、勞賃基金の超過支出等のために生産費の低下は六・七%で計畫の八%に及ばなかつた。第二次五箇年計畫を超過遂行したのは冶金、機械製作及化學工業部門で、特に全工業生産費の五二・五%を占める金屬加工、

機械製作業は三五年五箇年計畫を二十八億留突破、三六年七十億留を超過、但し石炭、石油、有色冶金業は餘り目立つてゐない。輕工業は量的には未曾有の發展をとげ、三五年に比し三一%(計畫は二九%)といふ工業人民委員部中最高の増産率を示し、麻工業を除く全部門はその年度計畫を遂行した。この増産率は、こゝ數年になく高記録である。高級品生産が若干増加したが品質は大體まだ不良である。

食糧品工業は一九三六年度においても量質共に顯著なる向上をとげ、生産計畫は之を七・五%超過遂行して九十八億八百三十萬留の生産額を得た。即ち三五年に比し二八・四%の増加率で、特に製肉、精製糖、腸詰、パン類、全乳製品、澱粉、糖蜜、混合肥料等は既に五ヶ年計畫を著しく超過遂行した。

木材工業は一九三六年度において全工業部門中最も遅れ、生産計畫は全體として九二・九%を遂行したにすぎず、且つこの工業中計畫を遂行した部門は一つもなかつた。この未遂行は何よりも先づ遅れた非組織的作業方法、反機械化的傾向、不充分的な労働組織、獨立採算等の不整備、スタハノフ運動化の不十分、季節的労働力の依存等の結果であつた。

農業 農業の集團化過程は三六年に於てもその進行を續けた經營數において一九三五年六月の八三・二%より一九三六年六月に九〇・三%、播種面積で九四・一%より九八・二%になつた。(世界政治經濟情報第一輯統計第一四表)「農業經營集團化の完成」

はばゞ達せられた。機械トラクターステーション(M.T.S.)は一九三五年六月一日の四、一二八から三六年十月一日の四、九三三に増加し、農業技術の發達も著しく進んだ。「技術的改装の續行、スタハノフ的方法の普及、コルホーズの組織的經濟的強化、農業労働の期間の短縮」の方向に著しく進んだ。十月十日までにコンバインによつて刈取られた穀物は豫定よりも一二%だけ多く、十月一日までに機械トラクター配給所によつて刈取られた面積は、前年の七千九百萬ヘクタールに比して一億三千一百萬ヘクタールに及んだ(ブラウダ紙十月二十二日、メンデルソン)「十一月十日の原棉收穫は三五年より六四・七%増加、甜菜も同じであつた。(ブラウダ紙十一月二十四日、メンデルソン)十二月二十五日までには實棉二百二十七萬九千噸の納入を終り第二次五ヶ年計畫最終年度の計畫たる二百十二萬五千噸をも凌駕し「ソウエート棉花栽培」の勝利を物語つてゐる。穀物工藝作物の何れに就ても総合的な資料を入手しえないが、三五年年度の氣候極めて不順なため、棉花を除いた主要作物の收穫率は若干低下したのではないかと言はれてゐる。蘇聯月報康德四年四月號による(單位百萬ツェントネル)。

穀 粒 作 物	一九三六年計畫	實 績	一九三七年計畫
花	一、〇四五	一、〇〇八(註1)	一、〇八三
	一九・八	二三・三一(註2)	二三・一六(註3)

亞 麻 七・八 (註4) 八・三
 甜 菜 二五四・〇 一五八・一(註5) 二四五・〇
 向日 葵 二七・〇 一 二七・一
 註1、「トルード」紙三月十日號。註2、「計畫經濟誌」一九三七年一號六〇頁。註3、同誌七十四頁。註4、「亞麻栽培地方の大部分を襲つた不順な氣候的諸條件は一九三六年度の亞麻收穫率を若干低下せしめたが、總收穫は殆んど一九三六年度の水準に止つた」(「經濟問題」誌一九三七年一號八七頁)。註5、「計畫經濟」誌一九三七年一號五頁。

三六年度計畫は、穀物棉花は第二次五ヶ年計畫を若干超過し他の作物も殆ど之に近い。牧畜業に於ては一九三六年中に馬四・五—五%、大角畜九—一〇%、山羊・羊約二〇%増加したが、その總頭數増加は計畫を遂行できなかつた。

交通通信 鐵道は三六年度に於て著しく成績良好で、スタハノフ運動も最も活潑に行はれた。一九三五年の一晝夜平均積載量六萬八千百輛に對し八萬六千二百輛で一二七%の増加となつてゐる。貨物輸送量は第二次五ヶ年計畫最終年度を超過し、三五年の三億八千五百萬噸に對し、四億八千四百萬噸で一二五%の増加である。水運は計畫の九七%、三五年度実績の一八%である。航空路は五萬一千噸、三五年より一二%増加、自動車は三八萬六千臺、三五年より四六%増加、通信總取扱額は、六億一千三百萬留、三五年より一〇%増加であつた。(「計畫經濟」誌一

九三七年第三號)

商業 切符制度廢止後、スタハノフ運動の發展によつて高度の累進出來高拂制が行はれ、且つそれに應ずる商品生産も著しく増加したので商品取引は計畫の二千億留に對し遂行實績は一千六十五億五千七百萬留(一〇六・六%)であり、一九三五年度の八千二百二十九萬留に對し三一%の増加であり、第二次五ヶ年計畫第一年度に比し二倍半の増加である。社會食堂を除く小賣商品取引高は三五年度に對して三一・五%の増加、消費組合の取引高は四八・一%の増加、社會食堂も三六年は三五年の未遂行に對し、計畫を八%遂行した。然しこの發展は不均衡で、即ち百貨店聯盟の諸店舗、モスクワ、レニングラード、キエフ、ミンスタの諸店舗、「食料品店」「雜貨店」は取引計畫を超過したが、ロシア共和國商業總管理局下の諸店舗、紡績、裁縫商品國營商業、西部シベリヤ、トルクメン共和國等は未遂行であつた。

日用品の總生産高は三五年に比し二七・二%の増加で、文化商品運動具は著しく生産増加された。コルホーズ商業の販賣總額は、百五十六億留に達し、三五年に比し七・六%の増加である。

しかし取引が國民の増大しつゝある需要に應じ切れず、季節的需要に間に合はず、品切れがあり、社會主義財産の浪費等も見られた。(「蘇聯月報」「ソ聯邦事情」「計畫經濟」など参照) 國家豫算 一九三六年一般國家豫算は歳出歳入共七百八十七

億一千五百餘萬留であるに對し、實際は歳入に於て約五十億留、歳出に於て約三十億留、即ち豫算に對し、五・九%及び三・八%の増加を見てソウエト財政の健全さを見せた。國家收入の増加の主要な原因は商品流通額の増加で、百六十億留プランより六十億を増加してゐる。一般國民よりの稅收は何んら稅率の引上げがないのに五億留増加した。これは勞働者の賃銀の昂騰のためである。

一九三六年度は公債政策の大轉換した年で、一九三七年一月一日現在手持舊公債を新公債に交換せる勤勞者の數は約二千六百萬人、その總額は百億留を突破し、一方國營貯金局の預金高は一九三七年一月一日現在三十五億留となつてプランを突破し一年前より十一億留増加してゐる。國立銀行の一九三七年一月一日現在の投資額は、コルホーズに十六億、重工業四十四億、輕工業四十九億、食料品工業六十八億留となつてゐる。

グリニコ財務人民委員によると一九三六年度中の主要改革は前記の金融改革の外、重工業人民委員部補助金の廢止(四月一日)新憲法による重工業人民委員部よりの國防工業人民委員部の派生、第四四半期における各企業部門の計畫外利益利用方法に關するデレクター資金の設置コルホーズの農業稅が所得稅に變つたことであつた。

一九三七年度の豫算は歳入九百八十億留、歳出九百七十一億留、三六年の成立豫算に比し、歳入二四・六%、歳出三三・三九%

である。歳出のうち四割が國民經濟費、二割七分四厘が社會文化施設費、二割が國防費に宛てられてゐる。歳出豫算の増加分は主として社會文化施設で三六年の社會文化施設費百九十億留が二百六十六億留となつて四割の増加である。教育費が三六年度の百四十億が三七年度に百八十五億留、保健費が五十八億留より七十五億留に、母性及び兒童の保護に十八億二千八百萬留が三十一億七千三百萬留になる。

國防費は一九三七年度は三六年の三割五分八厘の増加二百一億留であるが、之は三六年度の赤軍兵員増加に伴ふ人件費、重工業及び國防工業の發展からくる軍の裝備改善費、軍需品の調達擴大及び貯藏費、兵營及び士官官舎の増築及び修繕費、赤軍における政治教育施設(赤軍の家、劇、映畫等)の擴張のためであると言はれてゐる。

勞働事情

勞働狀態 一九三六年度における勞働者及び勤務員數は、二千五百七十七萬四千人、三五年の二千四百七十一萬七千二百人に對し一〇四%にあたる。その内國民經濟各部に於て工業は九六八萬、建設二二一萬、鐵道一四九萬、水運一八萬、通信三四萬、商業一七九萬、教育二〇〇萬、保健一〇〇萬、農業二七二萬人である。(「ソ聯邦事情」二十、三十頁)

勞働時間は工業において七時間、危險な勞働や十六歳から十

八歳までの年少労働者は一日六時間、夜間労働は一時間短縮、十四歳以下は絶対に傭へない。十四歳以上十六歳までは例外を許されるが最大限四時間以内となつてゐる。しかし労働時間の實際は年々短くなつてゐる。一九二八年七・八時間、一九三三年六・九時間、一九三四年六・九八時間となつてゐる。(ゴスプラ統計集) 社会主義國家ソ聯邦労働者は一週六日づつ働き一日を完全に休養してゐる。平均休日数は全大工業を通じて一九二八年六・二三日、一九三二年六・七一日、一九三五年六・七日に増加してゐる。これは祝祭日及び一年間に交替に與へられる十四日乃至一ヶ月の休暇を含まない。この休暇日数は大工業における登録労働者で平均一四・四日、その内石炭業一五・二日、採油業一二・一日、製鐵工業一六・三日、機械製作及び金屬加工業が一五・一日、紡績業が一四・七日である。

一九三六年度にスタハノフ運動が始まると共に、これを口實に休日を短縮し、晝休みの廢止と労働時間の延長をやつたり又同一の労働者数で今までの二交替制を三交替制とするやうな工場もあつたが、勿論これは違法とされた。

スタハノフ運動の健康上の影響について二、三の具體的な例をあげておく。この運動の初期に「ドンバスマントラツァイト」トラストの工場において醫師の蒐集した實例を示すと、——スタハノフ主義者の疾病率は一・三%であつたのに對して、その他の労働者においては、八・四%で、災害のために休業した事故件

数は、スタハノフ主義者は〇・四%、その他は二・一%であつた。「クルスタルヌイ」病院(ドンバスマ)院長の語るところによれば、一九三五年十二月中に四千人の労働者の災害率は、スタハノフ主義者〇・七%、その他の者二・五%であつた。「ブデニイ」鑛山では、一千八百人の労働者のうち七百人はスタハノフ主義者であるが、その疾病率は十一月に三・四%、十二月に四・二%であつたのに對し、他の者は、それ〇・六%及び六・一%であつた。「カピタルナヤ」鑛山では、スタハノフ主義者の疾病率一・七%に對して、その他の鑛山は四・一%であつた。「ベトロフスキ」鑛山における労働不能の缺勤率は、スタハノフ主義者については、十一月には七・二%、十二月は無缺勤であつたのに、その他の者については、十一月二九・六%、十二月三四・七%といふ割合を示した。

「ドンバスマントラツァイト」トラストの第七、八炭坑は、最も困難かつ危険な作業を以て知られてゐるが、こゝで三〇〇人のスタハノフ主義者のうち二五六人は「佳良」及び「優秀」なる成績で國家技術試験を通過してゐる。

「エレクトロジラ」工場の金屬工マルテニコフは「スタハノフ主義は純科學的基礎のうへに律動的な規則的な労働立法を可能ならしめて、あらゆる無駄な運動やエネルギーの損失や筋肉の緊張を排除し、かくして身體や神經の均衡状態をヨリ良好ならしめる」といつてゐるが、スタハノフ自身「六時間の間に一〇二トンあまりの石炭を掘ることは、大して格別の努力を必要と

しない。必要なのは、労働を適當に組織化することだけである。……このやうに私は斷言することが出来る。といふのは、仕事がつむと、私は散歩したり、娯樂をしたり、教師について「習ひたくなるからだ。からだも精神もさつぱりした氣持がすると言つてゐる。かうした氣持は可なり大衆的に行き亘つてをり、各自の仕事を好むのは特別の肉體的緊張を必要としないからで、ある労働者は「私は私の工場や道具や作業を愛する。それだからこそ、私は自分自身のレコードさへも破れるのだ」と言つてゐる。

スタハノフ運動者は工場でも良好な労働條件が與へられ、多數の補助労働者が之に従屬し、負擔を軽減させられることとなつてゐる。(全ソ労働組合評議會總會決定) 農民の労働時間は革命前、夜があけてから日のくれるまで十五六時間働いてゐたのが、一九三四年及び三六年の調査によるとコルホーズ農民は左の如く働いてゐる。

一九三四年四月—六月	男	一〇・二時間
	女	一〇・二時間
一九三六年四月—六月	男	一〇・三時間
	女	九・五時間

個人經營農民及びコルホーズ農民の労働及び休息時間(單位時・秒)

指 標	家 長				夫 婦			
	一九二三年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九二三年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
夏 期 生 産 勞 働 時 間	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
冬 期 生 産 勞 働 時 間	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
全 年 生 産 勞 働 時 間	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇	四八・〇〇
休 息 時 間	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
睡 眠 時 間	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六	五・六
生 産 的 勞 働 時 間	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
他 の 勞 働 出 費 時 間	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六	三・六
休 息 時 間	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九	八・九
睡 眠 時 間	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三

(一九二三年におけるヴォロネジ州の個人經營農民及び一九三四年より三六年のヴォロネジ州及び一九三四年のクルスタ州コルホーズ農民の抽出統計)

労働賃銀 労働者及び勤務員に對する賃銀基金は一九三五年の五百六十二億ルーブルに對し一九三六年度は七百十四億ルーブルで二七%の増加、一九三七年度には七百八十三億三千萬ルーブルになると豫定されてゐる。一九三六年の工業の労働者勤務員の平均賃銀は二七一・五留と豫想され一九三五年の二二八・五留に對し一三・七%の増加で三七年度は二九〇・八留、七・一%の

増加となる模様である。(ソ聯事情「二十」)「トルド」誌三月七日の記事によると平均労働賃金は三五年に比し二六%増加したと言はれてゐる。(蘇聯月報)

三六年十月二十一日重工業人民委員部はルーズな賃銀支拂の取締に關する訓示を發したが、七月から九月まで重工業全體に於て六%の計畫以上の拂ひ過ぎがあり、就中工作機械製作管理局關係ではこの數字は一三・九%、泥炭管理局關係では一七・二%、非鐵金屬製管管理局では一五・五%の多きに達した。直接生産に携つてをらぬ技師や事務員に對する拂過ぎが多く、同じ期間に重工業關係の労働者は定員(計畫)の九六・六%にすぎなかつたが、技師は一〇二・二%、事務員は一〇三・四%であり、そのため技師の給料は八・五%、事務員のそれは一九・三%増に達してゐた。

最近におけるソ聯邦重工業の新現象は、工場又は鑛山の労働者が、絶えず流動し入れ換つてゐることである。異動の激しいのは炭坑で、ついで機械製作工場である。ソ聯の石炭の六割近くを出すドンバス石炭トラストの労働者の定員は現在約二十三萬七千人であるが、一月から十一月までこの炭田を去つた労働者は二十三萬三千人で、新たに雇入れた數は二十三萬一千人で殆んど全部が一年間に入れ換つてゐる。

技師の異動も激しく五年以上勤続の技師は僅かに五分にすぎず、三年以上のものも合しても一割四分しかゐない。石炭業の

不振はこのためであると言はれてゐる。機械工場でも殆んど之とかはりない。

流動の原因としては工場内の不和、労働組織の不完全、賃銀制度の亂雜、經營當局の官僚的態度等であるが、一面スタハノフ運動で賃銀が増してきて、生活が樂となつたため、技術を得ると樂な報酬のいゝ工場へ移るといふ傾向もあるのである。(聯邦年鑑一九三七年版)

生活状態 國民所得は一九三二年の四百五十五億留から一九三六年には八百三十一億留に増加した、賃銀基金は一九三六年中に百七十五億留増加してゐる。農産物買付による農村人口の貨幣收入は一九三三年の五十六億八千萬留から一九三六年には百二十七億留に増加してゐる。一九三六年中にソルホーズ農民が納入成績良好等に對する賞與として受けた金額は十億留以上である。

一方、黨の方針により小賣價格は著しく低下した。一九三三年七月一日を一〇〇%とする非制限販賣物の小賣價格は一九三六年五月一日において、ライ麦パン三三・五%、小麦パン四〇・〇%、肉類六四・三%、腸詰類五五・五%、動物性油三九・一%、砂糖二八・七%、菓子三六・〇%、編物類八五・九%、徳用石鹼(四〇%)五八・八%、化粧石鹼六〇・九%、一九三四年一月一日一〇〇%とする礮劑及び大豆四五・九%、マホールカ煙草五〇・〇%、一九三五年一月一日を一〇〇%とする麥粉が六五・六%に價格低下してゐる。

一九三六年中のソルホーズ價格低下を一九三五年の當該期間と比較すると、一九三六年第一、四半期は二九・三%、同年四月は二五・四%、五月は三三・七%、六月は一八・九%となつてゐる。一九三六年中に多くの乳製品、牛酪、卵その他の生産物に對する價格の補足的低下が行はれた。(ソ聯事情「十九」)ソ聯邦労働者の生活水準)

一九三六年一月より十一月における工場労働者一人(家族一人)平均消費高を三五年同期と比較すると、肉四五・一%、ライド一五九・六%、牛乳二二・八%、乳製品三三・七%、鶏卵一三三・六%、砂糖七一%、飴菓子一七%と増加してゐるのも、労働者の生活水準が高まつたことを證してゐる。(蘇聯月報)

スタハノフ年度における労働生産性の巨大な増進はソウェート労働者の賃銀の激増とそれに伴ふ労働世帯の所得増加及び消費の激増の基礎となつた。労働に従つて分配するといふ原則は労働生産性の増加と労働階級の幸福増進との密接な關聯にその明白な反映を見出してゐる。スタハノフ的労働者は自分の増加した收入を榮養の改善、被服、下着、履物、家具購買の激増及び文化、教育支出の増大に充當してゐる。これは全ソウェート労働者大衆の著しい幸福増進をも伴つた。一九三三年を一〇〇%として、労働者の食物消費量は、一九三四年一〇八・三%、一九三五年一一三・五%となつてゐる。配給制度の廢止後の一九三六年末には三五年同期の二二・二%増加となつてゐる。

一九三五年に行はれた食糧配給制度の廢止の結果一九三六年前半期に至つて最も榮養價に富む高價な食糧品消費の急激な増加となつて現れたが、食糧品價格が低下する一方、労働世帯の金錢所得は、著しく増加したので食物の量及び質が膨脹したにも拘らず、支出豫算の内容を著しく變更することができた。一九三六年前半期中の労働世帯支出豫算内容の變化に關する次の資料がこれをよく證明してゐる。

一九三六年前半期の一九三五年前半期に對する百分率
全支出額増加率(+)二八・二

内 譯

- 食物(+)一二・三、被服・下着・履物(+)五八・六、家具・造作(+)四六・三、香料及化粧品(+)七一・四、衛生(+)二三・〇、六、文化教育(+)五九・五(ソ聯事情「十九」)

一九三五年及び一九三六年の著しい現象は、配給制度の廢止とそれに伴ふ食糧品日用品に對する單一價格の設定とにより、スタハノフ的労働者が、多くの食糧品、織物、被服を而も是等の生産物中の高級品を購買することが可能となつたことである。尙、一九三三年一月一日現在九億七千五百萬留の貯蓄銀行預金が一九三七年一月一日現在で三十五億留となつてゐるのは労働者の物質的幸福的基礎の増進と見られる。

又勤務者は、一九三五年、商業關係百六十五萬人、社會給養制度従業員四十八萬五千人、教育關係百七十二萬五千人、保健

従業員八十萬人で、重要非生産部門（通信、社會給養、教育、保健信用及び行政經濟機關）の従業員は一九二八年から一九三五年までに全部で三百八十萬人増加してゐる。大工業勤務者は四十六萬七千人、技術従業員は五十萬九千人となつてゐる。而してこれらの非生産部門従業員の賃銀基金は一九三三年より三五年までに六十億留増加してゐる。労働者勤務者の文化施設に對する國家支出は次表の如し。

項目(單位百萬留)	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
社會保險給付及恩給	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
一時的癡疾に對する給付(補助的給付を含む)	八六五・三	九〇三・三	一一〇・八	一四四〇・四	四六三・七	六二〇・〇	八〇三・四
恩給	三三・一	三三・四	三三・六	四三・一	二五二・一	一五五・七	一九〇・八
社會保險の其他の拂戻し	三三・一	三三・四	三三・六	四三・一	二五二・一	一五五・七	一九〇・八
以上合計	三三・一	三三・四	三三・六	四三・一	二五二・一	一五五・七	一九〇・八
職業組合補助金	三三・八	四九・〇	三三・九	三三・八	五九四・〇	九〇七・五	一〇五九・〇
獎學金	二八四・八	三〇三・二	三三二・四	三九四・五	一四七・八	一八五・八	二八三・四
教育文化施設	一四七・八	一八五・八	二八三・四	四〇六・四	六〇・八	六五・〇	九九・五
勞働保險	六〇・八	六五・〇	九九・五	一〇〇・〇	六三三・三	七五三・二	九〇四・〇
主要支出項目合計	六三三・三	七五三・二	九〇四・〇	一一〇三・〇	一四四〇・四	一八〇三・四	二一〇三・〇

これは、醫療施設、休憩の家、サナトリウム、一時的癡疾に對する給付、(病氣中の賃銀全拂) 病氣豫防施設、初等中等高等

の衛生治療費は百三十七留で、その中個人豫算の分は十留、即ち七・四%、殘餘の百二十七留、九二・六%は國家基金の支出であつた。

文化方面の進歩は著しく、三六年度計畫では、娛樂機關八千、演劇團體一三八、集團農場のための演劇組合二四一新設される筈で、労働者の家庭には大抵小さい文庫があつて内外古今の文學に親しみ、中には樂器を買つて習つてゐるスタハノフ主義者もある。

コルホーズ コルホーズ員の富裕の向上、労働日によるコルホーズからの収入やコルホーズ市場における農産物販賣收入に基く金錢所得の一層の増加、これらによつてコルホーズ員が國營商業や組合商業から購買する量は激増してゐる。

平均一人當り消費量(一九三四—三五年に對する)

織物全體(+)一七・六、既製被服・下着(織物に換算す)(+)一四・三
皮靴(+)一一・〇、オーバースhoe及ゴム靴(+)二七・三、砂糖(+)九七・七、徳用石鹼(+)三三・三、石油(+)三一・八

コルホーズや國營企業にコルホーズ員が雇傭されて働く日數は工業労働者のそれに接近してゐる。一九三六年の一月から五月までの平均では、各成人農場員はコルホーズや國營企業で一月に二十二日、成人した各婦人がコルホーズで働いた日數は平均して一九三四年が九十九日であつた。

諸學校への就學、クラブ施設、就學兒童に對する奨學金その他で、無償の國家支出になつてゐる。かうした文化生活施設への参加を賃銀の形で現すと次の如き統計となる。(國民經濟中央統計局作成)

一九三〇—三五年間の大工業労働者世帯の總収入重要項目(單位哥)	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
収入項目	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三	一九三
一労働員當りの月平均賃銀	二、三五	二、七九	二、八七	二、九七	二、七九	二、七九
一人當りの月平均賃銀	四、四九	四、七四	五、九五	七、六三	一、八四	一、八四
均賃銀	一、六〇	一、八〇	二、二四	二、六六	一、六四	一、六四
文化生活施設に對する國家基金(月一人當り)	六九	九三	八五	九九	一五三	一五三
月一人當りの他収入	六、三三	七、五三	九、〇三	二、九二	一、七六	一、七六
均總収入	六、三三	七、五三	九、〇三	二、九二	一、七六	一、七六

文化生活施設基金は個人労働賃銀の三分の一以上になつてゐる。尙一九三五年における労働世帯一人當り平均の文化教育費は百十七留であつたが、その中一家の個人豫算支出の分が十四・五留、即ち一二・四%で殘餘の百二・五留、八七・六%が、國家基金によつてカバーされた。又一九三五年における一人當り平均

農民(一九二二—二三年)とコルホーズ(一九三三—三四年)との生活で學習、自己教育、宗教に用ひられる時間數(一人當り一年間の時間)

男子(六歳—五九歳)	女子(一三歳—五九歳)
學習、自宗教的	學習、自宗教的
已教育 儀 式	已教育 儀 式
農民(一九二二—二三年) 三五・五 一一・九	九・七 一九・九
共營農民(一九三三—三四年) 二五・二	四・一 二五・九
中央黒土州の個人農中新聞を購讀した者は一九二二—二三年に、一六歳—二四歳の男子がその二〇%、二五歳—二九歳の男子が五七・二%、四〇歳—五八歳の男子が七・一%であつた。	

一九三四年には前記の年齢別で夫々、七六・三%、九五・八%及び八一・八%であつた。

農村地方の初等、中等學校の就學者數は一九一四—一五年の五百九十萬人、一九二八—二九年の八百七十萬人に比し一九三五—三六年に一千八百六十萬人。幼稚園數も一九三一年一月一日の一千二百八十五から一九三五年一月一日に一萬三千九百二十七となり、その收容兒童數は同期間五萬七千人から四十九萬二千人に増加してゐる。

クラブ、農村圖書室、映畫映寫場、ラヂオ網も増加してゐる。一例として農村圖書室は一九三五年に二八、八三一であつた

のが一九三六年には豫想実績三九、六八一となり一九三七年には、五二、三二六となる豫定である。

労働組合 組合員の数は一九一八年二百五十萬、一九三五年一月、千九百二萬五千人、一九三六年七月一日、二千二百二十四萬二千二人である。婦人の組合員数は一九三五年七百二十二萬九千五百人全體の三八%である。労働組合の基金は、一九三三年給料の二%から一%に引き下げられた。一九三四年労働人民委員會廢止後、労働組合の役割は廣汎となつた。労働の調整と保護のあらゆる仕事に委ねられたからである。賃銀政策だけではなく、生活状態を改善し且つ社會主義文化を發展させるための集團労働」がその仕事である。社會保險、住宅、兒童、遊園地、託兒所、安息ホーム、サナトリウム、病院、クラブ、圖書館、休息と文化のための公園、個人的能率の増進、大衆の教化事業などがそれである。スタハノフ運動を大衆化する仕事もその主要な役目となつてゐる。

労働組合のために働いてゐる工場委員及び地方委員の数は十八萬人、會費徴集係は五十萬人、オルガナイザー四十五萬人、社會保險代表四十萬人、地方事務擔當者八十萬人以上である。

労働組合の豫算は大きく、一九三六年に四億九千萬留となつてゐる。更に團體契約によつて組合は、商業及び工業組織から文化事業費五億三千五百萬留、工場及地方委員會維持費四億九千萬留をうけてをり、後者の約半額が大衆の文化事業に向けられた。子の保護、家族の強化、兒童教育に對する両親の責任が増加したが、その結果幼稚園、託兒所、産院網の擴張、必要な醫者及び醫學生の養成に、莫大な追加豫算が提出された。國家豫算、地方豫算及び社會保險豫算として十四億八千三百萬留計上されてゐたが、更に六億九千二百八十萬留追加され、總額二十一億七千四百十萬留となつた。これは前年度の二倍半である。これらの施設は一九三八年まで繼續事業となり、産院、託兒所、幼稚園、兒童への給食設備、兒童遊戯場等はこゝ一兩年の内に面目を一新することゝなつた。

社會文化施設 住宅敷地は一九三五年末の二億平方メートルから二億四百萬平方メートルに、電車を有する都市は六五より六八に、水道設備を有する都市は三九三より三九九に、下水道設備を有する都市は七八より八五になつた。俱樂部及び文化の家は二、九〇より四、二二三に農村圖書室は二八、八三一より三九、六八一となり、劇場、映畫館、サーカス等の觀覽場總數は二五、九二六から二七、二一五となつた。

一九三六年度の教育費は百三十九億留となつたが、同年度中に三六・二%増加した學校幼稚園、子供の家の建設に用ゐられたほか、四月實施された教員給料の引上げにあて、且つ、スタハノフ年度として特に力を注がれた、幹部の養成、高等學校、技術學校、労働者大學豫備學校、労働者の學課豫備學校や、スタハノフ學校に用ゐられた。コルホーズ幹部、労働者幹部の養成

れてゐる。組合の行つてゐる文化事業、社會事業は廣汎で、一九三六年労働組合俱樂部や文化の家は五千二百二十三を算した。

工場事務所内の「赤い隅」は無數で、圖書館は一九三七年二月一日現在五千五百八十五、書物數三千五百五十萬冊ある。不充分な資料によつても、組合の體育館千十二、運動場四千四百八十七、スキー場、一千四百二十八、游泳、漕艇場、競技場三百七十八のほつてゐる。(ソ聯邦年鑑「一九三七年版」)

婦人 一九三六年一月一日現在の婦人労働者及び事務員の總數は八百四十九萬二千二人で、これは全労働者及勤務員總數の三四%で、工場、農場、運輸、保健、商業、教育、公衆食堂等の諸機關に働いてゐる。大規模工業だけでも二百九十萬八千人、全體の三八・八%である。女醫の數は四萬二千三百五十三人、男の總數より少し少いだけである。高等學校、技術專門學校及び労働豫備科に學ぶ婦人の數は一九二六年には十二萬九千人だったが、一九三六年には五十七萬五千九百七十三人となつてゐる。初等及び中等學校の女生徒は一九三五——六年度で千五百九十九萬六千人である。同年末の第八回ソヴェート大會における婦人代表數は四百十九名にのぼる。(第一回大會の時は四十九名にすぎなかつた。)婦人でレーニン章、赤旗章、名譽章等の勳章を授けられた者の數は一九三七年一月一日現在で千三百五名に達してゐる。

六月二十七日發布された「墮胎禁止」と結婚法の改正で、母

はひきつゞき進められる筈である。

保健事業には五十八億留支出された。その内の最大項目は、外來患者診療部、臨床研究室、健康相談所、即ち、醫療施設と豫防施設網である。

社會保險の費用によつて休息の家で休息してゐる者の數は、一九三五年百六十一萬人、三六年度は百六十七萬人となつてゐる。大衆的に行はれてゐる遊覽旅行は、勤勞者の保健と文化的向上の一要因となつてゐるが、體育も實に盛んとなつた。

體育に従事してゐる者は一九三五年八百七十萬人を超えた。住宅政策、社會的給與組織及び兒童養育、社會保險制度によつて、全人民の健康は最近著しく増進してゐる。

死亡率は一九三三年より三五年までに四六%減少、體位は年々向上してゐる。

身體未發育者數は一九三五年、革命前に比べて九〇%を減じ、罹病率は、ヘルニヤは一九一三年に比して八〇—九五%減少、重篤外傷性全身變調は一九三〇年より三五年までに三〇乃至四〇%低落、肺結核は最近八年間に、約八〇—九〇%低下した。トラホームは、一九三四年の工業中心地方で大戰前のベテルブルグの四分の一乃至五分の一、疥癬は都市人口において革命前より六二・六—八八・五%低く、梅毒は革命前の官廳資料の八五%低下してゐる。

婦人の労働が保護され、妊婦は夜業や苛酷の労働から解放さ

れ、出産前後妊娠による休暇を受ける。花柳病は著しく低下した。産院網が廣汎に發達してゐるため、一九三五年においてソウエト聯邦の都市において出産の約九〇％は、熟練的助産婦によつて取扱はれた。ソウエト聯邦における婦人病は以上の理由で著しく低下してゐる。婦人労働者の婦人病による一時的労働不能に關する資料によれば、最近五箇年間の間に、この原因による労働不能件数は（婦人労働者百人に就き）、機械製作業の婦人労働者に於ては、五八・九％、石炭業に於ては三七・一％、紡績業に於ては二二・七％低下した。

小兒死亡率は一九三五年人口一萬人の内七・七人となつてゐる。死産及び虚弱乳兒死亡率は著減し、一九三五年の死産率は人口一萬人に對して、ドイツの三・三分の一、イギリス及びフランスの四分の一、イタリアの五・三分の一となつてゐる。

傳染病では革命前より一九三六年までに天然痘は九六％、チフテリアは八〇％、腸チブスは七一％、猩紅熱及び赤痢は殆んど三分の一の減少を見てゐる。

革命前の二十年（一八九一—一九一三年）にロシアの死亡率は人口千人當り三二・一から三〇・二に低下したが、一九一三年から一九三五年までに、戦争と内亂とがあつたに拘らず、死亡率は殆んど半分即ち四六％低下してゐる。ある國では出生率の低下によつて死亡率が低下する場合もあるが、ソ聯の出生率は著しく増加してゐる。

一般死亡率（人口千人に對し） 小兒死亡率（一歳以下生兒百人に對し）

ウクライナ共和国	一一・二	一一・八
ルーマニア	一八・七	一七・四
白ロシア共和国	一二・五	八・八
ポーランド	一四・四	一四・一
（一九三五年の死亡率）		
人口千人に對する死亡率（一九三五年）		
モスクワ	一一・六	バ
レニングラード	一一・三	ロンドン
キエフ	一二・九	東
ミンスク	一〇・三	ウイ
トビリリス	一〇・七	ウイ
ベルリン	一三・一	ブカレスト
（一九三四年、一九三三年）		

人口千人に對する自然増加率

（ソウエト社會主義共和國の首都は一九三五年他の國は一九三四年）

モスクワ	五・七	ブダペスト	（一〇・一）
キエフ	九・一	パリ	〇・一
ダシケント	九・一	ストックホルム	〇・一
バリ	一四・二	ベルリン	一・一
ミンスク	一六・二	ロンドン	二・五
エレバン	二〇・五	ワルソ	二・六

一九三五年に都市青年壯丁の體重は、一九三三年の壯丁より〇・七—一・五疋増加した。各地方別に見れば、この期間の體重年平均増加率は、第一次五ヶ年計畫時代に比して二—四倍に達してゐる。

體重増加年平均（疋）

ロシア共和国（ロシア人）	一九二七年	一九三三年
アゾフ黒海地方	〇・二二	〇・四一
ヴォロネー州	〇・二五	〇・三八
ゴリキー州	〇・一四	〇・二八
イワノフ州	〇・二六	〇・三六
モスクワ州	〇・二三	〇・五八
スヴェルドロフ州	〇・二二	〇・五三
白ロシア共和国（白ロシア人）	〇・一〇	〇・二一
アゼルバイジャン共和国	〇・二四	〇・七四
グルジャ共和国（グルジャ人）	〇・〇九	〇・二八
アルメニア共和国（アルメニア人）	〇・二四	〇・三五
ウズベック共和国	〇・一四	〇・六五

この體位向上をとげた青年は、世界大戰の直前に生れ、少年期に於て戦争、干渉及び封鎖を受けて貧困を苦しんだものたちである。

農民がコルホーズ生活に入つて後の體位向上は著しく、基本

ウ—イ—ソ—（一〇六・一）
體位の上—ソウエト聯邦では、革命以來體位は著しいテンポで不斷に向上してゐるごとくである。社會主義經濟の基礎を建設するために「極度の節約を行はなければならなかつた」（スターリン）初期の段階から、社會主義的建設時代に至つて特に著しく、第二次五ヶ年計畫の最近の二年間に、青年労働者の體力が著しく改善された。二、三の統計をかゝげる。

縣	名	年 度	身長（厘米）	體重（疋）	胸圍（厘米）
トヴェルスカヤ	（一九二二年）	一九二二年	一六六・二	五九・〇	八六・九
トヴェルスカヤ	（一九三四年）	一九三四年	一六六・六	五九・七	八七・五
ニジエゴロドス	（一九二〇年）	一九二〇年	一六五・七	五八・九	八五・三
ニジエゴロドス	（一九三四年）	一九三四年	一六五・九	五九・四	八五・九
サマルスカヤ	（一九二二年）	一九二二年	一六七・〇	六〇・三	八七・六
サマルスカヤ	（一九三四年）	一九三四年	一六七・二	六〇・六	八七・六
スタヴムポリス	（一九二九年）	一九二九年	一六八・三	六〇・三	八七・六
スタヴムポリス	（一九三四年）	一九三四年	一六八・三	六〇・三	八七・六
チェルニゴフス	（一九三三年）	一九三三年	一六七・三	六〇・九	八七・四
チェルニゴフス	（一九三四年）	一九三四年	一六七・四	六〇・五	八七・六
クタイスカヤ	（一九二二年）	一九二二年	一六六・三	六〇・七	八八・三
クタイスカヤ	（一九三四年）	一九三四年	一六六・九	六〇・九	八八・八

軍務に召集された青年労働者の體位發展の動態に關する中央國民經濟統計局の資料によれば、主要工業地帯の青年労働者、民族共和国のプロレタリア青年は第二次五ヶ年計畫の初期においてすでに、六年前の復舊期の青年労働者よりも體重及び胸圍が著しく大きかつたと言ふことができる。

南 歐 諸 國

概 説

エチオピアの戦雲既に収まり、イタリア軍の凱歌東地中海の煙波に漂ふ一九三六年七月十七日、兵馬劍戟西地中海の波濤を越えて、イベリア半島は忽ちにして鐵火砲煙の修羅場と化した。七月十二日夜半政府警備隊の一將校殺害に憤激せるスペイン民衆の極右派首領カルヴ・ソテロ氏虐殺に端を發して、かねて叛亂を企畫せるフランコ將軍一派の軍人、王黨員、フラススト、地主、カトリック教會等が、結束蜂起したのであつた。自ら革命軍と稱し、共和國とその政府打倒を目的として蹶起したこの叛亂は、スペイン全土を震撼せしのみならず、全歐洲に波動して第二次世界大戦の勃發を期待せしむるまでに發展し、又南歐清明の天地は永く戦魔の呪縛するところとなつた。

スペインでは、一九三六年二月總選舉後成立した人民戦線内閣は、マヌエル・アサナ氏を首相として組織されたが、社會黨其他の左派政黨は参加せず、やがて五月十日アサナ氏が大統領となるや、同じく共和派のセサレス・キログ氏後繼者として内閣改造を行つた。内亂勃發以來二回の内閣更迭が行はれた後、九

月七日遂に勞働總同盟會長ラルゴ・カベレロ氏を首相として、共產派、共和派、バスクのカトリック派乃至サンチカリストをも包含せる左翼政府が組織されることになり、一方全國の社會黨及び共產黨の青年部は合同して、丸となり、革命軍に對峙すべき有力部隊を構成した。

スペイン内亂は、果てしなく繼續擴大して、英佛主唱の不干渉協定の成立、ソウエト聯邦の政府軍援助、獨伊兩國の革命軍支持及びやがてスペイン出兵、各國義勇兵より成る國際軍團の編成活躍と目眩しき進展を見た。スペイン政府に對する歐洲各國勞働團體の應援々助も涙ぐまじきものあり、それと同時に政府軍側の統率上の不統一や、政府の中央集權強化の必要や、或ひは各地方の自治權の強大、各種團體間の確執内訌等の弱點も曝露せられて、この内亂終結の前途は豫測すべからざるに至つた。

かゝる形勢の下に、イタリア及びポルトガルの兩組合國家亦直接間接にスペイン内亂の渦中に投ぜざる結果、正常の勞働運動は、南歐にてはスキス以外には見るべくもなく、スペインに於て總選舉後社會黨及び勞働總同盟側にて作製せられし新行動綱領の如きも空しく戦塵の堆積に委せられて居る譯である。

ス 丹 ス

イタリアのフラスストの特徴であり、その基礎であり、國家統治上の一新原理として、又勞働政策上の一新機軸として、歐米各國に重大影響を及ぼしつゝある職團制度は、一九二六年發布の法律によつて、その組織單位たる勞働組合の組織、機能、統制等の細目が制定され、翌一九二七年の『勞働憲章』によりて大綱方針の闡明されて以來、逐年その完成に努めて居つたが、一九三四年二月五日附法律では、愈々職團 (Corporazioni) の法的地位は確立し、全國二十二團體の職團は結成公認せられ、その後一九三五年四月十八日及び一九三七年一月發布の兩法律によつて、組織機能上多少の修正があつたが、こゝに職團制度の全機構は完成するに至つた。而してやがて國會の改造を待つて、その全機能を發揮せる全面的體貌は實現されるものと期待されて居る。

スペイン内亂勃發後、イタリアは、同じく職團制度國家たるポルトガルと共に、フランコ將軍の革命軍支持の態度をとり、各國の不干渉政策や、義勇兵派遣問題をめぐる紛争渦中に投じて、アンダルシアの山野に『第二世界戦争』を展開しつゝある。こゝでは、イタリア職團制度が、漸次内部を充實して、所期の目的を實現せる活動に従事し、既に多大の成功を博しつゝあり、殊に機構の完備と共に、勞働者間に新しき氣運——國家に於ける生産者の任務自覺に基く——の醸成されつゝあることを指摘するに止めて置く。

國際時局の推移は、經濟的不況の深刻化と共に、世界の平和境と謳はれたスキスに於ても之が影響を回避し得ず、軍備の充實と、反動勢力に對する制壓とは、不況克服と等しく、この氷河雪嶺の小共和國爲政者の一大關心事たらしめるに至つた。その結果、由來結束の鞏固と動向の堅實を以て知られたるスキス勞働運動も、從來の平和主義の甘夢に耽るを許されず、無産政黨に於ても、又勞働組合に於ても、その組織上又根本方針上一大刷新の行はれる氣運となつた。

一九三五年十月の總選舉に於て、スキス社會民主黨は、投票と議席を増加し得た唯一の政黨であつて、下院に五十議席を占有して第一黨の地位を確立したのであつたが、内外の政情は同黨をして多事多端なる一九三六年に直面せしむるに至つた。

ヒットラー政權成立後のドイツの進出發展は、スキスにとつては直接戦争の脅威となつて現はれ、國防の充實強化は、緊急重大事項として國民の關心するところとなり、社會民主黨は勿論、勞働組合側でも、從來の平和主義を一變して、ドイツの侵入に對する方策を講ずべき必要に直面したのに、一方スキス勞働組合總同盟では、かねて新しき時局に對する勞働者側の方針を宣明せる新指導原則の作製に従事して居つたが、一九三六年

のスキス労働運動は、之等の問題を中心として展開したのである。

社会民主党

国防問題は、社会民主党にとつては、重大案件として、全党の一大關心事となるに至つた。一九三六年政府が国防充實の爲二億三千五百萬フランの豫算を提出するや、五月十六日黨執行委員会は臨時會議を召集して、その態度を決することとなり、該案が單純なる軍事的見地より作製されたものであり、何等經濟的、文化的考慮を含まずとの理由より、原案を修正し、豫算の要求額を承認すべき條件として、(一)軍需工業の國有及び軍事的目的の他産業の國家管理、(二)軍需品工場の監督及び暴利取締、(三)平時及び戰時に於ける國民生活安定を目的とせる經濟政策の確立、(四)新國防費に充當する爲、大財産及び大收入を利用せる財政々策の確立、(五)軍隊に於けるフツシの勢力の驅逐及び人材平等登用、(六)外國がスキス國內に設置せるフツシスト及び半フツシスト團體の禁止、(七)國內に於て、國民の意志に反してその民主的自由、自決權の制限に努力し、又憲法規定の諸施設に國家及びその政策上に對する勢力を減殺せんとする諸勢力の克服の七項を挿入せしめることに決した。

斯くて一九三六年六月六日及び七日の兩日間、チューリヒに開催したる年次大會に於て、右の問題は上程されることになつた。

が、之の大會では、その他不況對策、及び對外政策等も重要問題として論議されることになつて居つた。

大會は、副黨首コンラッド・イルグの外、ヘンゲレル及びコンスタント・フレリーの三氏司會者として開會された。

大會に上程された第一議案は、不況期に於ける黨の方針に關するもので、之は、他の政治團體との關係に於て、あくまで黨の自主獨立を嚴守し、一定の目的以外には、他派と提携合同せざることを方針を確立せんとするもので、執行委員會提出の決議案には、我が黨は「その展望に於ても、又目的方法に於ても民主主義政黨にして……」各階層の勤勞人口を結成し、以て資本主義的支配と闘はんとするものであり、それはあくまで自主獨立にして「スキス共產黨の場合に於ては、無産階級共同戰線の擬裝を以てするも、又左派ブルジョア諸黨の場合には、民主主義的左翼ブロックの擬裝を以てするも、之に束縛結合せらるゝを拒絶するもので……」尤も具體的問題に關し、或ひは共同の行動綱領を基礎とせる場合には、他黨との協力の用意ある旨言明したものであつた。之に對してデューネー代表ニコレ氏は、反對意見を提出して、今日は最早共產黨を差別待遇する時期にあらずと云つたが、表決の結果、二九九票對八九票で原案可決となつた。

國防及び外交問題は、ライン・ハルド氏によつて上程されたが、この問題は、前述の如く、政府提出の國防費二億三千五百萬フ

ランの豫算案に對する黨の態度をいかにすべきか々眼目であつた。元來スキス社会民主党は、あくまで平和主義の原則に基いて組織されたものであり、從來は原則として國防軍備反對の立場を守つて居つたのであるが、之は前回ルセルヌの大會に於て修正され、國境の武力防備を承認することとなり、國防豫算を協賛することとなつたのである。然るに、今回大會開催前、國會に於ける社会民主党代議士の大多數は、原則として國防豫算には賛成する旨言明し、同時にそれを増額して五億フランとなし、超過額をば、國內的國防即ち失業救済に使用すべく、又右の豫算の爲の公債利子は大所得課税にて支辨すべきことを要求したのであつた。之は前記執行委員會の決定に基いた行動であつたが、今回大會に於て、之に反對の意見がシュナイデル氏其の他執行委員の少數派により提出され、問題は紛糾するに至つた。

反對派の意見は、集團的安全を至上の政策となし、苟しくも内外に於ける反フツシ的諸勢力の總動員をなすことは、スキスにとつては、國際的軍備競争に参加するよりは、遙かに安全堅固なる方策であり、且「國防豫算の協賛は、民衆に對して敵意を有し、且凡ゆる反動的勢力を迎合せる政府に對する信任行爲」であると云つて、豫算協賛に反對するものであつた。

斯くして、大會では、原案支持者三名、反對者三名が出で討議の後、表決に附することとなつたが、投票の結果、執行委員大多數派(原案支持)を可するもの二五五票、少數派(原案反對)二六

三票となり、國防豫算協賛は大會の承認せざることとなつた。こゝに於て、ライン・ハルド氏は、大會に對して、國會に於て豫算協賛をせる黨所屬代議士の棄權の自由を乞ふところあり、大會の承認するところとなつた。

今回の大會では、右の外、黨中央機關改造問題も上程されたのであるが、それは、黨最高常務機關たる常務委員會の構成を七名となし、内二名は代議士團執行委員會に参加することとし、別に九名乃至十三名の委員より成る政務委員會を新設し、之は黨執行委員會により選出して、常務委員會の顧問指導に任せんとする案であつた。この問題は、イルグ氏によつて大會へ提出されたが、氏は、大會の國防問題に對する態度に省みて、常務委員の職を受諾し得ない、之は又グリム氏、ライン・ハルド氏、デューネー氏、ベグリ夫人等も同じであると云ふので、大會は暫時休憩して、黨執行委員會と代議士團とをして懇談せしめることとなつた。其の結果、大會の前決議は、常務委員會に對する不信任表示にはあらずとなし、改めて中央委員會をして常務委員を選定せしめることとなつて解決した。

經濟問題に關する報告は、グリム氏及びグラベル氏によつて行はれたが、之は通貨問題をも含んだもので、政府のデフレーション政策に對する反對を言明し、デフレーションが「金價切下を防止するを目的とする」と云はれて居るにもかゝらず、結果としては切下の準備するものなり」と云ひ、大衆購買力の増進

こそ、デフレーションと切下を防止するものなりと云ひ、中央政府が、經濟上に於ける特殊権能を要求せるに反対したものであつた。

斯くて大會直後六月九日國會に於て國防費豫算の表決が行はれたが、當時社民黨代議士にして豫算協賛の投票をしたものは二十一名、棄権十二名、缺席者九名で、反対八名の殆んど凡てはフランス語地方の代議士であつた。而して國防豫算は、下院では、百三十九票對十票で成立し、外に棄権十二名、缺席八名があつた。上院には、社民黨代議士三名が居るが、満場一致で可決となつた。

大會に於ける決定にかゝらず、國會に於ける社會民主黨代議士の投票が斯くなつたには、勞働組合總同盟の意嚮が反映されてゐたのであつた。組合側では、大會の結果を聞くや、國防問題に關しては、かねて『國法により一國の保護を一層有効にすべきものである』との意見を發表して居り、且、勞働組合が總選舉に於て社民黨代議士を支持したのは、彼等が同一意見であつたからである云ひ、大會の決定をば、勞働組合員大多數の意志を代表してゐないと斷言した。

大會に於ける國防問題に關する決定の結果、常務委員會は總辭職をなし、やがて新委員は選舉されたが、それと同時に常務委員事務所はベルヌからチューリヒに移轉されることとなり、これにもフランス語系とドイツ語系の黨員間の反目が暗示された。

又組合費の値上も可決したが、金額は一定にせず、大會毎に決定することとなつた。

大會に於て總同盟囑託經濟問題専門家たるウーベル博士は、不況對策其の他經濟問題に關する報告を行つたが、折柄政府の平價切下實施後の事として、異常の興味を喚起した。大會は、二票の反對投票ありしのみで、満場一致、かねて作製せし『經濟再建及び民主主義擁護の原則』を可決した。この文書は、スイス政府が、平價切下を避けんとして、不況對策として徹底的に施行したデフレーション政策に對して、忌憚なき批評を加へ、進んで平價切下後のスイスとしては、政府が對外貿易保護に力を注ぐ以上、スイスは國內市場を攪亂せずして、よく諸外國と競争し得べきことを論證したるもので、それに關聯した大會の決議には、就業機會増加の爲、政府を鞭撻し、且平價切下の際施行すべく、かねて總同盟が、農民運動と協力して作製し、數箇月前政府へ提出したる諸方策の實施を要求し、勞働組合は、『之以上勞働者の生存條件を悪化すること』を防止すべく、凡ゆる努力をすべきことを宣言したものであつた。

大會は、又、政治問題に關して重要決議を可決した。それは戰線統一や、人民戰線等の問題にも觸れたもので、最近スイス國民間には、現下の危機を民主的方法にて解決することに自信を失つたもの多きを認め、『この危険を克服するには、苟しくも誠心誠意民主主義とその社會的進歩を支持する各人が、結束し

尚ほ國防費問題については、先年も、社會民主黨と勞働組合總同盟との間に意見の衝突があり、兩者間の紛争を生じたことがあつたが、一九三七年初頭に至つて、勞働組合側提案の『指導原則』運動に關聯して、遂に一應結末を見るに至つた。

勞働組合

アムステルダム系に屬するスイス勞働組合總同盟は、その基礎鞏固にして、財政的にも有力中央機關たるは周知のことである。その加盟組合員數の如きも、未曾有の不況にかゝらず、死去養療等の自然減少以外には殆んど影響なく、一九三五年初頭二十二萬三千四百二十七人であつたのが、一九三六年には二十二萬一千三百七十人になつたのみで、木工、製本、商業、運輸、飲食料、公務、活版等各業では、著しい増加があつたと云はれる。

一九三六年十月十日及び十一日の兩日、ベルヌ市で開催された總同盟年次大會は、規約の改正や、新綱領の採擇の如き重要議題ありし上、内外政情の結果として社會民主黨との關係乃至勞働組合側代議士の國會に於ける活動等の重大問題もあつた爲に近來にない盛會であつた。

新規約作製に當つて、大會は、各地に設置されて居る勞働組合、地方評議會の地位に就いては、特別の考慮を拂ひ、自今地方評議會は、總同盟の正式所屬機關と認めらるゝこととなり、

積極的に危機克服に當ることによつてのみ可能であり、『スイス全國の勞働組合は、凡ゆる手段を以てスイス民主主義を防衛し、この態度より生ずる凡ゆる結果を甘受すべき用意あるもの』で……従つて、苟しくも反民主主義的傾向の團體黨派との共同動作又は協力を排撃するものである。殊に勞働組合は、共產黨又はその勢力下にある團體を参加せしめて『共同戰線』『人民戰線』の組織を考慮するを得ず。この決議は本總同盟加盟團體及び所屬諸機關全部に對して拘束力を有するものである。』と宣言したものであつた。この決議は、反對投票五票ありし外、満場一致で採擇となつた。

最後に、大會は、勞働時間及び失業に關する決議を可決した。勞働時間に關する決議は、産業合理化の經過を述べ、官公務従業員、及び工場法適用勞働者に對して、生活標準の低下なく、一週四十時間制の早期適用を要求し、又不況以來過去數年間完全の實施を怠り勝ちになつた有給休暇制度の實行、及び母性保險、最低賃銀及び養老保險に關する國際勞働局條約案の批准を要求したものであつた。失業に關する決議には、失業救濟事業に於ける少年工賃銀の値下及び少年工除外に就き特に抗議するところあり、就職機會の増加及び失業保險に對するレフレンダムが要求されて居つた。

新原則運動

スキスに於ては、世界的不況の影響漸く深刻となると共に、
總同盟を中心とする労働組合の主唱の下に、非常時決議のイニ
シアチヴ運動を起し、全國有権者四十二萬五千人の支持を得
たことがあつたが、當時労働組合側にて政府の對策宜しきを得
ざれば起るべしと指摘した事態は、その後漸次に出現し、遂に
政府は平價切下を斷行せざるべからざるに至つた。この新しき
時局の發展に處すべき對策として作製されたのが、『經濟再建及
び民主主義擁護の諸原則』であつた。之も亦、總同盟の外、中
立派に屬する知能労働者組合、少壯農民運動、及び新教労働者
組合の共同綱領として承認されたものであつた。而して社會民
主黨に於ても特別大會を開催して該『原則』支持を決定し、そ
の他のブルジョア政黨に於ても、之が支持を宣言したものであつ
て、之こそスキスに於ける『人民戦線』綱領と云ふべきもので
あつた。

『原則』は、『スキスには、スキス特殊の問題があり、それが解
決は、眞にスキスのならざるべからず』と云ひ、その解決の確
乎不動の基礎が『民主主義に對する無條件の確信』と、『いかな
る種類と雖、苟しくも反民主主義的の團體又は運動とは何等の
聯絡協力もせざるべし』、『軍事、經濟、精神的國防に對する積
極的態度』、『宗教上の平和の條件として宗教的信仰の尊重』、『經
濟的再建及び社會問題解決に關する共同綱領の確立』にあると
述べて居り、内容は、序文の外、(一)文化及び一般政策、(二)

經濟政策、(三)金融及び通貨政策、(四)財政政策、(五)社會政
策の五節になつて居る。

序文には、現下のスキスが直面して居る種々なる危險、殊に
『各種の勢力は、政治的反對運動を強化し、極端過劇の黨派を有
力ならしめ、斯くて人民大衆間の理解を妨害せんとせる』事實
を指摘し、『之等の危險を克服するには、スキスとしては、唯そ
の政策に新しき方針を指示するのみである。苟しくも進歩的諸
勢力は、凡て結束一致して、各々の特殊的利益を棄て、共同事
業に協力すべきである。政治上、宗教上の確執も全民衆の爲、
融和せざるべからず』と云ひ、進んでこの危機克服することこ
そ、實に『民主主義維持の第一目的にして且決定的條件であり、
次に第二目的は、現存生産手段を利用發展せしめ、以て全民衆
に對して、その缺くべからざる物資を充分供給し、全國民をし
て、國民經濟所産成果に對する公正なる分配に均霑せしめるに
ある』と述べて居る。

文化及び一般政策に關する一節には、『民主主義精神に立脚し
凡ゆる反民主的勢力を嚴重に排撃せる教育を促進し、民衆と政
府當局者との信頼をば、殊に當局者任命の際には民衆中重要な
各階層を考慮し、又政治をば、營業上の利害より分離するこ
とによつて、恢復せざるべからず』と云つて居る。

經濟政策については、デフレーション政策の中止を主張し、例
外的の高率利潤なき限りは、今日以上の價格の低落は、貨銀率

の低下と共に防止せざるべからず』と云ひ、『物價及び貨銀の
漸増』を主張し、價格の騰貴は、貨銀の犠牲に於てすべきでな
く、貨銀の増加は、獨立營業者の犠牲に於てすべからず、國民
一部の購買力の縮小は、生産の萎縮を結果するにより、經濟政
策の主要目的は、相關的關係にある實質所得と生産とを増加す
るにありと云ひ、細目に入つて、カルテル及びトラスト統制立
法(殊に一般大衆及び中小商業者保護の爲)、雇傭の増大、輸出及
び觀光施設の援助(輸出の促進、金融の便宜、輸出調査局の設置等
を含む)を要求し、『社會的の弱者の生存を脅威し、又は一般社會
の抵抗力を危くする虞ある場合には、通商の自由を制限すべし』
と主張し、農業に關しては、特に農村負債の解決に留意し、『土
地は、投機の目的たらしめず、農民の私有財産として認むべし』
と宣言して居る。

金融問題については、『宣言』は、低率利息にて充分なる資金
の融通を眼目とし、『スキス工業界に何等の影響なくして輸出し
得る過剰資本は、スキス労働者に利用せしむべきであり、この
方針の下に金融市場を左右し、組織化すべきである』と云ひ、
通貨政策の一般目的は、『經濟及び金融政策を支持するにあり』
と述べて居る。

財政上に關しては、『原則』は、國家の健全なる財政處理を要
求し、それは、『健全なる産業を基礎とし、公衆負擔の公正なる
分配によつてのみ期するを得』と云ひ、デフレーション政策を排

斥し、必需品課税を避け、同時に正常なる利潤に對して極端な
る負擔を不可となし、不況期政策の財政は、『國家保護の下に獲
得せる獨占的利得及び大所得』を以て之に充當すべきことを主
張して居る。

最後に社會政策として、充分なる失業救済の維持、社會保險
の擴張、殊に養老、寡婦孤兒年金の創設、最低貨銀の確立、勞
働時間の短縮(失業緩和の爲)、雇傭最低年齢滿十五歳に引上げ等
が要求されて居る。

(水上鐵次郎)

中歐及バルカン諸國

概 説

一九三四年二月の動亂によるオーストリア社會民主主義の潰滅は、一九三五年五月チェコスロヴァキア國會總選舉及び其の以後に於ける同國ナチス派ドイツ人の著しき進出と相俟つて、中歐諸國に於ける反動的國民主義の伸張を力強く印象せしめる事象であつたが、一九三六年國際時局の推移は、漸くヒトラー總統の權威を重からしむるに至り、同年七月のドイツ・オーストリア協定の成立、同じく十月のベルヒテスガーデンに於けるドイツ・イタリア議定書の調印、或ひは十一月の日本・ドイツ防共協定の發表等の事實は、歐洲政局に所謂『ローマ・ベルリン樞軸』なる新要因を投下して、中歐の天地も暗雲低迷の情勢となり、社會民主的勞働運動は異様の形相を呈して發展を繼續して居る。

オーストリアに於けるシュニエグ政權は、一九三六年十月副宰相シュタルヘンベルグ伯を逐ふと共に、その統率せし郷土軍を解散せしめたる結果、ナチス派とハプスブルグ復辟派との對立を現出し、一方カトリック教義を指導原則として組織せられし職團制度も、三六年度行はれたる工場委員會選舉には、政府の嚴重な

監督統制にもかゝらず、一般勞働者間に於けるその基礎未だ薄弱なるを曝露すると共に、社會民主的勢力の地下活動の侮るべからざるを思はしめた。ハンガリアに於けるゲンベス首相の死亡は、その社會民主黨をして、豫て政府の豫約せし議會改選に一縷の希望を抱かしめるに至つたが、ポーランドに於けるピルスドスキー將軍没後の民主的社會運動の恢復は、未だ軍閥政權下の反動的勢力を壓伏するに至つてゐない。況んやチェコスロヴァキアのドイツ人系國民社會主義の漸く勢力を擴大する形勢は、中歐唯一の民主主義國の前途多難なるを想望せしめて居る。

翻つて南バルカン諸國は、いづれも獨裁政權の下に活潑なる勞働運動の展開を見るべくもなく、勞働立法の完備を以て知られたるブルガリアに於ける職團制度も、創始以來既に三箇年を経過したるが、徒らにイタリアの亞流たるに止まり、見るべき發展はなく、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ギリシアに於ては勞働組合も亦無產政黨も、政府の強烈なる彈壓下に僅かに餘喘を保てるにすぎず、兩インターナショナルの折角の援助努力もバルカン諸國の勞働運動を向上せしめる上に未だ捗々しき効果をあげてゐず、僅かに從來四分五裂せる無產者戰線をして、極め

て緩漫ながら統一の方向をたどらしめてゐるに過ぎない。

チェコスロヴァキア

歐洲東部に於ける唯一の民主主義國たるチェコスロヴァキアに於ては、一九三二年以來農民黨を首班として社會民主兩黨を參加せる舉國一致内閣政權を把握し、小協商國の一員として、ドイツ、イタリア、ロシア等の強大なる獨裁政權に包圍せられ、國內にはナチス系統のドイツ民族人口漸く増加しつゝあるにもかゝらず、敢然民主主義共和國として孤軍奮闘せるは、注目すべきである。一九三五年十二月チェコスロヴァキア建國の元勳たる大統領マサリク博士辭任して、後繼者選舉の結果國民社會黨のエツアルド・ベーンネ博士當選したが、之亦チェコスロヴァキアの民主主義的傾向を表明するものとして各國の認むるところとなつた。

チェコスロヴァキアに於ける經濟界の悲況は、最近殊に深甚にして、特にドイツ人居住地方の工業の不況は最も甚しく、それが爲ナチス派と云はるゝステューテン・ドイツ黨(ヘンライン派)の目覺ましき進出を見たのであるが、聯立内閣は勿論、社會民主黨各派でも、専ら不況克服に力を入れて居る。

チェコスロヴァキアの社會民主黨は、民族別に兩黨になつて居るが、チェコ人側の社會民主黨の最近に於ける發展は著し

きものあり、一九三六年初頭に於ける地方支部數合計五千八百九箇所あり、同年中新設は五百四十六支部、解散五十三支部、差引五百九十三支部の増加となつて居る。又黨費の収入も、一九三三年度と三五年度を比すれば、印紙約二十二萬五千枚の増加をなし、一九三六年初頭拂込黨費印紙數百六十三萬餘枚になつて居り、黨員數は約十七萬と報告されて居るが、實際は二十萬近いらしい。一九三六年十月黨日刊機關紙「Pravo Lidu」創刊四十五周年記念祭を舉行して、創刊當時故大統領マサリク博士が、マルクシズム反對者なるにもかゝらず、一千ギルダを寄附したことが回顧された。

社會民主黨大會

チェコスロヴァキア社會民主黨では、一九三七年五月十五日より十八日までブラハ市でその第十八回大會を開催したが、この大會こそ社民黨の組織上並びに政治上の發展を如實に明示すべき一大機會たりしにとゞまらず、中歐に於ける社會民主主義の堅城尙ほ牢固として抜くべからざるを中外に宣揚したものととして、各國の重大視するところとなつた。従つてこの大會こそ、ポーランドの社會黨大會と共に、一九三七年度に於ける歐洲勞働界の一進展を銘記すべき意義深きものとして、各國友誼代表の列席者も多數に上り、社會主義インターナショナル代表ルイ・ド・ブルケール氏を初めとして、英國三名、フランス、オラ

ンダ、スウェーデン及びデンマルクは各一名、ハンガリア二名、又亡命中のドイツとオーストリア代表としてオットー・パウエル及びオットー・ウエルス兩氏、その他ユーゴスラヴィア、ルーマニア等の各代表、國內異民族代表としてドイツ人では保健省大臣ルドウィグ・チエク博士及びジグフリート・タウプ氏、ポーランド人では、ヨセフ・パヅラ氏外二名、シオニスト黨ではゴルトスタイン博士等の出席があつた。

出席黨員代表は、議決権を有せるもの四百九十五名、發言權のみのもの二百十名あり、其の他來賓として、各種文化團體、自由職業及び地方自治體代表約一千名が参加した。

議長アントン・ハンブル氏は、その開會の辭に於て、一九三三年前回大會以來社民黨がよく民主主義と自由の擁護に健闘し、一九三五年の總選舉と同じく十二月の大統領選舉に於て反動勢力の進出を阻止し、深刻なる不況克服の爲國民を指導して適歸するところを誤らざらしめ、右はチエコ國民社會黨及びカトリック人民黨と提携し、左ドイツ人社會民主黨と協力して、内外の困難なる時局に處し、共產黨との共同戦線は、同黨が果して民主主義政策を支持するや疑問なる爲、之を拒絶したが、無産階級共同一致の精神に基いて、外國亡命者に對しては、あくまで庇護を忘れず、殊に獨逸の亡命者に對する保護救済に努力せしことを述べた。

之に續いて、大會は、外國友誼代表の歡迎とスペイン民主主義

及びスペイン労働階級とに對する共同責任の決議を可決した。

アントン・ハンブル氏は、經濟上の民主主義に關する報告を提出したが、氏は、過去數年に亘る不況期は、通常の周期的危機にあらずして、機構上の危機即ち全經濟組織上の危機なるを指摘し、黨としては、その經濟政策の眼目として、經濟民主主義の確立に努力すべきで、それには、社會的經濟計畫を作製完備せざるべからず、而してこの計畫經濟は、單に生産の計畫化のみならず、分配の計畫化を含むべく、通貨制度も亦分配に屬するにより、黨は、財政、通貨、金融、銀行等の改革には一層の注意を拂ふべく、又計畫經濟は、計畫化と同時に、民衆の創意と經濟上の統制とを必須する旨を力説し、「社會主義にして民主主義を缺くものは、社會主義にあらず、社會主義にあらざる民主主義は民主主義にあらず」と喝破した。

政治問題に關する報告は、副首相ベチーネ氏によつて提出されたが、氏は、前回大會に於て、困難なる國際政局に直面して黨はその指導精神として自信と勇氣を標語としたが、之は今尙同じであつて、勇氣とは、武力の問題たるのみならず、不利なる形勢に對して毅然として直面する勇氣をも意味するので、過去十九年間社民黨がよく逆境に處してデマに動かされざりし經驗を顧み、今や社民黨が、沈着にして紀綱正しき勢力として自信あるを説き、翻つて歐洲各國の形勢に言及して、スペイン戦線は一國內の戦線にあらずして、民主主義と人道とを防衛すべ

き世界的戦線なりと斷じ、轉じて國內の政情を論じては、共產黨の不誠意と時局に對する認識不足とを責め、黨がチエコスロヴァキアの國防軍を創建せし功績を述べ、この軍隊は、民主的合法的政府の擁護に使用すべきで、我が軍には、民衆と國家に對して鋒を向ける將校は一人もないと云つた。國內少數民族に對しては、民主主義に忠誠なる限りはあくまで政治上、文化上の自由は完全に享有し得べしと説き、ヘンライン黨の變裝スワスチカ運動に就いては、その非合法性を指摘して、ヘンライン黨にして改めずば、チエコ國の民主主義は、その威信を堅持する爲目に物見すべきを警告するところがあつた。

副首相に續いて社會省大臣ネチヤス氏の報告があつたが、氏は労働者に對して職業と生計維持を保障するを念ざるを述べ、進んで經濟方面に於ては、黨は、通商障除却の爲、輸出調査局を設置せしこと、失業解放の爲、大規模の公共事業を起し、既に豫算五十萬クローネを計上せること、又中小商工業者の保護や諸種社會政策立法の維持擴張、殊に團體協約法の強化、工場監督制度の擴張、鑛夫保險改造、傷害保險の改善、公營事業及び生産的救濟事業に於ける四十時間労働制實施、義務的職業紹介制度法施行、工場廢業及び大量解雇の取締、失業者救護等の方面に於ける施設を列擧して、聯立内閣の成果を説明するところがあつた。

大會第二日に法相デレル博士の提出せる内政に關する報告に

は、スロワキア地方の事情を説明し、チエコスロヴァキア國の統一を阻害する諸勢力、殊にボヘミヤ、モラヴィア地方のヘンライン運動に言及し、分離派運動は、單に反動と新奴隸制度に終るべきを警告して、祖國の統一と民主主義が益々鞏固となりつゝあることが詳述されて居つた。

友誼代表の挨拶の際、ベーネシュ大統領の祝辭も朗讀され、インタナショナル代表の祝辭に對しては、上院議長ソウクワ博士答辭を述べた。各代表は次々と起つて挨拶を述べたが、ドイツ及びオーストリア代表からは、亡命者救済に對する謝意が表せられた。

第二日の本會議後、農村部だけの會議があり、農村代表三百名参加、農家小作人協會長セルニー氏の報告があつた。

第三日は、各種報告の討議が行はれたが、政治問題に關する討議中、前大臣マイスネル博士は、フランス國家に就いて辛辣なる批判を試み、最近フランスの危險漸次縮少し、その宣傳亦効果少くなりつゝある事情を指摘した。

斯くて大會は、各委員會の報告を採擇し、役員改選後、出席代表全部『労働歌』及び『インタナショナル』合唱、未曾有の盛會裡に終了した。

大會の報告によれば、チエコスロヴァキア社會民主黨最近の進展は眼まましきものあり、深刻なる不況と失業の激増にもかゝらず、黨員數は、一九三二年末十九萬四千八百五十七人なり

しものが、一九三六年末には二十二萬五千七百六十五人となり、又之に伴ふて同系統の労働組合員数も増加して、合計六萬を越ゆる状況で、其他労働競技俱樂部なども數十萬の會員あり、殊に有望なるは、黨が、漸次、小農、小作人乃至中産階級間に堅實なる地盤を開拓したと云ふ。

チェコスロヴァキアの労働組合員数は、政府統計局の報告によれば、合計百九十萬人にして、労働組合合計八十八團體ありと云はれる。而して労働組合中四百十團體は、聯合して十四團體の中央機關に屬して居る。而して労働組合員数の約四割は、『自由』労働組合に加入して居る者である。尙ほ労働組合員の國語別分類を見ると、チェコ語百四十萬人、ドイツ語五十二萬六千人、ハンガリア語二萬五千人、ロシア語一萬四千人、ポーランド語一萬四千人、其他二千三百人となつて居る。

チェコスロヴァキアは、曾てフランスに次ぐ強大なる共産派労働組合運動を有したる國で、最近共産運動は凋落したりと雖、共産黨は、下院の三十議席を占め居る状態で、一九三五年コンミンテルン第七回大會以來、にも反ファシ。統一戦線運動は行はれて居る。アムステルダム系の労働組合總同盟では、一九三六年初頭の會合に於て、共産派の統一戦線申込に對する態度を決定するに至つたが、所謂『共同戦線』には反對して、『有機的統一』とは單に形式に止まるべからず、進んで労働組合運動上の原則戰術の統一をも意味するものなり』と云ひ、提携合同を

拒絶することとなつた。

チェコスロヴァキアの共産黨が、コンミンテルンの指令を實行する爲、ナチス系と云はれるヘンライン派とも提携せんとして居るのは奇觀であるが、之は共産派労働組合の社會民主組合に對する反感の結果と見做される。

ポーランド

ピルストスキ將軍死後のポーランドは、將軍の經綸を繼承すべき人物なく、ベック大佐の親獨政策は、必ずしも國內軍閥の全面的支持を得てゐる譯ではなく、等しく極右派に屬するも反政府勢力として侮るべからざるものもあり、内外の政情依然として不安にして、獨裁強權の統治は、愈々鞏固となりつゝある。一方、ポーランドに於ける労働運動は、種々なる困難あるにもか、はらず、發展の傾向をたどり、殊に近年無産政黨各派間に戦線統一の議の進捗して、一九三五年末には、社會黨(P.P.S.)、ユダヤ人労働總同盟(ゾンド)、ドイツ人社會民主黨、ウクライナ社會民主黨及びウクライナ急進社會黨間に提携協定成立して、聯合委員會が設けらるゝに至つた。

一九三六年五月それらの諸政黨及び労働組合の代表がワルソーに會合して、全國的の協議會を開催した。之は、ポーランド労働者階級の政治上、經濟上の諸要求を考究し、以て共同の意

志表示をなし、進んで分裂せる労働運動の統一に資せんことを目的としたもので、社會黨のアルチェウスキー氏司會者として各派代表討議に参加し、その結果重要な二通の決議を可決するに至つた。

即ち第一は、政治問題に關するもので、ポーランドの經濟的不況や、政治的權利の停止、戰爭の危機、其他極端過激なる國民主義乃至反ユダヤ運動などの結果として生じたる國內の不安動搖状態より、労働者階級を匡救せんには、労働者農民の政府を確立せざるべからずとなし、それが爲工業労働者は宜しく農民及び俸給労働者との共同戦線を組織し、以て資本主義を倒壊すべき權力を獲得すべきであると述べ、日常闘争項目として、(一)失業解除及び生活標準向上、(二)政治諸機關の輿論依存及び自由選舉權の確立、(三)政治的自由權利獲得、(四)ヒトラー統治下のドイツとの同盟政策廢棄及び世界平和促進、(五)國內諸民族間の融和、及び、(六)地方自治及び保險制度自治の實現に努力すべきであるとして居る。

次に經濟問題に關する決議の内容は、やがて成立すべき労働政府の政綱とも見らるべきもので、労働者農民の政府は、都市及び農村に於ける凡ゆる階層の勤勞者の福利増進を目的とするものであつて、金融制度、發券銀行及び商工業大企業の社會化、大私有地の無償收用及び對外貿易專賣化等によつて、經濟界の指揮統制權を獲得し、この經濟的一大權力を行使して、(一)社

會的計畫經濟の實施と、(二)労働者購買力の増進と、(三)發券及び金融政策をば生産上の必要に順應せしむることにより、一般福利に寄與せんとするものであると云ひ、各種の經濟的要求事項を述べたものであつた。

一方農村に於ける政治熱も漸く熾烈となり、同年復活祭週間には、農民黨主催にて一大示威運動が舉行され、全國代表約十五萬參加、陸軍總監リツ・スミグリー將軍も列席して、民主主義擁護の氣勢があげられた。

社會黨大會

以上の加き情勢の下にあつて、社會黨では、あくまで反政府戦線畫一を根本方針として邁進することとなり、この態度は一九三七年一月三十一日より二月三日までラドム市で開催したその第二十回大會に於ても、承認するところとなつた。

この大會は、獨裁政權の桎梏の下に呻吟せる東部歐洲に於て最近開催された労働者會合中最も盛大なるものゝ一であつて、出席代表三百名の外、來賓約千二百名に達し、目下外國亡命中の黨員たるヘルマン・リエベルマン及びアンドレアス・ストルグの兩氏を名譽議長に推戴して、労働組合同盟會長タッピンスキー氏司會者として開會された。殊に本大會に於ける決議の満場一致で可決されたことや、青年代表及び農村代表の多數なりしこと、又全國幾百萬農民を結成せる農民黨々首にして目下亡命中

なるウイスト氏の寄せたる勞農協力を力説せる祝辭の朗讀されしことは、意味深き現象として看取された。

大會の主要議事は、人民戦線組織の件で、議論は、人民戦線に共産派の参加を許すべきか否かの問題について沸騰したのであつた。乃ち新任ロツ市長、バルリツキー氏等は、現在社會黨には、左翼各派には敵はない。従つて社會黨主唱の下に全左翼各派を大同團結すべしと主張し、之に對してニエヂアルコウスキ、ツァレンバ、シオルコス、チビンスキーの諸氏は、共産黨との結盟には反對し、農民との提携こそ重要であると云ふ意見では大會のやがて採擇になつたものである。

大會の可決した政治問題に關する決議は、戰鬪的無産階級の目標は、人民大衆に立脚せる農民勞働者政權の確立にありと云ひ、獨裁政治とフラスム打倒は、農民勞働者にとつては、生死の問題である。従つて黨の根本目的を達成するには、あくまで農民と勞働者の組織化された力の凡てを糾合結束すべきで、この勞農統一戦線を擴大強化するのは、議會解散と總選挙の爲努力すべきであると説き、共産黨との協力拒絶の決定を正常なりとし、進んで共産黨の不誠意、敵意を指摘し、共産黨の共同戦線提唱は、ロシア以外に於いては社會主義者と提携せよと云ふもので、ロシアに於ては、社會主義者其他の反對派に對しては投獄と殺戮のみなる以上、偽瞞にすぎずとなして居る。又國際問題に關しては、同決議は、フッシ國、殊にドイツの軍備を

以て、ポーランドの領土保全及び獨立に對する危険なりと云ひ、集團的安全機構の樹立と歐洲の民主主義國との防守同盟締結を勸告し、又ポーランドの武備を充實し、以て外來の危険に抵抗し、よくその獨立を確保し得る如くせよと主張して居る。而して

『由來ポーランド勤勞者階級は、過去に於ける國際的解放を目的とせる大武力闘争とは、傳統的に密接なる關係を有して居る。ポーランド陸軍創建の爲、多くの流血と生命とを捧げたのは、勤勞階級である。従つて勤勞階級は、國防に關する事項の論議決定上に參加する權利を抛棄するを得ないし、又國防の發達改善は、市民の自由と勤勞階級の利益を具體化する計畫經濟とを基礎にして始めて可能なりとするものである。従つて本大會は、大衆の旺盛なる戰鬪的精神に信頼しつゝ、社會改造と政治的自由と勞働者農民政府の確立と國家獨立の防衛との旗標の下に結束團結すべく、全國の勤勞者に訴ふるものである』

と結論して居る。

右の外今回大會では、新綱領を可決したが、それは舊綱領が一九一九年民主主義全盛期に起草されたもので、ポーランドが似而非議會制度の軍閥政權によつて統治されるフッシ化した今日には適應しないとの理由で改訂されたのであつた。

オーストリア及ハンガリア

オーストリアとハンガリアは、國際的地位から見ても、又内政の情勢から見ても、大戦敗殘國中最も悲惨な運命に逢着して居り、殊にドイツが、ナチス政權成立以來、蹶起復興せるに對照するとき、この感が深い。

光輝ある歴史を有するオーストリアの社會民主主義没落後既に三箇年、この潰滅に與つて力多かりし祖國軍は、頭梁シュタルヘンベルグ伯とファイ將軍との確執により、夙く崩壞の途をたどつて居つたが、一九三六年シュタルヘンベルグ伯の副宰相罷免後愈々解散を命ぜられ、七月成立せるドイツとの協定は、ハッブスブルグ王家復辟運動再起の機會を與へて、『ヒトラーかハッブスブルグ』かの標語は、國內諸勢力を兩分して、さらでだに國際時局紛糾せる折柄、民心の不安を深刻化せしめた。シュシュニグ政權の對社會民主主義政策として創建せるカトリック主義勞働組合國家も、大衆の間の根柢淺き結果、拂々しき進展を見ざるのみか、徒らに國外亡命の社會民主黨員の憫笑を買ふのみである。

殊に一九三六年十月より十二月に亘つて舉行されたる工場代表委員會選挙は、選挙制度上の種々なる不利の制限や、政府側の峻嚴なる取締にもかゝはらず、非合法運動の勞働者間に斷然優勢なるを實證するに終つた。

ハンガリアに於ては、獨裁政權確立後既に十八箇年、内閣首班は變れど、その内外政策は動搖不定にして、國民大衆に深き

根據を有せざる政府は、常に各國の動向に影響されて、不拔の國策を確立する勇なく、國內には復辟運動を初め、土地問題其他多年不況によつて惹起せし重大經濟問題は、各階層間の反目、對峙を結果して居り、議會制度はあれど、政府は國民の聲を無視して、獨裁憚らざる状態である。

さればハンガリア社會民主黨では、かねて選挙制度を改正して、議會政治本來の面目を發揮せしめんことを主要政綱として活動して居つたが、一九三六年ゲンベス首相が、幾多の公約せる改革政策を實施せずして死去後、後繼内閣に入りしコロマン・ガラニ首相は、選挙法改正を聲明したるに對して、黨は多大の期待を囑すると共に、新政府の對外政策に對しても一大刷新を要求するところがあつた。

ハンガリアの勞働運動にとつては、多年の經濟的不況や、ドイツのナチス系勢力の侵入と等しく不斷の重大關心事となつて居るのは、ホルチー攝政政治下に於ける政治機構の不明確と、外交方針の不確定とであつて、社會民主黨が、選挙制度の改正を要求し、又國際聯盟を中心とせる民主主義國家との協力を主張せるは、實にこの政治的不安を解決せんとするにある。一方歴代内閣の土地制度改正の結果が、依然として大地主、貴族、寺院に有利にして、大所有地の分割も、小農地の設定も完成せられざりし結果は、農民の社會民主黨に對する支持を漸く大ならしめ、社會黨の勢力は、種々困難なる事情あるにもかゝはら

す、堅實なる發展を續けて居り、殊に農民の入黨増加が目ざれて居る。

社會民主黨大會

一九三七年四月四日及び五日の兩日ブダペストに開催された黨大會は、右の事情を明かに反映して、出席せる多數農村代表は、農業労働者の悲惨なる状態と、農村に於ける社會民主黨に對する不法なる迫害にかゝらず、あくまで社會主義を支持して、『十字と矢(ハンガリアのナチス派)』と戦ふべきを言明して居つた。

又ハンガリア政府の無能不決斷に對する不満は、大會に於けるカルル・バイエル氏の内政に關する報告にも洩らされて居り、氏はドラニー内閣に對して、選挙法改正公約實行を強く要求した。

次に黨の對外政策に關しては、エマヌエル・ピロヒンゲル氏の報告があり、氏は、政府が歐洲平和の確立に努めず、徒らにドイツ、イタリアに追従せるを難じ、ハンガリアをドイツの味方とすることに反對し、又ハップスブルグ王家復興をも希望せず、オーストリアの恢復は、復辟にあらず、民主主義の復活にありと斷じ、ドナウ流域諸國間の協調を力説した。

大會の決議には、民主主義的方針に基き、國際聯盟を強化改造し、以てその本來の任務を達成し、又平和と集團的安全の精

神に於て各國間の關係を整調すべき道義的權利と必要なる權力とを具備せしめよとの要求が述べられてあつた。尙ほ、『世界に於ける社會主義の地位』と題するイレズ・メヌス氏の報告には、民主主義に對する信仰とボルシェヴィズムの方策反對とが明示され、社會主義遵奉の信念なくば、フランスのデマゴギーに對抗し得ずと主張されて居つた。

ブルガリア

ブルガリアは、政情依然として不安動搖を續け、議會制度は停止され、政黨運動は凡て禁止となりて以來既に年久しく、最近に於ては、農民、社會主義者、共產主義者等民主的勢力を糾合せる『人民戦線』と、主として軍人間に支持者を有し、王室の後援をも得て居るツァンコフ一派のファシズム團體との對立存し、又先年動亂を惹起して死刑に處せられたル・ウルチュエフの一派は王室に對する反感より共和主義的色彩濃厚にして、密かに『人民戦線』中の農民、共產派と氣脈を通じて居る状態で、國內は支離滅裂なるに加へて、最近バルカン諸國に於けるドイツ及び

活動してゐる。

ルーマニア

ルーマニアも亦各種政派の暗闘角逐不斷に續いて、政情安定せず、國王及びその親近の各派はドイツ支持に傾けるに、外相チツレスク氏は、あくまで小協商國と提携して、ソウェイト聯邦との親善を主張する状態にて、殊に最近フランス運動の發展著しく、反セミチック主義を標榜して、社會民主勢力との正面衝突を惹起し、一九三六年六月ブカレストの労働組合本部を襲撃して數日間市街戦を展開したることさへあつた。同八月チツレスク外相が罷免となつたのは、ルーマニア外交の一大轉向として注目された。かゝる形勢の下にルーマニア社會民主黨では、『人民戦線』運動を起して、同志の糾合に努めるところがあつたが、各派間の確執、殊に農民黨の分裂と、共產黨に對する反感の爲、抄々しき成功を見るに至らなかつた。

ルーマニア社會民主黨が、『人民戦線』運動を開始したのは、一九三五年六月で、爾來黨は、『全國の民主的勢力の集中化』を叫んで活躍するところがあつたが、こゝに注意すべきは、ルーマニアの『人民戦線』は、共產黨をば絶対に許容せざる組織である點で、社會黨としては、主として全國ツァラニスト黨(ミハラチエ及マニウ派)と急進ツァラニスト黨(イウニアン派)の農民

業別	組員	合数
織業	8,699	
山、農	7,157	
革工	1,255	
金	3,375	
織業	6,260	
學食	1,400	
草藥	8,047	
刷品	25,773	
刷品	17,954	
刷品	1,156	
刷品	5,875	
刷品	5,515	
刷品	4,041	
刷品	1,188	
刷品	1,459	
刷品	5,336	
刷品	24,500	
刷品	128,990	

イタリアの勢威漸く強大となりし爲、民心の安定は愈々困難となつた。されば、曾ては輝しき歴史を有する社會民主黨の如きも、全然活動の餘地なく、その機關新聞は發行禁止となり、僅かに折々地下工作として聲明書を發表して、政府乃至王室のフラスコ化に反對を表明するにすぎない。

ブルガリアでは、一九三四年以來労働組合は政府に統制されて居り、一九三五年一月の法令によつて、全國の労働組合は、ブルガリア労働者總同盟に統一されて居り、その加盟組合員數は、一九三六年八月現在十二萬八千九百九十人と云はれる。之は一九三五年十月現在の約六萬六千人に比すれば、殆んど倍加したものである。それらの組合員は、十六の業別組合に配屬されて居るが、各組合の人數は、左の通りである。尙ほ、商業、工業及び手工業労働者は、共同動作の必要上、聯合して一大團體を形成して居るが、共同動作以外の活動は、各單獨の組合で

二派との提携を目的としてゐるのであつた。而して一九三六年四月ブカレストに開催された社會民主黨第十六回大會では、右の方針に基いて、執行委員會の権限も擴大強化され、民主的大同團結に邁進すべきことに決定した。この大會は、又、ベルギーの『労働計畫』の影響の下に起草された行動綱領を採擇した點で注目されたが、ルーマニアの如き民衆の大多數が農村に居り、人口千八百萬中工業に従事するもの僅かに二十五萬にすぎざる國にあつて、社會民主主義運動の前途は多難と云ふべきである。

其 他

ギリシアに於ては、一九三五年王政復活となつたが、一九三六年八月國會は廢止となり、メタクサ將軍の獨裁政權確立するに至つて、無産者團體は云ふまでもなく、其の他の政治團體も禁止せられ、労働組合及び無産政黨の財産は沒收され、幹部は檢査收監せらるゝ状態で、従来の労働運動は、全然不可能となつた。而して政府は、前労働組合幹部にして労働省次官たるディミトリス氏をして、職團制度の創設に當らしめ、最低賃銀を制定し、或ひは強制労働制度を施行する等、いづれも獨裁政權下の特徵ある労働事情を展開しつゝある。ユーゴスラヴィアに於ては、依然として國王の獨裁政治の下に

國會は停止せられ、政府與黨以外の政治團體は禁止せらるゝ、有様で、社會民主主義系統の労働團體では、かねて労働運動の自由獲得の爲、策動しつゝあり、一九三六年二月九日全國の労働者團體代表が、ベルグラードに集りて政治運動の自由獲得を目的とせる示威大會を開催したが、その結果、無産政黨組織の氣運漸く熟し、三月二十二日再びベルグラード市にて全國労働團體大會の開催される頃には、労働者政黨結成の準備も完成し、新黨の名稱をば、『社會主義労働者同盟』と呼ぶこととし、黨綱領も決定するに至つた。當時デヴォコト・パロヴィッチ氏は、新黨運動の根本理念につき一大演説を行つたが、それによれば、新無産政黨は、目下官僚主義的國家にすぎざるユーゴスラヴィアをば、生氣發刺たる民衆の一大團結となし、以て國民各自をして生活と職業とを享有せしむるを目的とすべきであり、それが爲國民の自由と平等を獲得しなければならぬ。それと同時にパンの爲の鬭争をも遂行すべく、而して經濟的狀態の改善は、購買力の増進による外途はない。云々。

然しながら労働者側のこの企ても、遂に政府の許可するところとならず、一方政府では、官製の労働團體組織を開始するに至り、こゝにも獨裁政權特有の職團制度は樹立されんとして居る。

かゝる状態の下に活潑なる労働組合運動の如きは、期待し得られないが、幸ひにしてユーゴスラヴィアには、種々なる民主的

施設の存続せるものあり、それらによつて反政府労働組合の意思表示をなすべき機會はあつた。

ユーゴスラヴィアの労働會議所は、一九二二年の法律で創設された全國的の労働者の自治團體で、その所員は労働組合で選舉することになつて居り、一九三三年の前回選舉の時も、政府は御用組合を組織して選舉に参加したことがあつた。しかしそれは、却つて、民間側進出の結果に終つてしまつた。然るに一九三五年政變後、ストヤデノヴィチ内閣は、労働團體に對する歴

迫を認め、殊に社會省大臣スウェトコヴィク氏は、オーストリア風のカトリック主義労働組合組織を計畫し、カトリック主義の強制に努め、その結果却つて民間労働組合の加入者増加もし、争議も頻發する如き事もあり、於茲種々なる立法を制定して、或ひは罷業を禁止し、或ひは團體協約に規定せる労働組合側の職業紹介所を禁止せんとし、やがては労働會議所制度をも廢止せんとして、調査委員會を設けるに至つた。

(水上鐵次郎)

北 歐 諸 國

概 説

スカンデナヴィア諸國は、全世界に亘つて經濟的不況と國民主義の嵐吹き荒ぶ慘澹たる最中にあつて、嶄然民主主義の旗幟鮮明に掲げて、よく未曾有の大不況を克服し、無産政黨を首班とせる政府の治績顯著に、北歐の一角に明朗なる天地を構成して居る。而して過去數年間反動的勢力の優勢によつて一時雌伏せしフィンランドに於ける社會民主黨も、一九三七年には、國初以來三度入閣して、かねての經綸を實施することゝなつた。

スカンデナヴィア諸國間では、十九世紀以來勞働乃至社會問題に關する國際協議機關あり、定期的に會合して相互の聯絡を行つて居つた。一九三六年にも、このスカンデナヴィア勞働會議は十一月十五日及び十六日の兩日間、コペンハーゲン市に開催された。出席代表は、スウェーデン代表として、首相ベル・アルビオン・ハンソン氏、社會相グスタフ・メレル氏、外相リッカルド・サンドレル氏、社民黨主事アルデルス・ニールソン氏、勞働組合總同盟會長アウグスト・リンドベルグ氏、其の他勞働組合を代表してダンナル・アンデルセン、ベル・ベルグマン及び運輸省大臣アル

ベルト・フォルスルンドの諸氏があつた。デンマルク代表には、首相スタウニング氏、國防相アルシング・アンデルセン氏、社會民主黨主事ヘトフト・ハンセン氏、同會計主任クリューヴェル氏、勞働組合を代表したる總同盟會長クリスチャン・エンセン氏、同會計主任ハンス・ヤコブセン氏、主事クヌド・ウ・エンセン及びラウル・ハンセン兩氏があつた。

ノールウェイでは、首相ニールガールツウォルド氏を初めとして社會相オスカル・トルブ氏、勞働組合總同盟會長ヒンダール氏及びノルダル氏を代表として参加せしめ、フィンランドも亦、社會民主黨のタンネル氏及びヴィーク氏、勞働組合のフッゲルホルム氏及びフット・ネン氏を代表として差遣した。

斯く今回の協議會には、首相三名、國務大臣五名の出席あり北歐勞働運動のこの聯絡機關が、いかに權威あるものかを内外に知らしむる絶好の機會となつた。

司會者たるデンマルク首相スタウニング氏は、その開會の辭に於て、最近北歐諸國に行はれた國會總選舉が、社會民主主義運動の勢力を擴大強化せるを指摘し、スカンデナヴィア諸國の社民黨の背後には、約三百二十五萬の有権者あり、斯くてよく北

開催されることゝなつた。

スウェーデン

歐に於ける民主主義の健全なる發達を期し得べしと云つた。スウェーデン外相サンドレル氏は、北歐諸國間に於ける經濟的協力に關して論述する所あり、之に關し出席代表の討議あつて各國専門家より成る調査機關を設置し、この經濟的國際協力を一層擴張發展せしむべき可能性及諸事情を考究する事に決定した。

スウェーデン運輸大臣フォルスルンド氏は、デュネーヴの國際勞働會議に於ける北歐勞働團體代表間の協力を一層緊密にすべきことを力説し、次にフィンランド前首相ヴェイネ・タンネル氏は、經濟界の現状を論じて、將來の經濟的危機を防止する爲、永久の方策を樹立すべき可能性に關して進言するところあり、之に對して出席代表は、この問題は、先づ各國に於て論議考究の上、次回の會合に上程すべきことに決した。

尙ほスウェーデン社會省大臣メーレル氏の提案に基いて、北歐諸國政府をして、各國共通の現行立法を改善進歩せしむる方策を考究せしむることゝなり、又一定の原則に基いて北歐諸國の賃銀統計を作製すべきことも提案された。

デンマルク勞働組合總同盟會長エンセン氏は、北歐の年少勞働者の技術教育擴張進歩の爲、各國間に留學せしむべき件に關する調査報告を提出し、又勞働時間問題に關しても述べた。

斯くして三六年のスカンデナヴィア勞働會議は、最終日にコペンハーゲン市勞働者の一大示威行列によつて閉會となつた。次年度幹事國は、スウェーデンとなり、協議會はストックホルムに

スウェーデンの社會民主黨と農民黨との協力内閣は、一九三六年には、既に在職四箇年に達し、治績頗る著しきものあり、殊に不況乃至失業克服上の成功は、この北歐の民主主義政府をして、各國を欽羨せしめるものがあつた。社會省大臣グスタフ・メーレル氏の報告によれば、失業問題は、一九三三年初頭社會民主黨組閣直後當時最も深刻化して居つたが、一九三六年の上 Semester には、失業者数は、四分一に減少し、合計四萬三千人を算するに過ぎず、内一萬三千人以外は、救濟事業其の他の職にありついてゐるものであつた。一方、政府豫算は赤字なく、就任以來減税總額二千萬クローネに達する状態で、その結果社會民主黨の發展も目覺ましく、一九三五年中黨員數の増加一萬と云はれ、殊に農村方面の進出は注目すべく、黨員數總計三十四萬に達したと報告されてゐる。

近年國際政局の不安の結果、國防問題は、スウェーデンに於ても漸く論議喧しくなり、在野諸黨側には、軍備充實擴張を要求すると共に、政府の社會的施設に反對し、一九三六年初頭開會の國會では、軍事豫算を中心とせる與黨と在野黨間の對立物物しく、遂に社民黨首相ハンソン氏妥協の結果、政府原案によ

る軍事費合計一億三千五百三十萬クローネに對して千三百五十萬クローネを追加するに至つたが解決せず、政府はこの追加豫算は主として富者階級の負擔すべきものにして、且軍費は増額するとも、社會年金制度の改善はあくまで遂行すべきことを主張し國防の充實は、宜しく國民生活の福利増進によつて完備すべきを説くところがあつたが、自由黨及び保守黨側では、年金制度の分離を固持し、中央諸派と合流して政府反對の形勢ありし結果、七月十五日内閣總辭職となつた。斯くて、後繼内閣は、農民黨によつて組織せられ、社會民主黨は閣外で之を支持することとなつたが、やがて九月國會改選の結果、社會民主黨は、劃期的大捷を博して、再び農民黨との聯立内閣の成立を見た。(別項「歐米労働運動の概観」参照)

かゝる事情の下に、社會民主黨一九三六年度大會は、主として總選舉準備の討議に終つたものであつた。

社民黨大會

スウェーデン社會民主黨第十五回大會は、四月二日より十日まで九日間に亘つてストックホルム市に於て開催された。出席代表合計三百五十名、外に社會主義インターナショナルのヴァン・ローズプレッゲ氏、ドイツ社會民主黨のオットー・ヴェルス氏、オーストリア社會民主黨のユリウス・ドイッチ氏、イギリス労働黨のジョージ・ダラス氏、オランダ社會民主黨のウ・ウデンベルグ氏、ベ

ルギー労働黨のアウグスト・ド・ブロック氏、デンマルク社會民主黨のハンス・ヘットフトハンセン氏及クリュール氏、ノールウェイ社會民主黨の國防大臣オスカル・トルブ氏及び下院議長マグヌス・ニルゼン氏、フィンランド社會民主黨のウイック氏等の外國友誼代表を初めとして、スウェーデン労働組合總同盟の新會長アルベルト・フォルスルンド氏其他全國の友誼團體代表全部の列席あり、殊に、社會民主黨内閣治下に於て開催さるゝ最初の黨大會にして、しかも來るべき國會總選舉を前にして、近來になき盛會であつた。

大會の報告によれば、黨の政權参加以來、黨勢擴張著しく、内閣就任以來黨員数の増加は、四萬五千に達し、黨員總計三十三萬八千五百人となつた。

大會は、黨首たる首相ベル・アルビン・ハンソン氏の開會の辭によつて開始されたが、氏は、北歐諸國に於て社會民主黨の内閣成立以來、不況恢復政策の着々成立した實例を列舉し、氏の就任以來の政策方針の成績を述べ、來るべき總選舉に於ても、黨の建設的政策に對する全國民の支持の一層増大すべきことを豫言すると同時に、政權の獲得が必ずしも有效なる事業の前提にはあらず、吾人の任務達成は、或る場合には、閣内に於てするを有效とし、又他の場合には、一層自由なる地位にあるを便とすべき旨警告するところがあつた。

今回の大會に於て重要議案の一であつたのは、規約改正の件

で、之に關しては、執行委員會の提案に基く決定があつた。之に關係して黨の指導原則を改訂せよとの、意見も提出されたが、之に對して本部側では、今回規約上二、三の改正があつたからとて、指導原則全部の改訂の必要は認められずとして反對し、黨主事たる社會省大臣グスタフ・メーレル氏も、原則の改訂は常設綱領委員會に於て隨時行ふべき権限を有する旨説明し、藏相エルンスト・ウ・グフォルス氏及び上院議員ゲオルグ・ブランチング氏も、之を支持して原則改訂案に反對したが、ボラス市代表オルセン氏及びゴテンブルグの「ニイ・チド」新聞主筆にして上院議員なるリ・カルド・リンドストレム氏などは、原則綱領と政綱の全般的改訂を主張して一大論争を惹起するに至つた。結局、表決に附して、改訂案は一五一票對一四七票の少数の差で否決となつた。この問題は、別に重大なる意見の相異から起つたものではなく、唯改訂論者側としては、綱領制定後既に十六年も経た今日、多少の更新を要すとの見地に立つてゐたのであつた。

失業對策に關して、四月五日社會大臣グスタフ・メーレル氏から、詳細の報告があつた。社會民主・農民聯立内閣就任以來國內の失業克服上の成績は著しきものがあつたが、氏は、今日尙、失業問題の重大性は依然たる旨言明して、政府の常設失業對策委員會の統計にも、又労働組合の報告にも明示されない失業状態があることを指摘するところがあつた。即ち一九三五年に於ける未登録失業者は合計七萬であり、之に登録者を加へると失

業者總計十三萬人であるが、内三萬人は救濟事業に雇傭され居る結果、その上二萬人も就職し得たのであるが、登録失業者五萬八千人中約三萬六千人は就職せず、内二萬人は季節的失業者であるとするも、残る一萬六千人は全然失業してゐる譯である。然るに問題は、之等の失業者が全部「失業島」とも云ふべき特殊の地域に集中されてゐることであつて、勿論政府としては、失業者の再教育等の手段によつて救済に努めて居るのであるが、要するに失業の完全なる克服は、購買力の増加による外なく、それは全國の窮乏者約五十萬世帯の購買力をば二三パーセントだけ増進し得れば、可能であるとのことである。

斯くて大會は、失業問題に關する詳細の討議に入つたが、大體政府の方針を協賛し、且執行委員會提出の案を可決した。

其他、大會の問題となつたのは、産業民主主義の促進、少年軍事訓練反對、選舉戦に於ける社會民主黨の名稱濫用取締、メーデー公休制度、軍隊民主化等があつた。

尙ほ大會は、國內政情に關する論議の後、一の聲明書を發表したが、それには、社會民主黨内閣が、力強い民主主義的政策を遂行すべき堅實なる議會的基礎を確立せることを慶賀し、農民と工業労働者間の協力親和の増進されたことを指摘し、進んで、民主主義的諸黨と協力して社會福利の増進に寄與すべく、一方、法制的國際組織と一般軍縮を支持し、又國防に關しては政府の提案を協賛すべきことを言明し、以て來るべき總選舉に

於ける黨員の應援を要求してあつた。

労働組合

アムステルダム・インターナショナルに加盟して居るスウェーデン労働組合同盟では、第十一回大會を一九三六年九月二十七日より十月四日までストックホルム市で開催したが、會長アルベルト・フォルスランド氏は、その事業報告中、加盟組合員数の増加に言及して、一九三一年以來十六萬人の増加あり、合計七十二萬五千人であり、斯く増加したのは、新たに四組合が加盟したのも一因をなして居ると云つた。同盟の基金は、合計八千七百萬クローネを超過すると報告された。

フォルスランド會長は、その報告の結論に於て、労働組合が、その事業によつて、民主的進歩の促進と市民の權利自由の擁護に貢献せんことを希望し、又労働組合は、一般社會に對するその責任と時代の要求する新任務とを自覺せるにより、國家及び産業の代表者に於ても、労働者に對する責務を遂行すべきであることを力説した。

今回の大會に於ける主要議事には、労働組合の共済事業があつた。従來、同盟では、争議手当の支給などは、『防衛的』争議に従事する加盟組合のみ財政的援助を與へることになつてゐたのであるが、大會に提出された動議には、『攻勢的』争議をも含む凡ゆる争議に對して本部の援助を與ふべきことが、要求

されて居つた。之は、その結果として執行委員會の權限擴張の必要も起つて來るのであつたが、討議の結果之等の要求は、凡て否決となつた。

スウェーデンに於ても、産業別組合主義の問題は、多年の懸案となつて居り、一九二六年大會では、加盟組合をば、産業別に改組すべきことに決したのであつたが、未だその實施の途につかず、現に建築工組合の合同統一の如き、交渉數箇年に亘つてしかも遂に成功せざる状態である。今回の大會では、建築工組合に對して合同交渉の再開を勧告すると同時に、將來、國際協約締結の際には、同種業務に屬する諸組合は相互に考慮し合つて、遺憾なく又一般に密接なる關係を保つて活動すべき旨決議した。

同盟では、かねて政府の干渉を嫌ひ、種々なる問題に關して、雇主側との直接交渉によつて解決を得んとして努力して居つたが、加盟組合中の共産主義一派は、大會に於て、この直接交渉打切の動議を提出したが、之も大會の否決するところとなつた。

労働時間に關して、大會は、去る七月のアムステルダム・インターナショナルのロンドン大會に於ける一週四十時間制實施の決議を支持し、且労働時間短縮問題の解決に當つては、宜しく各産業の特殊事情及びデュネーヴ國際労働會議の決定を考慮すべき旨決議した。

失業に關しては、大會は、全國失業委員會（政府の救済事業經營機關にして、それによる賃銀は一般賃率より低額なるもの）の廢止及び失業救済事業に於ける賃銀を労働組合協定率又は一般賃率と同額になし、又家内工業労働者にも、失業保險を適用することを考慮すべきことを要求せる決議を可決した。

大會中、同盟が舊サンデカリスト派労働組合（組合員約二萬五千人を有す）と合同交渉を再開すべきことを要求せる提案もあつたが、之は否決となり、國際労働組合運動の戦線統一に關しては、凡てアムステルダムのロンドン大會の決定を遵奉することとなり、又スウェーデンの國家社會主義派の労働者は、労働組合へ加入を許さざることに決した。

休日に関する決議には、労働組合側でかねて要求せる有給賜暇制度をば、立法化すべく、全力をあげて努力すべきこと、及びメーデーを公休日とすべきことが要求されて居つた。

大會は、尙ほ、同盟と友誼關係にある諸團體に財政的援助を與ふべき件をも決議したが、その結果、社會民主黨の選挙費用として四十萬クローネを提供し、且選挙の際、同盟としては社民派を支持することとなつた。社民民主黨の機關新聞に對して財政的援助をせよとの提案も數通上程されたが、之に關して執行委員會は、黨及び機關紙當局と交渉し、以て各方面の満足する如き解決を求むることとなつた。

大會は、右の外、フランス・排撃及びエストニア政府の労働

組合迫害に抗議せる決議可決後、役員改選に入つた。今年度役員改選で問題となつたのは、最近同盟會長となつたフォルスランド氏が、その後入閣したり、又従來永年會計主任たりしヨハン・オラヴ・ヨハン氏が、ストックホルム市會の高級地位に就いた結果生ぜざる補缺選挙と、新たに設けられた副會長の選出とであつたが、投票の結果、製材工組合長アウグスト・リンドベルグ氏は會長に、金屬工組合長グンナル・アンデルソン氏は副會長に、而してアクセル・スタンド氏は會計主任に當選した。

ノールウェー

ノールウェーの労働黨が、一九三五年三月、少數黨たるにもかかはらず、農民黨の支持を得て、内閣組織以來、内外の治績見せるべきものあり、殊に國內不況克服には顯著の成績をあげたのは、他のスカンデナヴィア諸國と等しく、北歐に於ける社會民主主義全盛期を想望せしむる有力要因を提供して居る。労働組合運動の方面でも、ノールウェーの中央機關たる労働組合同盟が、近年著しく加盟組合員数を増加し、一九三六年には、多年の宿案を解決して、再びアムステルダム・インターナショナル（I.F.T.U.）に加盟し、三六年度の同インターナショナル大會に於て、有力なる發言をなせるは、興味深く眺めらるゝ現象であつた。

労働党内閣の政綱の眼目は、不況克服乃至社会政策的諸施設にあつたが、それが爲、政府は、一九三六年初頭八千八百四十萬クロネに達する豫算を國會に提出して、同二月農民黨一部の保守派側の削減要求ありしにもかゝはらず、國會の協賛するところとなり、こゝにノールウェイ國會史上最高の巨額社会施設豫算成立を見るに至り、同じく七月には、その社会政策立法の第一着手として養老年金法は制定せられ、續いて國民健康保險法、國民失業保險法も提案せられ、一方婦人任官上の平等を目的とする法律も通過して、婦人の行政官廳に於ける地位は、男子と平等となり、又學制改革案も通過となつて、殊に農村地方の學校は有利の地位を獲得するに至り、新工場法も制定されて労働者保護施設も改善充實せらるゝに至つた。其の他失業者の減少、對外貿易の恢復等、政府の施設は、着々成功を博せし結果、労働黨政府の地位は、愈々堅實となつた。

労働黨では、一九三六年五月オスロ市にて開催せるその大會に於て、一九三五年以來黨支部及び黨員の増加を報告したが、それによれば、ノールウェイ全國七百四十七都市中労働黨支部設置あるもの六百九十四都市に達し、一九三六年初頭黨員合計十二萬二千七十七人を算し、黨青年同盟は百二十七支部二萬九千九人の加盟員を有して居つた。而して右の大會は、總選舉前に舉行されたので、ここでは選舉對策に關する論議もあつたが、殊に總選舉戦に於ける共產黨との提携問題に關しては、「適當と認めら

る、選舉區に於て」は、共產黨と共同の候補者を擁立すべしとの案も提出され、之は僅かに十三票の賛成投票を得しのみにて否決となり、共產黨との合同案は、僅かに六票の賛成投票があつたのみである。

ノールウェイ労働黨は依然社会主義インターナショナル(L.S.I.)には加盟してゐないが、他の北歐諸國の社会民主諸團體とは、密接なる關係を維持してゐるのは、言ふまでもない。

黨 名	1933年		1936年	
	得 票	議席	得 票	議席
労働黨	500,526	69	617,456	71
保守黨	22,773	0	4,376	0
自由黨	272,690	30	301,334	36
農民黨	220,011	24	236,030	23
基督教社會黨	173,634	23	157,132	18
其他	27,852	0	26,406	0
	10,272	1	19,454	2
	18,786	1	44,797	0

國會議選舉は十月二十日に舉行されたが、労働黨は、定員百五十名の下院に於て、絶對多數を制するには五名を缺くのみの大捷を博し、共產黨は、唯一區のみに立候補したが、之は落選

る。會て華やかなる活躍をしたる自由黨が、無産政黨の進出と對照して、漸次頹勢に傾いてゐるのは、歐洲各國を通じて共通に見られる現象であつて、殊にスカンデナヴィアに於ては、農民黨の特殊の地位と共に注目される。

労働組合

ノールウェイ労働組合運動の中央機關たる労働組合評議會は、從來永くいづれのインターナショナルにも加盟してゐなかつたが、それと同時にノールウェイ労働組合の國際労働運動統一の爲に眞摯の努力をせるは、各國周知の事實で、殊に一九二四—二八年當時のイギリス労働組合の統一運動失敗後、ノールウェイは、フィンランドと協力して、モスコイ及び阿姆斯特ダム兩インターナショナルの接近協商に乗出し、一九三四年のノールウェイ労働組合第十四回大會の決議に基き、總同盟主事は、赤色インターナショナルに對して、果して阿姆斯特ダムとの合同の意志あるやを確むるところあり、屢次の交渉を重ねたるが要領を得ず、遂にノールウェイ側では、全國の加盟組合員の表決によつて、國際加盟問題を決定することとなつた。その結果ノールウェイ労働組合總同盟は、阿姆斯特ダム・インターナショナルへ再加盟することに決したのである。

總同盟加盟組合員数は、一九三六年初頭合計二十二萬四千三百四十人にして、之は三五年に比し、五萬一千八百八十人(三割)

の増加を示して居り、同年前半期中引續き増加の結果、六月下旬には二十三萬七千六百六十人となつて居る。その外、總同盟加盟の失業者團體に屬するもの一萬一千六百六十六人あり、總計二十四萬八千七百七十人の加盟員が居る譯である。而してかねて總同盟では、加盟組合の整理を行ひ、産業別組織にせんと努力しつつあるが、その成績は捗々しくなく、鐵道事務員組合が、鐵道從業員組合と合同したのや、理髮師組合が都市労働者組合と合併した位であり、建築工組合の如き、合同問題が原因となつて煉瓦工組合と電氣工組合が總同盟から脱退したことさへあつた。尤も煉瓦工組合では、その後、總同盟に再加盟することとなり、やがて建築工組合とも合同することとなつて居るといふ。

デンマーク

デンマークの社会民主黨内閣は、一九三七年には在職既に十箇年、その間治績著しきものあり、一九三五年及び三六年に舉行された國會改選の結果、社会民主黨は上下兩院とも目覺ましき進出を遂げ、急進農民黨との聯立内閣の基礎愈々鞏固となつた。

社会民主黨の一九三五年度報告によれば、同年度に於ても引續き黨の發展は著しく、支部數及び黨員も漸増して、支部合計千二百三十二箇所、黨員合計十九萬四千四百四十二人、内婦人六

萬八千八百八十五人に達し、一九三五年十月の總選舉に於ては、全國投票数の四六パーセントを獲得し、その總得票数は、一九二八年就任以來五十九萬五千九百七十一票より七十五萬九千九百二票に増加し、それ等の投票者の分布を見ると、三八・一パーセントは首都及びその隣接都市にあり、三七・七パーセントは地方都市、及びその郊外及び鐵道驛所在地にあり、二四・四パーセントは純然たる農村居住者であつた。又青年部の組織も擴大して、加盟者合計二萬三千七百七十五名より二萬四千七百名に増加したと云はれる。

デンマルク社會民主黨内閣が、下院に於て絶對多數を制せるにもかゝはらず、上院に於ける社民黨の劣勢の爲め、常にその政策の妨害せらるゝことは、既に周知のことで、一九三五年上院に於ける保守黨及び農民自由黨の政府反對態度は遂に政府の積極的方針遂行不可能となり、こゝに政府は先づ下院を解散して十月二日總選舉を舉行することとなつた。

總選舉の結果は、社會民主黨の地位を著しく強化するものあり、得票數に於ては、前回に比して十萬票を増加し、議席亦六を増加するに至り、政府與黨たる急進農民黨も亦その十四議席を保留し得た結果、在野各派合計六十六名に對して政府與黨合計八十二名となり、こゝに愈々政府は下院の絶對多數を占むることとなつた。

一九三五年總選舉後、十一月四日内閣改造行はれ、社民黨前

二名、工業二名、労働組合一名、手工業一名、漁業一名の代表より成る農業會議を任命した爲、保守黨側では、反對を撤回した。

其他農村債務整理、ペーコン會議による内地向家庭用廉價販賣、私生兒平等權確立(新法相スタインケ氏提案)、初等教育根本的改正案(新文相ゲルグ・エルゲンセン氏提案)等各方面に於ける政策著々實行の途につくを得た。

一九三六年九月十五日舉行された上院半数交代選舉は、近年に於ける最も重大選舉として、デンマルク全國に亘つて熾烈なる選舉戦が展開された。改選前の上院には、政府與黨としては、社民黨二十七名と急進黨七名の三十四名に對して、反對派は、ヴェンストレ派二十八名と保守黨十三名の四十一名、他にフアロエ島の上院議員一名があつた。上院議員は、任期八年で、四年毎に半数が満期となつて改選されるのであるが、憲法規定によれば、改選前、上院に於て四分一即ち十九名の議員を選出することになつて居り、之は八月十四日選舉執行の結果、社會民主黨上院議員は一名増加したので、尙ほ三名の増加に成功すれば、政府は、上院の絶對多數を獲得するのであつた。且社民黨としては、かねて上院廢止の意嚮を有して居り、唯憲法上の手續の問題で實現されなかつたので、今回の上院改選には、首相以下總動員で選舉準備にかゝつたのである。之に對して反對諸黨では、有権者年齢三十五歳以上の制限を利用し、或ひは共產黨乃

主事アルシング・アンデルセン氏は、從來首相の兼攝せし國防大臣に任命せられ、其他五名の閣員の更迭あり、閣員は、社民黨六名、急進農民黨三名にて組織されることとなつた。國防大臣の更迭は、デンマルク國防上新方針樹立の爲と云はれた。斯くて社民・急進聯立内閣は、就任當初の人々凡て勇退して、面目一變し、その第二期に入つたものと云へる。

内閣改造後、政府がとつた重要政策の二、三を擧ぐれば、折柄起つて居つたエチオピア戰爭に關聯せる國際聯盟の制裁規定に就いて、社民黨政府でも、制裁制度を承認して、之に必要な措置を講ずることに決したが、之に對して保守黨及び農民自由黨側の反對があり、殊に聯盟の制裁適用上必要な一般的權限を政府に賦與すべき案には、強烈な異議を唱へたが、上院に於て漸く之等の點に關する協定成立して、政府原案は十一月十七日可決となり、翌日より施行された。當時下院に於て保守黨々首クリスチャン・メルル氏は、社會民主黨青年團に關して糾弾的意見を述べ、一大センセーションを惹起し、之に對して社民黨代議士團議長ハルトウイグ・フリッヂ氏が、保守黨側陰謀の曝露演説を行つて、完膚なき批評を加へたことがあつた。次に、爲替管理問題に就いては、農民自由黨は、依然として管理制度反對の態度を固持して居つたが、政府は、從來の協議機關を徹廢して、首相、外相ムンチ博士、商相ヨハンセン・キエルベル氏、農相ボルディング氏等にて組織せる經濟會議と、政府二名、商業

至「人民戦線」派の赤化テロ陰謀を誣ひ、又はインターナショナルによるスペイン救済資金募集をさへも「モスコの魔手」として、社民側を不利に陥らしめんとした。共產黨では、勿論、再三社民黨に向つて提携を申込んだのであつたが、之に對して社民黨では、今回上院選舉の行はれる地方に於て、共產黨候補者は、三五年下院選舉の際僅かに八千票を得たるにすぎず、且獨裁主義を標榜せる共產黨とは主義に於て相容れざる上、之と協同することは、徒らに保守黨側の乗するところとなる爲、斷然提携を拒絶し、共產黨側でも一人も立候補しなかつた。

而して一方在野黨中最大なる自由農民黨(ヴェンストレ派)では、三五年の總選舉には、得票數三分二に減少せるに加へて、その黨首クラグ博士は辭意を洩せるに適當の後繼者なく、曾て民主主義擁護の爲、公敵として對峙せし保守黨と同盟するにあらざれば、上院にその地位を維持し得ざる状態であつた。

斯くて、改選四區の投票の結果上院議員選舉委員數は、左の如くになつた。その結果上院の構成は、政府與黨としては、社民黨三十一名、急進農民黨七名、フアロエ島代表一名、合計三十九名に對して、在野反對派は、保守黨十五名と農民自由黨二十二名で、合計三十七名となり、こゝに政府は、上院に於ても二名の多數を獲得することを得たのであつた。

社會民主黨では、かねて上院廢止の意見を有して居つたが、憲法上の手續困難なる爲、未だその實現には至つてゐない。

名	得票率		詮衡員數	
	1928年	1936年	1928年	1936年
民主黨	34.9	39.7	612	767
進守自由派	11.3	9.9	184	177
民進守自由派	16.2	20.5	207	330
社會民主黨	35.1	23.0	642	457
社會民主黨	0.2	0.4	2	3

多数を占め居る首都コペンハーゲン市會に於ては、二議席を増加し、之に反してドイツ系ナチス派が、スレウイク市に於ても敗退せるは、注目された。

労働組合

デンマルクの産業界は、社會民主黨政権成立以來頗る好況にして、一九三六年初頭には生産指數一二五（一九三一年を一〇〇とす）に上り、労働者就職率は一九三四年には一八パーセントの増加あり、一九三五年尙ほ七パーセントの増加をなし、工業品輸出の増加は一九三五年のみでも二〇パーセント方の上昇を

尙上院の改選に於ても、極右派たる國民社會黨は一議席をも獲得し得ず、共產黨亦立候補せざりしは、民主主義全盛期の北歐に於ける特徴であつた。

デンマルクの政界に於ける社會民主黨の鞏固なる地位は一九三七年に入つても引續き擴大化され、その上半期各地に行はれたる市會選舉に於ても著しき進出あり、既に絶對

見る有様で、之に反して労働賃銀は、世界的不況以來漸減し、一九三一年最後の賃率値下あつて以來、變化なく（一九三二年には團體協約はそのまゝ一箇年繼續となり、一九三三年には雇主側の賃銀二割値下要求に對して、政府は、立法を以て、協定の据置及び罷業禁止を命じ、一九三四年にも協定は變更せず）、一九三五年に至つて、始めて労働組合では、賃銀値上を要求の結果、四十七種の職業に於ける低賃労働者の賃銀一時相當五エレ其の他の好條件を獲得したのであつた。一九三六年労働組合側では、一般産業の好況と一九三一年以來通貨下落による生計費の昂騰を理由として、賃銀値上要求の結果、全國十萬の労働者はロクアウトとなり、之に對して二月二十六日労働組合側でも總罷業に入つて、全國の産業停頓五週間に及び、政府の調停官の出勤となつたが、雇主側の調停条件不服の爲、政府は、遂に法律を以て調停官の判決實施を強制せしめると共に、裁判所によつて最後の解決をなすこととなり、一九二五年以來最初の大家争議は終結したのであつた。

この争議は、五月二十五日よりコペンハーゲンにて開催せるデンマルク労働組合總同盟中央委員會の席上にも上程され、會長代理クリスチアン・エンセン氏は、労働組合としては、政府の措置に同意はしたが、しかし争議は終結したとは思はないと云ひ、労働組合としては、争議に際して一般公衆の利益と産業の實狀を充分考慮すべきも、あくまでその闘争力を失つてはな

らず、強制調停裁判を受諾したのは、例外的の場合であつたからで、それにしても、賃銀其の他労働條件の改善に成功したのは、組合と社會民主黨の協力の結果である旨報告した。

尙ほ右の中央委員會の席上、デンマルクの労働組合の發展に關する報告もあつたが、總同盟組合員數は、一九三五年度中二萬三千四百二十九人の増加あり、合計三十八萬一千三百四十一人になつたと云はれる。

フィンランド

一九三六年は、フィンランドの労働運動にとつては、最も重大なる年度であつた。一九三三年の總選舉に於て、社會民主黨が下院第一黨の地位を確保して以來、曾て同國反動勢力を結成せる所謂ラブラ派の『愛國民衆運動』の活動も、一時鎮靜の状態となり、社民黨は勿論、それと提携せる労働組合も、等しくその加盟員の増加著しく、一方共產主義運動は、一九三〇年以來禁止せられて、共產黨は活動の餘地なく、反動的愛國運動は下火となり、曾て外國を畏怖せしめしテロ行動は終熄したが、労働運動に對する政府の取締は依然峻嚴を極めて、市民の自由は制限せられ、大資本の經濟的テロリズムは續行せられる有様であつたので、一九三六年の國會總選舉は、はしなくも多年睡伏せる社會民主的勢力擡頭の機會となつた。

總選舉

フィンランド社會民主黨では、一九三六年總選舉前五月二十五日より二十八日まで四日間、ヘルシンキ市に於て、その第十七回大會を舉行し、經濟政綱案、輸出向産業の國有案、黨規改正労働婦人の組織化、社會主義出版物獎勵等を重要議題とし、特に總選舉準備を中心として討議研究するところがあつた。尙今回の大會には、右の外、全國委員會の提案として、黨の活動を妨害する如き行爲ある黨員に對する處置、青年同盟及び婦人同盟と協力して講習會及び慰安所の設置をすべきこと等の問題も上程された。而して大會に於て採擇となつた決議中最も重要なものは、黨の經濟政策を宣明せる綱領であつた。

該經濟綱領は、失業克服を大眼目として、從來政府の行ひたる公共事業及びその従業者賃銀率の削減を批判し、大々的の公共事業振興を主張し、その資金をば、所得税の増加と内債に求めてゐるものである。失業救済公共事業としては、住宅、病院、學校、道路、橋梁、運河港灣、河川浚渫、鐵道擴張、飛行場、鐵道電化等が列擧されて居り、子女多き家族の住宅改善に對して、一定計畫の下に援助を與ふべきこと、農村の失業緩和の爲の山林業振作、礦物資源の調査開發、新興産業に對する國家統制の適用等が力説されて居る。

次に、國家は、多數大企業の雇主として、又決定的要因とし

てのその勢力を利用し、且失業救済事業に於ける有害なる従業
条件改善等によりて、賃銀水準を向上すべきであると云ひ、山
林業貸銀統制機關の改善、労働組合運動の促進及びそれに對す
る制限撤廢、國有企業は労働者を虐使する雇主團體に加入させ
ること等を要求し、間接税に關稅及びマツチ税の減額乃至撤廢
直接税の改正、相続税値上及び贅澤品税の賦課などを主張し、

『社會民主黨は、現存金融諸機關とは獨立にて、各種階層を代表せ
る公平なる構成員より成る調査機關を設け、以てクレデットの分配
金融市場及び利率の監督に任ずべき必要を認む』

と云ひ、進んで、木材及び製紙工業の社會化、對外貿易を目的
として工業の集中化、産業民主化、穀物税及び輸出追加税制度
より農業の解放、乳産及び肉類供給を有利ならしむる爲の農業
組織改善に對する國家の補助、小農に對する直接國家援助、農
業金融の中央機關設立、土地分配政策強化、漁業に對する財政
的援助等が要求されて居つた。

經濟政策以外に於て、今回の總選舉で重要問題となつたのは
國防の件で、之に關してフィンランドでは、最近各國に於ける軍
備充實の傾向に省みて、政府は十五億マルクの老犬豫算を提出
して軍備擴大を計畫し、之に對してドイツのナチスと聯絡ある
國內の反動分子は滿腔の支持を與ふる態度を示して居つたが、
社會民主黨では、あくまで軍備擴張反對を高唱し、フィンランド
に於ける軍備の強化が惹起すべき國際的危機を指摘して、一般

民衆を指導するところがあつた。

黨 派	得 票		議 席	
	1933年	1936年	1933年	1936年
社 會 民 主 黨	413,551	452,191	78	83
農 民 黨	249,758	262,928	53	53
瑞 典 黨	115,433	131,251	21	21
統 一 黨(保守派)	187,527	121,296	18	20
愛 國 黨	—	97,504	14	14
進 歩 黨	82,124	13,864	11	7
小 農 派	37,544	22,579	3	1
フィンランド黨	9,390	7,417	2	1
其 他	12,491	2,454	0	0
合 計	1,107,823	1,171,484	200	200
有 権 者	1,789,331	1,915,954		

は農村が主にして、都市ではタンベレとコトカ以外には勢力な
かりしものが、ヴィボルグ、ラーチ、ケミ及びヤコプスタドの
四大都市を初め多數の地方工業都市に進出して、未曾有の好成
績を収むるを得た。

斯くて社會民主黨は、同年九月國會の召集せらるゝや、院内
第一黨として、政府提出の多數反動的立法の通過を不可能なら
しめ、加へて、折柄政府の密偵が、平和主義乃至反ファシズム運動
をば『ボルシェヴィキ』の陰謀なりとの報告を提出せる事件に關

斯くて

七月一日

及び二日

舉行され

た總選舉

の結果、

社民黨は

全國投票

數の約四

十パーセ

ントを獲

得し、從

來の地盤

聯して、内閣總辭職をなすに至り、社會民主黨では、北歐諸國
の例に倣ひ、農民黨と提携して、内閣組織の準備をしたが、大
統領は、却つて舊保守派農民黨に屬するカリオ氏をして少數黨
内閣を組織せしめるに至り、こゝに形勢は再び一轉して、社會
民主黨としては、一九三七年の大統領改選を待つこととなつた。
一九三七年の大統領選舉に於ては、保守黨側では、大統領ス
ウィンフツド氏の再任を計畫し、多額の選舉基金を醸出して一
大運動を起したが、之に對して自由主義派では、ラブラ運動反
對の大學教授スタールベルグ博士を擁立し、農民黨では、首相
カリオ氏を立候補せしめ、社會民主黨亦黨首ヴェイネ・タンネル
氏の立候補を公認した。大統領選舉は、二重投票制なる爲、一
九三七年一月先づ『選舉人』の選出あり、次いで二月選舉人に
よる投票が行はれたが、社會民主黨では、第一回選舉の成績に
省みて、決選には、農民黨及び進歩黨と合流して、カリオ氏に
投票せる結果、こゝに氏の當選により、當然内閣更迭の必要起
り、社民、農民及び進歩の三黨聯立の新内閣は、進歩黨のカヤ
ンデル教授を首相として組織されることとなり、閣員として進
歩黨代表二名、社民及び農民兩黨各五名づつ入閣して、フィンラ
ンドも北歐民主主義政權の一員となるに至つた。

労働組合

アムステルダム系の労働組合總同盟は、一九三六年初頭加盟

組合員合計約四萬人あり、加盟組合數は十七團體六百三十五支
部であつたが、其の後組合員は増加の傾向にあり、一九二六年
後半期には、約五萬に達したと報告されて居る。
フィンランドの労働組合運動は、政府の反動的政權と雇主側の
彈壓に對抗して、労働組合の公認や、團體交渉權の確立を目標
として、他のスカンデナヴィア諸國の労働組合と同等の地位を建
設せん爲、活動して居るが、國內の労働條件の水準は尙ほ低く、
最近産業界好況なるにもかゝはらず、賃銀値上の行はれたのは
多少とも組織化された労働者のみであつて、總同盟では、社會
民主黨と協力して、低廉賃銀工の爲、賃銀協定機關と設置すべ
き立法を制定せしめるに至つた。

バルト諸國

バルト海沿岸の舊ロシア領に屬するエストニア、ラトヴィア
及びリツニアに於ては、依然として獨裁的政權の下に労働運
動は禁止せられ、ドイツより最も遠きエストニアに於ては、比
較的この民主主義取締は緩和されて居り、現に一九三六年二月
憲法改正國民投票あり、その結果同年十二月には國會總選舉行
はれて、議會制度復活するやに期待されたのであつたが、政府
の選舉運動に對する取締嚴重の結果、無産諸派は勿論、民主主
義的諸政黨は、凡て總選舉をボイコットして、棄權するに至り、

却つて反政府極右派の進出を見るが如き状況であつた。

されば、ラトヴィア及びリトニアの如き、ドイツに近接して直接ナチス勢力の影響を感ずること甚大なる國々には、國家保身上からも獨裁政權の重壓を緩和せず、一九三六年に於ても労働運動と特記すべき事象は見るを得なかつた。

エストニアでは、ベツ大統領は、内容はとにかく、名義だけでは民主主義を標榜して居り、現に同國反動團體といはれる『戦線同盟』の彈壓に努めて居るので、労働組合は、少くとも禁止せられず、組合員数の如きも、一九三五年末合計七千二百人なりしが、一九三六年九月には一萬五千人に増加し、争議も頻發して、その結果賃銀値上に成功した例も少くない。然し一九三六年秋の油田労働者の罷業の如き、罷業繼續三十四日間に至り、遂に内務大臣の罷業禁止命令となり、罷業資金の没収となつた如き例もあつた。又九月十八日には、突然労働組合總同盟本部員が檢束され、共産黨と提携して不穩の企てありしとの理由で收監され、政府では、別に五名の本部員を任命し、文部省の一官吏を總同盟會長に指名して、多額の資金を提供し、十月八日全國労働組合大會を召集したこともあつた。

この大會には、總同盟加盟組合中二十組合の代表も出席した。政府側では、内務次官エーンプウ氏及び社會省大臣カスク氏も列席して、政府は労働組合を解散せんとするものにあらずして唯監督をするのみで、組合員は須く従來のイデオロギーを改め

て、個人の利益よりは公共の利益を重んじ、罷業權も制限し、國際加盟も脱退すべきであり、組合役員の選舉も政府の監督の下に行ひ、政府の意に満たざる役員は、之を廢して新たに任命すべき權利を保留する旨言明した。之に對して出席の代表多數は前執行委員會に信任の投票をなし、又國際加盟については、雇主團體の例を引いて、反駁するところがあつた。

(水上鐵次郎)

オランダ及ベルギー

オランダ

由來オランダ労働運動は、農業本位のカトリック教の小國の特徵として、その歴史の永きにかゝらず、結束統一未だ充分ならず、労働組合運動は、アムステルダム系統と、キリスト教労働組合系統と、舊サンチカリスト一派とに三分し、無産政黨は由緒古き社會民主黨が先年分裂して、シュミッド氏及び、エド・ファンメン氏等一派の極左派は『獨立社會黨』を組織して、社民本黨と對抗する有様で、しかも國內一般の情勢は、農産物の下落や通商障得による多年の不況に加ふるに、歴代内閣の緊縮政策の結果たる失業の激増は、さらでだに民衆生活の不安の著しきものあるに、内外に於ける反動的國民主義の擡頭は、労働運動者をして、異常の緊張と努力とを以て、民主主義的勢力の結束に活躍せしめつゝあり、社會民主黨及び労働組合總同盟(N・V・V)では、かねて協力して、新綱領の作製に努めてゐたが、一九三四年その原案を起草に着手し、ベルギーに倣つて『労働計畫』として宣傳廣布されることゝなつた。

新綱領作製特別大會

社會民主主義系統に屬するオランダ労働運動の代表團體たるオランダ社會民主黨では、一九三四年の黨大會に於て、オランダ労働組合總同盟(N・V・V)と協力して、新行動綱領を作製すべきことを決定し、其の後兩者の聯合起草委員會の任命あり黨代表としては、黨首アルベルダ、フォルリク、マッテイッセン及びドレースの四氏、組合側代表としてはファン・ブランベークケルズ、ブラウテ、ガム及びファン・モイルスの四名各委員となつた。該委員會は、前記黨大會後創設せられし黨の調査部と協力すべきことゝなり、ウッス氏部長に就任すると共に、専門委員としてファン・デン・ベルグ博士、ファン・ゲルデレン教授、ティンベルゲル教授、ファン・デル・ウエルデン博士、イーゼルマン氏の五名を任用して、調査部に屬せしめ、斯くて極めて組織的の方法にて原案の起草に着手後約一箇年にして成案を得るに至り、之が討議のため、一九三五年十月二十四日より二十六日の三日間に亘つて、ウトレヒト市に於て特別大會を開催した。

原案作製に當つて、黨以外の博識練達の人士の協力を得たの

は云ふまでもなかつたが、殊に原案起草上有力なる援助となりしは、黨及び組合にて近年作製した諸種の報告書類であつたと云はれ、それには、例へばウ・バウト博士を委員長とせる國有問題に關する黨の調査委員會が、一九二〇年及び一九三三年に發表せし報告や、一九二三年黨及び労働組合の聯合委員會にて發表せる『工場組織化及び労働者經營參加權』の報告、一九三一年黨委員會の發表せる『新（經濟）機構』に關する報告、或は一九三五年黨委員會起草の『社會民主主義制下の政治機構』乃至は同年労働組合總同盟の發表せる經營協議會制度に關する調査報告等があつた。是等の資料を基礎として作製せられし今回の新綱領は、（一）全國經濟生活の更生と失業絶滅、（二）景氣變動の平均化、（三）生産統制及び厚生上の適應、及び（四）一般生活標準の永久的向上を眼目としたもので、従つて今回の案には、現下の經濟危機の對策と恒久的の經濟生活調整政策とを含むものである。

而して刻下の不況對策としては、土木建築の如き有用公共事業の振興、工業及び運輸業の設備充實改善、商船の改廢新造等による大規模の投産事業と、労働時間短縮、學齡引上及び退隱年齡引下による失業者の減少とを行はんとし、就業機會の永久的増加の爲め、工業化の強化擴大を主張し、それが方策研究の爲め、中央産業銀行の設置とその支援の下に中央經濟技術調査機關の任命を主張し、それ等の機關は、各地に支部を設置すべ

きことになつて居る。

次に貿易問題に關しては、今回の案には、外國との交易の組織化統一化を主眼とし、それがため通商條約の締結を必要とし又物資の國際的動向上最大の能率と節約とを力説してゐる。景氣變動の平均化に關しては、不況と好況の周期的去來を緩和する爲め、クレジット提供の統制、適正なる金融及び税制の確立、好況期に於ける公共事業遂行の延期が提案してあり、又企業の擴大をば制限すべきことをも要求してある。尙ほ産業合理化に關しては、謬れる合理化は避くべきなりと云ひ、合理化の結果犠牲となるべき労働者に補償する爲、雇主の讓出金を以て失業補償基金を設置すべきことが主張されてゐる。

第三項の生産統制に就いては、或る種の生産部門の組織統一化と、全國經濟會議の指揮下に於て各部門間の協力とを要求し各部門の經營上に、社會全體の利益を考慮すべきことが主張され、又獨占的性質の私有企業の國有化を提案してある。而して進んで、農業、運輸業、建築業及び紡績業の四部門に對しては詳細に亘つて規制の方法が述べられて居り、例へば農業に於ける耕作の統制及び自作農の保護とか、運輸交通の統一組織化とか、建築業の經濟的安定及び組織的住宅提供の方法とか、紡績業をば國內市場を目的とせる産業の一部となすとかの種々なる實際政策が詳述されてゐる。

右の外、今回の新綱領案には、中産階級にも觸るゝところあ

り、分配の組織化や中小工業者の救済に關する方策も略述されて居り、又東印度植民地に於ける不況對策の一節も具備して居り、とにかくその内容は多方面に亘りて、豊富なる文献と科學的論述とを特色とする尨大なる一大報告書を成して居るものである。

十月下旬ウトレヒトに開催されし特別大會は、黨及び労働組合代表約千五百餘名の外、國際労働組合總同盟（I.F.T.U.）及び社會主義労働インターナショナル（L.S.I.）の代表も出席し、驛より會場までの道路には美々しき宣傳塔さへ設置せられ、祝賀の鐘は故詩人デルク・トレルストラの社會主義歌を全市に響かせ、盛大なる示威大會であつた。

大會の議事は、第一日の決議委員會を以て開始せられ、かねて所屬團體に廻付して、修正意見の提出を求めてあつた原案は、各項毎に別々の委員會に於て討議修正の上、全體は大會本會議に上程せられることになり、第二日には、本會議は労働組合總同盟會長クベルス氏議長として開會された。

クベルス氏は、開會の辭に於て、今回上程さるゝ行動綱領の最高目的は、オランダ國民大衆に對して、安定せる生活を與ふるにあり、即ち生計の途を得つゝある人々には生存の安全を與へ、全國四十萬人の失業者には新しき生存の途を保障するにありと述べ、本案實施の結果は、二十萬の失業者は、三箇年以内に再び就職と生計を得べく、之は徒らにデフレーション政策の

誹謗を目的とするものにあらずして、寧ろ經濟生活を秩序化し以て先づ刻下の混沌状態より離脱し、次には將來の無秩序を防禦するにあると力説した。

次に兩インターナショナル代表ファン・ロースブルック及びシュトルツ兩氏の挨拶あり、終つて調査部長ヴェス氏新綱領の説明を開始した。氏は、先づオランダに於ける失業の現状につき説くところあり、三五年中他の國々では失業者減少せるに反して、オランダでは、四萬即ち一割の増加あり、之をベルギーに比較するに、オランダの失業者数は二倍に當り、デンマルク及びスウェーデンの四倍の多數に達し、全國人口八百萬中四十萬は失業せる旨を述べ、進んで今や政策の根本的變革の必要あり、それには自覺ある系統ある政策ならざるべからずと云ひ、今回の新綱領が全國人口を形成する各集團間の相互關係の規制上に經濟的基礎を發見せんことに努むるところあり、大體に於て國內の方策なれど、海外の事情をも考慮したれば、國際的に經濟生活を組織化する上にも有効であり、又自由貿易とか、保護主義とか云ふことは、制度としては之を考へず、専ら交易計畫化の原則に立脚せるものであると云ひ、尙本案には、東印度諸島をも考慮せる旨指摘するところがあつた。

次にヴェー・ドレイス氏は、『危機對策と工業化』につき報告するところあり、オランダ政府のデフレーション主義が、對外貿易の不況を克服せず、國內市場を攪亂し、且失業増加を結果せる

旨指摘し、失業対策として、事業振興と購買力増進及び死蔵せる資本の動員の必要を説き、授産事業としては、商船新造率を増加して、毎年十萬トンを製作すべく、又老朽工業設備改善等を擧げ、或ひは地方の公共事業費の激減を非として、全國三萬の兒童の爲、學齡を引上げる一方、労働時間の短縮により三萬七千の失業者を現賃率にて就職せしめ得ることを説き、次いで工業發展の結果、現在の輸入を不必要ならしめ、同時に新需要を喚起するため、産業銀行創設の要ありと云ひ、本計畫實施のため經費六億ギルダーを要すれど、本案實行の結果政府豫算は四千四百萬ギルダーの節約となり得るを以て、差引三箇年間に四億七千萬ギルダー即ち大戰當時の動員費用の半額を以て足るべきことを説明した。

次にファン・デン・ウェルデン博士は、景氣均整と合理化に關する報告を上程して、失業の原因を解剖し、(一)生産各部門間の適應の缺如と、(二)生産機械發達の不均等と、(三)合理化の過速度乃至過遅延と、及び(四)國際通商上の障礙とにありとし、失業対策としては、計畫化と擴張及び合理化の統制と正しき通商政策あるのみと主張し、現下不況の効果を緩和する爲、生産分配の機關の擴大を統制する要ありと云ひ、クレヂットの統制と資本流用の指揮の目的を以て、發券銀行の社會化を行ひ、以て私有銀行全部の監督を實現し、一方經濟的周期調査機關と、經濟會議を設置して計畫化の實行を期し、經濟會議には監督部を

も設けて、産業擴大及び合理化の進行を統制せしむべき旨説明した。

農業に關する報告は、スライス氏によつて提出されたが、氏はオランダに於ける農業生産過剩のため多大の浪費をせることより説きて、農民が購買力の増加を叫びつゝある現狀に觸れ、農業に於ける生産の計畫化の必要を説き、市場調査局を設置して、内外市場の狀況を調査し、以て生産を調整せしめ、一方政府は販賣機關を設けて、販路ある農産を購入して、消費者に供給し、農業補助金制度の根本的改正を行ひて、中間搾取を廢止せしめる外、土地賃貸法、擔保法等の立法を始め、全國四十萬の農業労働保護法を制定すべきであると主張した。

運輸業及び物資分配に關する報告は、ファン・ブラムベーク氏が提出したが、之は運輸機關の統一及び分配組織の統制を要求せるもので、氏に續いてケベルス氏は、建築業及び紡績業に關する報告を上程した。それ等の報告には、或はオランダに於ける住宅建築の緩慢と不動産投機のはるゝことが指摘され、地方官廳の建築政策確立が説かれ、或ひは紡績業に於ける失業者激増の原因として、國內の購買力減退と海外市場の亡失と合理化の強度とを擧げてあつた。最後にアルベルグ氏は、今回の新綱領の政治的意義につき報告するところがあり、之が單なるベルギーの『労働計畫』の模倣にあらずして、各國を通じて等しく痛感せらるゝ要求の表現なりと云ひ、且今回の案が、労働運

動内部の人々のみを目標とせるものにあらずして、全國各方面の各階層に訴へんとするものたることを説き、殊にそれが實施には、民主的方法の必要あることを強調すると共に、本來の目的たる物質的福利を獲得する爲に、オランダ民衆の最大繼承物たる精神的政治的自由を失ふべきにあらずと警告するところがあつた。

斯くて大會は、新綱領案をば、全國民衆に訴ふる宣言の形式とせる長文の決議を満場一致で可決するに至つた。尙ほ、將來新綱領宣傳のため特に二旗の『綱領旗』を作製して、大會第二日に黨と總同盟に提供し、民主主義擁護の立場を忘れず、今後綱領内容の實現に努力すべく誓約するところがあつた。

オランダ労働運動の新行動綱領は、ベルギーの『労働計畫』と共に、現下國際労働運動轉換期に於ける特色ある新發展として、各國労働界の注目するところとなつたが、一九三五年後半期より三六年に亘る國際時局の進展は、多年平和主義を標榜せるオランダに於ても、國防問題が新しき重要性を以て惹起するに至り、社會民主黨議員團首領たる老闘士アルバルタ氏をして國會に於ける國防豫算討議の際、歐洲戰爭勃發の虞ある國際政局の危機を論じて、社會民主黨が、從來の一國軍縮主義を改訂せしこと、及び國際聯盟を擁護し、國際正義確立の爲には、各加盟國は相當の犠牲を忍ぶべきこと、斯くして集團的安全を完成することを力説せしめるに至つた。この演説に於て、氏が、

國際秩序擁護の爲の武裝に言及せるは、意味深き發展であつた。この國際問題に對する新傾向は、一九三六年黨大會に明瞭に反映された。

黨大會

一九三六年四月十一日及十二日には、社會民主労働黨の第四十二回大會がロッテルダム市で開催され、ベルギー労働黨代表ブーシヨリー氏も出席して、ベルギー政局の情勢を紹介し、之等北海沿岸の特色ある兩國無産政黨運動間の親善に努力するところがあつた。

右の大會に於て、黨首コース・ウルリンク氏は、その開會の辭に於て、國際時局の重大性を指摘し、『フランスムとは戦争なり』と喝破して、今や平和主義勢力と好戰主義勢力の間の闘争は、決定的時機に到達せる時、労働階級のなすべき任務は、社會主義及びアムスルダム兩インターナショナルのロンドン協議會の決議に明示せられし如く、世界平和の擁護は、單なる道義心に訴へるのみでは無効であり、平和を愛好する諸國民間の共同動作によつて、戦争に餓えたる諸國に對抗せざるべからざる状態となつて居ることを論斷した。尙ほ、氏は、國內の狀況に言及し、殊にオランダに於ける失業状態の悪化は、失業者總數四十六萬五千人に達する状態であり、その結果最近の州市會選舉に於て、ヒットラー派のオランダ支部の進出著しく、全投票數

の八パーセントを獲得するに至つたにもかゝらず、政府は依然としてその悪性のデフレインション政策を抛棄せず、その結果社會民主黨所屬市會議員は、合計千三百七名より千四百九十八名に増加したことを報告し、尙ほ社會民主黨が最近カトリック派諸黨との對立を緩和するは、この未曾有の不況期に於ける政治的義務なりとして、兩派の協力提携を勸説し、三五年採擇せる『労働計畫』綱領が、黨をして在野諸黨間に指導的地位を獲得せしめしこと、而して該綱領こそ、實にフラスムと共產主義に反對せる黨從來の方針の論理的歸結たることを述べ、『労働計畫』宣傳が、從來經濟的利害關係の相異より當然國民社會主義に傾くべき諸派の共鳴を喚起したのみならず、第三インターナショナルが獨裁主義と民主主義との間に彷徨せる結果、共產派に屬する人々でさへ、『労働計畫』を支持するに至つた事實を報告した。

今回大會への報告によれば、オランダ社會民主黨は、前回大會以來支部の増設三十一箇所、黨員増加三十餘名に達して、支部合計七百九十六箇所、黨員八萬七千八百二十六人となり、多數の黨員は、不況の結果、黨費を支拂へば、黨機關誌購入不可能となるべき窮乏状態にかゝはらず、『労働計畫』宣傳費に對する寄附金五萬四千ギルダーに上つたと云はれる。

大會に於ては、執行委員會、國會議員團、機關新聞、社會主義インターナショナル幹部代表、黨會計主任等の事業報告に關して長時間の討議あり、討議参加者約四十名に及んだ。殊に問題と

なつたのは、『軍事問題に關する方向轉換』の件で、國民的觀念の喚起とか、カトリック黨との提携交渉に就いては、熾烈の反對意見も提出された。

之に對して、黨務方面の事項は、主事ウウデンベルグ氏應答するところあり、下院に於ける活動に關しては、アルバルタ氏答辯するところがあつた。

アルバルタ氏は、最近社會民主黨員間で、國民的觀念の必要を公然認むる機會が多くなつたことを承認し、之は必ずしも排撃すべき惡弊ではなく、却つて、國民的標識が、社會民主主義反對の表象の如く見做さるゝ事態こそ、排斥すべきであり、國民的自覺と國際的一致團結との間には何等矛盾するところなく、今や時勢は、吾人をして國民的自覺に喚起せしめたのである旨説明した。

又軍縮政策に關しては、下院の社民黨代議士團では、あくまで一國軍縮主義を守つたのであつたが、最近國際的時局の推移は社民黨をしてその方針を再考せしむるに至つて居るので、軍事問題に關して新方針をとるべきか否かは、一に黨自體の決すべき問題であると答辯した。

アルバルタ氏は、又、下院の代議士團が、頑強に政府反對の態度を固守して居るが、その結果として種々なる新しい可能性を求むる必要があり、その一として、例へば國內に於ける労働者階級を代表せる二大勢力たる社會民主黨とカトリック黨との

協力提携といふ方法もあることを認識しなければならぬことを説明した。

上院の議員團を代表して、ヘルマンズ氏答辯するところあり、機關紙に關しては、アンケルスミット及びボエクマン兩氏が答へた。

黨首ヴリント氏は、宣傳問題に關する答辯中、ドイツ製品ボイコット運動に言及して、氏の見解では、最近諸種の通商協定が締結され、從來の通商上の障碍の除去された結果、ボイコット運動の意義も減却されたが、それを全然中止することは、その精神的効果を考へる時、賛成し得ない。且之はインターナショナルの各機關の決議に基いた行爲であつて、オランダ社會民主黨がその一員たる以上、勝手に中止するのはよくないといふ意見を發表した。

かくて大會は、事業報告全部を承認することゝなつたが、次にかねて任命せる政治機構調査委員會の報告が、ヴァン・デン・ベルグ博士によつて提出された。それによると、政治機構を三種となし、即ち民主主義、獨裁主義及び組合國家主義であると云ひ、民主主義は、手段であると同時に目的であると云ひ、組合國家主義は、一般的利害は個人的利害の總計であり、又一般的利害は之を個人的利害に分割することが出来るといふ誤謬に立脚して居るもので、假令民主的選舉制度を基礎として居つても組合國家主義は成立不可能のものである、といふのは、選舉權

者なるものは、職業人であるよりは、先づ國民であつて、組合國家主義は職業別利害によつて國民を分裂對立せしむるものであると斷定して居る。尤も組合國家主義にも一面の眞理はあるが、この眞理に就いては、社會民主黨では既に氣附いて居り、現に前回大會に於て、民主主義國家が、社會進歩に適應して、新しき集團を創設すべきことを要求して居るのである。

右の問題討議中、ヴァン・デン・ベルグ博士は、民主主義の擁護といふことに言及して、世間には、民主主義に反對するものは、民主主義的の權利及び自由を享有せしめぬことにせよといふものがあるが、之を不可となし、『民主主義の擁護は、一に民主的手段によりてなすべきである』と主張した。

次に上程せられた重要問題は、社民黨の政府参加の件であつた。この問題は、社民黨としては、三七年の國會總選舉を控へ、且カトリック黨との提携も考慮され居る際として、聯立政府入閣の可否といふ原則問題としてではなく、入閣決定の手續の問題として大會へ提出されたのであつた。之に關する執行委員會案には、將來入閣の機會ある際可否を決すべき權限を中央委員會に保留すべきことが要求されてゐたが、大會の修正は、その際三分二の多數決投票によるべきことが提案された。之に對してアルバルタ氏は、反對意見を提出して、この修正案は、入閣が入閣拒絶より重大なりとの前提に基くものであると云ひ、現下の情勢に於て、無産政黨が入閣するは、極めて當然のことである旨主

張した。尙ほこの問題に關聯して、中央委員會構成の問題も提起されたが、結局大會は、執行委員會提案を可決し、中央委員會に入閣決定の權限を賦與すると共に、その際あらかじめ労働組合側とも協議すべきこととなつた。

次に執行委員會では、將來國會議員候補者詮衡の際は、中央委員會に於て候補者を選定し、斯くて從來地方的事情によつて候補者を選定する結果、黨代議士の平均年齢が六十歳以上となつてゐる如き事態を除去せんことを要求し、少數の反對者ありしのみで、可決となつた。尤もこれが爲め、中央機關と地方支部との聯絡接觸を一層密接にすべきこと、及び候補者名簿は一應全黨員の表決に附すべきことが規定された。

今回の大會中最も重大議案とされたのは、内外時局に關する報告であつて、之はアルバルタ氏によつて提出された。氏は、エチオピア皇帝が、エチオピアの運命は、單にエチオピアのみではないと云つた言葉を引用し、オランダは宜しくこの警告を玩味すべきだと説き、オランダが東印度諸島を領有する以上、極東の事態に對しては深甚の關心を持つべきで、又歐洲に於けるオランダの位置は、次の戰爭には最先の戰場となるべき處あるを指摘し、オランダとしては何等かの援助なくば、この困難を克服し得ず、従つて集團的安全に對しては、最も興味を有するものとなりと云ひ、進んで過去多年の平和運動が、餘りに消極的であつたこと、それは民主主義的世界に於てはそれでもよか

つたのであるが、今日の歐洲には、輿論の存在しない國民もあり、ムソリーニやヒトラーは平和主義者の消極性を利用したものであると斷じ、今後の平和主義は、宜しく活動的、建設的ならざるべからず、それが爲には不法者を克服するに足るべき權力を創成せざるべからずと主張した。尙ほ氏は、黨が最近の努力の結果、労働者の過激思想に提はるゝを防止せしことを推奨して、この反フランス態度こそ、やがて三七年の總選舉に於て一大收穫を結果するであらうと述べた。

尙ほ黨の軍事政策に就いては、大會は特別委員會を任命して調査せしめることとなつた。やがて發表されたこの委員會の報告は、一九三三年以來の國際時局の推移を述べ、黨の立場としては、一般利益の擁護、各國民の安定、戰爭防止、フランスの妨害政策に對して國際聯盟の防護、集團的安全を原則とすべきであるとなし、オランダの如き國にとりては、唯一の保護は集團的安全制度にありと云ひ、集團的安全制度は、互惠主義と國際秩序維持と他國との協力の義務とを基礎とするもので、『オランダとしては、國際的法的秩序實現の爲、國際聯盟に對する義務の一部を忠實に果すべき用意がなければならぬが、萬一オランダが侵略者の指名を賛成した場合、果してオランダは經濟的、財政的制裁を實行する上に於て、協力の用意をすべきや否やに就いて、黨調査委員會の意見は一致せず、多數派意見としては、必要の場合には、軍事的手段に訴ふるも、聯盟に奉

仕する上に協力することを原則として認めたのであるが、二名の委員は、之に反對して、聯盟制裁は、國際秩序の確立した際國際聯盟中央權力によつて適用すべきで、各國別々の武力によるべきでないといふのであつた。

其の他、委員會報告には、一九二五年大會の採擇した軍縮及び對外政策に關する綱領をば、次回大會に於て改訂すべきことが勧告してあつた。

ベルギー

新帝レオポルド陛下御即位後のベルギーは、内政に於ても、又外交上に於ても、大戰後フランスとの提携盟約時代とは漸く面目を一變するに至り、この事情は打續く經濟界の不況と共に國內労働運動上にも顯著なる反應を呈して、一九三五年以後の同國労働運動には、意味深長なる種々の動向が看取せられる。

殊に一九三四年労働黨と労働組合評議會との合作として發表された『労働計畫』は、單に國內のみならず、各國労働界に對して深甚なる反響を喚起し、各國労働運動史上に一新時期を劃するの觀があつた。斯くてベルギー労働運動は、『労働計畫』採擇以來、無産政黨は勿論、労働組合其他各種團體を糾合して、その實現施行の爲め活動するところあり、一方歴代内閣のデフレーション政策に對しては絶對反對の態度を堅持して對抗し、一

九三五年二月下旬には、當時政權を把握せしトニス・フランキ聯立内閣では、遂に労働黨側の示威運動を禁止し、僅かに國內の治安維持を保つ状態であつた。

然るに一九三五年三月上旬ポンド價下落の結果として惹起したベルギーの財政危機は、遂に政府をしてベルガ價切下を斷行せしめ、之に續いてトニス内閣の辭職となり、その後繼として組閣せしヴァン・ゼーランド氏の舉國一致内閣は、『労働計畫』の要綱實施を條件として、労働黨代表五名を入閣せしめ、之に『労働計畫』に具體化されしベルギー労働運動宿年の希望は實現さるべき曙光を見るに至つた。

ヴァン・ゼーランド氏の舉國一致革新内閣は、よく労働黨と協力して、その『労働計畫』の趣旨に則り、國會に委任せられし非常權を行使して内治に努力するところあつたが、内外の事情は、『労働計畫』の内容全部を逐次に實施するを許さず、殊に一九三六年ドイツのラインランド進出は、國內軍備強化の必要を切實ならしめ、一方社會的にはフランスの人民戦線内閣成立の影響として、労働組合運動は熾烈となつて、久しく低下せる労働條件の改善を目的とせる争議は頻發し、『計畫』内容たる社會政策施設の實行を要求する聲漸く喧しく、之に加ふるにスペイン内亂問題等もあり、労働黨では、黨首ヴァンデルヴェルト氏を初め、ド・マン博士、ド・ラットル氏、スダン氏、及びスバト氏等有能達識の名士を入閣せしめ、副首相その他の重職に

就かしめたるにもか、はらず、ベルギー連立内閣は、他の北歐諸國の連立内閣に比して多難多事と云ふべきであつた。

労働黨

『労働計畫』の實施を條件とした労働黨の入閣は、一九三五年五月四日及び十二日の兩日開催した黨中央委員會の承認するところとなり、同時に黨は、ヴァン・ゼーランド連立政府支持を決議して、その態度を明らかにしたが、その後、閣内の黨代表としては、政府の方針と労働者側の要求を調和することに苦心し殊に多年緊縮政策の結果として騰貴せる物價と一般労働條件との適應の問題は、重大視せられ、一九三五年の黨大會に於ても重要討議の一となつた。

この年次大會は、十一月十六日及び十七日の兩日間ブリッセル市民會館に於てブーシヨリー氏及びヤコブス女史司會の下に開會せられたが、當時上程されしアルツール・ワウテルス氏の現下政局に關する報告には、ブルヂョア・ブロック内閣のデフレーション政策が、遂に平價切下の止むを得ざるに至りし事情より説き起して、労働黨の参加せる新政府就任當時既にベルガ價は切下となり居りしことを説明し、進んで現内閣の經濟政策乃至外交上の諸種の好成績を列擧し、且失業克服上に於ける幾多の功績が述べられてあつた。同報告によれば、ゼーランド連立内閣就任以來、失業者の減少は十萬に達したとのことであつたが、

それと同時に、就任當時囑せられた多大の期待に反する事實あることも指摘せられ、殊に賃銀と生計費の依然として均衡を失せることに注意を喚起するところがあつた。

労働組合を代表して大會に出席せるコルネイユ・メルタン氏は、失業の現状と組合側の要求事項につき説明するところがあつたが、政府の政策の效果に關する報告を中心として、大會では一大論戰が開始せられ、ドラットル、スパーク及びド・マンの諸大臣も討議に参加し、遂に大會第二日に至つて五三三、九九九票對二六、一五六票、外棄權一一、六〇一票にて可決となつたこの問題に關する決議には、黨がその入閣せる代表者に對する信任の意を示すと共に、「この實驗をば一層嚴重に監視すべき」ことを主張し、且社會政策の方面に於ける労働者側の要求を強調すると同時に労働者側に對してその所属團體の戰闘力を充實すべきことを要求してあつた。

右の外一九三五年度大會に上程せられし重大議案には、『労働計畫』實現の全國的運動を改めて開始すべき件があり、之に關する報告は、マックス・ビュゼー氏によつて上程せられたが、その内容たる要求事項には、滿十六歳まで學齡引上、一週四十時間労働制、滿六十歳より養老年金支給、十六歳より六十歳までの労働者全部の就職等があつた。副首相ヴァンデルヴェルト氏も、政治及び經濟問題につき論議するところあり、殊に氏が『労働計畫』運動に對して滿腔の支持を聲明せしは、注目すべき事態

であつた。斯くて大會は、『労働計畫』の爲め全黨を動員して努力すべき旨決議した。

一九三五年は、ベルギー労働黨創立五十週年に當る爲、八月十七日及び十八日の兩日盛大なる記念祭を舉行した。

一九三六年となるや、ドイツの再軍縮に伴ふ國際政局漸く多端となり、ベルギーとしては、從來の國防方針を一新すべき必要に迫られ、遂に大戰後締結せられし諸種の軍事的協約とは別個に独自の國防計畫を樹立するに決し、勅諭を以て之を聲明して、全歐洲に一大センセーションを惹起するに至つたが、之より先國防大臣ドゥーズ氏の新國防法案が發表せられ、軍備充實の決意の表明せられし時、黨内及び一般民衆間には反對の聲著しく、遂に黨は、特別大會を開催して、その態度を決することとなつた。特別大會は、二月二十二日より二十四日まで、ブリッセル市で開催され、國防問題以外にも、婦人選舉權に關する重要決定があつた。

國防問題は、ドイツ再軍備に對しベルギー國防充實の必要に顧みて國防大臣たる自由黨のドゥーズ氏の提出せる軍事法案を中心として、かねて閣内に惹起せる意見の相異に關し、黨として明確の態度を決すべき問題であつた。右の國防案に對して労働黨側閣員は、その内容に對しては必ずしも同意を寄せざれど、國會提出には反對せざる旨、黨中央委員會にて決定して居つたのであつたが、その後、黨内及一國內各方面の反對の聲漸

く喧しきに省みて、今回特別大會に上程の上、黨としての態度を決定することとなつたのである。その結果、黨としては、ドゥーズ案には反對するも、國防充實はあくまで支持すべしとする黨所屬閣員の意見には賛成することとなつた。

右の問題に關する特別大會の決議によれば、ベルギー労働黨としては、依然として戰爭反對の政策を堅持し、國際聯盟の機構内に於ける集團的安全と相互援助に基く平和政策を主張するものではあるが、現下の時勢に於ては、防衛的戰爭の止むを得ざる可能性多く、且その場合には、單なる國防以外に、反ファシズム運動も亦當然含まるべく、斯くの如きは國際政局によつて課せらるべき必然の結果であるが、労働者階級としては、絶對必要にして、且最少の犠牲を以て最大の收獲を得べき負擔の外は承認すべきでないといひ、進んで服役年限延長等を含むドゥーズ氏兵役法案に對しては、それが『斷片的にして不完全なる解決案』なりとし、労働黨議員團として特別委員會を組織して別案の作製をせしめ、尙ほ軍需工業國營をも要求せしむべきであると主張したものであつた。

婦人選舉權問題は、最近、カトリック派より次回の州會議員選舉に婦人の投票權を認むべき提案があつたので起つた問題であるが、從來ベルギーに於ては、婦人の被選舉權は認められて居つたが、選舉權は市會以外の選舉には認められてゐなかつたのであつた。その結果労働黨内に於ても、かねて婦人の普通選舉

權に關しては賛否の意見分裂して居つたのである。而して州及び國會選舉に於ける婦人投票權を認むることは、現下の事情では、やがてカトリック派の勢力を伸張せしめ、全國九州中七州及び上院に於けるカトリック派の優勢を結果すべき處であるので、今回の特別大會では、この點を參酌の上、原則としては婦人の投票權は認むるも、時下國內の政局に省みてカトリック派提案の投票權擴張には反對すべきこととなつた。

總選舉

一九三六年ベルギーでは、國會改選が行はれたが、之こそ労働黨のみならず、全國一般にとつて一大衝動を與ふべき結果を生じたのであつた。(別項『欧米労働運動の概観』参照)

労働黨では、かねて總選舉政綱宣言を作成し、必勝を期して選舉戦に臨んだのであつた。

總選舉政綱宣言の内容は、二部から成り、第一部には不況及び失業對策が述べられて居り、第二部には、國際平和問題が取扱はれて居る。

不況及び失業對策の主眼としては、労働者政府の樹立、經濟機構の改善、新經濟發展策、適切なる社會政策等の事項が主張されて居る。第二部の國防乃至平和擁護政策に於ては

『ベルギー労働黨は、挑發せざる侵略に對しては、あくまで祖國を防衛すべきことを主張するものであり、祖國の獨立の完全なる保

障は、唯平和にあるのみ』

と云ひ、進んで國防政策の内容については、『侵入徑路の實質的破壊による軍事的防禦、防衛的武備の充實、全國の防衛的勢力全部の動員、兵役年限及び財政的負擔の最少限化、軍用品の官有及び軍需工業の國有』

等が列擧されて居つた。而して、世界平和獲得の方策としては、『國際紛争の經濟的原因の豫防的平和的除去、是は殊に國際通商上の障礙の漸次的除却、コンゴ條約港に於て既に適用せる如き自由貿易制度をば、國際聯盟の監督の下に、各植民地への適用によるべきである』

と云ひ、國際聯盟の機構内に於て、集團的安全の確立とその確立の程度に應じたる軍備の縮小を主張して居る。

黨名	議席	増減
労働黨	70	3減
カトリック	63	16減
自由黨	23	1減
レキズム	21	21増
フラン	16	8増
共産	9	6増

かくて總選舉は、五月二十四日舉行されたが、その結果は上記の如くであつた。今回の總選舉の結果、労働黨は、三議席を失つた事になつて居るが、之は、人口増加による下院定員増加を考慮すれば、少くとも九議席の減少に相當すると云はれる。労働黨のみならず、政府與黨たるカトリック黨も自由黨も減少

し之に反してレオン・ドグレル氏の一派が、一舉にして二十一議席を獲得し、得票合計二十五萬に近いと報ぜられ、フランドル國民黨の倍加と共産黨の三名増加と共に、左右兩極端派の進出として注目された。

ドグレル氏の『レキズム』運動は、元來カトリック黨より分裂獨立して、民主主義、議會制度、政黨政治に反對して創立されたもので、主として没落中産階級、農民及び中小工業者に勢力を有し、殊に最近ドイツのライン進出後、商業及び農産物價格の低落以來漸次勢力を擴大したもので、このカトリック分離派の擡頭は、單にベルギーのフッシヨ團體として労働黨其他民主主義的團體にとつてのみならず、カトリック本黨にとつても一大脅威たるべきものであつた。

レキズムは、労働黨にとつては、國內の反動的勢力の進出として、之が對抗方策を樹立すべき必要に迫られたのみならず、折柄勃發せるスペイン内亂と關聯して、フッシヨの國際的強化の問題として重要視されるに至つた。

總選舉後内閣改選の結果、閣員の顔觸は、労働黨六名、カトリック黨四名、自由黨二名、及び無任所大臣六名で、労働黨大臣は、大藏、保健、公共事業、外務、労働及び逓信の各省であつた。

黨大會

一九三六年十月二十四日より二十六日までブリラセル市に開催されたベルギー労働黨年次大會は、前述の如く、總選舉の結果に省みて、黨組織の改善問題が中心として論議されることになつてゐた。其他、スペイン内亂の結果たる國際時局に對する黨の政策及び反フッシヨ問題も重要議案となつて居つたのであるが、大會の経過と共に、諸種の案件上程の爲、黨改組に關してかねて準備された報告書中、大會に上程されずして、中央委員會へ廻附されたものには、黨員教育、黨務訓練、宣傳、議會行動、農業問題、婦人黨員組織、青年黨員組織、機關紙等の問題があつたと云はれる。而して上程された主要報告は、主なる黨機關紙の組織改革(報告者ビュゼー氏)、黨財政(ディウドンネ氏)、役員兼任(デオニオー氏)、及び黨週刊機關誌(デルシヌ氏)等であつた。

從來ベルギー労働黨の理事機關としては、中央委員會(約二百五十名)、常務委員會及び理事委員會があつたが、今回大會の結果中央委員會の構成を改正して、委員數を減少し、且主として地方團體を代表せしめることとなつた。次に、常務委員會は、委員十八名とし、内十二名は大會の選出によるものとし、今後常務委員會は、黨の執行委員會としての責任を果すこととなつた。而して從來の理事委員會は廢止となつた。尙ほ黨書記は、任期四箇年として、大會に於て選舉することとなつた。

黨機關改組に關する討議中、黨所屬國務大臣、國會議員、及

び機關紙主筆等が、黨の理事機關に参加し得る権限に關する問題が提起されたが、之に對して大會は、國務大臣及び主筆は、常務委員にあらざるものでも、顧問格にて常務委員會に屬するものとし、又地方團體の正式代表ではない國會議員でも、顧問格にて中央委員會に参加し得る旨決定した。

今回大會の決定事項中特殊なる問題としては、國語問題があつた。之に關する大會の決議は、會合に於ける演説は、凡て演説と同時に翻譯して、電話を以て知らすこと、及び將來、フランドル語地方とフランス語地方の代表は、中央委員會の承認を経て、必要の場合別々の會合を開催し、各地方特殊問題の討議を行ふこととなつて、從來多年の宿題たりし黨内の國語問題は、一先づ解決することとなつた。

次に役員の問題に關しては、何人と雖、三種以上の公共機關には屬するを得ず、又黨内に於ては、三種以上の職務を兼攝するを得ないこととなり、尙ほ二種以上の公共機關に屬しつつ、同時に職業に従事するを得ないこととなつた。黨役員及び公共機關に屬する黨員に對する黨税の徵集も可決されたが、收入の最大限を規定せよといふ案は、否決となつた。

尙ほ機關雜誌新聞の根本的改善に關する決議もあり、一九三七年一月一日よりフランス語地方では、新しい週刊誌を發行することとなり、一九三八年一月一日以後は、現存の地方週刊誌は廢刊することとなつた。

施設とは別個に軍備を充實するとの政府及び國王の聲明は、黨内でも重視され、大會に於ては、スパーク外相自らこの點の釋明に當り、その一大演説に於て、ベルギーがあくまで集團的安全及び互助の原則を遵守するもので、之等の原則にして遺憾なく實施せられんには、最も確實なる平和保障たるべきであるが、エチオピアの經驗がある以上、ベルギーは、獨立國家として存続するのは、之等の原則のみに倚賴し得ないと説き、國防計畫の更新の必要なることを論ずるところがあつた。

反ファシズム鬭争の問題も、外交、國防に次いで重大事項とされたが、殊に大會當時レキシズム一派が對抗的の示威運動を企て、政府の禁止するところとなるや、禁を犯して敢行せんとして失敗したやうな事實もあるので、ヴァンデルヴェルト副首相は、大會に於けるその報告中でも、現下艱難なる結局、殊にレキシズムを克服する爲には、どうしても現在のヴァン・ゼーランド聯立政府を維持せざるべからざるを力説し、レキシズムの首領ドグレル氏は、『レックスかモスコークか』といふ標語を掲げて居るが、國際政局上に於て、萬一ファシズムと共產主義のいづれか一を擇ばざる場合には、氏は寧ろ共產主義をとらむとまで言明した。

氏のこの言明は、大會出席者の一部間では、『危険』視されたが、大會は、政府自身が、レキシズム克服の決意あるを歓迎し、尤もこの鬭争上に於てブルジョア諸政黨は、必ずしも頼むに足ら

今回の大會に於て最も重要議事とされたのは、内外時局に對する黨としての政策決定問題であつて、之に關して無任所大臣たる黨首ヴァンデルヴェルト氏自身報告に當つて、國防問題を初めとして、スペイン内亂、反ファシズム鬭争等につき論述するところがあつた。氏は、今やドイツ軍隊の國境に迫つて居る時、反ファシズム鬭争は、國內に於てのみならず、國外に對しても覺悟せざるべからざるを指摘し、ベルギーの對外政策は、あくまで國際聯盟と不可分の關係に於てその獨立を堅持するにあり、一方スペインに對しては、あくまで同國政府を支持する政策は變更せざる旨言明した。之に對して、ブリュンフォード氏は、黨出身の外相スパーク氏と國王が最近發表された國防に關する意見中には、レキシズム及びフランドル獨立派乃至ドイツの間でも之を歓迎せるものあるを説き、又ロラン氏は、ベルギーが單に國際聯盟に對して忠實に服従してゐるのみではならない。進んでその積極的なる、活潑なる一員として行動しなければならぬと主張し、翻つて、スペイン政府に對する後援事業は、武器被服の供給のみでは不足となし、その旨大會の決議に明記すべきことを要求した。スペインに關しては、ロラン氏以外にもイザベル・ブリュム氏、バルタザル氏等からも意見提出あり、大會の採決した決議は、原案より餘程詳細なもので、スペイン政府に對する武器供給制限撤廢要求をも含んだものであつた。

ベルギーが、その國防上從來の所謂ヴェルサイユ機構による諸ないと云ふ者もあり、ブリュンフォード氏の如き、ベルギーをオーストリアに比較して、ヴァン・ゼーランド氏を故ドルフス氏に擬して、滿場の反對を受けたりした。之に次いでウース氏は、由來フランドル人が民族の平等と文化上の自治との篤熾烈の努力をなし、その證據はベルギーの政治上に歴々と指摘し得るが、フランドル人としては、民主主義によるにあらずんば、その目的を貫徹し得ずと云つて、滿場の拍手するところとなつた。

スパーク外相は、勞働黨があくまで『傳統的政黨』より成る現内閣を支持せんことを希望し、殊に首相ヴァン・ゼーランド氏が『ファシストの卵』にはあらずと云つて、首相に對する信頼を強調し、又人民戦線結成は、ベルギーに於ては、共產派との無力なる共同戦線組織たるにすぎずと述べ、現政府の社會的、經濟的方面に於ける功績を列挙して、吾が黨の標語は、『レキスにあらず、モスコークにあらず』なりと斷定した。

斯くて大會は、ファシズム對抗の方策としては、『内閣戦線』を鞏固にすべきことを決議した。

國防問題は、ベルギー現下の内外政策の中心となつて居り、殊に從來フランドル方面では、國防費の増加には反對の態度を保持し、且黨としては服役年限延長には反對して居つた關係から今回大會に於ても、國防問題に就いては、黨としては新原則に立脚してその態度を決することとなり、殊に國防負擔の公平々等化といふ要求を明示することとなつた。之に對して、フラン

ドル代表間では、國防費の増加を最低限度にとゞむることを要求し、又青年團側では、兵役期間延長に反対する意嚮を示したが、結局大會の決議では、政府案の十八箇月服役に對して、黨としては、一年兵役制を主張すべきこととし、それ以上は、閣内の他黨代表と交渉せしむることとなつた。

尙ほ今回の大會に於て、共產黨の入黨申込の件も上程されたが、ヴァンデルヴェルト氏は、この種の申込に對しては、慎重の考慮を要する旨警告するところがあつた。

斯くてベルギー労働黨一九三六年度大會は、現下の政局に對する黨の方針を明示せる長文の決議と、スペイン内亂に關して軍需品輸入制限撤廢を要求せる決議とを可決して終了した。

總選舉以來労働黨は、代表六名を入閣せしめて、ヴァン・ゼーランド政府を支援したが、一九三七年初頭ヴァン・ゼーランド政府の副首相兼保健省大臣たりしエミル・ヴァンデルヴェルト氏は、突然兩重職を辭任し、黨では、氏の後繼として機關紙「民衆」主筆アルツール・ワウテルス氏を入閣せしめ、政府支持を繼續することとなつた。ヴァンデルヴェルト氏の辭職は、スペイン問題に關する意見衝突の結果で、殊に氏と黨所屬大臣たるスバーク氏との思想上の確執が重要原因と云はれて居るが、ヴァン・ゼーランド政府部内に於ける労働黨閣員間の意見不一致は、之のみに止まらず、ド・マン博士一派の時宜至上主義と、之に對して飽くまで社會主義の原則を遵守せんとする一派との對立もあり、

ベルギー聯立内閣の前途は、社會主義閣員を参加せしめし政府が、いかにして無產政黨の原則的理論と實際政治とを調和施行するかの興味ある課題を提供して居る。

労働組合

労働黨の入閣によつて、「労働計畫」の内容が、どの程度に實現されるかと云ふことは、内外の興味を以て注視したところであつたが、之は殊に労働黨と不即不離の關係にあるベルギー労働組合評議會(C.S.B.)にとりて重大問題であつた。而して一九三六年に於けるベルギー労働組合運動は、殆んどこの問題に終始したと云つてよい。

労働黨入閣以來の政府に對する労働組合側の態度は、一九三六年總選舉直後に評議會書記長メルタンス氏の發表した文書によつて明らかにされた。氏は、第一回ヴァン・ゼーランド内閣が「歴代内閣の施政の結果たる一大危機より、全國を匡救し、且收支の均衡を圖る」を第一任務となし、その結果、最初の數箇月間は、労働組合側の要求を満足するが如き行動は多くとらなかつたため、労働者間に多大の正當なる不満があることを指摘し、労働者側では、自分が政府の國民復興政策の必然の結果として、「經濟界の恢復より生ずる利益を先づ均霑すべきであるのに、實は決してさうでないことを認めざるを得なかつた」と云ひ、第二次ヴァン・ゼーランド内閣に對して、労働組合側の要求

事項を提出したのであつた。

この要求事項は、社會政策、經濟政策及び平和政策の三節より成り、社會政策には、即時施行を要する件としては、失業の克服、國際労働條約案の批准、失業保險の確立、失業の結果たる早期疾病救済、養老保險法の制定、疾病保險、賃銀其の他労働條件改善(勞資協議會擴張、團體協約、最低賃銀一日三十二フラン公定、有給休暇制度、労働者經營参加等を含む)、労働者住宅設備(總額二十億フランの豫算にて四箇年乃至五箇年計畫)、購買力の増進(嚴重なる物價對策による)、賃銀統計の編纂發表等を列擧し、失業克服上の緊急方策としては、年齢十六歳乃至六十歳の全國民の労働權「確立を目標として、學齡十六歳に引上、滿六十歳以上の年金支給、一週四十時間制、八時間労働法の嚴重實施を要求して居る。失業保險制度に關しては、從來のガン制度を改正して、勞資及政府の醸金による強制々度とせんことを要求し、雇主及び政府の醸出金の一部を積立て、不況期に備ふること及び滿十四歳以上は被保險者となし、從來の給付額を増加すべきことが要求されてゐる。

經濟政策上の要求事項中、主要なるは、公共事業の大々的振興及び金融監督制度の擴張及び國內市場開發による「機構上の改革」とであつた。平和政策としては、國際聯盟の有形無形の權威充實、原料品の公正なる分配、軍需品工業の國有及び民間武器取引の禁止を強調して居る。

ベルギー労働組合評議會では、其の後右の如き要求事項を一層検討の上、代表者を選定して、キリスト教労働組合、雇主組合中央機關等と交渉して、その實現を促進することに決定した。評議會では、ヴァン・ゼーランド内閣成立當時、入閣を交渉され、之を拒絶したが、それは「現下の事情の下にあつては、前述の要求事項をば、その政綱に認めざる政府に参加し得ず」との立前からであつた。

評議會の作製した緊急要求事項は、其の後、キリスト教労働組合でも、其の他の反自由主義労働組合でも受諾するところとなり、遂にその一部は、政府の政綱中にも採用されることとなつた。即ちヴァン・ゼーランド第二次内閣組織後發表された政綱は、現下の時勢に於て、政府の任務は、從來の如く政治のみでなく、進んで産業上の統治をも行ふべきであり、この新しき任務の爲めには、種々なる機構上の改革を必要とする旨言明されて居る點で、各國の注意を喚起したものであるが、それには、第一次内閣は、主として失業の克服に努力したのであつたが、この方面に於ては成功の途に着いたので、第二次内閣に於ては進んで社會改良の方面に努力すべきことを述べ、翻つて、その實施すべき各種政策を列擧して、最低賃銀、毎年六日間の有給賜暇、家族手當の改正、危險有害作業に於ける四十時間制實施及び不況恢復に伴ふて他の産業にも實施、團體協約及び勞資協議制度の全國的實施、強制失業保險、團結自由の擁護、失業給

付五、パーセント増額、學齡引上等を公約し、經濟方面に關しては、全財政制度の組織的系統的組織化、租稅地代の減額、資本市場の組織化、政府豫算の均衡等の財政政策より、失業救済事業の振興、農業救済（農産物價格調整）、中産者救護、軍需品工業の監督等の經濟政策にも及んで居る。機構上の改革の項には、「いかなる方面より來るを論ぜず、苟しくも憲法の保障せる國民の權利自由を妨害せんとするものは、之を排撃せざるべからず」と云ひ、國家の執行部の融通性及び權限の強大化を主張し、それが國會兩院議員數の減少、參議院の創設、全國經濟會議の任命、行政事務の簡易化等を行ふものとし、各種職業團體と機構改造後の政府との關係については、「それらの團體（労働組合、雇主團體、労働會議所、農會等）の法律上の地位を規定せる法案」を作製することとし、又「綱紀肅正」といふ一節には、政治的地位を有する者が、營利事業上の地位に就くこと等を禁じてあつた。

ベルギーの労働組合評議會では、最近特殊問題に關する特別大會を屢々開催したが、一九三六年七月十九日より二十一日まで、ブリュッセル市に開催せるは、第三十回通常大會であつた。従つてこの大會は、一九三四年の前回大會以來三年間の活動を回顧省察すべき機會であつた。前回大會には、一九三二年の罷業の體験を初め、ベルギー労働組合運動の機構上の問題、殊に評議會の本部諸機關の權限擴張、或ひは加盟全國組合の整理

（現在二十三團體あれど、内八團體は整理合同し得べしと言はれた）等が上程論議され、又、大會の決議には、組合内綱紀の振肅といふことが力説されて居つたが、メルタンズ氏其の他の意見では、それらの點につき、未だ充分なすべきことがなされてゐないとのことであつた。即ち、前回大會では、一箇年以内に於て、單一の全國罷業基金を創設すること、及び評議會機構の改造を行ふべきことが決議されたが、その實施上に於て、はしなくも加盟團體間から自治要求の聲ありて、加盟組合の規約統一上では進歩を見たが、中央諸機關の權限擴張は、まだ着手されてゐないとのことであつた。之等の問題に關聯して、労働組合公認の件もあるが、之は政府當局でも考慮して居ること、評議會としては、今後、労働組合法と強制失業保險制度とは、重大問題として、慎重考究すべきであると、メルタンズ氏は力説するどころがあつた。

今回の大會では、最近の爭議に於ける各労働組合の活動も問題となつたが、ボンダス氏は、それらの爭議の際、評議會としては珍らしく、キリスト教労働組合や共産派などと協力したのであるが、キリスト教組合とは意見の一致を見たが、共産派は口では賛同しても、それを實行する責任を廻避する事實を指摘して、共産派の不誠意と二枚舌の曝露を行つた。尙ほボンダス氏は、政府の政綱が、一週四十時間制を危険有害作業の工業に限り實施せんとするを遺憾として、一般的漸次施行を要求し、

最近の爭議に於て、政府との交渉の際も、その點に觸れたことを報告し、評議會が、爭議の終了を承諾したのは、四十時間法以外の社會立法制定を政府が公約したからである旨を説明した。

ボンダス氏の報告に基いて、大會の可決した決議には、最近の罷業の結果として獲得した條件（一般賃銀値上、家族手當値上、最低賃銀、有給賜暇、團結の自由、失業給付増額、四十時間制）を列擧し、「去る六月中の罷業によつて見られた労働者の覺醒に對して満足の意」を表してあつた。

尙ほ大會は、スペイン労働者に對する同情電報を發送し、其の他フランス主義犠牲者の解放を要求せる決議をも可決した。

評議會加盟労働組合員數は、不況深刻化の爲減少して、一九三二年には、合計六十二萬九千九百三十二人なりしものが、一

九三五年には五十四萬五千百十九人となつたが、一九三六年には再び恢復して、増加の傾向にある。

其の後評議會では、十一月二十二日ブリュッセル市で特別大會を開催して、前大會の決議に基き、強制失業保險制度に關する協議を行つた。之は、政府側で同制度に關する立法を準備せるに對して、労働組合側の希望要求を明確にせんことを目的とした會合であつて、失業保險制度に關する詳細な、専門的の細目に互る重大決定を見た。

政府側でも、その公約に基き、失業保險法案起草の準備として、國際労働局の失業問題専門家アンリ・フェス氏を勅命委員に任命して調査せしめることとなつた。

（水上鐵次郎）

中華民國

勞働爭議

支那は最近其經濟狀態は稍々好轉の動向を示しつゝあるが、其好轉の動向は物價の上に反映し其影響は直ちに勞働階層の者に大なる影響を持つこととなつたのである。即ち物價の高潮は一般生産事業には相當の活氣を興へたのであるがそれと同時に一般大衆の生活負擔を増大加重させた。又支那の幣制改革其他に伴ふ貨幣購買力の繼續的低減はことに物價の小賣値段を破格に高潮させる結果となつてそのため勞働者の生活費は年々顯著な高上を來たして來たのである。以下支那各地に於ける勞働者の生活指數の激増の情形を検討して見る。

中華民國勞働者生活指數一覽表(一九三七年)

Table with columns for 時期 (Time), 上海 (Shanghai), 天津 (Tianjin), 廣州 (Guangzhou), and 無錫 (Wuxi). Rows show data for 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, 1936, and 1937.

一九三〇年は支那に於ける經濟恐慌が開始された二年前で當時の勞働者生活指數が最高點に達した時で、其後經濟界は恐慌爆發を來たし物價は下落の一路を辿り一九三三年以後は一度遂に一〇〇以下に立至つたが、三四年十一月新幣制を施行してからは、勞働者の生活費はだん／＼物價の騰貴につれて膨脹高上し、今日では上海や無錫は殆んど恐慌時代以前の水平に恢復し天津と廣州の二地方ではすでに以前の最高點以上にまで持ち上がつてしまつたのである。

勞働者の生活費高上の結果は、實質的には賃銀の低減となつたが、それは三五年末迄で、現在では其賃銀迄も下落してしまつたのである。一九三二年に勞働者の生活費は低落し始めたが、其時の上海一般勞働者の賃銀も同時に低減された。國際勞働通信第三卷第八號によれば一・二八事變(即ち上海事變)以前上

海紡績勞働者の賃銀は平均一日六十仙であつたが上海事變後は五十一仙となり、一九三四年には遂に三十八仙にまで下落した。一九三五年には生絲相場が稍活氣を呈して來たので、勞働者の賃銀も二分方騰貴して四十仙となつた。三六年の賃銀は低落もしなかつたがさりとて騰貴する望みもなかつた。綿紡績業の状況も亦大體に於て同様であつて、細絲織り職工の賃銀は従前、八十番手のものを作るものが九元(月給)であつたが、今日では九十六番手のものを作るものが僅かに同額の賃銀を得てゐる有様である。即ちこれは賃銀の二〇%の低落に等しく、練り絲工は従來六十臺を受持つてゐたものが八乃至九元を得てゐたのに現在では百臺を受持ちながら七乃至八元に下つてゐるのである。即ち實質的に五〇%の賃下げである。更に織布工の賃銀は十八元(織機四臺受持)から八元(織機二臺受持)に下り、六〇%の賃下げとなつてゐる。物價の騰貴が勞働者の生活費指數を引上げてゐるのに、勞働者の賃銀は一向之によつて恢復してゐないものである。だから謂ふところの經濟の好轉が勞働者階級に如何なる影響を及ぼしてゐるかは、これによつて一目瞭然たるものがある。

最近半年間に勃發した各地の勞働爭議は、全く支那の勞働者の生活が日に困難に趨きつゝある有力なる證據である。國際勞働局中國分局の統計によれば、三六年全國に勃發した勞働爭議は二百七十八件を算へられ、三五年の二百件に比し、僅かながら

二十二件を減少した。ところが三七年上半期には、該局及他の統計資料を綜合して得られた結論が明かに示してゐる如く、その大勢は逆轉し、一―四月の間に勞働爭議は頻發し、すでに百六十四件を算へてゐる。この數を前二箇年の爭議件數と比較すれば、この四箇月間にすでに一箇年分の半以上を占めてゐるのだから、これを一箇年の計算とすれば四百九十二件となる譯である。三六年及び三五年の何れに比較しても、六〇%以上の超過となつてゐる。かくてこの四箇月の勞働爭議の特性を一層明瞭ならしめるために我々は更にこれを簡單に分析しよう。

先づこの百六十四件のうち、百十九件は上海に發生したものであり、全體の三分の二以上を占めてゐる。その残りの四十五件は各地に分散して發生したものである。これは上海が全國經濟の中心であり、各種工業の大部分がこの地方に集中してをり、従つて一切の經濟的變動もこの地に一番に發現するがためであるが、同時に看過してはならぬことは、上海は「一・二八」の砲火を直接受け、經濟的危機の最も深刻だつたところとして、この地の勞働者階級が直接この事件の痛苦を自ら嘗めた人達であるから、この抗敵の情勢の日に急迫しつゝある今日、上海に勞働爭議が特に頻發してゐることは、同時に勞働者階級の民族意識が驚くべく覺醒したことを顯示するものである。

次に爭議の發生原因に従つて分析すれば、特に最近半年間の支那經濟發展の特性がそれに反映してゐる事が認められる。次

の表は四箇月間の労働争議の原因の分類統計である。

原因	一月	二月	三月	四月	合計
賃銀増加要求	五	六	一二	二三	四六
労働時間減少要求	一	一	三	一	四
待遇改善要求	一二	一	八	一	二二
解雇反対	一一	九	六	一〇	三六
休業反対	四	一	六	一	一〇
始要求	二	一	五	四	一二
賃下反対	二	一	五	四	一二
其他	一二	五	一四	五	三六
總計	四六	二二	五四	四二	一六四

右表のうち「其他」の項を除けば、他は大體において二つに大別することが出来る。すなはち最初の三項は比較的積極的要求に屬するものであり、後の三項は比較的消極的の反對を表示したものである。謂ゆる經濟的好轉によつて、商工業の倒産及び停業はすでに大いに減少したが、しかし雇主は更に多くの利潤を得んとする見地から、この景氣好轉の聲に應じて、一部分は機械を以て人力に替へ、大部分は新しい職工を以て舊い熟練工と入れ替へるに至り、かくて職首及び整理に反對する紛議が頻發し、右表の「合計」においては第二位を占めるに至つてゐる。しかし消極的要求たる後の三項目の合計五十七件は積極的要求たる前の三項目合計七十一件に比べて遙かに及ばないことは、謂ゆる經濟的好轉がすでに支那の労働者階級に對し、自己の生

活を少しでも改善せねばならぬと感ぜしめてゐるのみならず、右表において就中賃銀増加要求の項目が斷然首位を占め、全體の三分の一の件數に及んでゐることは、物價の騰貴が労働者の生活に如何に重い負擔となつてゐるかを證するものである。第三に労働争議の業別分布については、次の如き簡單な分類が得られる。

業別	一月	二月	三月	四月	合計
交通業	九	八	八	五	三〇
重工業	五	一	一	一	六
製絲絹織業	八	四	一三	二	二七
綿紡績業	七	六	八	八	二九
其他	一七	四	二四	六	五一
總計	四六	二二	五四	四二	一六四

右表中製絲及び絹織物業が最も多いが、その原因はこれらの事業は「一・二八」事變（上海事變）以前にかつて繁榮し、一つの黄金時代を経験したことがあるのに、「一・二八」事變以後支那生絲が國際市場において日本生絲の大々的競争を受け、大打撃を蒙つたが、三五昨日本作の不作のために生絲の市價が昂騰したところへ、三七年の景氣好轉の聲に製絲労働者の争議が澎湃として起つたのである。交通業の労働争議は大部分上海の電車、バスの就業員及び招商局の船員等、多くは文化的水準が他の事業の労働者よりも比較的高い部類の労働者の争議である。

第四に争議労働者の活動状態について一瞥すれば、百六十四件のうち、十一件の不明のものを除き、「その他」のもの、うち五十八件は請願或は雇主との協商の形式をとり、只九十五件が罷業及び怠業の手段に出で、要求條件を提出した。尙争議總數のうち二十九件だけは直接行動をとつて、在支外國資本家に對抗したものであつた。最後にこれらの労働争議の結果について分類すれば、次のやうである。

結果	一月	二月	三月	四月	合計
完全勝利	二	二	三	四	一一
部分的勝利	一〇	五	一四	七	三六
完全失敗	二	三	六	四	一五
無結果	四	六	六	二	一八
未詳	二八	六	二五	六	六五

右表において「完全勝利」はたゞ十一件に過ぎず、これに「部分的勝利」を加算しても四十七件に過ぎない。即ち勝利を占めたものが全體のうちの三分の一に過ぎないことを示すものである。同時に右の表によれば、「完全失敗」はたゞ十五件であり、實際上「無結果」に終つたものは三十七件である。これは解決が一時延期されたか、或は武力の壓迫によつて蹴ちらされたり、幹部が逮捕されたために解決したものである。これは一種の「完

全なる失敗」である。尙「未詳」の項目中に入つてゐるものは幾分かは解決が延期せられ、或は「壓迫」の下に解決されたものも含まれてゐるであらう。これらは何れにしても外敵に對する禦侮のために勞資双方協力せねばならぬ今日、労働者の生活改善にとつて不利な情勢を馴致してゐることは、事實、支那の經濟の前途が眞に好轉し得ないことを物語るものである。

失業者統計

國際労働局の調査によれば一九三五年に於ける支那全國の失業者の詳細なる統計は次の通りである。

支那失業者各省別統計(民國二五年)	失業者數
河北	四九,七五〇
河南	五八,〇一〇
浙江	二七八,八一三
江西	四六〇,三〇〇
湖南	一一四,七五六
山東	四八,九九六
廣東	一,五七八,四八二
江蘇	四一一,九九一
安徽省	一六一,四七六
上海市	五,五四五
北平	五〇〇,九三五

湖 北	二二三、三九一
四 川	五三四、九六〇
廣 西	一、九六〇
上 海	六一〇、七〇一
青 島	一〇四、三〇〇
其 他	七四八、六三〇
合 計	五、八九三、一九六

即ち廣東が最も多く、その次は上海、四川、北平市、江西、江蘇、浙江の順になつてゐる。
 更に之れを各業別に統計すると大約次の通りである。

支那失業者各業別統計

漁 業	七、五〇〇
鑛 業	三一、四〇二
絲 業	三六八、六四一
布 業	六三五、二五〇
紗 業	四六、七九四
紡 績	七、三〇〇
鹽 業	一、四〇一、〇〇〇
飲 食 品	一三、〇六七
瓦 業	一五九、〇〇〇
マ ッ チ 業	一五一、〇〇〇
その他工業	一七、八一三
業 類 不 詳	二二二、六一八

交通運輸業	三二〇、五四九
商 業	三七六、四二一
業 別 不 詳	二、〇一〇、三三一
合 計	五、八九三、一九六

支那工業界の失業問題は、舊式の手工業の崩潰に原因してゐる。例へば紡績工業中失業者数は百五萬七千人に達し舊式工では江西省隆昌の夏布、南京の段業(縐子)、廣東の土布(木綿)など失業工業人はその七〇パーセントを占めてゐる。飲食品工業の失業總數百四十萬人中九〇パーセントは舊式の製鹽工人である。土石製造業の二十九萬の失業者中唐山啓新、セメント公司の千餘人の新式工人を除く外はすべて手工業者である。マッヂ業千五百萬の失業者中、マッヂ製造工人が九〇パーセント以上を占めてゐる。これより目前の手工業の没落をみる事が出来るが實に支那失業問題の重心である。たゞしこの種の舊手工業は新興工業が相ついで起ればこれらの失業者を吸収することが出来る。しかし支那工業は帝國資本主義過剰商品ダンピングに壓迫され支那内地に工場を開設しても少しも發展する可能性がないのである。

知識分子の失業問題はまた甚大である。三七年二月江蘇郵政管理局は郵務員を募集したが毎月給僅か二十五元でインテリ階級の應募者は四千名に達した。(一九三七年、中國年鑑)

(井上 謙 吉)

國

概 説

一九三六年の國際勞働組合運動において際立つて顯著となつた事實は、フランス、ベルギー、デンマーク、スウェーデン、合衆國等において大衆的争議が頻發したることである。三六年國際勞働總會では四十時間勞働週が中心議題となつた。

フランスでは、四十時間週勞働、團體契約權、有給休暇制を獲得、ベルギーでも最低賃銀制、有給休暇制、團結の自由を獲得、アメリカではリューキス一派の産業別委員會が、團體交渉權を獲得した。さうした成功を背景にアムステルダム・インターナショナルの加盟組合員數も著しく増加し、新たに五ヶ國の組合が参加し近年にない發展を示した。他面、フランス、スペインにおける人民戦線の躍進は勞働組合統一問題にも拍車をかけ、この兩國ではますます大衆的全國的な組合が成長してゐる。

第二インターと第三インターの共同闘争の問題はスペインに内亂が勃發して、國際的な民主主義防衛、反戦反ファシズムの闘争が高まつて行くにつれ、各國の組織間に共同闘争の機運は漸く熟して、人民戦線成立の萌が諸所に見え初めてきた。

際

トロツキ一派の第四インターナショナルは依然として、民主主義反對、ソウエイト同盟反對、國民戦線反對、人民戦線反對の旗幟をかかげて、第二インター、第三インターの活動といちじろしく對立した傾向をとつてゐる。まだ少數ではあるがトロツキーストのさうした國際的活動が、第三インターの統一人民戦線に眞向から反對してゐること、ソ聯當局の發表によると、ソウエイト同盟の最近の反革命運動が、必ずこのトロツキイズムと關係あること、及び、スペインにおける獨伊の防共工作、日獨防共協定等は新しい問題をはらんで一九三七年に持ちこされたものと見られる。

國際勞働局

第十九回國際勞働總會でのチリ政府の提案に基づいて三六年一月二日から十五日までチリのサンチャゴの國會議事堂において國際勞働機關に加盟せるアメリカ諸國の勞働總會が開かれた。「この勞働總會の主たる目的はアメリカに起りつゝある社會問題を考究することにあつた」と議長セランは言つてゐるが、アメリカの殆んど全ての國が積極的に参加した點で、また

極めて短期に重要な成果を得た点で成功であつたと言はれてゐる。

總會の可決したる決議は、現金資金の支拂。未設置國における労働省の設置。社會施設に對する労働者團體の代表。中央社會統計機關の設立または擴充。都市および農村の住宅。農業協同組合。土民人口の保護。若干の土民人口の社會上及び經濟上の生活状態並に労働状態の調査。教員の生活状態及び労働状態。職業訓練。失業。現物給與制度の規制。アメリカの諸大學における産業關係の研究。週休に關する條約および勸告の改正。労働法令の適用を監督する公の機關。「國際労働機關の起源」と題する著書の廉價版の發行。最低賃金の決定。アメリカ農業における雇傭條件の調査。アメリカ諸國における生計費調査。農業法令の有効なる適用。労働者の榮養及び食事問題。經營政策と労働法令との關係。獨占事業。曆の改正。國際労働機關とアメリカ諸國との協力方法。以上。

- 一、二月二十日—二十二日 ジュネーヴに於いて第七十四回理事會、議長リデル(カナダ政府代表)
- 二、四月二十三日—二十四日。第七十五回理事會、議長リデル(カナダ政府代表)
- 三、六月二日、同二十二日。第七十六回理事會、議長リデル(カナダ政府代表)

四、十一月十二日—十四日。ジュネーヴにおいて第七十七回理事會、議長ヤロミル・ネチヤス(チェコスロヴァキア社會大臣)

第二十回國際労働總會

總會は一九三六年六月四日から同二十四日までスキスジュネーヴに開かれた。参列した聯盟國の数は開會當初五十箇國、例年代表を派遣してきたイタリヤが今回に限つて缺席したのは注目をひいた。然しエチプトが今次の會議中に總會の加盟招請を受諾し、同時に埃及政府より派せられた正式オブザーヴァーは政府代表として總會に参加するに至つたので、参列國の数は五十一を算ふることとなつた。代表者の数は百六十一人(政府代表九十一人、雇傭者代表及び労働者代表各三十五人)、顧問の数は二百五十七人(内譯、政府側百一十一人、雇傭主側六十八人、労働者側七十八人)であつて、代表と顧問とを合して總會の正式参列者数は四百十八人の多數にのぼつた。民間代表のうち、アルゼンチンは雇傭主代表だけを任命しソウェイト社會主義共和國聯邦は労働者代表のみを任命したので票決權はなかつた。ソウェイト聯邦は今回初めてシニヴェルニーク(労働組合中央評議會書記長)氏を労働者代表として派遣したが、之は國際労働局の事業が益々良く諒解されてきた證左として總會一般、特に労働者代表團の歓迎するところとなつたと傳へられる。

議長に選ばれたデンマルク政府代表ブラムスネー氏は、開會に當り國際労働機關の創始以來の「古強者」として往時を回顧し

機關の功績を述べ、轉じて社會政策と經濟状態との密接な關係ある事をのべ、最近起つてきた經濟的好轉が社會立法を實行する可能性を増大したとし、特に四十時間労働週と労働者榮養問題とを強調した。

かくて二十五回の本會議が始まり、その審議の結果は、條約案三箇及び勸告二箇の採擇といふことになつた。これでこれまでに國際労働總會の採擇した條約案の總数は五十二個、同じく勸告の数は四十七個となつた。以下本總會の成績を概観しよう。

- 一、労働者募集の若干の特殊制度の規則に關する條約案。三十二條より成り、「土民労働者が現に存し又は今後に於て存することあるべき領土の各々における」土民労働者の募集を規定し、土民の保護を目的としてゐる。
- 二、有給年次休暇に關する條約案。十六條から成り「公の又は慣習上の休日及び疾病による出勤の中断以外に、労働者従業員が、一年の繼續勤務の後最少六労働日、十六歳未満の者(徒弟も含む)は最少十二労働日の、有給年次休暇を得る權利を規定してゐる。これにも「有給年次休暇に關する勸告」がついてゐる。
- 三、公共事業における労働時間の短縮に關する條約案。十六條から成り「中央官廳により融資又は補助せらるる、土木建築事業に直接備せらるる者」の労働時間(雇傭主の指揮せざる休憩時間をのぞく)を四十時間とし、「その性質上晝夜又は週の何れの時に

ても間斷なく遂行せらるることを要する作業に於て順次の交替制により労働する者の場合において、毎週の労働時間は平均四十二時間たることを得」としてゐる。

尙「建築労働者の爲の安全施設」は、この問題を一九三七年の總會の議題に上せて第二次討論を行ふことになり、それまでの間に諸國政府に諮問すべき事項も總會によつて定められた。

今回の總會の正式議題八の内、五つまでは一週四十時間労働を各種産業部門に適用する問題で、五の内公共事業、土木建築、鐵鋼及び炭坑の四は三五年の總會に於て審議せられ、今回は第二次討論の段階にあるので、直ちに當該委員會に附託された。紡績工業に關する問題は、盛んな論議の末、三七年の議題にすることが決定された。この問題についての一般的討論の際、日本の綿業の競争力に就てイギリス及びインドの諸代表より非難の矢が發せられ、これに對し、日本政府及び資本家代表は、「日本の紡績労働者に對する會社側の行きとゞいた待遇」をのべ、「日本の労働條件の改善に對する根本的な障礙は、諸外國によつて日本品に課せられる高率關稅やその他の制限的方策である」旨を縷々説明したが、労働者代表と顧問は反對意見をのべた。

四十時間労働の内、公共事業労働時間條約案以外の三條約(土木建築、鐵鋼、炭坑)は三分の二の多數を制する能はず不採擇となつた。この事態を收拾する爲に、製鐵、土木建築、炭坑の三産業に就ては夫々技術的三部制會議(政府並びに勞資各代表によつて

構成する)を開いて審議を行ふべしといふ決議が可決された。
 労働者移民問題について国際労働局の提出した報告書と諸代表の提案した決議に基き、この問題を審議した一委員会は總會に勧告し、總會はこれを容認して一決議を可決した。
 国際労働局長ハロルド・バトラー氏の年報は前後六回の本會議に亘つて長時間の討議の的となり、この討議には各國の政府雇傭主および労働者の代表六十五名が参加した。討議は今回の社會問題と經濟狀況との全般に亘り、大體において關稅壁その他による經濟的アウタルキーをもとめようとする多數の國々の傾向が排撃せられ、かゝる狀況はたゞ國際協力の撓まざる努力によつてのみ匡救せられるであらうといふ意向が強かつた。
 總會は尙左記の如き諸決議を可決した。

- 一、エヂプトの加盟招請に關する決議(提議選擇委員會提出)
- 二、家庭奉公人の有給休暇に關する決議(フランス労働者顧問ラカモン氏提案)
- 三、ホール・ポーターの有給休暇に關する決議(スペイン政府顧問ボラス・マルケズ氏提案)
- 四、家内労働者の有給休暇に關する決議(フランス労働者顧問ラカモン氏提案)
- 五、農業に於ける有給休暇に關する決議(スキス労働者代表シニルヒ氏提案)
- 六、土木建築業の三部制技術會議に關する決議(フランス政府代表

- 十九、公共事業に關する決議(ベルギー労働者代表メルテンス氏提案)
- 二十、労働監督に關する決議(ポーランド政府代表ジュールキエウイツツ氏提案)
- 二十一、曆の改正に關する決議(チリ政府代表ガルチア・オルヂーニ氏及び同ガジカルド氏提案)
- 二十二、ドイツ人の離國に關する決議(ルクセンブルグ労働者代表クリール氏提案)

社會主義労働インターナショナル(第二インターナショナル)

戦争とファシズムに對する闘争は、三六年も第二インターナショナルの主要議題となつた。三六年初頭にはイタリアのエチオピア遠征があり、後半期には世界の労働者の耳目を聳てしめたスペインの動亂があつた。第二インター執行委員會はアムステルダムに執行委員會と合同會議を頻繁に開いて、是等の問題に對する態度を決定し、しばしば戦争及びファシズムに對する反對の宣言を發し、且つスペイン動亂に際しては、積極的に物質的援助を與へることに決定し、その旨各國の加盟組合員に指令し國際的活動を開始した。

この年第二インターナショナル加盟の諸政黨は各國における總選舉で躍進した。同じく加盟諸政黨の内、フランスとスベ

- 七、鐵鋼工業の三部制技術會議に關する決議(イギリス政府代表レダット氏提案)
- 八、炭鑛業の三部制技術會議に關する決議(イギリス政府代表レダット氏提案)
- 九、纖維工業の三部制技術會議に關する決議(合衆國代表ワイナント氏及び同ミラー女史提案)
- 十、労働者移民に關する決議(ギリシヤ政府代表カシマティス氏提案)
- 十一、労働者の榮養に關する決議(スキス労働者代表シニルヒ氏提案)
- 十二、労働者の阿片吸煙に關する決議(フランス労働者代表ジュオ一氏提案)
- 十三、經濟會議の召集に關する決議(フランス労働者代表ジュオ一氏及び日本労働者代表河野密氏共同提案)
- 十四、纖維工業労働狀態の調査に關する決議(日本労働者代表河野密氏提案)
- 十五、アジア諸國における労働狀態の改善に關する決議(日本労働者代表河野密氏及びインド労働者代表フレイ氏共同提案)
- 十六、失業に關する決議(合衆國政府代表ワイナント氏及び同ミラー女史提案)
- 十七、團結の自由に關する決議(右に同じ)
- 十八、粉塵に因る疾病に關する決議(右に同じ)

ンの人民戦線の勝利と共に、再三再四第三インターナショナルとの協同戦線の問題がもちだされてきた。

一九三五年九月二十五日コンメンテルン執行委員會は社會主義労働者インターナショナルに對しイタリアのエチオピア遠征反對の統一戦線樹立を提議し、十月七日デミートロフはコンメンテルン執行委員會書記長の名で同様の提議をなした。十一月ブリラセルに開かれた第二インターナショナル執行委員會は、右の平和維持に關する國際統一戦線問題について討議し投票することとなつた。出席した加盟諸黨の内十二の社會民主黨は賛成に傾いてゐたが、五つの黨、イギリス、オランダ、デンマルク、スウェーデン、チェコの諸黨が強硬に反對したため、コンメンテルン側の提案は拒絶されることとなつた。

この討議で注目されたことは、從來無條件に統一戦線反對の立場をとつてきてゐた、ベルギー、ドイツ、ポーランドの諸黨が、從來の立場を變更して統一戦線に賛意を表するやうになつたことである。

ベルギーの労働黨は一九三四年よりその代表を内閣に五名も送つてゐるが、三六年二月二十一日から二十二日にかけて開かれた臨時大會で「國防の準備は國際的に反ファシズム闘争を行ふことを意味するものだ」といふ決議を採用し、政府の新軍擴方針を支持した。これにはアントワープ、ブリラセル、ゲントの労働黨及び社會主義青年同盟が反對したと言はれ、そのためか

五月の國會選舉には、聯立内閣に入つてゐたカトリック黨（一八八四年來常に第一黨であつた）社會黨、自由黨がそれ／＼一六、三、一の議席を失つた。社會黨はこの選舉では、やはり人民戦線を拒否し、統一プロレタリア戦線結成に關する左翼側の提議を終始一貫拒否した。しかしフランス社會黨の「レクシスト」派が初めての選舉に二十一の議席を、フランス分派も八議席より十六議席に躍進し、彼等とナチスとの提携が進行したことは、遂に、十月下旬開かれたベルギー社會黨大會で、ヴァンデルヴェルト氏をして「萬一レキシズムと共產主義の何れか一を擇ばざるべからざる場合には、吾人は寧ろ共產主義をとらん」とまで言はしめるに至つた。しかしこの大會では、反ファシズム人民戦線は單に現在の政府與黨に共產黨を加入せしめるにすぎないとして反對され、あくまでヴァン・ゼーランド内閣支持が決議された。ポーランドでもこの年社會黨や組合を中心にストライキの波は高まり、ドイツではスペイン内亂勃發と共に諸所に干渉反對の宣傳も行はれたと言はれてゐる。

スカンデナヴィヤ諸國は多年第二インターナショナルの地盤として、フランス全盛時代に尙社會民主黨を中心とする内閣を維持してゐたが、三六年デンマルク、スウェーデン等に行はれた國會選舉は益々、社會民主黨の勝利を示した。

イギリス労働黨は第二インターナショナルの中心的政黨である。然し第三インターナショナルとの統一問題については常に最

も強く反對し續けてきた黨である。一九三五年の十一月二十八日イギリス共產黨が労働黨に書簡を送り、フランスと侵略戦争に對する反對の爲に獨立政黨として労働黨に加入する旨を表明した。労働黨本部へのこのアピールは労働黨所屬労働者の間に最も大きな反響を喚び起した。労働黨及び労働組合の地方組織には共產黨の労働黨への加入に賛意を表するものも少くはなかつた。例へば十二月七日ポーツマスに開かれた四十五の労働黨組織を代表せる大會は右のアピールを支持する旨を聲明した。これは一九三五年中に行はれた共同闘争の結果で、總選舉にも兩黨の下部委員會の統一行動が可なりに發揮された結果であらう。然し労働黨幹部は三六年一月二十九日附の回答書に於て正式に之を拒絶した。同黨の下部組織や労働組合にはこれに不満なものも多く、幹部に對する抗議が少からず聲明された。さうした過程はやはり一九三六年十月に開かれた労働黨大會にも現れた。第一に問題となつたのはスペイン干渉問題である。労働組合會議本部、労働黨執行委員會、議會労働黨からなる労働團體全國會議で八月二十八日スペイン干渉の態度を決定した。

労働團體全國會議は九月三十日、當時ジュネーヴにゐた首相、外相に「スペインの叛亂軍は干渉條約に参加してゐる外國から武器の供給を受けてゐるが、スペイン政府はこの條約のため武器禁輸を受けてゐる。早速これを調査した結果を發表せよ」と

いふ電報を發したが干渉には賛成してゐた。

これらの問題に對し、干渉賛成の本部の態度について論争が行はれ、黨本部の干渉案に賛成のもの百八十三萬六千票、反對五十一萬九千票で本部の行動は可決された。この大會で第三日（十月七日）共產黨加盟問題も上程されたが、再び否決された。

第二インターナショナル加盟の諸黨の内、三六年に於て注目的となつたのはスペインとフランスの社會黨であらう。

スペインでは、右翼ファシズムの脅威は労働陣營及び民主主義陣營の統一戦線結成を促進させた。一九三四年十月事件以後社會黨内で大衆の間に最も大きな左派が統一戦線に賛成した結果、労働組合の合同は急速に進み、且つ共產黨、社會黨、兩黨の青年同盟が出来、同年夏にはカタロニアで四つのプロレタリア政黨が合同してカタロニア統一社會黨をつくつた。労働組合の地方および地區組織間にも接觸委員會が設けられ、共和黨左派と労働諸團體の間にも共同組織が持たれるに至つた。かゝる統一戦線、所謂人民戦線の下に左翼派は右翼派に對抗して一九三六年二月の總選舉に臨んだ。總選舉の結果は人民戦線派の大勝に歸した。獲得した議席は二六〇、この内社會黨は前回（一九三三年十一月）の總選舉の六〇から八〇に増加した。

七月十七日モロッコにフランコ將軍が叛旗を翻して後、内閣はしばしば更迭を見たが、社會黨は共產黨と共に、人民戦線綱領の遂行と反政府軍に對する斷乎たる態度を示した新内閣を支持

しつゞけ、九月四日つひに社會黨首にして労働組合總同盟議長ラルゴ・カバリェロ氏を首相とする新内閣の成立となつた。この内閣には外相（バイオ）、海相（ブリエト）、藏相（ネグリン）、商工相（クラシア）の要職が社會黨によつて占められた。

フランスでも五月の選舉を前に、十箇の黨及び團體が人民戦線を結成した。第二インターナショナル加盟の社會黨もこの中に参加した。選舉の結果は人民戦線派の勝利となつた。この勝利の基礎となつたものは三六年初頭合同大會を行つたアムステルダム・インターナショナル系の労働總同盟とプロフィンテルン系の労働統一總同盟の合同であつた。

社會黨は前回（一九三二年）の九六議席から百四十六に、共產黨は十人から七十二人に増加し、社會黨レオン・ブリュームの人民戦線政府が成立した。この兩黨の間の統一人民戦線はその後一年以上を経過したが今尙第二インターナショナルと第三インターナショナルの國際統一協同戦線の中心勢力の一つとなつてゐることである。現に、スペイン動亂勃發後はフランスにおけるこの兩黨はスペイン人民戦線救援運動に積極的な活動をつづけてゐる。

スペインにおける内亂は一九三六年後半の世界の關心となつたが、これは第二インターナショナルの活動にも大きい影響を與へた。

第二インターナショナルに對して最も大きい影響を與へたのは、スベ

ン及びフランスにおける人民戦線の結成で、兩國の社会党は、この統一戦線の中心となつて活躍してゐる。年初の伊エ戦争に對し第二インターとアムステルダム・インターの合同執行委員会は、一月十六日、イタリアの石油、石炭、鐵鋼等の輸出船の出港停止即時適用を要求し、三月にはヒットラーのロカルノ條約破棄を訴へ、國際聯盟規約の範圍内でなされる平和のための集團保障の義務に労働者はいつにも應ずる用意があるといふ宣言を發した。スペイン内亂勃發直後七月二十八日ブリュッセルに開かれた合同執行委員会は、スペイン救援のカンパを即時開始すべきで、スペインの合法政府はその防衛に必要なあらゆる手段を獲得する権利があると決定した。そして「スペインの自由の問題は世界的な民主主義の問題である」といふ救援基金募集の聲明と「フッシュムとた、かへ」といふアッピールを發し、「平和政策とは反フッシュム政策である」と宣明した。それと共に七月二十一日リガで行はれた社会主義青年同盟に對する裁判に抗議して「ラトヴィアのテロルとた、かへ」なるアッピールを出した。

スペイン問題に對する執行委員會に對しては加盟せる諸黨の中に二つの態度があつた。一つは人民戦線側のそれで今一つはフランスのブリューム内閣や、スウェーデンの社会民主黨内閣、ベルギーの聯立内閣及びイギリス労働黨によつて示された態度である。エチオピアの侵略戦争が起つた時にはイタリアの社会党と共産黨が共同して、第二インター・ナショナル執行委員會に對して

第三インター・ナショナルとの共同闘争を提案した事がある。このときも執行委員會は従来と同じ態度でこれを拒否した。第二インター指導部の一人ポール・フォールは「ポピュラー」紙において「あらゆる戦争に對し」「反ソウェイト戦争及び反フッシュム戦争に對して」「警告を與へたのである。今度の内亂の場合でも、第二インター指導部はスペイン合法政府の防禦戦争に賛成を表してはゐるが、スペイン人民戦線に参加したスペイン社会党や労働總同盟側が、國內的に共産黨と共同闘争をやりながら、國際的にも第三インターとの共同闘争を求めたときにはこれを拒否し、従つて人民戦線援助についても別々に行動することになつたのである。しかしスペインにおいて内亂が進展すると共に人民戦線側の團結はますます鞏固となつた。七月二十三日には、カタロニアの社会党、共産黨及びプロレタリア黨は合同して統一無産黨を結成し、コモレロ氏が書記長に選ばれた。九月にはカバリエロ氏を首相とする新人民戦線政府が成立、マドリッド防衛に各派一致して戦ふこととなり、十月一日に開かれた議會では政府信任案が満場一致で可決された。

一方フランスにおける人民戦線においても叛亂勃發後、直ちにスペイン政府支持の態度を決定、ブリューム首相の非干渉政策に反對して廣汎な救援運動を開始した。救援金は續々と集まつた。八月六日には人民戦線派のスペイン國民救護委員會が組織され、第二インター系の社会党も労働總同盟もこれに参加して

ゐた。やがてパリにはスペイン共和國救援國際會議まで開かれた。八月十九日にはフランス社会党と共産黨の共同委員會は「スペイン國民との連帯と反政府軍の暴戻に對する抗議」とを表明する宣言を出した。かくて兩國の人民戦線は民主主義防衛の共同戦線に立つた。九月末、スペイン社会黨の代表、ヒメネス・ド・アスアとスペイン労働總同盟代表、バスク・アル・トマスは動亂の故國よりパリに到着、第二インター・ナショナル及びアムステルダム・インター・ナショナルにスペインの實情を訴へた。二十八日の兩インターの合同執行委員會の決議は、不干渉條約は「それが存続する限り束縛となるのみである」「ドイツ、イタリアによる違反は事態を再考せしむべく、國際労働運動はこの闘争において決して中立たり得ずとしてゐるが、こゝでも二月十六日の總選舉についての時と同じやうに「人民戦線」については一言もふれず、たゞこの政府は政治的宗教的信念にかゝりなく、老大なスペイン人民多數を代表してゐるだけである」と言つてゐる。尙この會合にはベルギー、チェコ、デンマーク、フランス、英、和、伊、ルクセンブルグ、ノールウェイ、スペイン、スキスの組合中央部と十三の産業別インター・ナショナルの代表者が参加したのである。十月七日、フランス共産黨のマルセル・カシヤン氏及モリス・トレーズ氏は第二インターの議長デ・ブルケル氏及び書記長アドラー氏にスペイン事件の急迫に鑑み直ちに共同行動に出づべき旨の提議をしたが、アドラー氏は、結局右提案の實現を無期延

期する旨を回答した。

第二インターの指導部がスペイン政府支持の立場にゐるのに對し、イギリス労働黨は政府の不干渉政策を是認してゐる。此第二インターの中で一番大きい黨は、労働組合と共に第二インター及アムステルダムにスペイン問題の再検討をする事を提案した。十月二十六日、パリで第二インター事務局と、國際労働組合總同盟の合同會議が持たれる事になつた。イギリス側の提案といふのは、國際労働組合運動の立場を顧慮して、不干渉政策を承認すべきであるといふのである。一方十月二十五日には、スペイン社会黨は第二及アムステルダム・インター・ナショナルにスペイン共和國封鎖禁止の爲に努力すべき事を要請してゐた。英及佛の代議員出席スペインからも代表者達が参加した。閉會に先んじてフランス共産黨及びスペイン共同救援事業委員會から、代表者参加を求めた二通の書簡がきてゐるので審議する事となつたが遂行すべき政策の未決定中にかゝる代表者を参加させる理由なしとして拒絶し、不干渉政策採用の討論を始めたが、結局従前通り、スペイン共和國の合法政府を支持すべきであり、英佛兩政府は不干渉政策撤廢のイニシアチヴをとるべきである旨の決議を採用した。かくて英國労働黨側の提案は破れた。さきに英國労働組合大會では、五十一万九千票對百八十三万六千票で破れ、労働黨大會では、五十一万九千票對百八十三万六千票で破れたスペイン不干渉廢止を第二インターに提案せよとの決議は間接に通

過したわけである。且又スペイン内亂進展と共に他國におけると同様英國内の大衆のスペイン救援の運動もさかんとした。スペインでは十月二十三日カタルニア労働同盟、全國労働聯盟、カタルニア統一労働黨、イベリア無政府主義者聯合の諸團體の間に、プロレタリア統一戦線に關する協定が締結され、アナルコ・サンチカリストたちも中央政府に協力することを聲明した。

十月二十八日フランス共産黨機關紙「ユマニテ」に、二十六日の第二インター及びアムステルダム・インターの會合に送つた合同會議を召集して國際労働團體の行動を統一すべしといふ提案に對する、第二インター・ショナル書記デ・ブルケル氏の回答が發表された。それは、スペイン問題の短期間の審議不可能を理由に共産黨との共同行動を拒否したものであつた。十月二十八日にはイギリスの労働黨議會フラクシオンと労働組合總評議會との共同會議は、フランスと共同しスペイン政府へ向け武器輸出禁止解除の國際協定締結をイギリス政府に要求すべき旨の決議を採用した。

十一月二日のスペイン新人民戦線政府にはアナルコ・サンチカリストも参加した。マドリッドの防衛急をつけた十一月七日には各派を網羅したマドリッド防衛委員會が組織された。

十二月四日と五日スペイン社會黨及び労働組合中央部の要求で巴里に開かれた第二及びアムステルダム兩インターの合同執

行委員會特別會議は十箇國の各組合中央部代表及び各業別インター・ショナル九の代表とが集合、各國における活動の努力を認め、今後の闘争を誓ひ、國際聯盟の活動をもとめる決議を採用した。十二月になつてから各國プロレタリアのスペイン救援運動は益々活潑となつた。イギリスからも防毒マスクが二回に亘つて五千個づつ送られた。十七日に成立した新カタルニア内閣にも二十九日成立したアスツリアの新人民戦線委員會にも、共同闘争組織はます／＼確立された。十二月三十日にはヴァレンシアにおいてスペイン社會黨執行委員會とスペイン共産黨中央委員會との間に「内亂問題とスペイン民衆の生活を××的に革新する問題との解決のために兩黨間の一層の接近と調和を圖る」ための交渉が開始された。

共同統一戦線運動は多かれ少かれ各國に進展し、一九三七年一月ベルギーでは保健相の社會黨首ヴァンデルヴェルト氏が、スペイン内亂に對するベルギー人民戦線を主張して客られず辭任するまでになつた。四月には既に人民戦線成立、ブリュッセルの補缺選挙にレクシスト黨首領デーグレルを惨敗せしめ、ベルギーの全デモクラシーの代表として立候補したヴァン・ゼーランド氏の歴倒的勝利となつたと傳へられてゐる。

國際労働組合總同盟 (アムステルダム・インター・ショナル)

三六年に入つて、國際労働組合運動は、世界景氣の幾分の好轉と、各國における政治的危機、戦争の危険の増大とを契機として著しい活況を呈してきた。合衆國、フランス、ベルギー、スウェーデン、デンマーク等では大衆的なストライキが起つた。特に第二インター加盟のフランスの労働總同盟の躍進は目覚ましく合同大會當時の百萬の組合員が七月には三百五十萬、年末には五百萬となつた。この合同後のフランスの労働組合總同盟 (CGT) の大衆的威力は、人民戦線政府を成立せしめ、且つブリューム内閣をして、團體契約權、四十時間週労働制、有給休暇制の三大劃期的制度を樹立せしめた基礎となつた。この同盟の合同大會で従來通りアムステルダム・インター 即ち國際労働組合總同盟 (I. D. T. U.) に止まつてゐるかそれともまた國際労働組合總同盟とプロフィンテルン即ち赤色労働組合インター・ショナルとの間の國際的戦線統一のために一先づ國際聯合を脱退するかの問題が討議されたが結局多數決で止まることになつた。

同じインター・ショナル加盟組合であるベルギー労働組合會議が中心となつて指導した三六年六月の罷業に於て、組合が従來の慣例を破つてベルギー基督敎労働組合と共同戦線を張つたのは新しい出来事であるが、しかしこの組合は赤色労働組合系との共同戦線申込は拒絶した。

この組合は一九三四年十月事件の後、共産黨と社會黨が接近したとき、改良派と統一派の組合が合同してできたもので、三六年二月の總選挙前における人民戦線形成の中心となつた。一九三四年十月には總同盟に加はらなかつた五十六萬の會員を有するアナルコ・サンチカリズムの組合、全國労働聯盟 (N. K. T.) は長らく協同戦線を拒んでゐたが、プロレタリアの大團結の波に押されて、各地における共同罷業、共同宣言等のかたちで總同盟との提携を實現することとなつた。三六年七月モロッコに叛亂が始まるや、労働總同盟とN. K. T.の聲明が發せられた。左翼ブルジョア政黨と言はれるマルチネス・パリア内閣に、労働團體が總同盟議長ラルゴ・カブレロ氏を通じて反對を表明したが、後、カブレロ氏は、労働團體の名で労働者の武裝を要求し、その結果ヒラル内閣の出現となり、労働者の民兵が編成されることとなつた。内亂勃發後の組合は多忙を極めた。カブレロ總同盟議長は九月になつてから首相となつた。總同盟は社會黨と共に代表者をバリの第二インター・ショナル及びアムステルダム本部に送つてスペインの實情を訴へ、兩本部合同執行委員會に(九月二十八日、十月二十六日、十二月四、五日) 衣服、醫藥材料乃至、兵器を送ることを要求し、全的に支持せられてゐる。このスペイン労働總同盟とフランス労働總同盟の會員は兩方合すると現在六百五十萬以上となる。恐らくアムステルダムインター・ショナルの中堅的要素であらう。

スペイン、フランスの組合と並稱されるのは、現在三百六十萬の組合を擁するイギリスの労働組合評議會である。この組合は、九月七日から開催された大會で、スペイン問題に關して十日不干渉賛成の決議をした。機械工、運輸労働者、事務員、鐵道従業員、家具工らは、第二インターナショナルに訴ふべしとの案を出したが否定された。又九月十一日(會議第五日)には本部側は、

「フランス、スペインに人民戦線成立して後イギリスにも一部に共產黨と提携してファッシズムの脅威と戦ふべし」といふ議論があるがイギリス労働組合は共產黨には斷乎反對である」

とて、その作成に係る「イギリス労働團體と共產主義」といふ方針書をシトリン氏が説明し賛成を求めた。フィンドレー議長も赤色労働組合側からの統一戦線の要求を否定した挨拶をのべた。之には合同機械工組合のクレイン、坑夫組合のエヴァンス、一般労働者組合のコーリー氏等が立つて反對し、モスコの資金供給事實無根で共產黨機關紙「デーリー・ヘラルド」經營費は募集してゐること、南ウエールズで二年前五萬七千の組合員が今十萬九千になつたのは共同戦線によるもので、ファッシズムと戦争と戦ふには共同戦争がどうしても必要であることを説き、尙二三の賛否の論があつた。

ベルギー、スキス、オランダでも赤色労働組合側からの共同戦線申込を拒絶した。七十二萬の組合員を有するスウェーデン労働組合同盟第一回大會は九月二十七日から十月四日迄ストックホルムで開かれたが、此大會でも統一インター結成の提案は否決され、サンチカリストの團體で三萬五千の組合員を有するスウェーデン中央労働者團體との統一協議會再開案も否決された。しかし九月八日からモンテリオールで開かれたカナダ産業労働會議第五十二回年次大會の決議では

「全世界の一切の労働組合の統一」といふ箇條も見られ、十月十日十一日ベルンで開かれたスキス労働組合聯合の大會では「デモクラシーの無條件承認並びに反デモクラシー機關との協力または同盟の絶對的不認」といふ決議も現はれてゐる。

尙各國の加盟組合が著しく國民主義的となり、従来平和主義を以て知られてゐたスキス、オランダ、デンマルク、ベルギー等の労働組合が各自國の軍備充實を主張し、政府の軍備豫算協賛の態度をとり、英國の組合のみこれと反對の立場をとつたのも最近の新現象と言へよう。

米國労働組合聯合(A.F.L.)が最近、アムステルダム・インターナショナルと友好關係を示し、再加盟の問題さへ大會の議事に現れたのも一つの大きい問題である。

國際労働組合總同盟(I.F.T.U.)の執行委員會は三六年来に於て八回開かれた。そのほか別項の如く社會主義労働者インターナショナル(L.S.I.)即ち第二インターナショナルの合同執

行委員會も度々開かれ、主として前半期は、七月に開かれる大會及びそれに關聯する婦人會議、青年教育會議、労働者教育會議等の準備と、國際労働總會に提案される四十時間労働週の問題及びエチオピア戦争に後半期はスペイン内亂を中心とする救援活動に忙殺された。

第七回通常大會 第七回通常大會は一九三六年七月八日より十一日までロンドンに開かれた。

二十二加盟國の代表百三十二名(加盟國次の如し、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコスロヴァキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、メキシコ、ノールウェイ、イギリス、ギリシヤ、オランダ、インド、イタリア、ルクセンブルグ、パレスチナ、ポーランド、スペイン、スウェーデン、スキス)及所謂産業別労働組合國際聯合會(I.T.S.)の二十一團體代表三十七名が参加、外にオーストラリア、ブラジル、アイルランド、ニュージーランド、南アフリカ、日本及びアメリカ合衆國の友誼代表出席。報告によると、獨、塊、瓏、ザール、ラトヴィア、リツアニアにおける運動の潰滅にも拘らず、英、瑞、丁、希、諸、佛、西における著しい増加に新加盟團體ノールウェイ、インド、アルゼンチン、メキシコ、ニュージーランドを加ふれば、組合員は約一千三百萬に達すると。

議長シトリヌ氏の開會演説の後、米國労働組合聯合からの祝辭があり、後議事に入る。

(一)戦争と軍縮及びファッシズムについてジュオー氏の報告の後左の如き決議を採用した。

戦争、軍縮及びファッシズムに關する決議 戦争の脅威益々激化する現在、國際労働組合大會は政策手段としての戦争に對する國際労働組合運動の苛責なき反對を確認する。

一九三六年三月ロンドンに開催された國際労働組合總同盟及び社會主義労働者インターナショナルの合同大會によつて採用されし宣言を承認して、國際労働組合聯合は、國家間の紛争を國際裁判に委ねることを拒む一國もしくは諸國に對し積極的抵抗に着手し實行するためあらゆる可能な手段を使用することを宣言する。

國際労働組合聯合は平和が不可分のものとして取扱はるべきことファッシズム特にナチスドイツ、ファシストイタリア等々のファシスト諸國家が絶えざる平和の脅威、恒常的戦争の危険たることを再び確言する。

國際労働組合運動は、實質的一般的軍縮及び武器及び軍需品製造販賣業の國際的管理による抑制に對する同意を平和保證の不可缺の要因と認める。

國際労働組合運動は、國際聯盟によるか國際聯盟を通じてなされる眞の集團保障の原則に全的に服従し、これに由来する危急及び責任を負ふことを加盟組合員に指令する十分の用意ある事を斷言する。

且又ファッシズムが全世界労働者の人間的自由と全權利とを破壊し労働者の組織及び民主主義を粉砕するに急なることを考慮して國際労働組合運動は、あらゆる國のファッシズムと可能な全手段をもつ

て戦ふべきことを繰り返へす。
国際労働組合はあらゆる國のその組合員に指令して當該政府に向つてファシストの攻勢に最大限の抵抗をさし、且つ右の行動に協力支持せんことを促さしむ。
ファシズムの暴力を投げ返へし、戦争の波を阻止し、かくてあらゆる國々の人民に、十分なる經濟的社會的政治的自由を達成せしむるため自由な無拘束な機會を保證するためあらゆることかなさるべきである。

(二) 經濟不況及四十時間労働週に就てメルテンス氏の報告あり討論の後、国際労働機關によつてとられた四十時間労働週についての手續が極めて遅く労働階級を絶望せしめたと考へ、「一切の労働者に無差別に四十時間週を設定する全般的條約案を採擇するための努力」をすべきであると、且つ最近フランス、ベルギー等によつて獲得された成果を歓迎し今後の努力を希望する旨決議した。

(三) 労働組合の自由に就てチエコスロヴァキアのタイエール氏の報告あり政府的民主主義的な制度のもとにおいてのみ經濟的デモクラシーは採用され得るものと論じ、後討論あり決議が採用された。

(四) 尚ノールウエイ労働組合から、組合戦線の統一を行ふためソウエード労働組合中央評議會や赤色労働組合インタナショナルと交渉を開くべしとの提案があつて長時間討論され、こ

の問題の爲に特に設けられた特別委員會にて、次に大會の本會議で審議した後、次の決議が可決せられた。

「大會は、国際労働組合戦線の統一を目指して本聯合の行つた努力を承認し、現在の國際形勢の重大なる性質に鑑みて右の努力は今後も續續さるべきであると考へる。

このために、大會は國際聯合に對して、世界を通じて統一された労働組合運動を結成する目的を以て、アメリカ、オーストラリアおよびニュージランド、極東、ソウエード聯邦並びにその他一切の未加盟の労働組合中央體と交渉を開くべきことを要請する。」

(五) 計畫經濟制度下における労働組合の任務についても研究し計畫化の國際的側面を研究するために加盟諸團體の協議會を招集すべきことを指令した。

(六) 一般工場労働者國際聯合の提案によつて本聯合に加盟せる各國労働組合中央體はその中央體の加盟組合にして未だ職業別産業別の國際産業書記局に参加してゐないものに對して右の参加を實行させるやう盡力すべきであるといふ一條が本聯合の規約の中に挿入されることになつた。

(七) 執行委員會の委員中左記の人は再選せられた。會長ワルター・M・シュトリヌ卿。副會長H・ヤコブセン氏、L・ジュオー氏、C・メルテンス氏、R・タイエール氏、書記長ブケヴェネルス氏。なほJ・シヨルシュ氏(オーストリア)は再選を辭退したので、クレーベルス氏(オランダ)とカバリエロ氏(スペイン)が立候

補し記名投票で前者が當選した。

婦人労働組合運動家國際協議會 七月七日ロンドンに開かる。九ヶ國より代表、三ヶ國より友誼代表出席。一、工業における婦人の夜業と四十時間週(イギリス、アラブリン女史)二、婦人の労働權と若干の國々において執られたるこの權利に對する制限的施設(チェコ、U・ノウォートナ夫人)三、國際聯盟の提案と労働組合國際聯合の覺書とに關聯しての婦人の國籍および法律上の地位(佛、Tシユヴァナル夫人)の報告あり、決議を採用、アムステルダム・インター執行委員會に提出することとなつた。

國際労働組合委員會青年教育問題會議 七月七日。ロンドン。主として青年労働者間における宣傳及び組合への組織を論じ決議を採用した。

労働者教育國際會議 七月十一日—十二日ロンドン。十六教育團體より三十代議員参加。

イ、開會の辭でストルツ氏は教育の問題は人道主義の問題であると論じ、この教育會議がやがて恒久的組織となるであらうと論ず。

ロ、映畫及び放送における國際協力が可能であることが承認された。

ハ、労働者學校、通信學校についてルフラン女史は論じた。
國際夏期學校 八月十六日—二十二日、チエコ、タボルに開催。七ヶ國より三十三人の組合青年参加。國際組合運動につ

いて學んだ。

第三インターナショナル

一九三六年における第三インターナショナルの主要活動は、各國における人民戦線運動の展開と、ソウエード同盟における社會主義建設を基礎とする新憲法の制定とであらう。

大衆的スタハノフ運動の展開、三六年度に於て大規模に行はれた清黨活動、コムソモル規約綱領の改正、他面トロツキを主とする第四インターナショナルの國內的國際的活動に對する徹底的闘争も此年の特徴であらう。コンミンテルンは、八月の所謂「トロツキー、ジノヴィエフ合同本部事件」、その後のケメロヴォ炭坑反革命事件、一九三七年に入つて所謂「併行本部」事件、また赤軍幹部八名の死刑、プハリン、ラデック、ルイコフらの失脚等は、すでに、トロツキースト一派の第四インターナショナルの策動であり、ファシズム諸國の特別警察乃至御用團體との緊密な關係をもつ國際的スパイ軍なりとして各國共產黨に警告した。

コンミンテルンの各國支部の内一九三六年に特に注目されたのは、フランス、スペイン、支那の諸共產黨であつた。これらの國々には人民戦線が廣汎に展開した。コンミンテルン第七回大會は、ファシズム、資本の攻勢、戦争の危險に反對する労働者階級の一國的及び國際的統一戦線及び人民戦線の徹底的展開を強調し、「第二インターナショナル及びその諸黨派と直ちに交渉

する用意がある」と宣言した。但しこの一年間を通じて、再三、再四のコンミンテルン側の共同戦線申込は、拒否せられた。各國共産黨でも、それ／＼その國の社會黨に提携を申込んでゐるが、これが一應一九三六年に成功したのは、フランスとスペインで、中國に於てもこの方向に著しく接近したと見られてゐる。

第七回大會直後に發表された中國共産黨の所謂「八一宣言」は、全支那のあらゆる黨派を包含する抗日共同戦線をはるべく「國防政府」及び「抗日聯軍」の組織を提唱した。抗日共同人民戦線の運動は忽ち大衆をとらへて、一九三五年十二月上海における「各界救國聯合會」の形成となつた。

一九三六年五月中華ソウヴェート政府首席毛澤東、中國紅軍司令朱德氏の連名で、國民政府、軍事委員會を初め全國各方面へ「國內戦争を即時停止し、平和會議を開き、日本の對支工作に共同戦線を張るべし」との新提議を發したが、十二月の西安事變には、共産軍討伐の爲西安に飛來した蔣介石氏の張學良軍による監禁の際共産黨は、遂に蔣介石氏をして歴史的な國共共同の承認、抗日人民戦線の結成の約束を確保したと言はれてゐる。

一九三六年に於てコンミンテルンが最も力を入れたのはスペインであらう。一九三六年においてスペイン共産黨は廣汎な人民戦線に参加して二月の總選挙に参加した。總選挙の結果は人民戦線派の大勝に歸し、二月十九日世界最初の人民戦線政府アサナ新内閣が成立した。

スペイン共産黨は、人民戦線を形成し、あらゆる反ファシズムロクを糾合して二月十六日の總選挙の勝利を導いたが、この選挙が決定的勝利であるといふ幻想に警告を發した唯一の政黨であつたと言はれてゐる。三六年の三月に開かれた中央委員會擴大總會の決議では選挙敗北後敵は新しい手段（議會のボイコット街頭での挑發、資本の海外逃出、政府の布令執行妨害等）を以て逆襲するであらうと警告してゐる。

七月十八日の叛亂が起つて後、人民戦線の結合は益々固くなつた。一九三七年一月二十一日ウレレンシャで行はれた現大統領アサナ氏の演説に「我々はみな、勞働者も、インテリゲンチヤも教授もブルジョアもなせならブルジョアも亦戰つてゐるから」勞働組合も政黨も、全スペイン人が共和國の旗印の下に闘争してゐる。われ／＼はスペインの獨立のため、スペイン人とわが人類の自由のために闘争してゐるのだ」と言つてゐるが、共産黨はこの言葉に全幅の支持を與へた（三七年三月五日、スペイン中央委員會擴大總會における書記長ホセ・ディアス氏の報告）。三六年八月十八日中央委員會の宣言に「最初は闘争が、民主主義とファシズムの間に、反動と進歩の間に、過去と未來の間に行はれてゐたのだが、現在では闘争はこの枠外に出た。闘争は、神聖なる戦争に、國民戦争に、人民の防衛戦線に轉化した」と言つてゐる點からも現在のスペイン共産黨の戦術が窺はれる。しかしホセ・ディアス氏が「われ／＼は民主的共和國の爲に、新しい型の民主

的議會主義的共和國のために闘争してゐる」この主民主的共和國は、フランス又は他の資本主義國のそれとも異つてゐる。徹底的にファシズムの根帯を破碎するため、半封建的スペインの物質的基礎を根絶せねばならぬと言つてゐる點はスペインの特殊性を語るものと言へよう。

スペイン共産黨は内亂勃發後、タホ河流域における引きつゞく政府軍の敗北、反政府軍マドリド攻撃の要因を、武器に習熟しない民兵に歸し、第一に正規軍の訓練を主張し、着手したと言はれてゐる。共産黨の訓練した數萬人の民兵からなる第五聯隊が最も困難な戦場へ送られた。マドリドの防衛の成功は第五聯隊を中心とする活動と、國際プロレタリアートの第一部隊の参加と、敵に匹敵する武器の到着とであつたと言はれてゐる。このことは叛軍をして、ドイツ、イタリアの正規軍の援助を求めしめたと言はれてゐる。

共産黨は、政府に、肅軍、豫備軍の形成、單一指導部の設置強力な軍事産業の組織を要求してゐる。政府の政策を批判するが、人民戦線の崩壊には絶対に反對してゐる。社會黨黨員とも、アナキストとも、共和黨とも、戦争の現在のみならず、戦争の後の平和的建設においても協同戦線をはつて進むことを宣言してゐる。たゞファシスト・トロツキスト（POUM派）及び、「無規律な」要素を人民の敵として戦ふのだと言つてゐるトロツキストは、民主的共和國、反ファシズム人民戦線、人民戦線政

府、正規軍、ソウヴェート同盟に反對の立場をとつてをり、議會の解散をも要求してゐる。

今の所共産黨の黨員は、二四九、一四〇人とたり、内一三二、六〇〇人は戦場に出てゐる。そのうち一九、三〇〇人は婦人であると傳へられてゐる。

ディミートロフ氏が

「スペイン民衆のファシズム的反革命家たち、ファシズム的干渉者たちにたいする勝利、即ち人民戦線による鞏固な民主的議會主義的政體の創設は、スペインファシズムの物質的、政治的基礎を決定的に顛覆させ、ファシズムが人民の獲得した民主的權利と自由とを絶滅せんと脅かしてゐる佛英その他の諸國の民主的諸勢力の團結へと導くであらう」（一九三七年一月一日ブラウダ）

と言つたことは、英、佛、伊、獨、等々の各共産黨が積極的にスペイン人民戦線との共同闘争に乗り出してゐること、照應するものと見られる。

フランス共産黨は一九三六年の五月四日に行はれた總選挙にファシズムを打倒する目的で成立した人民戦線の中心勢力として、社會黨と共に活動した。選挙は勝利となり、社會黨首レオン・ブリューム氏を中心に人民戦線政府が組織せられる事になつた。この内閣には急進黨は入閣したが、共産黨と一般勞働組合（CGT）は入閣しなかつた。

當時共産黨の代議士、デュクロ氏が黨機關紙に發表したところ

によると

「我々は第三共和國の歴史に於いて嘗て見る事のできなかつた來るべき政府の基礎を安定せしめるために全力をつくす考へである。だが、我々は社會的××を目的とする黨であることを忘れてはならない。更に我々が權力を握るのは、労働者の解放を目標とするものであることを忘れてはならない。従つていかにしても××的政府であるとは言ひ得ない左翼政府に列する事を拒絶したからと言つて決して驚くには當らない。プリューム内閣が××的性質をもつてゐない事を我々はよく承知してゐる。我々は來るべきプリューム政府が、條件が異つた際には、更に大衆運動が廣汎に展開せられる場合には、共産黨の指導下に立ちうるが如き意味に於ける人民戦線の政府であるとは考へてゐないのである。今やつぎの如き組織の確立を問題とすべきであると考へる。即ち社會黨の指導者が來るべき内閣の首班となり、社會主義者及び共産主義者は全國にわたつて労働者と共に人民戦線の地區委員會を組織するのである。かくしてこそ來るべき政府は、初めて自由な強力な幸福なフランス國家の形成といふ全國民の熱望に答へることができるのである」

と書き、黨員ヴァイヤン・クローチュリエ氏は「共産黨は左翼内閣を支持しつゝその閣外にあつて人民戦線に屬してゐる、最も熱心な訓練ある大衆の援助をかりて一種の『大衆大臣』たる役割を果さんとしてゐるのである」と言つてゐる。

人民戦線内閣の成立後、社會政策實行の限度及び形態に關し

スペイン内亂事件をめぐる干渉、不干渉に關し、對右翼政策の

緩急に關し、左右兩翼に意見の對立があつたが、フランス共産黨は常に大衆の立場からの批判を加へ、殊にその社會政策實現の基礎となり、五月、九月、十二月の大衆的罷業に積極的な支持をあたへたと言はれてゐる。又、フラン切下げ反對、スペイン不干渉反對、右翼團體即時解散等の要求で事毎にプリューム内閣と對立し乍らも、一貫して人民戦線の決裂を避けた。たとへば、十月アルサス・ロレーヌで共産黨が百二十箇所の大衆的集會を開かんとしたに對し、政府は十箇所以外の集會を斷乎として禁止したが、共産黨側は、かゝる政府の禁止を冒してまで集會の自由を主張するは人民戦線そのもの、破壊を意味するとして遂に十箇所で開くことに決定した如き。その後も、プリュームのフランスに示す態度は、スペイン不干渉政策と相俟つて、十月三十一日共産黨トレイズのプリューム内閣攻撃とまでなり、十二月二日にはフランスの中立に對する反對で共産黨は人民戦線を脱退することを辭せないとまで宣言した。しかし十二月五日下院の外交について信任を問ふたとき、共産黨は政府の外交政策には反對ではあるが、しばらく決裂をさける意味で棄權した。プリューム自身としては共産黨側の態度如何では辭職する意志をすら示した。

しかし、共産黨と社會黨との共同闘争は年初の二大組合の合同以來たえず進展し、スペイン問題についても共同で救援活動

國

もやり、中立案反對の決議もやつてゐる。又、第二インターナショナルとコンミンテルン、アムステルダム・インターナショナルとプロフィンテルンの共同闘争をたえず要求してゐるのは、フランスの労働組合總同盟を中心とする社會黨、共産黨であるらしい。コンミンテルン執行委員書記長デミートロフ氏は第二及アムステルダム・インターナショナルの指導者達が、單にコンミンテルンのスペイン救援に就ての共同闘争申込みを拒絶してゐるだけではなく、スペインにおけるドイツ、イタリーの干渉と戦つて共産黨と共同闘争をしようとする第二インターナショナル所屬のスペイン社會黨や總同盟のイニシアテイヴも無視し、ロンドン大會でこの兩團體がなした提案を一顧だもしなかつたと述べてゐる。

プロフィンテルン 三五年における赤色労働組合の劃期的な出來事は、フランスにおける労働組合統一同盟が労働組合同盟と合同した事であらう。新組合は合同大會で一應アムステルダム・インターナショナルに加盟した。しかし、五月、九月、十二月の大衆的罷業の結果、組合員は急速に左翼化したと言はれてゐる。合同後の組合が百萬のメンバーから年末には既に五百萬となつてゐたこと、そしてこの組合の中で、共産黨が積極的な支持を得はじめたこと、この組合が人民戦線の紐帯となつてゐることは注目すべき現象である。この組合には先行者があつた。即ちスペインでは、前年既に、プロフィンテルン系の統一労働組

合が、アムステルダム系の労働組合總同盟と合同し、これまたアムステルダム・インターに加盟しながら、強力な人民戦線の紐帯として、又フランスの總同盟と共に、三六年もアムステルダム・インターの左翼的中心を形づくつてゐた。

尚、アメリカ労働聯合会から除名になつた産業別労働組合が、自動車工業、鋼鐵工業等におけるストライキに團體交渉權を確立して、僅か半年の間に二百の組合員になつたのも興味深い現象である。

これらはみなプロフィンテルンに正式に加盟してはゐない。さうした組合が、大衆的に發展し、闘争し、統一されて行くのは、或ひは新しい意味の赤色労働組合運動となつて行くのではないかと思はれる。

プロフィンテルンの最大の組合、全聯邦労働組合中央評議會の社會的文化的な活動については、「ソウェイト聯邦」の項を参照されたい。

國際共産青年同盟 第六回大會(労働年鑑昭和十一年版五二頁)以後一年を経過する國際共産青年同盟の新成果は、一九三六年における全聯邦レーニン主義共産青年同盟の綱領規約の改正であらう。

「國の情勢が根本的に變り、共産が主として經濟建設問題に従事してゐた時に役立つと同じ方法で今活動することは不可であるといふことを理解しなければならぬ」(フラウダ三月三十日)

と言はれ、「スタハノフ運動の展開とソ聯青年の要求に伴ひ特に不十分」となつた文化的教育ある新幹部養成が問題となり、「都市並に農村における先進的にして政治的意識ある廣汎なる層に亘る勤勞青年を結合する大衆的無黨派的組織」が要求され、「黨の方針に忠實にしてスタハノフ的に働く青年」が必要なのだと言はれ(規約第一條第二項)新綱領を貫く精神は

「新しい資質、新しい文化、新しい道徳を具へたところの新しい人間の養成であり、人間こそは綱領の中心であり基礎である」(ブラウダ四月四日)

とも言はれた。その具體的活動方針は

- 一、青年の政治教育
- 二、青年教育
- 三、學校對幼年活動
- 四、青年の體育
- 五、社會主義建設參加
- 六、社會主義祖國擁護

ソウェイトでは、十九歳から兵役に行くことになつた。スタハノフ運動者の多くが青年である。

ソウェイトの共青と對照をなすのは、スペインの社會青年同盟であらう。これは第三インタ系と第二インタ系の青年組織の合同から生れた新しい組織で、民主的共和國スペインのために前

衛的に戦つてゐる青年たちの團體である。第六回キム大會で規定されたやうに、より廣汎な合法的な青年團體の組織についての具體的な成果にはまだ接してゐない。

國際平和大會 九月三日より六日迄ブリュセルに開かる。三十ヶ國から約四千人以上の代表者が列席した。これはあらゆる政治的傾向を含んだ國內團體七五〇、國際團體四十の代表者で例へば宗教團體、勞働組合、協同組合、インテリ團體、婦人團體、青年團體、政黨人(保守自由、民主、社會、共產各派等から出席し、閉會に臨んで一つの宣言を採擇した。この大會と前後してジュネーヴに平和擁護國際青年大會が開かれた模様である。

その他の大衆團體 「反戦反ファシズム闘争委員會」「テールマン及び一切のファシズム犠牲者解放闘争國際委員會」「ソウェイト友の會」等の活動が三六年にはあつた。不完全な記録でも、全米反ファシズム「反戦同盟」第三回大會が、一月五日—六日、米、クリーヴランドに開かれ、中國民衆友の會が、三月十四日、ロンドンに開かれた。特にフランス、スペイン、中國等での大衆運動は著しい模様である。

その他の國際運動

第四インタナショナル

二、三年前から創立準備をやつてゐた第四インタナショナルの創立大會が一九三六年七月スウェーデンに開かれた。出席者の

構成は七箇國の代表十五名と若干のオブザーヴァーで、フランスからは「國際勞働黨」及之に附屬する「革命社會主義青年同盟」白

耳義は「社會主義革命運動聯盟」及「共產主義國際主義者聯盟」オランダからは「革命社會主義勞働黨」イギリスは無名團體の代表及オブザーヴァーで合計四名、スキスからはチュリッヒの「マルクス主義運動同盟」、ドイツからは國際共產主義者、イタリアは無名團體の代表者が出たと言はれてゐる。大會の報告によると、埃、チエコ、ギリシャ、ポーランド、印度支那、南阿、ポルトリコら二十四箇國の代表を招請したが、これらの代表委員は第三インタ側の妨害で出席できなかつたと。

大會はその綱領を決定、第二インタ、第三インタに對する批判をし、黨の規約を決定した。その綱領によると、フランス及ベルギーに於ける罷業並にスペインにおける活動をのべ、ソ聯邦が世界革命途上の一大障害であるとのべてゐる。創立大會の文書ではいづれも、人民戦線及び國民戦線に反對の立場をとつてゐる。

國際婦人大會 一月三十日、インドで開かる。オーストラリア、ベルギー、デンマルク、フランス、イギリス、オランダ、ニュージーランド、ルーマニア、スキス等より代表者参加。農村の賃銀増加、少女教育、幼稚園の問題が論じられた。

基督教勞働組合國際同盟 四月三日ブリュセルに執行委員會を開き、ポーランド勞働組合聯合の加盟申込、及びスペインのキ

リスト教勞働組合運動の統一に留意した。

五月二十二、二十三日總務委員會をルクセンブルグに開いた。組合員数は一、一〇九、三四一人。書記長セラレンス氏の報告あり、各國の加盟團體については、フランス基督教勞働者同盟がその計畫綱領を發表したこと、オランダ基督教全國同盟が日刊新聞を買収したこと、オランダ・カトリック勞働者同盟が極端派と闘争するため且つ失業せる青年勞働者を扶助するため巨額の基金を設定したこと等があげられた。

ポーランド職業組合聯合(會員數十五萬六千)の加盟申込については總務委員會はその権限を本同盟の執行委員に委任した。第二十回國際勞働總會の議題を検討し、大體において、有給休暇、植民地勞働者の募集、建築勞働者の安全規則の三原案に同意することを聲明した。

食糧飲料勞働者國際聯合 五月二十五日—二十六日。ルツェルンで總會を開く。議長ルート・フッシャー氏。組合員増加の報告あり、ソウェイトの同業勞働者組合と通信、出版物の交歡についての執行委員會の報告を容認、現存組合の許す範圍内で、ロシヤの組合を加盟することを執行委員會に指令した。

國際婦女聯合 八月三日—六日。ブライトにおいて第三十二回國際大會が開かれた。報告によると加盟組合員總數は一、〇三〇、九〇〇人、これを代表する代議員は八箇國からの一〇六名であつた。議長ヴィヌ氏(佛)。一週三十六時間勞働に關する

決議、鑛山における安全及び職業病の法典採用を聯盟に要求すること、生活を安定させるため石炭の生産及び販賣に關する國際協定について、合理化を鑛夫の利益になるやうに要求すること、を決議した。

建築及木材労働者國際聯合會 七月十三日より十五日までロンドンで第一回大會を開いた。議長コボック氏(イギリス)。十二國から代表出席。大會は「四十時間週労働」「失業に對する公共事業」「災害の豫防」「林業及挽材工場の労働條件の調査」について決議した。

國際製靴及皮革労働者聯合會第八回大會 七月二十日—二十二日コペンハーゲン。本聯合の加盟者は十四箇國、一五八、九七六人。本聯合に加盟せる諸國の皮革及び皮革製品を組合により監視すること、四十時間週労働即時採用の闘争を訴へること」が可決され、皮革労働者國際委員會(赤色インター系)と提携せよとのフランス側の提案は否決せられた。

教員國際聯合會大會 八月九日—十一日。ジュネーヴ。三十一箇國六十萬人の教員より代表派遣。國家に對する教員團結の自由」國家に對する思想の自由」が決議された。

國際印刷労働者大會 第十三回大會。八月二十四日—二十六日。ルクセンブルグ、十四箇國、一二九、〇六四人の組合員よりの代表。「四十時間週適用技術について」「經濟恐慌の影響防禦について」「労働組合運動の自由について」可決。尚、印刷、石

版、製本の三つの國際聯合の合同への協力について可決した。書記は、チェコ、オランダ、フランス、イギリス、北歐諸國の代表からなつた。

基督教徒國際聯合會第五回大會 九月五日—六日。ブリュセル。議長メック氏(フランス)、八箇國より五十名の代議員出席。本聯合は、獨、澳の脱退後六箇國(白、チェコ、佛、波、ルクセンブルグ及びオランダ(二箇の組合)が加盟してゐる。「團結の自由」「労働時間と有給休暇」「社會保險」「鑛山安全施設」「賃金」「團體協約」「合理化」「國際石炭協定」について決議を可決した。

國際石版工聯合會 石版工及類似業國際聯合大會。九月二十日—二十二日。ルガーノ。印刷工および製本工との合同は、ベルギー、フランスの二團體が賛成したのみで否決。たゞ協力することとなる。「石版印刷業の時間短縮」「四十時間週労働週」について決議した。

自動車運轉手國際協議會 十一月十八、十九日。アントワープで國際運輸労働者聯合の召集によつて開かれた。七箇國代表二十七名。組合員は現在百萬人、その内二十六萬二千人が自動車運轉手である。「四十時間週労働週」について決議した。

基督教徒及工場労働者組合國際聯合會 十一月十九日、二十日、アントワープで執行委員會。化學工業三部制準備會議の諸問題を吟味し、労働時間の國際的規制につき左の原則を立てた。

(一) 條約は化學工業と考へらるべき工業の精密なる列擧表を掲ぐ

べきものである。この表は能ふ限り廣汎なものたるべきであるがしかしそれが疑義の餘地ある場合にまで擴充せられ、かくて條約の採擇や批准を危からしめる如きことがあつてはならない。

(二) 労働時間を短縮する主たる目的は(イ)化學工業労働者の健康と社會情勢との改善、(ロ)失業の減少である。故に、労働時間の短縮は労働者の生活程度を引下げたり新しい合理化の波を捲起したりする結果となつてはならない。條約は左の條項を含むべきである。

(三) その性質上連續的なることを要する作業の場合には一週四十二時間労働の四組交替制の採用が考へらるべきであり、その他の一切の場合には四十時間週が提議せられるべきだ。

(四) 日曜労働は技術上缺くことを得ない職務のみに限られ、その他の一切の場合には嚴に禁止するべきである。

北歐労働者協力委員會 十一月十五日、十六日。コペンハーゲン。五箇國の組合及政黨の委員會。諸國間の經濟協力の改善、劃一的立法を發達させる可能性、労働時間の短縮、劃一的賃銀統計、青年労働者の交換等々の問題を討議した。書記局は當分ストックホルムにおかれ、労働組合協力の指導原則についてスウェーデン労働組合同盟が起草することとなつた。

(秋川 一郎)

附

錄

日本各種團體一覽

主要労働組合一覽

本調査は大體昭和十二年上半期迄の現勢を示す

日本労働組合會議

本部所在地 東京市芝區三田四國町二ノ六日本労働會館内
創立 昭和七年九月二十五日

顧問 鈴木文治
議長 長松岡駒吉 副議長 米窪滿亮
書記長兼會計 上條愛一
執行委員 松岡駒吉 米窪滿亮 西尾末廣
堀内長榮 上條愛一 八木信一
小泉秀吉 川村保太郎 沼田吉太郎
岩永榮一 濱橋文作

加盟團體 全日本労働總同盟
日本海員組合
海員協會

愛國労働組合全國懇話會

本部所在地 東京市芝區三田四國町十五
創立 昭和十一年四月十九日

地方協議會 北海道地方協議會 神戶地方協議會
中部地方協議會 大阪地方協議會
九州地方協議會 神奈川地方協議會

日本製陶労働組合
日本港灣從業員組合
日本製鐵從業員組合
官業労働總同盟
日本労働總聯盟
東電從業員組合

常任委員 高山久藏 西山仁三郎 矢ヶ崎靜馬
新妻德壽 矢尾喜三郎 山崎常吉
露久保賢治

加盟團體 日本労働組合總聯合會

日本產業勞働俱樂部
新日本海員組合

愛國勞働農民同志會

東電愛國同盟

愛國從業員組合總聯盟

中部港灣勞働組合

日本勞働同盟

愛國木材工同志會

日本海上同志會

帝國木材產業正義研究會

東京花緒生產者組合

全日本勞働總同盟

本部所在地 東京市芝區三田四國町二ノ六

創立 昭和十一年一月十五日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

顧問 問鈴木文治 安部磯雄 高野岩三郎

會長 長松岡駒吉

副會長 河野密 西尾末廣

總主事 菊川忠雄

副主事 原虎一

會計 松岡駒吉

官業勞働總同盟

本部所在地 大阪市東區越中町八六〇

創立 大正十三年二月九日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

名譽會長 賀川豐彦

中央委員長 西浦宇吉

主事 川村保太郎

會計 尾崎喜太郎

調查部長 豐島兼吉

教育部長 辻井榮三郎

政治部長 渡邊年之助

國際部長 龜井貫一郎

日本港灣從業員組合

本部所在地 橫濱市中區北中通り六ノ六六海員會館內

創立 昭和八年九月二十二日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

組合長 岡崎憲

主事 麻生喜市

財團海員協會

本部所在地 神戸市神戶區山手通八丁目二九七番屋敷

創立 明治四十三年三月六日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

會長 小泉秀吉

主事 鈴木倉吉

庶務部長 鹿子木伸吾

失業救濟部長

交涉部長 西田新太郎

共濟部長

編輯部長 酒井一雄

調查部長

會計部長 佐々木典

人事部長 中村友太郎

日本海員組合

本部所在地 神戸市神戶區海岸通三ノ二六

創立 大正十年五月七日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

組合長 堀内長榮

副組合長 米窪滿亮

組織部長 木村唯作
國際部長 米窪滿亮
政治部長 山川宗彬
調查部長 宮本官治
教育出版部長 西卷敏雄
會計部長 橋崎猪敏

日本勞働總聯盟

本部所在地 大阪市北區相生町七三

創立 大正十一年十一月二十八日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

會長 八木信一

主事 内田文市

會計 計中村鑑之助

會計監查 松下兼市

日本製陶勞働組合同盟

本部所在地 瀬戸市石神町二〇四三

創立 昭和六年七月十六日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

執行委員長 伊藤榮次郎

書記長 佐分利 幾太郎
常任書記 葛山 金七

東電従業員組合

本部所在地 東京市下谷區入谷町二一

創立 昭和六年二月一日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

- 執行委員長 岩 永榮 一
- 教育出版部長 池 上榮 吉
- 政治部長 本 多守 一
- 財政部長 鈴 木友三 郎
- 事業部長 安 齋伊之助
- 交渉部長 小 田島 權太郎
- 組織部長 松 田右 一
- 調查部長 齊 藤才一 郎
- 共濟部長 岡 部 薫 美
- 青年部長 平 井喜 視

日本製鐵従業員組合

所在地 八幡市西彌生町一丁目

創立 昭和八年八月二十六日

政黨關係 社會大眾黨支持

役員

- 組合長 濱 橋 文 作
- 副組合長 橫 大 路 茂
- 主 事 幸 義 治

日本労働組合總聯合會

所在地 東京市芝區三田四國町一五

創立 大正十五年一月十七日

政黨關係 日本革新黨支持

役員

- 會長 高 山 久 藏
- 副會長 今 井 武 吉
- 主 事 森 榮 一
- 會計監查 岡 本 鐵 次
- 中央執行委員 高 橋 慶 次
- 宇野 信 次 郎
- 長 岡 留 吉
- 佐 野 好 男
- 問 山 崎 今 朝 彌
- 坂 本 清 太 郎
- 皆 川 利 吉
- 石 井 光 長
- 高 橋 條 吉
- 川 島 禧 三
- 金 子 忠 吉

日本産業労働俱樂部

所在地 東京市麴町區有樂町一丁目四番地

創立 昭和八年六月八日

政黨關係 なし、政治運動は組合を中心に行ふための機關として「産

役員

- 理事長 石 井 熊 藏
- 副理事長 東 條 喜 七
- 常任理事 西 山 仁 三 郎
- 森 昌 示
- 計 政 貫 偉 介
- 大 久 保 秀 治
- 城 戸 房 男

新日本海員組合

本部所在地 神戸市神戸區榮町五

創立 昭和十年五月二十日

政黨關係 日本革新黨支持

役員

- 組合長 江 藤 源 九 郎
- 副組合長 赤 崎 寅 藏
- 組織部長 陰 山 壽
- 調査部長 中 地 熊 藏
- 政治部長 新 妻 德 壽
- 教育出版部長 松 田 喬 平
- 會計 佐 藤 德 夫

愛國労働農民同志會

本部所在地 東京市麴町區内幸町一ノ三

創立 昭和八年十二月十五日

政黨關係 時局協議會に加盟す

役員

- 會長 長 松 本 勇 平
- 顧問 小 林 順 一 郎
- 相談役 中 澤 辨 次 郎
- 理事長 阿 部 巳 與 午
- 常任理事 今 里 勝 雄
- 近 藤 榮 藏
- 宮 井 昌 吉

愛國従業員組合總聯盟

本部所在地 名古屋市中區西日置町大溝八

創立 昭和十一年十二月二十日

政黨關係 日本革新黨支持

役員

- 會長 長 山 崎 常 吉
- 副會長 鈴 木 高 夫
- 主 事 梶 田 勝 利
- 書記長 露 久 保 賢 治

日本労働同盟

本部所在地 東京市芝區今入町一五和合俱樂部
創立 昭和七年十一月二十日創立、同年三月三日再建
政黨關係 なし、愛國勞働農民同志會に加盟す

役員
主 事近藤榮藏
中央常任理事 萩原貞一 矢尾喜三郎
加藤鐵太郎 小田 孝

三河愛國從業員組合聯盟

本部所在地 豊橋市花田町西宿八番地
創立 昭和十一年二月十一日
政黨關係 日本革新黨支持

役員
顧問 金子謙一
會長 鈴木高夫
副會長 齋藤虎雄
書記長 露久保賢治

三重愛國從業員組合聯盟

本部所在地 三重縣津市乙部町觀音通り四ノ六七五
創立 昭和十一年十一月七日
政黨關係 日本革新黨支持

役員

會長兼會計 露久保賢治
副會長 谷 萬次郎 大原 巖
書記長 井端光雄
書記次長 國富曉二郎
常任書記 鈴木松次郎

大日本忠孝勞働組合

本部所在地 名古屋市中區西日置町大溝八地
創立 昭和十一年一月十七日
政黨關係 日本革新黨支持

役員
執行委員長 山崎常吉
執行委員 原 治雄 林本茂十郎
李 守成

海軍官業勞働組合聯盟

本部所在地 吳市本通二丁目一五番地ノ五
創立 大正十三年三月二十二日
政黨關係 なし

役員
常務中央委員 林 助一 安田加年彦
中央委員 中野熊一 佐々木秀實
渡邊 獻一 遠藤竹治郎

主 森光方祐
事 熊本義一

日本産業軍

本部所在地 東京市麹町區内幸町一ノ六商興ビル三號館
創立 昭和九年二月二十五日
政黨關係 昭和十二年八月八日愛國勞働農民同志會と合同す

役員
顧問 問菊地武夫
會長 長今村 等
主 事 陶山篤太郎
會計 計今村 等
相談 役 野村重臣
常任書記 松尾九州男
法律顧問 五十嵐治孝

東京瓦斯工組合

本部所在地 東京市芝區濱松町四丁目七ノ六
創立 昭和十一年四月三十日
政黨關係 社會大眾黨支持

役員
委員長 平野安藏
副委員長 大門義雄 吉原周治

書記長 小林健一郎

日本交通勞働總聯盟

本部所在地 東京市京橋區築地三丁目八築地ビル
創立 大正十五年六月二十七日
政黨關係 日本無産黨支持、社會大眾黨支援

役員
中央常任委員長 佐々木壽三
關東地方委員長 佐伯 健
關西地方委員長 小野清三郎
爭議 部長 阿部 伊勢太郎
組織 部長 松田 長左衛門
教育出版部長 島上善五郎
財政部長 林越喜市
政治部長 江崎九山

日本勞働組合全國評議會

本部所在地 東京市芝區濱松町二丁目十一番地
創立 昭和九年十一月十八日
政黨關係 日本無産黨支持

役員
中央執行委員會委員長 加藤勘十
中央執行委員會書記長 山花秀雄

常任委員會委員

高野 實 難波 虎一
安平 鹿一

東京市從業員組合

所在地 東京市神田區美土代町三丁目五
創立 大正十三年三月二十日

政黨關係 日本無產黨支持、社會大眾黨支援

役員

委員長 橋本富貴良
財務部長 小野正造
政治部長 石川清
爭議部長 大谷部代治
教育出版部長 原田光雄
組織宣傳部長 小林德太郎
調查情報部長 梅村徳市
常任書記 谷口伊次郎

逓信從業員會聯盟

所在地 東京市芝區田村町六ノ二

創立 昭和九年十一月四日

政黨關係 なし

役員

會長 片伊木賢介

副會長 李成璠
書記長 神澤佐理
事務長 高山七郎
會計監查 仁田信吉

逓信從業員會同盟

所在地 東京市下谷區御徒町四ノ四

創立 昭和十年五月五日

政黨關係 なし

役員

會長 長高井謙
副會長 長海老原哲
書記長 宇高清高
會計 計綿貫由三郎
待遇改善委員 弓谷昌三

無產政黨其の他

社會大眾黨

本部所在地 東京市芝區西久保櫻川町七番地

創立 昭和七年七月二十四日

役員

青年部長 中村高一
教育部長 松本淳三

日本無產黨

本部所在地 東京市京橋區銀座一丁目銀座ビル二階

創立 昭和十一年七月三日(昭和十二年三月十八日勞農無產協議會を日本無產黨と改稱することに正式決定)

役員

常任委員 加藤勸十
書記長 鈴木茂三郎
會計監查 計牧野松太郎
常任中央執行委員 栗田富士太郎 青木保之
安平鹿一 山内房吉
北田一郎 三輪盛吉
難波虎一 中島喜三郎
高津正道

日本革新黨

本部所在地 東京市麹町區永田町一ノ三一

創立 昭和十二年七月十八日

役員

總務委員長 江藤源九郎
黨務部長 赤松克麿

中央執行委員長 安部磯雄
書記長兼會計 麻生久
會計監查 吉川守國 和田操
顧問 爲藤五郎 岡崎憲

高野岩三郎 杉山元治郎
鈴木文治 山崎今朝彌
賀川豐彦 松岡駒吉
堀内長榮 馬場恒吾

常任中央執行委員並專門部委員長

政務調査會委員長 片山哲
勞働委員會委員長 河野密
農村委員會委員長 三輪壽壯
市民委員會委員長 阿部茂夫
財務委員會委員長 松永義雄
組織部長 淺沼稻次郎
總務部長兼出版部長 平野學
議會部長兼宣傳部長 河上丈太郎
機關紙部長 渡邊年之助
調査部長 龜井貫一郎
連絡部長 細野三千雄
國際部長 吉川末次郎
選舉部長 三輪壽壯
婦人部長 角田藤三郎

總務委員

- 佐々井一 小池四郎
- 山崎常吉 高山久藏
- 津久井龍雄 石橋彌
- 神田兵三 赤崎寅藏

無産團體

團體名	所在地	創立年月日	代表役員	備考
全國水平社	大阪市浪速區榮町四ノ二	大正一二年	松本治一郎	社大黨支
社會大衆黨同人盟	東京市芝區三田四ノ六	昭和三十七	赤松常子	社大黨支

勞農組合と政黨との支持關係



主要農民組合表

全國農民組合

本部所在地 布施市東足代一三三
 創立 昭和三年五月
 政黨關係 社會大衆黨支持
 主要役員
 中央委員長 杉山元治郎
 政治部長 黒田壽男

調查部長 大西俊夫
 組織部長 田邊納
 爭議部長 長尾有
 機關紙部長 岡田宗司
 産業部長 石田宥全
 國際部長 杉山元治郎
 無任所 宮向國平
 須田永好
 中央委員 松岡二十世外二十一名

日本農民組合總同盟

本部所在地 東京市芝區南佐久間町一ノ五五和田ビル
 創立 昭和二年三月
 政黨關係 社大黨支持
 主要役員

會長 鈴木文治
 中央執行委員會議長 片山哲
 總主事兼會計 松永義雄
 書記 長佐藤吉熊
 會計監督 和田操
 中央委員 井堀繁雄 (外四十一名)

日本農民組合

本部所在地 東京市芝區琴平町二
 創立 昭和三年七月
 政黨關係 皇道會支持
 主要役員
 會長 平野力三
 主事 北山亥四三
 會計 河田弘
 常任幹事 稻富稜人
 恒次東洋雄 河田弘
 北山亥四三 平野力三
 須藤淳次

皇國農民同盟

本部所在地 大阪市北區會根崎上四丁目一九
 創立 昭和八年十二月
 政黨關係 支持政黨なし
 主要役員
 顧問 杉村勇次郎 村井清規
 理事 長 吉田賢一
 理事 寺島宗一郎 吉岡八十一
 理事 駒井菊松 外八名

日本農民組合との間に昭和十二年八月、愛國農民團體協議會を結成す

團體名	年創	月立	本部所在地	幹部名
關西皇國勞農協	昭二	八	大阪市北區會根崎	赤崎 寅藏
海軍有終會	大二	九	芝罘榮町一三九	竹下 勇
科學日本主義同盟	昭二	九	澁谷區金王六	池田 猛
勤王聯盟	大五	一	四谷區南寺町四二	菊地 武夫
勤王義會	大三	九	大阪市天王寺區真	永井 義尚
勤王會	昭七	八	麻布區六本木二七	角岡 知良
勤皇維新同盟	昭七	三	向島區隈田町一	石渡 山達
舊邦會	昭二	三	麻布區田島町三六	友野 直三
錦旗會	昭二	五	牛込區喜久井町三	遠藤友四郎
金雞學院	昭二	四	小石川區原町一二	酒井 忠正
救國學生聯盟	昭二	七	澁谷區千駄ヶ谷八	藤田 修郎
救國學生青年同盟	昭二	七	澁谷區內幸町一	松村 正義
勤勞日本黨	昭九	四	神田區元岩井町二	深田吟治郎
機關說撰減同盟	昭八	三	麴町區永田町黑龍	頭山 滿
勤勞義勇隊	昭八	三	會自由俱樂部內	榎本 佐市
協東亞細亞聯盟	昭二	六	大阪府北區梅ヶ枝	木本 國三
巨雪莊	昭九	四	寶寺村九二	岸本 一誠
九大滿蒙問題研究會	昭六	二	福岡市箱崎町武內	鹿子木員信
九大皇道會	大七	三	福岡市住吉箱崎町	吉峰德之助
建國會	大五	二	荒川區三河島町三	赤尾 敏

建國講演會	大二	九	豐島區長崎町三	磯田 盛道
京大清明會	昭八	〇	京都市左京區北白	遠藤 季男
經濟國策研究會	昭六	二	澁谷區千駄ヶ谷町	石井 秀雄
慶大國防研究會	昭五	一	芝罘區三田慶應大學	新館 正圓
慶大精神科學研究會	昭二	四	同	芹崎 三文
建國精神顯揚協	昭六	二	本郷區根津宮永町	二子石官太郎香取信一郎
原理日本軍	大四	〇	三軒區西大久保三	鬼倉重次郎
原理日本社	大四	〇	世田ヶ谷區若林二	箕田 胸喜
健國俱樂部	昭五	一	大田區大久保三	岡松 清
敬天愛人會	昭六	〇	大田區大將軍鷹司	山田圭一郎
螢雪會	昭二	六	小石川區駕籠町一	大谷 德馬
皇國義團	昭二	三	澁谷區角管二二八	松田 榮治
皇國修養會	大〇	四	牛込區矢來町五二	本郷吉次郎
皇國修養會	大〇	四	芝罘區田村町櫻田	菊地 武男
皇國修養會	昭二	〇	品川區大井町春秋	角田 清彦
更始會	大四	〇	赤坂區新町三ノ三	日堂 則義
興民會	昭六	〇	赤坂區新町三ノ三	日堂 則義
護皇會	大〇	〇	牛込區市ヶ谷富久	中山 忠次
黑龍會	昭四	〇	麴町區永田町二ノ	葛生 能久
幸福會	昭四	〇	芝罘區田村町五ノ七	目黒幸太郎
光風塾	昭四	〇	芝罘區三田功運町八	十ヶ波敬太郎

愛國(政)教(思)化(想)治(治)團體一覽

(昭和十二年八月現在)

團體名	年創	月立	本部所在地	幹部名
愛國青年聯盟	昭三	八	芝罘白金臺町一ノ	岩田愛之助
愛國青年聯盟	昭七	三	麴町區有樂町一ノ	大澤武三郎
愛國法曹聯盟	昭七	五	同	角岡 知良
愛國勞働聯盟	昭八	四	同	伊藤 清
愛國學生聯盟	昭六	〇	澁谷區有樂町一ノ	福島 睦一
愛國新聞社	昭六	〇	澁谷區下落合二一	松木 良勝
愛國勞働社	昭六	〇	同	長野九一郎
愛國青年同盟	昭七	二	東京府八王子市千	野口 幹
愛國青年同盟	昭六	〇	大阪市浪花區關谷	尾村 政一
愛國青年前衛隊	昭七	三	同	大西卯之助
愛國青年團	昭七	四	同	近藤 政則
愛國義勇軍	昭七	二	名古屋市中區下橋	安藤悦太郎
愛國自治聯盟	昭九	二	水戸市新原町	橋 德次郎

愛國勞働農民同志會	昭八	三	麴町區內幸町一ノ	松本 勇平
維新會	昭二	二	澁谷區平塚町一ノ	影山 正治
維新政黨準備會	昭二	六	同	白川 資長
維新俱樂部	昭九	八	足立區千住元町一	藤岡 文六
維新俱樂部	昭二	二	神田區須田町一ノ	竹本 信一
維新青年俱樂部	昭〇	二	芝罘區今入町一五和	今里 勝雄
維新青年隊	昭九	九	澁谷區西大久保二	富田 鎮彦
維新教團	昭九	四	同	佐々木武雄
維新戰旗社	昭二	〇	下谷區坂町五〇	山口銳之助
一心會	大五	三	四谷區新宿一丁目	永富 以徳
岩手縣愛國團體聯合會	昭〇	五	澁谷區田端一九	楠瀬 幸彦
汗山莊	大五	四	同	入江 種矩
鶴鳴莊	昭六	三	芝罘區今入町五	摺建 市
回天時報社	大五	〇	京橋區銀座四ノ五	池田 弘
關東玄洋社	昭五	一	芝罘區二十一號地	田中 源造
關東國粹會本部	昭五	一	同	梅津勤兵衛
學生興國聯盟	昭四	二	本郷區本郷四丁目	高岡 重利
恢弘會	大三	四	麴町區飯田町三丁	大井 成元

國防思想宣揚會	昭七三	大阪市西區江ノ子島東之町	泉 仁三郎	川畑 清藏
國柱會	昭二七	大阪市南區千代町一七	中川 良吉	
皇國人民協會	昭四〇	堺市出島町三六一	鎌刈豐太郎	
皇國誠忠會	昭六九	大阪市西區柳通三ノ一七	南方 輝雄	
護國自治研究會	昭七〇	名古屋市中區若狹町一ノ三	伊藤 重一	
國粹日本黨	昭六二	大阪市南區末吉橋通一ノ一七	濱松政治郎	杉野 巖洞
國防同志會	昭六八	大阪市住吉區阿部野筋五ノ四一	大間 和藏	
國粹義勇黨	昭八三	大阪府泉北郡和泉町八二九	淺井 義一	坂口 寛二
皇國自由黨	昭三三	大阪府和泉郡和泉町五二一	鎌刈兼太郎	桐田 保國
國粹大衆黨	昭七三	大阪市東區北濱町一ノ二八	笹川 良一	
興國同志會	昭七三	淀橋區西大久保四一	關 直彦	
産業奉還促進協議會	昭七六	淀橋區下落合二一	遠藤友四郎	長澤九一郎
三六俱樂部		麴町區內幸町一ノ三	小林順一郎	吉見 隆治
山雨會		三太ビル別館	高橋謙治郎	
新民會	大二三〇	豐島區雜司ヶ谷一五八	井筒 調策	小林 一郎
新日本協會	大二〇五	淀橋區柏木九八	山本悌二郎	福原 武
新興政治經濟研究所	昭二〇三	澁谷區富ヶ谷町一四二九	田邊 三郎	久保田正一
時局協議會	昭二二三	麴町區內幸町一ノ六	橋本順五郎	吉田 益三
新政會	昭五九	本郷區駒込林町三	神木 鷗津	眞繼 雲山
新日本國民同志會	昭五九	九ノ内日清ビル六階	高廣 三郎	

新日本建設同盟	昭八三	下谷區茅町二ノ二〇	笠原 幸八	笠原 正成
神道聯盟	昭六二	下谷區車坂五〇	佐藤 清勝	高山 間通
神道有志聯合會	昭九七	澁谷區富ヶ谷一五	瀨尾 彈正	
神農會	大五二〇	淺草區北田原町六	山田 幸	飯石 豐市
神州青年連光會		品川區西品川五ノ一六	望月 源次	
神州護國黨	昭七三	東區府八王子市子入町一三八	野口 幹	番場源太郎
自治農民協會	昭七三	澁谷區原宿一七〇	長野 朗	
七生義團	昭三三	大森區新井宿一	蛭川 新	木村 清
縱橫俱樂部	大八六	淀橋區戸塚町二丁目一五六	森 傳	佐々木 貢
辛末會	昭六八	芝區櫻田善左衛門町四	井上 清純	大井 成之
紫雲莊	大二三	麴町區內幸町一ノ六	橋本 徹馬	
秋水會	大二三	澁谷區代々木山谷一七	寺田稻次郎	
修養會	大二三	澁谷區千駄ヶ谷四丁目六六三ノ八	平沼麒一郎	
斯道會	明四三	小石川區久堅町三	田邊 頼眞	
七生社	大四二	本郷區森川町一五	鈴木 吾一	
昭和維新會	大五〇	名古屋市中區丸屋町一ノ六	榎木 俊一	
昭和正義塾	昭八三	麻布區笹塚町一四	前田 芳藏	
純正日本主義青年運動全國協會	昭二二	小石川區水道端町二ノ六四直心道場	中川 裕	大森 一登
朱光會	昭七三	東京帝大内	關根三千雄	
殉國青年黨	昭九三	世田ヶ谷區北濱三ノ一〇三三一	吉村 剛	小林 鉦三

更始一新會	昭七九	品川區大井館町三	角田 清彦	
五月黨	昭八五	中野區沼袋南一ノ五	島山 清身	松本 親敏
興國義會	昭四一	芝區田村町三十三	松林 亮	
皇國青年黨	大四二	淺草區千束町一ノ六七	高橋佐一郎	
皇國々旗會		本郷區眞砂町三七	近藤 實	沖口 千七
皇國擁護會	大三七	荒川區日暮里町九丁目一〇九	本多 輝雄	
皇道道除	昭八三	麻布區森元町一丁目一七ノ四〇號	磯島 信	
皇道維新聯盟	昭八三	芝區琴平町二虎門會館六	黒澤圭一郎	山下鏡八郎
皇民會	大九	八王子市千人町一三八	野口 幹	渡邊 豊
皇國血戰團	昭七二	赤坂區中ノ町一四	龜岡 豊二	松井 茂
皇明會		芝區琴平町十一專榮ビル	大庭 一	
皇道振興會	大八六	中野區鷺宮四ノ四	四宮 憲章	
皇化聯盟	大八六	四谷區左門町	釜屋 六郎	長澤 小輔
皇道經濟研究會	昭二〇六	澁橋區東大久保二ノ一六七	五來 欣造	森吉 義池
皇維會	昭三三	麴町區有樂町一ノ七	鈴木 格	神保幸三郎
皇國心會	昭三三	麻布區本村町一五	大崎 嘉一	
皇國心社	昭六四	本所區飯橋一ノ三	熱田 佐	伊藤 芳男
皇國學生聯盟	昭九〇	麴町區九段三丁目一	尾形 榮造	
國防聯盟	昭六二	中野區文園橋一	望月 義人	入江吉三郎

興國統盟	昭九一	澁谷區八幡通二ノ一五	鬼塚 昌修	
皇道發揚會	昭八二	小石川區駕籠町二	今泉 定助	
國民外交研究會	昭六〇	赤坂區青山南町六ノ八三	内藤順太郎	西山 暢彦
國民解放社	昭六六	芝區沙留町二ノ四	宮越信一郎	秋元清一郎
國策樹立協會	明三三	澁谷區猿樂三二	酒井 勝軍	
國風會	大九二	牛込區東五軒町一	岡 悌二	板垣 守正
國士同盟會	大二三	品川區大井町春秋園内	角田 清彦	内藤順太郎
國士會館	大六三	世田ヶ谷區世田ヶ谷一〇〇	柴田徳次郎	
國體擁護聯合會	昭八一	芝區田村町二内田	入江 種矩	増田 一税
國士會	昭八一	淺草區千束町二ノ三四	志村 吉雄	下山 治平
國士同盟	昭六三	目黒區三田一五一	中川 功	竹内 重正
國家主義東亞聯盟	昭八一	赤坂區青山北町一	岡田 胸喜	香渡 信
國潮社	昭二〇三	名古屋市南區明治町一ノ二	住 徳藏	倭 徳一
國民思想研究所	昭二〇八	神田區三崎町一ノ七	藤波 英夫	門屋 博
皇道義盟	昭二〇三	久留米市新町毛呂	塚本 明之	鹿子木員信
興國社	昭九三	四谷區箕筒町五六	井口 越南	
皇魂社	昭九三	麴町區元園町一ノ三	中村 義明	
興國青年同盟	昭七三	京都市左京區西白川道分町	柴山 滿	
國粹義勇飛行隊	昭七九	大阪市東區北濱一丁目二八	笹川 良一	

大亞細亞協會	昭八・三	麴區區內幸町大阪	中谷 武世	松井 石根
大日本國粹會	大八・〇	牛込區市ヶ谷仲三	森山慶三郎	貴志彌次郎
大日本國粹聯合會	昭五・一	芝區虎ノ門ビル二	伊藤 祐光	木田伊之助
大日本帝國振武會	大五・八	芝區原宿二二〇	砂原 留吉	溫淺 泰昌
大日本皇道協會	大七・七	砂原區千駄ヶ谷六	石井 三郎	
大化會	大九・四	牛込區市ヶ谷加賀	岩田富美夫	
大正赤心團	大六・七	深川區平久町二ノ	森 健二	
大行社	大三・三	本郷區駒込千駄木	清水行之助	
大義社	昭九・八	本郷區駒込千駄木	渡邊 豊	
大日本國家社會	昭九・三	谷區代々木富ヶ	石川準十郎	
大日本愛國青年	昭七・三	神田區神保町三ノ	三宮 維信	
大日本協會	昭七・八	澁谷區美竹町一三	三宮 維信	
大民クラブ	昭六・三	澁谷區新橋町五六	村上德太郎	
大亞義團	昭七・一	芝公園十二號地	花田 半助	
大日本護國會	大二・三	澁谷區大和田町	三浦 義一	
大日本殉國會	大五・三	本所區駒形町二ノ	片岡 君憲	
大日本國輝會	昭四・〇	小石川區音羽町六	増井潤一郎	
大亞細亞建設社	昭八・五	麴區區內幸町一ノ	岩城 隆徳	肥田 琢司
大日本奉公團	昭三・八	麴區區內山下町東	笠木 良明	
大日本青年護國	昭四・三	本所區中ノ郷葉平	蓮井繼太郎	
聯盟			河井 龜芳	

大東文化協會	大三・三	麴區區富士見町六	山本悌二郎	
大日本國民思想	大三・一	牛込區辨天町	武智 徳平	
善導會	昭五・三	麴區區內幸町第二	芳川 哲	平野 小劍
大衆統一協會	昭六・三	世田谷區三軒茶	大井 成元	石光 眞臣
對外國同志會	昭六・六	麴區區永田町二ノ	吉田 益三	
大日本生産黨	昭六・六	麴區區永田町二ノ	高須芳次郎	上村 敬
大日本思想研究	昭六・六	麴區區永田町二ノ	高須芳次郎	上村 敬
大日本皇國國士	昭三・二	小石川區關口水道	伊藤 公明	
大日本經國聯盟	昭三・二	赤坂區福吉町二	瓜生甚三郎	一條 實孝
大衆國威聯盟	昭三・三	麴區區元平河町一	箕浦 春浪	
大命社	昭五・七	神田區佐久間町三	長岡 利況	池下重太郎
大日本愛國義團	昭五・〇	城東區龜戸町五ノ	松岡 林造	渡邊 正良
大同聯盟	大四・〇	小石川區小日向臺	田中 舍身	
大日本神政社	昭〇・三	目黒區上目黒一九	金子 力三	下澤 秀夫
大日本愛國社	昭〇・三	澁谷區西大久保三	森 清一	菊地 弘泰
大日本皇國會	昭八・三	葛飾區高砂町七一	星野 愛洲	杉田 天眼
大日本農道會	昭八・三	杉並區和田本町一	栗山 勇二	
大日本愛國義團	昭五・〇	神戶區山下手四兵	山脇 延吉	
大日本錦旗會	昭三・五	城東區龜戸町五ノ	松岡 林蔵	
大日本青年同志	昭七・〇	赤坂區青山町五	鈴木 善雄	山田 庄蔵
會			稻垣 鐵男	

十六日會	昭九・八	荒川區日暮里町三	神保孝三郎	深田吟次郎
信統會	昭九・三	本郷區駒込神明町	佐藤 信勝	
松陰會	昭八・三	四谷區番衆町三六	田中 光顯	鬼倉重次郎
殉國會	昭八・三	澁谷區上通り四ノ	村田 義一	國井 篤
昭和義塾	昭八・三	麻布區谷町三〇	前田 芳藏	五百木良三
昭和同志會	昭八・三	芝區田町八ノ一	小松傳一郎	小池 元男
純正日本主義團	昭八・三	京都市左京區高野	中川 裕	
體協同團爭協議	昭八・三	京都市北區青年同盟	中川 裕	
神洲護國黨	昭六・三	大阪市此花區上福	榎川 佐市	
春風俱樂部	昭七・九	島南三ノ五〇	山口 達郎	
士魂會	昭六・二	名古屋市中區熱田	太田吉太郎	
神聖復古聯盟	昭六・二	名古屋市中區牧野	高木銀之助	
修養團朝鮮聯合會	昭六・五	名古屋市中區布池	宇津木勢八	
修養座談會	昭六・五	京都市府青葉町三丁	宇津木勢八	
信州皇民同盟	昭八・二	目黒區高工内	坂井 敬吾	山田 春雄
静岡行地社	昭八・二	長野縣下伊那郡飯	狩野 敏	
昭楠塾	昭二・四	熊本市横手町	狩野 敏	
全一俱樂部	昭二・四	京橋區銀座西八丁	直原直四郎	石川準十郎
旋風社	昭五・五	目八都ビル	藤原 雄次	
青年運動社	昭九・七	澁谷區百人町三ノ	鈴木 善一	藤 三雄
政黨解消聯盟	昭八・二	麴區區九ノ内二ノ	鈴木 善一	藤 三雄
		八第十二號館一號	松岡 洋右	

洗心莊	昭九・七	澁谷區代々木西原	友納 早一	中村 傳
正之會	昭九・七	久留米市	石野 義助	
赤化防止團	昭四・〇	王子區下十條九六	米村嘉一郎	
正義同志會	昭四・〇	神田區錦町一ノ一	富田 秀造	寺澤 雄
聖日本學會	昭四・〇	二福原ビル	富田 秀造	寺澤 雄
正志俱樂部	昭三・七	澁谷區原宿二三〇	澤田 五郎	
全國青年聯盟	昭五・一	澁谷區羽澤三五	池田 勝	井崎 鐵馬
全國大日本主義	昭六・四	芝區琴平町二小倉	原 備	
全國立憲青年同	昭六・四	澁谷區羽澤三五	池田 勝	井崎 鐵馬
志會	昭六・四	芝區白銀三光町二	松永 材	北村 正
全日本興國同志	昭三・二	芝區白銀三光町二	高野清八郎	
政教社	昭三・二	豐島區西巢鴨町一	綾川 武治	天野 辰夫
聖皇會	昭三・二	丁目三四三六	五百木良三	
全名古屋愛國團	昭九・七	京都	道瀬川正史	
體協議會	昭九・七	名古屋市中區吸場	道瀬川正史	
全日本護國聯盟	昭五・八	北海小樽市初穂	山本 一郎	林 貞四郎
早大潮の會	昭五・八	町五ノ五	山本 一郎	林 貞四郎
早大大和會	昭五・八	町五ノ五	山本 一郎	林 貞四郎
早皇急進黨	昭五・八	町五ノ五	山本 一郎	林 貞四郎
相愛會	昭五・八	町五ノ五	山本 一郎	林 貞四郎
早大國防研究會	昭五・八	町五ノ五	山本 一郎	林 貞四郎

天勝地明經濟學	昭四・六	大阪府岸和田市別所町一七	柳花 啓正	小原 壽
天照義團	昭九・二	廣州市中區長者町九ノ一七二	山下 幸弘	藤田 元三
鐵腸社塾	昭九・六	唐津市坊主町	町田 經字	佐藤 清勝
天仰塾	大元・一	名古屋市中區七本町一	橫井彦三郎	內藤順太郎
東方會社	大元・一	京橋區銀座西五ノ三對鶴ビル	中野 正剛	進藤 篤
東海聯盟	昭五・八	目黒區月光町八一	大杉 精一	
東光書院	昭五・八	澁谷區新橋通五六	村上德太郎	
東洋共存會	大二・八	中野區文園町一一	田中 舍身	望月 義人
東亞振興會	昭六・三	麩町區內幸町市政會館	橋 富士松	
東亞聯盟義會	昭六・三	芝區田村町二丁目	小山田劍南	松林 亮
東亞聯盟	大四・五	麻布區我善坊町四九	河野 己一	李雲 卿
東興聯盟	大五・五	牛込區若松町	山本重太郎	
東光會	昭八・三	名古屋市中區大會根町上四ノ一〇五	朴 快 岩	
東海郷軍同志會	昭三・八	牛込區原町一ノ四	武富陸軍少將	
內外更始俱樂部	昭三・八	赤坂區青山南町三	角田 清彦	平野 小劍
南町塾	昭四・三	赤坂區青山南町三	宅野 田夫	
內親會	昭四・三	八幡市松池町	內藤 辰次	
直日むすび會	昭七・六	福岡市島崎谷池	津村榮二郎	

日本建國會總本部	昭五・九	荒川區南千住五丁目	神保 三郎	芝本 駿夫
日本會	大五・二	麩町區麩町四丁目	蓮法寺 謙	味岡信太郎
日本國體學會	昭七・六	市外武藏野町二	里見 岸雄	西田 宗繼
日本革新黨	昭三・七	麩町區永田町一ノ三	江藤源九郎	赤松 克麿
日本再建同盟	昭八・四	小石川區西青柳町	高田 末吉	高岡 大輔
日本青年修養會	大五・六	神田區小川町二ノ四	西宮 一精	稻富 敬夫
日本弘道會	明九・三	澁谷區千駄ヶ谷五ノ一五	德川 達孝	
日本青年愛國同盟	昭六・三	澁谷區櫻田久保町一	佐々木嘉三郎	
日華通商協議會	昭六・三	○櫻田久保町一	大隈 信常	石川謙次郎
日本青年學生革正聯盟	昭五・一	澁谷區常盤松一〇	長谷川 實	
日本新興學生協議會	昭四・三	本郷區東京帝大內	脇山 良雄	立田 勇雄
日大國司會	昭四・三	神田區三崎町日大	武藤 賢	
日本皇政會	昭四・三	澁谷區常盤松二六	松永 村	飯島與四雄
日本主義研究所	昭七・四	○九先進社	松岡 洋右	上村 勝彌
日本思想研究所	昭七・四	○九先進社	松岡 洋右	上村 勝彌
日猶協會	昭七・二	澁谷區猿樂町三二	酒井 勝軍	
日本精神協會	昭八・二	赤坂區溜池三會堂	菊地 武夫	高須芳次郎
日本婦人更生會	昭五・五	芝區濱松町二ノ五	小島 光枝	
日本青年協會	昭七・九	麻布區新龍土町八	關屋 龍吉	
日本精神宣揚會	昭二・二	目黒區中目黒八ノ三	寄田 則隆	

大日本昭和聯盟	昭二・三	麩町區內山下町一ノ一	水野鍊太郎	守屋 榮夫
大日本青年聯盟	昭二・三	赤坂區青山南町二	久保寺山之輔	龜田倉藏
大日本學生聯盟	昭二・三	赤坂區乃木坂俱樂部	森 清一	伴 一正
大 洋 社	昭二・三	麩町區內幸町一ノ一	井上 清純	有馬 成甫
大日本報國會	大三・三	芝區新橋一ノ二	高山 公通	蛭田順一郎
大日本國士黨	大四・六	○三岩瀨方	伊藤 公明	
大日本俱樂部	大四・六	牛込區河田町一九	増田 一悅	
大日本護國青年	昭八・三	豐島區池袋二ノ八	須藤 理助	金子三子吉
大亞細亞日本青年聯盟	昭八・三	澁谷區百人町二ノ二	鈴木 五一	二村 克己
大日本正義團	大四・三	大阪府東淀川區豐崎町	酒井 榮藏	
大日本國柱軍本部	大五・七	門司市幸町二丁目	宮本 軍次	
大日本守國會	昭六・三	名古屋市中區旗屋町二九二	與 鋼二	
大日本建國義勇軍	昭七・九	名古屋市中區古渡町七ノ二四	堤 章	
大 統 社	昭二・一	千葉縣八幡町	吉田 三郎	
大日本國防婦人會	昭七・三	牛込區原町三ノ八	武藤能壽子	
大日本修養聯盟	昭一〇・四	名古屋市中區新宮坂町八九	吉良辰次郎	中野 明範
大日本進興勸勞者愛國同盟	昭八・四	大阪府住吉區住吉町二〇六七	東 健市	
大日本國光宣揚會	大二・四	高津市天王寺區西高津寺町二五	權藤 健次	
大日本國民同志會	昭一〇・五	名古屋市中區明治町一ノ二	住 德藏	服部 善一
大日本青年黨	昭二・一〇	澁谷區櫻田二ノ一	橋本欣五郎	

大和聯盟	昭二・三	大阪府根崎新地	吉田 賢一	淡 德三郎
大 學 塾	昭九・三	澁谷區代々木大山	皆川 治廣	
大日本皇國黨	昭七・四	大阪府北區會根崎町一〇七	高澤鐵三郎	
大日本愛國團	昭七・二	小倉市鍛冶町五	中林德一郎	
大日本中心會	昭六・六	八幡市西本町二丁目	榊 公介	
大日本愛國立憲正義團	昭七・四	福岡市小柳町三七	大西新太郎	
大日本護國軍	昭八・三	小倉市小船場町	久保 美喜	早川 秀雄
大日本古神道實行團	大三・四	別府市外朝日村大平山麓	山本豐國彦	
大日本進興俱樂部	昭七・九	通二ノ七	佐々木藤松	宗川 勝
直 心 道 場	昭九・二	小石川區水道端町	大森 一翠	西郷 隆秀
地湧日本社	昭八・八	澁谷區幡ヶ谷本町二ノ三三	内田 剛藏	
中央報德會	昭六・二	四谷區三光町八	花田伸之助	
中央乃木會	大三・六	赤坂區新坂町六三	阪谷 芳郎	坂本 俊篤
天業青年團	大三・一	澁谷區代々木山谷	田中 智學	
鐵道青年會	明四・一	麩町區富士見町一ノ二〇	安藤 嶺九	
鐵道共敬會	大九・五	○淺草區船場町一四	上村 藤若	林 忠範
帝國文化教會	大五・三	澁谷區西大久保四ノ八	菊松 林	
帝國憲法學會	昭一〇・四	赤坂區新町五ノ二	板橋 菊松	
天 地 會	昭一〇・二	澁谷區常盤松二二	頭山 秀三	

日本國民軍	昭七・九	中野區大和町二七	四宮 四郎
日本急進同盟	昭八・三	大阪市北區中ノ島	難波 史郎 吉松 正勝
日東義會	昭九・四	七丁目河野ビル	牧野 務 脇坂 利徳
日本愛國青年同盟	昭七・〇	直方市原田町	脇坂 利吉
乃木講	昭四・三	麴町區紀尾井町六	大庭 二郎
八月會	昭一〇・八	大阪市北區會根崎	吉田 賢一 今井 武吉
勤王會	昭七・七	町上四ノ元吉田方	峰田 一步
日王社	昭四・三	芝區田村町二内田	入江 種矩 松林 亮
原稔青年部	昭八・二	牛込區津久土町一	鈴木 謙彰 三瓶 倉治
廣島興國同志會	昭九・二	廣島市大須賀町二	武久 完 松浦保次郎
日の本社	昭一〇・一	中野區大和町三四	島山 清身
風雲俱樂部	昭八・五	芝區櫻田伏見町二	千々波敬太郎
福高神風學會	昭八・五	内田ビル	福田豐太郎
福岡國民社會黨	昭七・九	福岡市材木町九	山下庸太郎
亡國軍縮排撃同盟	昭六・三	大阪市東區北濱一	箕田太三郎 高田 忠志
戊申農民協會	昭三・五	本郷區駒込神明町	草野 馨 杉山慶之助
奉仕會	昭二・〇	三軒區飯田町六ノ	佐藤鐵太郎
北斗俱樂部	昭一〇・四	麴町區内幸町大正	篠本 正義 石井 實雄
本地日本團	昭一〇・四	日本橋區茅場町一	肥田 寛夫
北 溟 會	昭一〇・四	滿洲國新京東四條	岡津 泰正

北海道愛國團體同盟會	昭九・三	小樽市稻穂町五ノ	林 貞四郎
報國同志會	昭九・三	廣島市上柳町三番	和田 大佐
滿蒙義團	昭二・八	赤坂區仲ノ町一一	中野源一郎 山田 昇
民力振興會	昭二・八	板橋區中新井四丁	湯本 一 半田 一郎
陸奥興國同志會	昭七・七	青森縣黒石町	鳴海 才八
明倫會	昭七・七	麴町區九ノ内海上	田中 國重 井上 勝好
明治會	昭三・三	芝區田村町六〇	鹽谷慶一郎
明大興國同志會	昭四・二	下谷區鶯谷國柱會館	田中巴之助
躍進塾	昭一〇・九	神田明治大學内	師尾 源造
大和民勞會	昭一〇・九	千葉縣市川市市川	松村 正義
有終會	昭一〇・九	新田二四五	藤代 善山
洋々會	昭一〇・九	目黒區上目黒	藤代 善山
洛北青年同盟	昭四・二	芝區榮町一三水交	有馬 良橘 松村 純一
立憲革新青年黨	昭四・二	麻布區霞町二二佐	中島 資明
立憲養生會	昭三・〇	京都市左京區高野	中川 裕 北山 五郎
立憲安國黨	昭三・〇	日本橋區濱町二丁	佐藤 正吾
立憲大同聯盟	昭三・〇	麴町區飯田町河岸	田中 澤二
立憲愛國雄進同盟	昭三・〇	瀧野川區中里一六	勝渠 藤助
盟憲愛國社	昭六・八	麴町區内幸町一ノ	下澤 秀夫

昭和十一年中に制定公布された社會問題關係法規

法律

- 一 昭和九年法律第四十五號中改正法律——貿易調節及通商擁護ニ關スル件（第一號）——昭和十一年五月二十二日（昭和十一年十月一十一日）
- 二 國稅徵收法中改正法律（第二號）——昭和十一年五月二十二日（昭和十一年十月一十一日）
- 三 昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律（第三號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 四 昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用等ニ關スル法律（第四號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 五 昭和七年法律第一號中改正法律——滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件（第五號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 六 昭和九年法律第七號中改正法律——滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件（第六號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 七 大正十二年法律第五十二號中改正法律——司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件（第七號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 八 日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律（第八號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 九 產團處理統制法（第九號）——昭和十一年五月二十五日（公布ノ日）
- 一〇 蠶絲業組合中改正法律（第十號）——昭和十一年五月二十五日（昭和十一年十一月十日）
- 一一 蠶絲業法中改正法律（第十一號）——昭和十一年五月二十五日（昭和十一年九月一日）
- 一二 職業紹介法中改正法律（第十二號）——昭和十一年五月二十六日（昭和十一年九月一日）
- 一三 對支文化事業特別會計法中改正法律（第十三號）——昭和十一年五月二十六日（昭和十一年五月二十六日）（昭和十一年度ヨリ適用）
- 一四 商工組合中央金庫法（第十四號）——昭和十一年五月二十六日（昭和十一年六月二十日）
- 一五 東北興業株式會社法（第十五號）——昭和十一年五月二十六日（昭和十一年六月一日）
- 一六 東北振興電力株式會社法（第十六號）——昭和十一年五月二十六日（昭和十一年六月一日）
- 一七 鐵道敷設法中改正法律（第十七號）——昭和十一年五月二十六日（公布ノ日）

- 一八 岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道及兼業ニ屬スル資產買收ノ爲公債發行ニ關スル法律(第十八號)——昭和十一年五月二十六日(公布ノ日)
- 一九 江富軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律(第十九號)——昭和十一年五月二十六日(公布ノ日)
- 二〇 朝鮮事業公債法中改正法律(第二十號)——昭和十一年五月二十七日(公布ノ日)
- 二一 農村負債整理組合法中改正法律(第二十一號)——昭和十一年五月二十七日(公布ノ日)
- 二二 米穀自治管理法(第二十二號)——昭和十一年五月二十七日(公布ノ日)
- 二三 米穀統制法中改正法律(第二十三號)——昭和十一年五月二十七日(公布ノ日)
- 二四 穀共同貯藏助成法(第二十四號)——昭和十一年五月二十七日(公布ノ日)
- 二五 昭和六年法律第四十號中改正法律——重要産業ノ統制ニ關スル件(第二十五號)

- 昭和十一年五月二十七日(昭和十一年七月五日)
- 二六 重要輸出品取締法(第二十六號)——昭和十一年五月二十七日(昭和十一年十月十五日)
- 二七 輸出絹織物取締法中改正法律(第二十七號)——昭和十一年五月二十七日(昭和十一年十月十五日)
- 二八 輸出組合法中改正法律(第二十八號)——昭和十一年五月二十七日(昭和十一年十月十五日)
- 二九 思想犯保護觀察法(第二十九號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十一年十一月二十日)
- 三〇 重要肥料業統制法(第三十號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十一年十一月五日)
- 三一 競馬法中改正法律(第三十一號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十一年九月二十日)
- 三二 製鐵業獎勵法中改正法律(第三十二號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十一年六月十五日)
- 三三 自動車製造事業法(第三十三號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十一年六月十五日)

- 和十一年五月二十八日(昭和十一年七月一日)
- 三四 航空法中改正法律(第三十四號)——昭和十一年五月二十八日(昭和十二年六月一日)
- 三五 航路統制法(第三十五號)——昭和十一年五月二十九日(昭和十一年八月一日)
- 三六 土地貨賃價格改訂法(第三十六號)——昭和十一年五月三十日(公布ノ日)
- 三七 土地貨賃價格改訂法施行二件ノ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律(第三十七號)——昭和十一年五月三十日(昭和十三年一月一日)
- 三八 關稅定率法中改正法律(第三十八號)——昭和十一年五月三十日(公布ノ日)
- 三九 昭和七年法律第四號改正法律——輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件(第三十九號)——昭和十一年五月三十日(公布ノ日)
- 四〇 大正十三年法律第二十四號中改正法律——養蠶品等ノ輸入稅ニ關スル件(第四十號)——昭和十一年五月三十日(公布ノ日)
- 四一 臺灣私設鐵道補助法中改正法律(第四十號)——昭和十一年五月三十日(公布ノ日)

- 四二 退職積立金及退職手当法(第四十二號)——昭和十一年六月二日(昭和十二年一月一日)
 - 四三 臺灣拓殖株式會社法(第四十三號)——(昭和十一年六月二日)(公布ノ日)
 - 四四 貯蓄銀行法中改正法律(第四十四號)——昭和十一年六月五日(公布ノ日)
 - 四五 不穩文書臨時取締法(第四十五號)——昭和十一年六月十三日(公布ノ日)
- 以上が昭和十一年中に制定公布された法律の全部である。(括弧内號數は公布法律號數、月日は公布年月日で、更に其の下の括弧内は法律施行期日)以下前掲ゴチックで示した社會問題關係重要法律の條文のみを掲載、他は省略することにした。

**昭和九年法律第四十五號
中改正法律**

(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)

(法律 第一一號)
昭和十一年五月二十二日公布
昭和九年法律第四十五號中左ノ通り改正ス

附則第二項中「三年間」ヲ「六年間」ニ改ム

産繭處理統制法

(法律 第九號)
昭和十一年五月二十五日公布

- 第一條 養蠶者ノ依ルベキ繭ノ處理方法ハ地方ノ狀況其ノ他特別ノ事由ニ因リ生繭ノ賣買取引ヲ必要トスル場合ヲ除クノ外左ノ各號ニ掲グルモノトス
 - 一 乾繭ニ依ル賣買取引(乾繭取引)
 - 二 收購前爲シタル契約ニ基キテ行フ生繭ノ賣買取引(特約取引)
 - 三 産業組合又ハ産業組合聯合會ニ依リ行フ製絲加工(組合製絲)
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ定ムル方法
- 第二條 道府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ繭ノ品位ニ付檢定ヲ行フベシ
- 前項ノ規定ニ依ル繭ノ檢定ニ關シ必要ナル費用ハ道府縣ノ負擔トス
- 但シ國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ其ノ檢定施設ニ要スル經費ノ二分ノ一以内ヲ補助スルコトヲ

得

- 第三條 繭ノ賣買取引其ノ他命令ヲ以テ規定スル繭ノ處理ハ前條ノ檢定ニ依ル品位ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 特約取引ヲ爲サントスル者ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
- 前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 蠶絲業組合又ハ繭ノ處理ヲ爲ス團體ガ其ノ組織員ノ繭ノ處理ニ關シ統制ヲ爲シタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ其ノ統制ヲ放ナク案シ又ハ案サントスル組織員ニ對シ其ノ組合又ハ團體ノ統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ規定ハ蠶絲業組合法等十八條第二號ニ掲グル者ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 第三條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第四條ノ認可ヲ受ケズシテ特約取引ノ契約ヲ爲シタル者
- 第七條 養蠶者、養蠶實行組合、繭ノ處理ヲ爲ス産業組合其ノ他ノ法人、繭ノ賣買取引ハ

蠶絲業組合法中改正法律

(法律 第十一號) 昭和十一年五月二十五日公布

取次ヲ業トスル者又ハ製絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發シタル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第五條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ科料ニ處ス 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ科料ニ之ヲ準用ス 第十條 本法ハ命令ヲ以テ定ムル滿ノ處理ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

蠶絲業組合法中左ノ通改正ス

第十八條 養蠶業組合ハ其ノ地區内ニ於ケル左ニ掲グル者ヲ以テ其ノ組合員トス

一 養蠶實行組合

二 養蠶實行組合ノ組合員ニ非ザル養蠶者ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノ

第十九條 第三項ヲ左ノ如ク改ム

養蠶實行組合ノ地區ハ部落其ノ他ニ準ズル區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第二十二條ヲ削リ第二十一條ヲ第二十二條トシ同條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二十條ヲ第二十一條トス

養蠶實行組合ヲ設立セントスルトキハ其ノ地區内ノ養蠶者七人以上設立者ト爲リ規約ヲ作成シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ 第二十條 養蠶實行組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 組合員ノ養蠶業ニ必要ナル物ノ共同購

入、共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ養蠶業ニ關スル共同施設

二 組合員ノ生産シタル蠶ノ處理ニ關スル施設

三 組合員ノ養蠶業ノ統制ニ關スル施設

四 組合員ノ養蠶業ニ關スル共濟及備荒施設

五 組合員ノ養蠶業ニ關スル指導、研究及調査

六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第二十三條 第二項ヲ左ノ如ク改ム

登記スベキ事項左ノ如シ 一 前條第二項第一號乃至第四號及第十一號ニ掲グル事項

二 設立認可ノ年月日

三 理事及監事ノ氏名及住所

第二十五條ノ二 組合員タル資格ヲ有スル者養蠶實行組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條ノ三 養蠶實行組合ノ分合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條ノ四 養蠶實行組合ハ左ノ事由ニ

因リテ解散ス

一 規約ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合ノ分割

五 組合員ガ七人未滿ニ減ジタルトキ

六 組合ノ破産

七 行政官廳ノ處分

第二十六條 民法第三十八條、第四十四條第一項、第四十七條、第四十八條、第五十條、第五十一條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條乃至第六十六條、第六十九條、第七十條及第七十二條、乃至第八十二條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十七條、第三十九條乃至第二百二十二條、第二百三十六條乃至第三百八十八條、第四百二十二條、第四百三十三條、第四百四十七條乃至第五百五十條ノ二、第五百五十一條乃至第五百五十七條及第七十五條乃至第七十七條並ニ産業組合法第二十五條、第三十四條ノ二、第三十五條、第四十八條ノ二、第六十條第一項(清算ニ關スル規定ヲ除ク)、第六十條

ノ二、第六十一條(清算ニ關スル規定ヲ除ク)及第六十五條(合併ニ關スル規定ヲ除ク)ノ規定ハ養蠶實行組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十八條及第七十七條中一週間トアルハ之ヲ二週間トス

第二十七條 養蠶業組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ第十八條第一號及第二號ニ掲グル者ノ各ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ但シ其ノ地區内ノ養蠶者ノ過半數ガ養蠶實行組合ノ組合員タル場合ニ於テハ設立ノ同意ハ養蠶實行組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ足ル

前項ノ創立總會ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 第一項中「農會、産業組合又ハ産業組合聯合會」ヲ「法人」ニ改ム

第三十一條 第一項中「養蠶實行組合」ヲ「組合員タル資格ヲ有スル者」ニ改ム

第三十二條 第二項中「總組合員」ヲ「議員」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

養蠶組合ノ議員ノ選任及解任ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 第二項中「組合員ハ總組合員」ヲ「議員ハ總議員」ニ、同條第四項中「組合員」ヲ「議員」ニ改ム

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 第二項中「組合員ハ總組合員」ヲ「議員ハ總議員」ニ、同條第四項中「組合員」ヲ「議員」ニ改ム

第三十六條 第一項中「組合員」ヲ「議員」ニ、同條第二項中「養蠶實行組合」ノ三分ノ二以上ノ同意」ヲ「組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ第二十七條第一項ノ規定ニ準ズル同意」ニ改ム

第三十七條 中「組合員」ヲ「議員」ニ改ム

第三十八條 第三項中「所屬ノ養蠶實行組合ノ組合員」ヲ「議員」ニ改ム

第四十一條 第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム 一 本法ニ依ル報告若ハ届出ヲ爲サズ又ハ檢査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

第四十四條ノ二 蠶種業組合ニ總會ヲ置ク總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十四條ノ三 蠶種業組合ハ命令及定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ノ選舉シタル總代ヲ以テ組織スル總代會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得總會ニ關スル規定ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總代會ニ之ヲ準用ス

第四十五條 中「第二十九條及第三十一條」ヲ

「第三十一條及第三十三條」ニ改ム
 「第五十一條中」及第三十一條乃至第四十條ヲ
 「第三十一條、第三十三條乃至第四十條及第
 四十四條ノ二」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
 第三十條及第四十四條ノ三ノ規定ハ製絲組
 合ニ之ヲ準用ス
 第五十六條中「及第三十一條乃至第四十條」ヲ
 「第三十一條第三十三條乃至第四十條及第
 四十四條ノ二」ニ改ム
 第六十二條第三項中「産業組合製絲組合」ノ下
 ニ「及製絲ヲ爲シ又ハ製絲工場ヲ有スル産業
 組合又ハ産業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規
 定スルモノ」ヲ加フ
 第六十五條第三項中「會員タル製絲業組合又
 ハ道府縣養蠶組合聯合會」ヲ「會員」ニ改ム
 第六十八條ニ左ノ一項ヲ加フ
 第三十條ノ規定ハ第五十七條第一號及第二
 號ノ製絲業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行ノ際現ニ存スル養蠶實行組合ハ本法
 施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノ
 ト看做ス但シ第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ
 ル迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル
 前項ノ組合ハ本法施行ノ日ヨリ二年以内ニ命
 令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケベ
 シ
 第二項ノ組合ハ前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ
 二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其
 ノ認可ノ年月日、監事ノ氏名及住所並ニ第二
 十二條第二項第三號及第十一號ニ掲グル事項
 ノ登記ヲ爲スベシ
 第二項ノ組合ニシテ第三項ノ期間内ニ同項ノ
 規定ニ依リ認可ヲ受ケザルモノハ其ノ期間滿
 了ノ日ニ於テ解散ス
 本法施行ノ際現ニ存スル養蠶業組合ハ本法施
 行ノ日ヨリ二年ヲ限リ其ノ構成者、總會及役
 員ニ關シ第十八條、第三十二條第二項第三項
 第三十四條第二項第四項、第三十六條、第三
 十七條及第三十八條第三項ノ改正規定ニ依ラ
 ズ仍從前ノ規定ニ依ル但シ命令ノ定ムル所ニ
 依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限
 ニ在ラズ
 前項ノ組合同項但書ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ
 タルトキハ其ノ地區内ニ於ケル第十八條第二
 號ニ掲グル者ハ當然其ノ組合員ト爲ル
 第六項ノ組合ニシテ同項ノ期間内ニ同項但書
 ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケザルモノハ其ノ期間

滿了ノ日ニ於テ解散ス
 産業組合法第十條ノ三ニ左ノ二項ヲ加フ
 農事實行組合ヲ設立スルニハ其ノ地區内ノ
 農業者七人以上設立者ト爲リ規約ヲ作成ス
 ルコトヲ要ス
 農事實行組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間内
 ニ規約、役員ノ氏名及住所並ニ設立ノ年月
 日ヲ具シ行政官廳ニ之ヲ届出ズベシ届出デ
 タル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ
 産業組合法第十條ノ四ヲ左ノ如ク改ム
 第十條ノ四 蠶絲業組合法第二十一條、第二
 十二條第二項、第二十三條乃至第二十五條
 第二十六條及第四十一條、民法第四十四條
 第二項、第五十二條第一項、第五十六條乃
 至第五十八條及第六十八條並ニ非訟事件手
 續法第三十五條第一項ノ規定ハ農事實行組
 合ニ之ヲ準用ス但シ蠶絲業組合法第二十三
 條第二項第一號中第一號乃至第四號及第十
 一號トアルハ之ヲ第一號、第二號及第四號
 トシ同項第二號中設立認可トアルハ之ヲ設
 立トシ同項第三號中理事及監事トアルハ之
 ヲ理事トシ同法第二十六條ノ規定ニ依リ準
 用スル民法第三十八條第二項及第四十七條
 産業組合法並ニ非訟事件手續法第五十條

ノ二ノ規定ヲ除ク

蠶絲業法中改正法律

(法律 第十一號) 昭和十一年五月二十五日公布

蠶絲業法中左ノ通改正ス
 第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
 命令ヲ以テ規定スル蠶絲業者ノ團體ハ第二
 十九條乃至第三十四條ノ十ノ規定ノ適用ニ
 付テハ之ヲ蠶絲業者ト看做ス
 第二十九條 蠶絲業者ハ其ノ蠶絲業ノ改良發
 達及統制ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ
 以テ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶絲共同施設組
 合ヲ設立スルコトヲ得
 第三十條 蠶絲共同施設組合ハ法人トス
 第三十一條 蠶絲共同施設組合ハ左ノ事業ヲ
 行フ
 一 組合員ノ生産若ハ製造又ハ取扱ニ係ル
 蠶種、繭又ハ蠶絲類ノ加工若ハ販賣又ハ
 仲立
 二 組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ共同購入
 共同設備ノ設置及資金ノ貸付
 三 組合員ノ生産又ハ製造シタル蠶絲類ノ

検査

四 組合員ノ事業ノ聯絡統制ニ關スル施設
 五 組合員ノ事業ニ關スル指導、研究及調
 査
 六 前各號ニ掲グルモノノ外組合ノ目的ヲ
 達スルニ必要ナル施設
 第三十二條 蠶絲共同施設組合ノ組織ハ無限
 責任、有限責任及保證責任ノ三種トス
 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ
 其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於
 テ組合員ノ全員ガ連帶無限ノ責任ヲ負擔シ
 有限責任ノ組合ニ在リテハ組合員ノ全員ガ
 其ノ出資額ノ限度トシテ責任ヲ負擔シ保證
 責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ
 債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組
 合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額
 (保證金額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔ス
 第三十三條 蠶絲共同施設組合ハ命令ノ定ム
 ル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲共同施設組合
 タルコトヲ示スベキ文字及組合ノ組織ヲ示
 スベキ文字ヲ用フベシ
 蠶絲共同施設組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱
 中ニ蠶絲共同施設組合タルコトヲ示スベキ
 文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第三十四條

本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登
 記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スル
 コトヲ得ズ
 第三十四條ノ二 本法ニ依リ登記スベキ事項
 ハ其ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ
 登記スベシ
 登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要
 スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ
 登記ノ期間ヲ起算ス
 第三十四條ノ三 蠶絲共同施設組合ヲ設立セ
 ントスル者ハ定款ヲ作成シテ主務大臣ノ認
 可ヲ受クベシ
 第三十四條ノ四 蠶絲共同施設組合ノ定款ニ
 ハ左ノ事項ヲ記載シ各設立者之ニ署名又ハ
 記名捺印スベシ
 一 目的
 二 名稱
 三 組織
 四 地區
 五 事務所ノ所在地
 六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
 七 組合員ノ有スベキ出資口數ニ關スル規
 定
 八 保證責任ノ組合ニ在リテハ保證金額ニ

- 九 剩餘金處分及損失分擔ニ關スル規定
- 十 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十一 組合員タル資格ニ關スル規定
- 十二 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 十三 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 十四 役員ニ關スル規定
- 十五 會計ニ關スル規定
- 十六 組合ガ公告ヲ爲ス方法
- 十七 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
- 第三十四條ノ五 蠶絲共同施設組合ハ出資ノ第一回ノ拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ登記スベキ事項左ノ如シ
 - 一 前條第一號乃至第四號、第六號、第十號及第十七號ニ掲グル事項
 - 二 事務所
 - 三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額
 - 四 無限責任ノ組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 五 保證責任ノ組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱住所及保證金額
 - 六 設立認可ノ年月日

- 七 理事及監事ノ氏名及住所
 - 前項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲グル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
- 第三十四條ノ六 蠶絲共同施設組合ニハ理事及監事ヲ置クベシ
 - 理事及監事ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
- 第三十四條ノ七 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得
 - 前項但書ノ規定ニ依リ組合員ノ有スベキ議決權ノ數ノ制限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十四條ノ八 組合員タル資格ヲ有スル者蠶絲共同施設組合ニ加入セントスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第三十四條ノ九 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間前ニ豫告ヲ爲シ蠶絲共同施設組合ノ承諾ヲ得タル場合ニ於テハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得
 - 組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

- 第三十四條ノ十 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十六條第七十條、第七十三條乃至第八十二條及第八十四條第一號、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十七條、第三十九條乃至第二百二十二條、第二百三十六條乃至第三百八十八條、第四百一條乃至第五百五十八條、第六百六十五條、第六百七十五條乃至第七百七十八條及第二百六條乃至第二百八條並ニ産業組合法第五條、第六條、第十條、第十一條第一項、第十二條第十七條第一項、第十八條乃至第二十四條第二十六條乃至第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二乃至第三十七條、第三十九條乃至第四十六條、第四十七條乃至第四十九條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條第一項(清算ニ關スル規定ヲ除ク)、

- 第六十條ノ二、第六十一條(清算ニ關スル規定ヲ除ク)、第六十二條(第一項第四號ヲ除ク)、第六十三條ノ二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條第七十條乃至第七十三條、第七十四條ノ二第一項、第九十三條ノ二及第百四條ノ規定ハ蠶絲共同施設組合ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項、第四十八條第一項及第七十七條中一週間トアルハ二週間トシ同法第八十四條中二百圓トアルハ三百圓トシ非訟事件手續法第二百十條第二項中定款トアルハ定款及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面トシ産業組合法中主務大臣地方長官又ハ監督官廳トアルハ行政官廳トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

製絲業法第一條第二項中「第二條乃至第十一條及附則第二項ノ規定」ヲ「本法」ニ改メ同條第三項及同法第十二條乃至第二十七條ヲ削ル登錄稅法第十九條第七號中「生絲共同施設組合」ヲ「蠶絲共同施設組合」ニ、「製絲業法」ヲ「蠶絲業法」ニ改ム

日本勸業銀行法第十五條第三項及第三十二條

- 第一項第三號、農工銀行法第七條ノ五及第二十三條第三號並ニ北海道殖産銀行法第八條四項中「生絲共同施設組合」ヲ「蠶絲共同施設組合」ニ改ム
- 本法施行ノ際現ニ存スル生絲共同施設組合ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依ル蠶絲共同施設組合ト看做ス

職業紹介法中改正法律

(法律 第十一號)
昭和十一年五月二十六日公布

- 職業紹介法中左ノ通改正ス
 - 第二條ニ左ノ一項ヲ加フ
 - 特別ノ必要アル場合ニ於テハ北海道府縣ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
 - 第四條 第二條ノ職業紹介所ハ之ヲ設置スル公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ管理ス
 - 第五條 北海道府縣市町村ニ非ザル者職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
 - 第七條 職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ハ内務大臣及地方長官之ヲ管掌ス
 - 第九條 第二條ノ職業紹介所ニ關スル經費ハ

商工組合中央金庫法

(法律 第十四號)
昭和十一年五月二十六日公布

- 第一章 總 則
 - 第一條 商工組合中央金庫ハ商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合及輸出組合聯合會ニ對スル金融ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル業務ヲ營ムコトヲ目的トス
 - 商工組合中央金庫ハ法人トス
 - 第二條 商工組合中央金庫ハ主タル事務所ヲ

之ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス

- 第十條中「職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス市町村」ヲ「第二條ノ職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス公共團體」ニ改ム
- 第十二條中「職業紹介事務局ノ長」ヲ「地方長官」ニ改ム
- 第十三條ノ二 命令ノ定ムル所ニ依リ多數ノ勞務者ヲ雇傭セントスル者ハ職業紹介所ニ必要ナル事項ヲ地方長官ニ通報スベシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

東京市ニ置ク

商工組合中央金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得
主務大臣必要アリト認ムルトキハ商工組合
中央金庫ニ命ジテ從タル事務所ヲ設置セシ
ムルコトヲ得

第三條 商業組合聯合會、工業組合聯合會、

輸出組合聯合會又ハ銀行ハ商工組合中央金
庫ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得
商工組合中央金庫前項ノ聯合會又ハ銀行ヲ
シテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
商業組合聯合會、工業組合聯合會又ハ輸出
組合聯合會ハ商工組合中央金庫ニ對シ所屬
組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲
スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルト
キハ商業組合聯合會、工業組合聯合會又ハ
輸出組合聯合會ハ商工組合中央金庫ノ委任
ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

第四條 商工組合中央金庫ノ存立期間ハ設立

認可ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認
可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 商工組合中央金庫ノ定款ニハ左ノ事

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 存立期間
- 五 出資者タル資格ニ關スル規定
- 六 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 七 資本金額並ニ出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定
- 九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
- 十 出資者ノ權利義務ニ關スル規定
- 十一 業務及其ノ執行ニ關スル規定
- 十二 商工債券ノ發行ニ關スル規定
- 十三 役員ニ關スル規定
- 十四 會議ニ關スル規定
- 十五 會計ニ關スル規定
- 十六 公告ノ方法

- 一 資本金ヲ増加スルコトヲ得
- 二 政府、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ外商工組合中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ズ
- 三 一組合又ハ一聯合會ノ有スベキ出資口數ハ千口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得
- 四 商工組合中央金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス
- 五 第八條 政府ハ五百萬圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス
- 六 政府ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ二百萬圓ヲ拂込ミ爾後三年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス
- 七 組合又ハ聯合會ハ其ノ出資額ニ對シ設立當初ニ於テ出資額ノ五分ノ一ヲ拂込ミ爾後十年間ニ其ノ殘餘ヲ拂込ムモノトス
- 八 政府ノ商工組合中央金庫ニ對シテ有スベキ持分ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 九 第九條 商工組合中央金庫ハ出資者ニ對シ其ノ持分ヲ拂戻スコトヲ得ズ

第十條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ持分ノ讓

渡ニ依リテノミ脱退スルコトヲ得

第十一條 出資者ハ總出資者ノ五分ノ一以上

ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及其ノ招
集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ理事長ニ提出
シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

理事長ガ正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ
依リ請求アリタル後二週間以内ニ總會招集
ノ手續ヲ爲サザルトキハ其ノ請求ヲ爲シタ
ル出資者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集
スルコトヲ得

第十二條 商工組合中央金庫ニ非ザルモノハ

商工組合中央金庫又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用
フルコトヲ得ズ

第十三條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記

前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコ
トヲ得ズ

第十四條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ

事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ登記ス
ベシ

第十五條 商工組合中央金庫ハ理事長ガ設立

登記スベキ事項ニシテ主務大臣ノ認可ヲ要
スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ
登記ノ期間ヲ起算ス

委員ヨリ其ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル後二週

間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登
記ヲ爲スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

- 一 第五條第一號、第二號、第四號、第七號及第十六號ニ掲ゲタル事項
- 二 事務所
- 三 拂込資本金額
- 四 設立認可ノ年月日
- 五 理事長、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルト
キハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ
掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現
在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ
爲スコトヲ得

第十六條 設立ノ登記ハ理事長、理事及監事

ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ登記申請書ニハ定款、創立總會ノ決
議錄、出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第
一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面及申
請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十七條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事
項ノ變更ノ登記ハ理事長又ハ清算人全員ノ
申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第十八條 解散ノ登記ハ清算人全員ノ申請ニ

因リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ登記申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル
書面及理事長ガ清算人タラザル場合ニ於テ
ハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ
商工組合中央金庫ガ命令ニ因リテ解散シタ
ルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ
登記ヲ爲スベシ

第十九條 清算人ノ選任アリタルトキハ商工

組合中央金庫ハ各事務所ノ所在地ニ於テ其
ノ氏名及住所ヲ登記スベシ

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項中ニ變更
ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十條 清算人ニ關スル登記及清算終了ノ

登記ハ清算人全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
ベシ

第二十一條 商工組合中央金庫ニ關スル登記

ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以

テ管轄登記所トス
各登記所ニ商工組合中央金庫登記簿ヲ備フ
第二十二條 商工組合中央金庫ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

第二十三條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條乃至第七十八條乃至第八十一條、非訟事件手續法第三百三十八條、第三百三十八條ノ三、第四百四十四條第五號、第四百四十一條乃至第五百一十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百五十七條、第六百六十五條、第七百七十二條乃至第七十六條、第七百七十七條第二項及第七十八條並ニ産業組合法第五條、第十條、第十七條第一項、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十九條乃至第三十一條ノ三、第三十三條、第三十四條ノ二、第一項、第三十五條乃至第三十七條、第三十八條ノ二、第三十九條第一項第二項、第四十三條、第四十四條、第四十八條、第四十八條ノ二、第六十條第二項、第六十二條（第一項第四號ヲ除ク）、第六十

三條第一項、第六十五條、第七十條乃至第七十三條ノ三、第七十四條ノ二第一項及第七十四條ノ規定ハ商工組合中央金庫ニ之ヲ準用ス但シ民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間トアルハ之ヲ二週間トシ民法及産業組合法中理事トアルハ之ヲ理事長（民法第五十九條並ニ産業組合法第三十三條及第三十四條ノ二第一項ニ在リテハ理事長及理事）トシ地方長官又ハ監督官廳トアルハ之ヲ主務大臣トス

第二章 役員

第二十四條 商工組合中央金庫ニ理事長一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第二十五條 理事長ハ商工組合中央金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監査ス
第二十六條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ
理事長及理事ノ任期ハ五年、監事ノ任期ハ三年トス

第二十七條 商工組合中央金庫ニ評議員二十人以内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ但シ其ノ半数以上ハ商業組合、工業組合及輸出組合ノ關係者中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス
評議員ハ名譽職トシ定款ノ定ムル所ニ依リ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ズルモノトス
評議員ノ任期ハ三年トス

第三章 業務

第二十八條 商工組合中央金庫ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ業務ヲ營ムモノトス
一 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ五年以内ノ定期償還又ハ月賦償還貸付ヲ爲スコト
二 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ二十年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲スコト
三 所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ手形ノ割引又ハ當座預金貸越ヲ爲スコト
四 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ爲爲替手形ニ關スル保證業務ヲ爲スコト
五 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ内國爲替業務ヲ爲スコト
六 商業組合、商業組合聯合會、工業組合

聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會、公共團體其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコト

七 所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ有價證券ノ保護預リ又ハ其ノ委託賣買ヲ爲スコト

八 商工組合中央金庫ハ必要アリト認ムルトキハ擔保ヲ徵シテ前項第一號乃至第四號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

九 年賦償還又ハ半年賦償還貸付ニシテ其ノ期限五年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ總額ハ拂込資本金額及商工債券發行額ノ合計額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 商工組合中央金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債證券、地方債證券又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入ヲ爲スコト
二 大藏省預金部若ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト
三 商業組合、商業組合聯合會、工業組合工業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組合

聯合會ニ對シ短期貸付ヲ爲スコト
前項ノ餘裕金運用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 商工組合中央金庫ハ本法ニ規定セザル業務ヲ營ムコトヲ得ズ

第四章 商工債券

第三十一條 商工組合中央金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ商工債券ヲ發行スルコトヲ得但シ貸付金現在額、割引手形現在額及其ノ所有ニ係ル有價證券現在額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十二條 商工債券ハ券面金額五十圓以上トシ無記名式利札附トス
但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第三十三條 商工組合中央金庫ハ商工債券借換ノ爲一時第三十一條ノ制限ニ依ラズ商工債券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ商工債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊商工債券ヲ償還スベシ

第三十四條 商工組合中央金庫ニ於テ商工債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十五條 商工債券ノ消滅時效ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十六條 所得稅法、資本利子稅法及登錄稅法中社債ニ關スル規定ハ商工債券ニ之ヲ準用ス

第三十七條 商工債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第三十八條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商工債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第三十九條 商工組合中央金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ九月迄及十月ヨリ翌年三月迄トス
第四十條 商工組合中央金庫ハ事業年度毎ニ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第六章 監督及補助

第四十一條 主務大臣ハ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監督ス
第四十二條 商工組合中央金庫ノ定款ノ變更及剩餘金ノ處分ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第四十三條 主務大臣ハ商工組合中央金庫ニ

對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲
サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル
命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第四十四條 主務大臣必要アリト認ムルトキ
ハ商工組合中央金庫ノ貸付手形ノ割引又ハ
保證ニ付其ノ金額又ハ方法ヲ制限スルコト
ヲ得

第四十五條 商工組合中央金庫ハ事業年度毎
ニ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ヲ
定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セ
ントスルトキ亦同ジ

第四十六條 主務大臣ハ商工組合中央金庫監
理官ヲ置キ商工組合中央金庫ノ業務ヲ監視
セシム

第四十七條 商工組合中央金庫監理官ハ何時
ニテモ商工組合中央金庫ノ業務及財産ノ狀
況ヲ検査スルコトヲ得

商工組合中央金庫監理官ハ監視上必要アリ
ト認ムルトキハ何時ニテモ商工組合中央金
庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシム
ルコトヲ得

商工組合中央金庫監理官ハ商工組合中央金
庫ノ總會其他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ
陳述スルコトヲ得

第四十八條 商工組合中央金庫ノ業務若ハ財
産狀況ニ依リ其ノ業務ノ繼續ヲ困難ナリト
認ムルトキ又ハ商工組合中央金庫ノ行爲ガ
法令定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタル
トキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大
臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 總會ノ決議ヲ取消
- 二 役員又ハ清算人ノ解任
- 三 業務ノ停止
- 四 解散

第四十九條 商工組合中央金庫ハ設立ノ時ヨ
リ三十事業年度間政府ニ對シ剩餘金ノ配當
ヲ爲スコトヲ要セズ

第七章 罰 則

第五十條 商工組合中央金庫ノ理事長、理事
又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ商
工組合中央金庫ノ業務ノ範圍外ニ於テ貸付
若ハ手形ノ割引ヲ爲シ又ハ投機取引ノ爲ニ
商工組合中央金庫ノ財産ヲ處分シタルトキ
ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正條アル場合ニハ之ヲ
適用セズ

第五十一條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央

金庫ノ理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ百
圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ
場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 行政官廳又ハ總會若ハ總代会ニ對シ不
實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルト
キ
- 三 本法ニ依リ行政官廳ノ命ズル報告ヲ爲
サズ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命
令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 四 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ拂戻シ
タルトキ
- 五 本法ニ違反シテ出資者ノ持分ヲ取得シ
又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ
- 六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違
反シテ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
- 七 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
- 八 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違
反シテ商工債券ヲ發行シタルトキ
- 九 第三十三條第二項ノ規定ニ違反シタル
トキ
- 十 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザ
ルトキ
- 十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨

濟ヲ爲シ又ハ財産ノ分配ヲ爲シタルトキ

第五十二條 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央
金庫ノ理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ十
圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依
ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記
ヲ爲シタルトキ
- 二 本法ニ依ル總會又ハ總代会ノ召集ヲ怠
リタルトキ
- 三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依
リ事務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルト
キ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セ
ズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正
當ノ理由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルト
キ
- 四 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依
ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告
ヲ爲シタルトキ

第五十三條 第十二條ノ規定ニ違反シタル者
ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至
第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準
用ス

附 則

第五十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

第五十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ商工組合
中央金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理
セシム

第五十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大
臣ノ認可ヲ受ケタル後政府以外ノ出資者ヲ
募集スベシ

第五十八條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リ
タルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ
商工組合中央金庫設立ノ認可ヲ申請スベシ
前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遅滞
ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遅滞
ナク創立總會ヲ召集スベシ

設立委員ハ商工組合中央金庫ノ設立ニ關ス
ル事項ヲ創立總會ニ報告スベシ

第五十九條 創立總會終結シタルトキハ設立
委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ商工組合中央金
庫理事長ニ引渡スベシ

第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外商
工組合中央金庫ノ設立ニ關シ必要ナル事項
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 登録税法第六條第一項第十一號

中「産業債券」ノ下ニ「商工債券」ヲ、第十
九條第七號中「漁業組合聯合會」ノ下ニ「商
工組合中央金庫」ヲ、「漁業法」ノ下ニ「商工
組合中央金庫法」ヲ加フ

東北興業株式會社法

(法律 第十一十五號)
昭和十一年五月二十六日公布

第一章 總 則

- 第一條 東北興業株式會社ハ東北地方ノ振興
ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル殖産興業ヲ目的ト
スル株式會社トス
- 第二條 東北興業株式會社ノ資本ハ三千萬圓
トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコ
トヲ得
- 第三條 東北興業株式會社ハ株金全額拂込前
ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第四條 東北興業株式會社ノ株式ハ記名式ト
シ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人
ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員

ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第五條 東北興業株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 役員

第六條 東北興業株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第七條 總裁ハ東北興業株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東北興業株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監査ス

第八條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ

商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成ヲ爲スモノトス

一 肥料工業其ノ他電氣化學工業

二 水産及鑛産ノ資源開發事業

三 水面埋立事業

四 農村工業

五 其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事業

第四章 東北興業債券

第十一條 東北興業株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得

東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十二條 東北興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 東北興業債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第十四條 東北興業債券ノ所有者ハ東北興業

株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十五條 東北興業株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十一條ノ制限ニ依ラズ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還スベシ

第五章 準備金

第十六條 東北興業株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 政府ノ監督及補助

第十七條 政府ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十八條 東北興業株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十九條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十條 東北興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第七章 罰則

第二十七條 東北興業株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ノ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ヲ發行シタルトキ

四 第十五條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十二條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十八條 東北興業株式會社ノ總裁、副總裁及理事第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上三百圓以下ノ過料ニ處ス

ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第五條 東北興業株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 役員

第六條 東北興業株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第七條 總裁ハ東北興業株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東北興業株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監査ス

第八條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ

商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 營業

第十條 東北興業株式會社ハ左ノ事業ノ經營又ハ之ニ對スル投資其ノ他ノ助成ヲ爲スモノトス

一 肥料工業其ノ他電氣化學工業

二 水産及鑛産ノ資源開發事業

三 水面埋立事業

四 農村工業

五 其ノ他東北地方振興ニ關スル諸事業

第四章 東北興業債券

第十一條 東北興業株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限リ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得

東北興業債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十二條 東北興業債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 東北興業債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第十四條 東北興業債券ノ所有者ハ東北興業

株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十五條 東北興業株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十一條ノ制限ニ依ラズ東北興業債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東北興業債券ヲ償還スベシ

第五章 準備金

第十六條 東北興業株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 政府ノ監督及補助

第十七條 政府ハ東北興業株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十八條 東北興業株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十九條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十條 東北興業株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第七章 罰則

第二十七條 東北興業株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ノ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ヲ發行シタルトキ

四 第十五條ノ規定ニ違反シ東北興業債券ノ償還ヲ爲サザルトキ

五 第二十二條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

第二十八條 東北興業株式會社ノ總裁、副總裁及理事第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上三百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至
第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準
用ス

附 則

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北興業
株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理
セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ
認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第三十三條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月
日並ニ商法第二百六條第二項第二號、第

四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十四條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタ
ルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ檢
査ヲ受クベシ

第三十五條 設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタ
ル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サ
シムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞
ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十六條 創立總會ニ於テハ第八條ノ規定
ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行

フベシ

第三十七條 創立總會終結シタルトキハ設立
委員ハ其ノ事務ヲ東北興業株式會社總裁ニ
引渡スベシ

第三十八條 登録稅法第六條第一項第十一號
中「又ハ東洋拓殖債券」ヲ、「東洋拓殖債券又
ハ東北興業債券」ニ改ム

東北振興電力株式會社法

(法律 第十 六 號)
昭和十一年五月二十六日公布

第一條 東北振興電力株式會社ハ東北地方ノ
振興ヲ圖ル爲同地方ニ於ケル電氣事業ヲ營
ムコトヲ目的トスル株式會社トス

東北振興電力株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ
前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ミ又ハ東北
地方ニ於ケル他ノ電氣事業ニ投資スルコト
ヲ得

第二條 東北振興電力株式會社ノ資本ハ三千
萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加ス
ルコトヲ得

第三條 東北振興電力株式會社ノ株式ハ記名
式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國

法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル
役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議
決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セ
ザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東北振興電力株式會社ノ存立期間ハ
設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ政府ノ認
可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第五條 東北振興電力株式會社ニ社長副社長
各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置
ク

第六條 社長ハ東北振興電力株式會社ヲ代表
シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代
理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ東北振興電力
株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監査
ス

第七條 社長及副社長ハ政府之ヲ命ジ其ノ任
期ヲ五年トス

理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候
補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ
任期ヲ四年トス

シ其ノ任期ヲ三年トス

第八條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又
ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認
可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業務
ヲ監督ス

第十條 東北振興電力株式會社債ヲ募集セ
ントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ
政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ
生ゼズ

第十二條 東北振興電力株式會社ハ政府ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲ス
コトヲ得ズ

第十三條 東北振興電力株式會社事業計畫ヲ
設定シ又ハ變更セントスルトキハ政府ノ認
可ヲ受クベシ

第十四條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ業
務ニ關シ監督上又ハ東北地方振興上必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 政府ハ東北振興電力株式會社監理
官ヲ置キ東北振興電力株式會社ノ業務ヲ監
視セシム

第十六條 東北振興電力株式會社監理官ハ何

時ニテモ東北振興電力株式會社ノ金庫、帳
簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査スルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ必要ト認ム
ルトキハ何時ニテモ東北振興電力株式會社
ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報
告セシムルコトヲ得

東北振興電力株式會社監理官ハ株主總會其
ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコ
トヲ得

第十七條 政府ハ東北振興電力株式會社ノ決
議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行爲
ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ
違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ
決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ
監事ヲ解任スルコトヲ得

第十八條 東北振興電力株式會社ノ每營業年
度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミ
タル株金額ニ對シ第三營業年度迄ニ在リテ

ハ年百分ノ四、第四營業年度以降ニ在リテ
ハ年百分ノ六ノ割合ニ達セザルトキハ政府
ハ第十營業年度迄之ニ達セシムベキ金額ヲ
補給スベシ但シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ

ハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割
合各營業年度ヲ通ジテハ五百五十萬圓ヲ超

スルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額
ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割
合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ前項
ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

第十營業年度迄每營業年度ニ於ケル配當シ
得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ
年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ年百分
ノ六ヲ超エ百分ノ九迄ノ金額ニ付テハ其ノ
二分ノ一、年百分ノ九ヲ超ユル金額ニ付テ
ハ其ノ全額ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘
アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金
額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過シタル當
該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ
於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ
付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第十九條 東北振興電力株式會社左ノ各號ノ
一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ
行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓

以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業
務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處
スルコト亦同ジ

- 一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 第十四條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
- 第二十條 東北振興電力株式會社ノ社長、副社長及理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

- 第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ東北振興電力株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
- 第二十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ
- 第二十五條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日及商法第二百六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
- 第二十六條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

農村負債整理組合法中改 正法律

(法律第二十一號) 昭和十一年五月二十七日公布

- 法律第二十一號
- 農村負債整理組合法中左ノ通改正ス
- 第八條第二項及第十六條中「三年間」ヲ「六年間」ニ改ム
- 第二十七條中「五年間」ヲ「七年間」ニ、「二十年」ヲ「二十二年」ニ改ム
- 附 則
- 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米穀自治管理法

(法律第二十二號) 昭和十一年五月二十七日公布

- 第一條 本法ハ内地、朝鮮及臺灣ヲ通ズル過剩米穀ヲ統制スル爲内地、朝鮮及臺灣ニ於テ米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トス
- 第二條 米穀生産者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ小作料トシテ受クルモノ及命令ヲ以テ指定スル之ニ準ズル者ハ米穀統制組合ヲ設立スルコトヲ得
- 第三條 米穀統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス
- 第四條 米穀統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ニ限リ之ヲ行フモノトス
 - 一 第四十三條(第五十六條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ組合ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト
 - 二 組合ニ於テ統制スベキ米穀ヲ貯藏スルコト
 - 三 前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付

- 組合員ニ資金ノ融通又ハ其ノ斡旋ヲ爲スコト
- 第四十九條、第五十條(第五十六條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ米穀ノ賣渡ヲ爲スコト
- 五 貯藏米穀ノ倉庫證券ヲ發行スルコト
- 六 第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管シ其ノ他米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト
- 前項第五號ノ倉庫證券及其ノ發行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 米穀統制組合ノ地區ハ内地ニ在リテハ市町村、朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ廳又ハ郡市ノ區域ニ依ル特別ノ事情アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得
- 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外市町村等ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス
- 第六條 米穀統制組合ノ名稱中ニハ米穀統制組合ナル文字ヲ用フベシ本法ニ依リ設立シ

- タル米穀統制組合ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ米穀統制組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第七條 米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ第二條ニ掲グル者ヲ以テ其ノ組合員トス
- 第八條 米穀統制組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
- 第九條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ米穀統制組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ其ノ他必要ナル事項ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
- 設立ヲ命ゼラレタル者命令ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 米穀統制組合ハ設立ノ認可アリタル

- 時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス
- 前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ遲滞ナク組合設立ノ旨並ニ組合長及副組合長ノ住所及氏名ヲ告示スベシ
- 第十一條 米穀統制組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合員トス
- 第十二條 該當スル者ニシテ第七條ノ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員タル資格ヲ有セザルモノハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ米穀統制組合ニ加入スルコトヲ得
- 第十二條 米穀統制組合ニ總代會ヲ置ク
- 總代會ハ組合長、副組合長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第十三條 米穀統制組合ノ組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ總代ヲ選舉スベシ
- 第十四條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ
 - 一 收支豫算
 - 二 經費ノ分賦收入方法
 - 三 事業報告及收支決算
 - 四 借入金

事業ヲ行フ團體ハ前項ニ規定スル者ヨリ團體員ノ例ニ準ジ使用料及手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第三十條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ガ第四十三條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代会ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

米穀統制組合ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケル前項ノ團體ノ監督及總會又ハ總代会ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ團體相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ地方米穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第三十二條 地方米穀統制組合聯合會ハ法人トス
第三十三條 地方米穀統制組合聯合會ノ地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州ノ區域ニ依ル

第三十四條 地方米穀統制組合聯合會ニ總會ヲ置ク
總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十五條 地方米穀統制組合聯合會ノ議員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツ

第三十六條 地方米穀統制組合聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一人
副會長 一人又ハ二人
評議員 數人

役員ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨グズ
前項但書ノ規定ニ依ル會長及副會長ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條 第四條第一項、第六條、第八條乃至第十條、第十一條第一項、第十四條乃至第十六條、第十八條第三項乃至第七項、第十九條乃至第二十一條、第二十二條第一項及第二十三條乃至第二十六條ノ規定並ニ第二十七條中解散ニ關スル規定ハ地方米穀統制組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第三十八條 勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケ道府縣ヲ區域トスル米穀ヲ取

扱フ販賣組合聯合會(以下道府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス)ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコトヲ得

第三十九條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合及所屬組合ニ非ズシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ所屬組合ニ準ジ第三十七條ニ於テ準用スル第四條第一項ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

第四十條 地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會第四十三條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代会ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
第三十條第二項ノ規定ハ前項ノ團體ニ之ヲ準用ス

前條ニ規定スル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ代表者ヲ第一項ノ總會又ハ總代会ニ出席セシメ表決權ヲ行使セシムルコトヲ得
第四十一條 政府ハ毎年内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ米穀需給推算ヲ行ヒ米穀ノ供給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數量ノ範圍内ニ

於テ定ムル一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得
前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ノ米穀管外移出數量ノ増加趨勢ノ外ニ米穀管外移出數量、米穀收穫ノ豐凶等ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四十二條 前條第一項ノ米穀需給推算及統制スベキ米穀ノ數量並ニ同條第三項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 政府ハ第四十一條ノ規定ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ニ付定マリタル數量ヲ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ジ、地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコト

ヲ要ス
米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ團體員及第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツルコトヲ要ス
朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムベキ米穀ノ數量ノ割當ニ付テハ前二項ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第四十四條 地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定ニ依リ割當ヲ爲サザル場合ニ於テハ政府ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 前二條ノ割當ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ其ノ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ貯藏ヲ解除シタルモノ及第四十九條又ハ第五十條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ヲ爲シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ團體員ハ第四十三條又ハ第四十四條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ

其ノ事業ヲ行フ團體ニ寄託スルコトヲ要ス
第二十九條及第三十條ニ規定スル者ニ付亦同ジ

第四十八條 米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ第二項ノ場合及勅令ノ定ムル場合ヲ除クノ外第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ爲スコトヲ得ズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 政府ハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ貯藏スベキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス
前項ノ買入價格ハ内地ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮及臺灣ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ定メタル價格トス

第五十條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ第四